目 次 第1号(12月11日)

告	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
町長提出第141号議案	9
町長提出第142号議案	1 1
町長提出第143号議案	1 1
町長提出第144号議案	1 1
町長提出第145号議案	1 1
町長提出第146号議案	1 1
町長提出第147号議案	1 1
町長提出第148号議案	1 1
町長提出第149号議案	1 1
町長提出第150号議案	1 6
町長提出第151号議案	1 6
町長提出第152号議案	1 6
町長提出第153号議案	1 6
町長提出第154号議案	1 7
町長提出第155号議案	1 7
町長提出第156号議案	1 7
町長提出報告第13号	2 8
散 会	2 9
署 名	3 0
第2号(12月14日)	
議事日程	3 1

本日の会議に付した事件	3 1
出席議員	3 1
欠席議員	3 1
事務局職員出席者	3 1
説明のため出席した者の職氏名	3 2
開 議	3 2
会議録署名議員の指名	3 2
一般質問	3 2
1 1 番 板垣 敬司君	3 3
1番 後山 幸次君	5 1
4番 岡田 克也君	6 7
7番 寺戸 昌子君	8 5
9番 三浦 英治君	1 0 4
散 会	1 2 2
署 名	1 2 3
第3号(12月15日)	
議事日程	1 2 5
本日の会議に付した事件	1 2 5
出席議員	1 2 5
欠席議員	1 2 5
事務局職員出席者	1 2 5
説明のため出席した者の職氏名	1 2 6
開 議	1 2 6
会議録署名議員の指名	1 2 6
一般質問	1 2 6
10番 京村まゆみ君	1 2 7
2番 川田 剛君	1 4 1
3番 米澤 宕文君	1 5 9
6番 丁 泰仁君	174
8番 御手洗 剛君	190
散 会	2 0 5
署 名	206
第4号(12月16日)	
議事日程	207

本日の会議に付した事件	208
出席議員	2 1 0
欠席議員	2 1 0
事務局職員出席者	2 1 0
説明のため出席した者の職氏名	2 1 0
開	2 1 0
会議録署名議員の指名	2 1 1
町長提出第141号議案	2 1 1
町長提出第142号議案	2 1 5
町長提出第143号議案	2 1 7
町長提出第144号議案	2 1 8
町長提出第145号議案	2 1 9
町長提出第146号議案	2 2 0
町長提出第147号議案	2 2 0
町長提出第148号議案	2 2 1
町長提出第149号議案	2 2 2
町長提出第150号議案	2 2 3
町長提出第151号議案	2 3 7
町長提出第152号議案	2 4 0
町長提出第153号議案	2 4 0
町長提出第154号議案	2 4 1
町長提出第155号議案	2 4 2
町長提出第156号議案	2 4 3
町長提出第157号議案	2 4 4
請願第8号	2 4 8
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	2 5 6
文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について	264
総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について	267
文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について	267
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	268
閉 会	268
翌 夕	260

津和野町告示第98号

平成 27 年第 10 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する 平成 27 年 12 月 2 日

津和野町長 下森 博之

1 期 日 平成27年12月11日 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場 ○開会日に応招した議員 後山 幸次君 川田 剛君 米澤 宕文君 岡田 克也君 丁 泰仁君 草田 吉丸君 寺戸 昌子君 御手洗 剛君 三浦 英治君 京村まゆみ君 板垣 敬司君 沖田 守君 ○12月14日に応招した議員 ○12月15日に応招した議員 ○12月16日に応招した議員 ○応招しなかった議員 平成27年 第10回(定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録(第1日)

平成 27 年 12 月 11 日 (金曜日)

議事日程(第1号)

平成 27 年 12 月 11 日 午前 9 時 00 分開

会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 日程第4 町長提出第141号議案 新町建設計画の変更について
- 日程第5 町長提出第142号議案 津和野町個人番号の利用等に関する条例の制定 について
- 日程第6 町長提出第143号議案 津和野町空家等の適正管理に関する条例の制定 について
- 日程第7 町長提出第144号議案 津和野町私債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第8 町長提出第 145 号議案 津和野町職員の再任用に関する条例の一部改正 について
- 日程第9 町長提出第 146 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 147 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改 正について
- 日程第11 町長提出第148号議案 津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第12 町長提出第149号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 150 号議案 平成 2 7年度津和野町一般会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 14 町長提出第 151 号議案 平成 2 7 年度津和野町国民健康保険特別会計補 正予算(第 3 号)
- 日程第 15 町長提出第 152 号議案 平成 2 7年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 16 町長提出第 153 号議案 平成 2 7 年度津和野町後期高齢者医療特別会計 補正予算 (第 2 号)
- 日程第 17 町長提出第 154 号議案 平成 2 7 年度津和野町簡易水道事業特別会計補 正予算 (第 4 号)
- 日程第 18 町長提出第 155 号議案 平成 2 7 年度津和野町下水道事業特別会計補正 予算 (第 2 号)
- 日程第 19 町長提出第 156 号議案 平成 2 7年度津和野町奨学基金特別会計補正予 算(第 1 号)
- 日程第20 町長提出報告第13号 専決処分の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第141号議案 新町建設計画の変更について

- 日程第5 町長提出第142号議案 津和野町個人番号の利用等に関する条例の制定 について
- 日程第6 町長提出第 143 号議案 津和野町空家等の適正管理に関する条例の制定 について
- 日程第7 町長提出第144号議案 津和野町私債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第8 町長提出第 145 号議案 津和野町職員の再任用に関する条例の一部改正 について
- 日程第9 町長提出第146号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 147 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改 正について
- 日程第11 町長提出第148号議案 津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第12 町長提出第149号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 150 号議案 平成 2 7年度津和野町一般会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 14 町長提出第 151 号議案 平成 2 7 年度津和野町国民健康保険特別会計補 正予算(第 3 号)
- 日程第 15 町長提出第 152 号議案 平成 2 7 年度津和野町介護保険特別会計補正予 算(第 3 号)
- 日程第 16 町長提出第 153 号議案 平成 2 7 年度津和野町後期高齢者医療特別会計 補正予算 (第 2 号)
- 日程第 17 町長提出第 154 号議案 平成 2 7 年度津和野町簡易水道事業特別会計補 正予算 (第 4 号)
- 日程第 18 町長提出第 155 号議案 平成 2 7 年度津和野町下水道事業特別会計補正 予算(第 2 号)
- 日程第 19 町長提出第 156 号議案 平成 2 7 年度津和野町奨学基金特別会計補正予 算(第 1 号)
- 日程第20 町長提出報告第13号 専決処分の報告について

出席議員(12名)

1番	後山	幸次君	2番	川田	Ħ	川君
3番	米澤	宕文君	4番	岡田	克七	也君
5番	草田	吉丸君	6番	丁	泰仁	二君
7番	寺戸	昌子君	8番	御手洗	: 岡	川君
0 釆	二浦	茁治君	10 悉	中料す	= wh a	ム尹

, 	/ > -	`
欠席議員	1721	١
	1/1	<i>,</i> 1

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

下森 博之君 副町長 島田 賢司君 世良 清美君 教育長 参事(兼健康福祉課長) 齋藤 等君 総務財政課長 …… 福田 浩文君 税務住民課長 ……… 楠 勇雄君 つわの暮らし推進課長 ………………………………… 内藤 雅義君 商工観光課長 ……… 藤山 宏君 農林課長 …………… 久保 睦夫君 環境生活課長 ……… 和田 京三君 医療対策課長 ……… 下森 定君 建設課長 ………… 田村津与志君 教育次長 ……… 羽多野寿子君 会計管理者 …………… 山本 典伸君

午前9時00分開会

○議長(沖田 守君) おはようございます。早いもので12月に入りました。ことし1年振り返ってみますと、4月にこの町からタクシーが消えるというような緊急の事態が発生をいたしましたが、町当局の英断によって上下分離方式によってタクシーが途絶えることなく継続されるとこういう状況になって喜んでおるところであります。また、特にことしは比較的平穏な1年であったように思えますが、4月には津和野百景の日本遺産認定を受けるという、こういうめでたい話もあったり、そして青原小学校もああして立派に改築をされたり、そして今まさに、国が地方創生戦略を策定を義務付けて、その策定作業に本町も鋭意努力をして、執行部からお話を聞くと12月末というのが1月末というところで策定が終わると、こういう状況にあるようであります。諸々そういうような1年でありました。本日から12月定例会を開催をいたすわけでありますが、座って失礼しますが、第10回目を迎えます津和野町議会定例会が招集され、議員各位執行部の皆さんおそろいでお出かけをいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第10回 定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、三浦英治君、10番、 京村まゆみ君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催をして、本定例会の会期及び議事日程について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。後山幸次君。

○議会運営委員長(後山 幸次君) おはようございます。議会運営委員会協議報告書。 議会運営委員会を平成27年12月7日に開催し、今定例会の議会運営について協議 しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたしま す。

今定例会の会期は、本日12月11日から16日までの6日間としたいと思います。 初日の11日は、議長より諸般の報告を受けたのち、町長提出議案の説明を受け、散 会とします。

12日、13日は休会とします。

14日、15日の2日間は一般質問を行い、今回の質問者は11人の28件であります。

16日は、町長提出議案についての質疑、討論、表決を行い、請願の所定の処理、各 常任委員会の報告を受けて全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告します。平成27年12月11日、津和野町 議会議長、沖田守様、議会運営委員長、後山幸次。

以上でございます。

- ○議長(沖田 守君) 委員長、質問者は10名でございますから、御訂正を……。
- ○議会運営委員長(後山 幸次君) すみません。質問者は10人の28件であります。
- ○議長(沖田 守君) ありがとうございました。

日程第2. 会期の決定

○議長(沖田 守君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から1 2月16日までの6日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12 月16日までの6日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

〇議長(沖田 守君) 日程第3、諸般の報告をします。

9月定例会以降における議会行事及び報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

【9月定例会以降】

- 10月 1日(木) 吉賀町10周年記念式典(吉賀町) 議長
 - 5日(月) 鹿足郡事務組合議会 組合議員4名、鹿足郡養護老人ホーム 組合議会 組合議員2名、鹿足郡不燃物処理組合議会 組合 銀3名
 - 7日(水) 議会広報編集委員会
 - 11日(日) 日本遺産センター開所式 議長
 - 12日(月) 山陰自動車道整備促進決起大会(萩市) 議員8名
 - 14日(水) 水曜会(町セ) 議長
 - 14日(水)~15日(金) 総務経済常任委員会視察研修(人吉市)
 - 15日(木) 文教民生常任委員会所管事務調査
 - 16日(金) 日原遺族会総会(丸立寺) 議長
 - 23日(木)~23日(金) 島根県町村議会議員研修会(松江市) 全議員
 - 24日(土) 津和野町戦没者追悼式(稲成神社) 副議長
 - 25日(日) スポーツ少年団柔道大会(津高) 議長
 - 29日(木) 島根県町村議会正副議長正副委員長研修会(松江市)正副議 長、正副委員長
- 11月 2日(月) 益田地区広域市町村圏事務組合議会(益田市)組合議員4名
 - 3日(火) 津和野町功労者表彰式(山開セ) 議長
 - 8日(日) 近県学校音楽大会(津体) 議長
 - 9日(月) 第9回臨時会、全員協議会、総務経済常任委員会所管事務調 査
 - 10日(火) 津和野町社会福祉協議会合併10周年記念福祉大会 副議長
 - 10日(火) 島根県選出国会議員との意見交換会(東京都) 議長
 - 11日(水) 町村議会議長全国大会(東京都) 議長
 - 12日(木) 文教民生常任委員会所管事務調查
 - 15日(日) 近畿島根県人会総会(大阪市) 副議長
 - 16日(月) 鹿足郡町村議会議員研修会(吉賀町) 全議員
 - 18日(水) 水曜会(町セ) 議長
 - 21日(土) 「交友の森」植樹祭(枕瀬山) 議長
 - 21日(土) 山陰道益田三隅間起工式(益田市) 副議長
 - 23日(月) 新嘗祭(稲成神社) 議長

24日(火) 日原地域老人福祉大会(山開セ) 議長

12月 7日(月) 議会運営委員会

【視察】

10月20日(火) 佐賀県神埼市議会(8名)デマンド交通システム

10月21日(水) 岡山県新見市議会(5名)冬虫夏草

10月29日(木) 静岡県沼津市議会(3名)定住対策、産業振興対策

11月16日(月) 徳島県吉野川市議会(9名)地域移住計画、不妊治療費助成制度

11月18日(水) 佐賀県太良町議会(6名)つわの暮らし推進住宅

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡 養護老人ホーム組合議会の報告に関する書類は、事務局に保管してありますので、必要 の向きはごらんいただきたいと思います。

日程第4. 議案第141号

○議長(沖田 守君) 日程第4、議案第141号新町建設計画の変更についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) 皆さんおはようございます。本日は12月定例議会の招集をお願いしましたところ、議員の皆様方にはおそろいで御出席を承りましてありがとうございました。今定例会に提案をいたします案件は、計画変更案件1件、条例案件8件、一般会計を初め各会計補正予算案件7件、報告案件1件の合計17案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議をたまわり、それぞれ可決たまわりますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第141号でございますが、新町建設計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- 〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) それでは、議案第141号新町建設計画の変更について御説明をいたします。まず、変更する計画でございますが、平成17年2月に津和野町日原町合併協議会が策定いたしました。市町村の合併の特例に関する法律に基づく新町建設計画でございまして、当初の計画期間は合併年度の平成17年度及びこれに続く10年間の平成27年度となっておりました。変更する理由でございますが、今年度合併10周年を迎え本来ならば、本年10年間の計画の最終年を迎えるところでございます。24年6月に、東日本大震災に伴う合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律が施行されまして、合併特例債の発行期限が10年から15

年に延長されたことに伴い、新町建設計画を変更するものでございます。変更する内容でございますが、期間延長を基本とした必要最小限の変更でございまして、人口、世帯数など、収容指標及び財政計画等の平成32年までの数値を加えるなどの、時点修正を行うものでございます。変更箇所につきましては議案裏面別紙新旧対照表をごらんください。右側のところで変更前、左側に変更案の箇所を対比をさせていただきまして、変更案のところ表紙から始まっておりますが新町建設計画の下の欄に平成17年2月。それから、津和野町日原町合併協会下の欄に津和野町平成27年12月変更というような形の中で赤字で変更する箇所については、表記をさしていただいております。第一節序論、第2款計画策定への方針、第3項計画の期間ということで、この資料として計画書も提出さしていただいておりますが、ここで言いますと全体計画の期間を合併年度及びこれに続く5年間の平成32年度までとするということで、先ほど御説明いたしましたように10年間のところを15年間ということで、変更をするということでございます。

以下この新旧対照表のところで変更するところにつきましては、1、市政、気候、人口、世帯、交流人口、産業構造、それから財政計画等ということで数値的な変更のところを赤字であるいは赤枠でですね表記をさしていただいております。また、資料といたしましてこの新旧対照表の終わりのところに今回新町建設計画として変更する案をつけさせていただいております。同じく27年12月変更の新町建設計画この中の変更した箇所につきましては、赤字、赤枠で表記をさせていただいているところでございます。詳細についてはまあこういったところの数値的な変更ということで、概要のみを本日は御説明をさせていただいたということでございます。なお、この新町建設計画の変更につきましては9月に島根県市町村課と事前協議を行っております。そののち11月津和野町地域審議会を開催をさしていただきまして、この変更内容について承認をいただき、その後島根県知事の合意を得た上で今回津和野町議会のほうに提案をさせていただくものでございます。

以上でございます。

〇議長(沖田 守君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第142号 日程第6. 議案第143号 日程第7. 議案第144号 日程第8. 議案第145号 日程第9. 議案第146号 日程第10. 議案第147号 日程第11. 議案第148号 ○議長(沖田 守君) 日程第5、議案第142号津和野町個人番号の利用等に関する条例の制定についてより、日程第12、議案第149号津和野町介護保険条例の一部改正についてまで、以上8案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、議案第142号でございますが、津和野町個人番 号の利用等に関する条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。詳細 につきましては担当課長から説明を申し上げます。議案第143号でございますが、 津和野町空家等の適正管理に関する条例の制定について議会の議決を求めるもので ございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。続いて議案第1 4 4 号でございますが、津和野町私債権の管理に関する条例の制定について議会の議 決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。 議案第145号でございますが、津和野町職員の再任用に関する条例の一部改正につ いて議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を 申し上げます。続いて議案第146号でございますが、津和野町議会の議員その他非 常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について議会の議決を求める ものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。議案第1 47号でございますが、津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について議 会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上 げます。議案第148号でございますが、津和野町税条例等の一部改正について議会 の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げ ます。続いて議案第149号でございますが、津和野町介護保険条例の一部改正につ いて議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) それでは議案第142号を御説明いたします。今回 の条例制定につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律。いわゆるマイナンバー法でございますが、その第9条第2項の 規定によりまして、法定事務についての庁内連携をするのに条例が必要となりますの で制定するものでございます。第1条におきまして法第19条第2項の規定に基づき 必要な事項を定めるという本条例の趣旨を定めたものでございます。第2条におきましては用語の定義を定めております。第3条で、町の責務。第4条で個人番号の利用 範囲をそれぞれ定めております。なおこの条例につきましては平成28年1月1日より施行するものであります。

以上でございます。

- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 議案第143号について御説明をいたします。津和野町空家等の適正管理に関する条例ということでございまして、この条例の概要につきましては11月の9日に開催をされた議会全員協議会の場でも、概要を説明したところでございます。

まず、第1条の目的でございますが、近年全国的に増加している空家の中には適正に管理されず老朽化等により危険な状態となっているものがございます。国においては平成27年5月26日空き家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されまして本町におきましても、倒壊等による事故犯罪火災等を防止し、町民等の生命、身体または財産を保護することを目的として条例を制定するものでございます。

第2条につきましては、定義について規定するものでございます。特に特定空家等の 定義につきましては、そのまま放置すれば倒壊等著しく法案上危険となる恐れのある状 態の空き家等と規定しておりまして、その判断基準は国が示す特定空家等に対するガイ ドラインに基づき建築物の著しい傾斜、構造耐力上主要な部分の損傷等により、判定を さしていただくものでございます。なお、特定空家等と判定した場合の特定空家等の敷 地にかかる固定資産税の住宅用地特例除外の取り扱いにつきましては行わないという ことにしているところでございます。第3条は、当事者間における解決の原則について 規定するものでございます。第4条につきましては所有者等の責務について規定するも のでございます。これは所有者等がみずからの責任において、空き家等を適正に管理す ることを規定するものでございます。第5条は、町の責務。第6条は、町民等の役割に ついてきていするものでございます。第7条は、町と町民との協働について規定するも のでございます。これは特定空家等に関し、その状態やその周辺への影響、所有者等に 関することなど町と町民等が相互に情報等を共有し、この条例の目的達成に向け連携し て取り組むことを規定するものでございます。第8条は、立ち入り調査等。第9条は、 所有者等に関する情報の利用について規定するものでございます。特に第9条につきま しては、固定資産税情報等に関し空き家等の所有者等の氏名など必要な情報を内部で利 用することができることを規定するものでございます。第10条から第14条につきま しては、特定空家等の所有者等に対し、必要に応じて助言または指導、勧告、命令、行 政代執行といった行政指導や行政処分を行うことができること。また、これらに必要な 手続きに関し規定するものでございます。第15条は、緊急措置について規定するもの でございます。これは、空き家等の危険な状態や切迫している場合であって、その所有 者等が直ちに危険な状態を解消することができない、特別な事情があるときは所有者等 の同意を得た上で、危険な状態を回避するための必要最小限度の措置を講じることがで きることとしており、緊急措置を講じた際の費用につきましては、所有者等から徴収す ることとしておるところでございます。なお、緊急措置につきましては、特定空家等の 判定に関わらず空き家等の状態に応じて講じていきたいと思います。第16条は、専門

的知識を有するものから意見を聞くことについて規定をするものでございます。これは、所有者等に関する情報、緊急措置の必要性や措置内容特定空家等の判断など、この条例の運用に関し、司法書士、建築士などから専門的な意見を求めることができることを規定するものでございます。第17条は、関係機関との連携。第18条は、この条例の運用に関し必要事項は町長別にされることを規定するものでございます。施行期日につきましては、住民周知等の部分で考慮し平成28年4月1日ということにしているところでございます。

以上です。

- 〇議長(沖田 守君) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(和田 京三君) それでは議案第144号について御説明をいたしま す。この条例は津和野町私債権の管理に関する条例であります。町の債権とは、法律 的な取り扱いの違いから公債権と、私債権の2種類に分けられます。公債権とは税で あるとか、保育料、下水道使用料等でありまして、一方的に請求するものであります。 私債権とは住宅使用料、水道使用料、各種奨学金貸付金など双方の合意で契約等によ って発生するものを請求するものであります。この私債権については債権管理に関す る法規。地方自治法あるいは地方自治法施行令、民法等の適用関係が大変複雑でわか りにくいというところがありまして、担当部局もばらつきがあり、債権管理に事務処 理基準を全町共有の一般基準として定めることによって、公平かつ合理的なものとし て、今回私債権に関する条例を制定するものであります。まず第1条でございますけ ども、目的であります。私債権の管理に関する事務の処理について、一般的基準その 他必要な事項を定めることによって、管理の適性を記することを目的といたしており ます。第2条では債権の定義でございます。私法上の原因に基づいて発生する債権を 私債権とするものでございます。第4条で私債権の徴収の責務。第5条で台帳の整備。 第6条で督促。第7条で強制執行等の措置ができる競売等でございますけども、そう いった強制執行の措置ができる条項になっています。

第8条からは地方自治法施行令の第171条の規定によって期限の繰り上げ、それから債権の申し出等、それから微収停止、延期の特約、免除ができるようになっております。特に第10条で各号のいずれかに該当するときは、微収停止をすることができる規定となっております。

第13条では、町の私債権について放棄することができます。生活困窮者であるとか破産法に基づくものであるとか、行方不明者、そういった者の債権については、微収停止をすることができます。なお100万未満については専決処分で議会に報告するという形にしております。なお、この条例につきましては公布の日から施行する予定にしております。

以上でございます。

〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(福田 浩文君) それでは議案第145号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては関連します上位法でございます被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されることに伴いまして、関連する本条例の一部改正を行うものでございます。

附則の第2条中の一部を改めておるところでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適 用するものでございます。

続きまして、議案第146号でございますが、本条例につきましても同じく被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が平成27年10月1日から施行されるものに伴いまして、関連する本条例の一部改正を行うものでございます。

附則の第5条、1項2項の表を改めているところでございます。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行し平成27年10月1日から適用するものでございます。それから、議案第147号を御説明いたします。同じく本条例につきましても、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が27年10月1日から施行されるのに伴いまして、関連する本条例の一部改正を行うものでございます。

附則の第5条と同項の表を改めておるところでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。 以上でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 議案第148号について説明いたします。

津和野町の税条例等の一部改正についてでございます。1条としまして、津和野町の 税条例一部改正については、地方税法の猶予制度の見直しに係る条例改正です。

主な改正内容は、納税者の申告による徴収の猶予で、分割納付について定めるものです。2条について、津和野町税条例等の一部に改正する条例の一部改正については、社会保障税番号制度に伴う改正でございます。これについては、法人番号の記入等を定めるものでございます。附則としまして1条については、平成28年4月1日から、2条については公布の日から施行するものでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 議案149号を御説明いたします。この条例につきましては、マイナンバー法の施行及び地方税法改正に伴うものでございます。

めくっていただきまして、裏面をごらんください。8条9条についての改正でありまして、一つ目としましてはマイナンバー法の施行に伴いまして、社会保障、税、災害対策の行政手続におきまして、個人番号利用が平成28年1月1日より開始されることか

ら保険料の徴収猶予、保険料の減免について記載事項に個人番号を追加するものでございます。

二つ目としまして、地方税法の改正に伴いまして、保険料の減免について書類等の提出期限を納付期限前7日から納付期限に変更するものでございます。なおこの条例につきましては、平成28年1月1日からの施行でございます。

〇議長(沖田 守君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第13. 議案第150号

日程第14. 議案第151号

日程第15. 議案第152号

日程第16. 議案第153号

日程第17. 議案第154号

日程第18. 議案第155号

日程第19. 議案第156号

○議長(沖田 守君) 日程第13、議案第150号平成27年度津和野町一般会計補正予算(第5号)より、日程第19、議案第156号平成27年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)まで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) それでは議案第150号でございますが、平成27年度津和野町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億8,719万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、96億1,254万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第151号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,259万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、12億4,731万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第152号平成27年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ106万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、13億7,549万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第153号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ159万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、2億8,969万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第154号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,519万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、4億9,651万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第155号平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ44万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、3億9,120万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第156号平成27年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、1,296万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) それでは議案第150号を御説明をいたします。

まず、5ページをごらんください。第2表債務負担行為補正の追加でございます。まず、日原賑わい創出拠点づくり事業の、設計管理委託業務の実施に伴いまして、今年度含めて2カ年間の事業で期間を平成28年度、限度額を192万円とするものでございます。同じく日原賑わい創出拠点づくり事業の小民家改修監修に係る委託業務の実施に伴いまして、今年度含めまして2カ年間の事業で期間を平成28年度、限度額を290万8,000円とするものでございます。

次に、安野光雅美術館PR映像制作業務の実施に伴いまして、来年度事業としまして、期間を平成28年度、限度額を1,123万2,000円とするものでございます。最後に「鴎外の庭」植栽工事の実施に伴いまして、今年度含めまして2カ年間の事業で、期間を平成28年度、限度額を519万5,000円とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、6ページ、第3表、地方債補正の追加及び変更でございます。総額で9,800万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは最初のほうから御説明いたしますので20ページをお開きください。

また、お手元のほうに補正予算の概要資料を用意しておりますので、合わせて御参照 いただければというふうに思っております。

まず、総務費の一般管理費でございます。共済費としまして、臨時職員等の見込み増に伴いまして、雇用保険料102万8,000円を増額しております。それから下段でございますが、企画費の報酬としまして、津和野高校支援業務を担当いたします新たな地域おこし協力隊員、ファウンディングベース事業に係るものでございますが、2名分の委員報酬128万5,000円を増額をしております。役務費といたしまして、ファ

ウンディングベース協力隊員のシェアハウスとして、借り上げております住宅に係ります不動産鑑定料39万1,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、委託料といたしまして、同じく借り上げ住宅の敷地測量業務委託料41万1,000円を新たに計上しております。また、地域おこし起業人交流プログラム実施に伴います、高齢者宅向けテレビ見守り買い物支援サービス事業委託料、329万1,000円を新たに計上しております。負担金補助及び交付金といたしまして、航空会社と地元自治体とのリスク分担金の確定に伴います、石見空港利用拡大促進協議会負担金、99万円を減額をしております。

それから情報処理費の委託料といたしまして、選挙年齢引き下げ等に伴います、法改 正対応に係るシステム開発委託料243万円を新たに計上しております。

使用料及び賃借料といたしまして、総合行政情報システムの新システム移行時期を見 直したことによりまして、リース料480万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、真ん中の生活バス対策費の委託料といたしまして、新規購入町営バス2台へのつわみんラッピング委託料75万6,000円を備品購入費から組み替えて計上しております。工事請負費といたしまして、口屋橋バス待合所整備工事391万7,000円を新たに計上をしております。備品購入費といたしまして、バスラッピング料の委託料への組み換えと、バスの入札減に伴いまして、町営バス購入653万4,000円を減額をしております。

負担金補助及び交付金としまして木尾谷町営バス待合所設置補助金10万円を新たに計上しております。道の駅管理費の負担金補助及び交付金といたしまして、なごみの里のレストラン調理器、機器取り替え工事等に対する修繕工事負担金294万9,000円。それからシルクウェイ日原のフードコート厨房冷凍冷蔵庫取り替え工事等に対する修繕工事負担金74万7,000円を増額をしております。

それでは28ページをごらんください。 賊課徴収費の償還金利子及び割引料といたしまして、個人住民税の更正申告による徴税還付金78万3,000円を増額をしております。

それでは34ページをごらんください。民生費の社会福祉総務費でございます。

役務費といたしまして、社会福祉法人つわの清流会設立に掛かります登記手数料30万円を新たに計上しております。委託料といたしまして、同じく認可後の運営支援に係る社会福祉法人設立業務委託料40万5,000円を増額をしております。負担金補助及び交付金といたしまして、同じく法人への基本財産及び運用財産として、社会福祉法人つわの清流会負担金1,700万円を新たに計上をしております。

繰出金といたしまして、国保介護及び後期高齢者医療特別会計への繰出金、合わせまして619万5,000円を増額をしております。それから老人福祉費の、老人保護措置費の扶助費といたしまして、自主的見込みの増によりまして、老人ホーム措置費252万円の増額をしております。

障害者福祉費の障害者技術支援給付事業の扶助費といたしまして、利用実績の増によりまして居宅介護分420万円、就労継続分636万円をそれぞれ増額をしております。 1枚めくっていただきまして、下段でございますが、児童福祉施設費でございます。もう1枚めくっていただきまして38ページでございますが、日原保育所の工事請負給費といたしまして、直地児童館への来年度からの給食搬出に伴いまして、保育所のほうの外構工事117万円を新たに計上しております。

それから下段でございますが、児童館施設費の備品購入費といたしまして、1枚めく っていただきまして40ページでございますが、同じく給食搬入に伴います、厨房機器 等購入に係る庁用器具費56万円を新たに計上しております。1 枚めくっていただきま して、災害救助費の負担金補助及び交付金としまして、箇所の追加等によりまして、農 地農業用施設小災害復旧事業費補助金54万円を増額をしております。1枚めくってい ただきまして、生活保護費の扶助費といたしまして、医療費の増によりまして医療扶助 1,500万円を増額をしております。1枚めくっていただきまして46ページをごら んください。衛生費の保健衛生総務費でございます。繰出金としまして、配水管修繕工 事の増等によりまして、簡易水道事業特別会計繰出金、549万5,000円を増額し ております。1枚めくっていただきまして、農林水産業費の農地費をごらんください。 委託料といたしまして入札減に伴います、中山及び堤田地区地形図作成業務委託料29 8万1,000円を減額をしております。工事請負費といたしまして、農道舗装事業等 の生産見込みによりまして、90万円を減額をしております。それから農業担い手支援 センター費の負担金補助及び交付金といたしまして、農事組合法人喜時雨への乗用田植 え機に係る経営体育成支援事業補助金89万3,000円を新たに計上しております。 1枚めくっていただきまして50ページの一番下、下段でございますが林地崩壊防止事 業費の負担金補助及び交付金といたしまして、もう1枚めくっていただきまして、2カ 所の町単林地等崩壊対策事業補助金100万円を計上しております。1枚めくっていた だきまして54ページをごらんください。商工費の商工振興費でございます。委託料と いたしまして古民家改修監修業務の増額に伴います、日原賑わい創出拠点づくり事業委 託料99万3,000円、同じく日原賑わい創出拠点づくり設計監理委託料128万円 を計上しております。備品購入費といたしまして町家スティ2号物件、潮邸でございま すがこちらへの各種備品購入費300万円を新たに計上しております。 それから1枚め くっていただきまして、真ん中のところでございますが、駐車場管理費の工事請負費と いたしまして駅前第2駐車場の法面擁壁設置工事154万5,000円を新たに計上し ております。歴史的風致維持向上事業費の委託料といたしまして、津和野駅一帯デザイ ンコンペ実施にかかります各費目を、このたびの補正で設計監理業務委託料へ組み替え をしたことによりまして設計管理業務委託料153万円を計上しております。2枚めく っていただきまして、60ページをごらんください。土木費でございます。1枚めくっ ていただきまして道路維持費の需用費といたしまして、重機等の修繕料103万7,0

00円を増額をしております。原材料費といたしまして里道等の修繕原材料80万3,000円を増額をしております。道路新設改良費の城山線の工事請負費といたしまして、道路改良工事費1,210万円を増額しております。3枚めくっていただきまして68ページをごらんください。住宅管理費の需用費といたしまして町営住宅の給湯機器等の修繕料205万2,000円を増額をしております。工事請負費といたしまして青原団地ストック改善事業費300万円を増額をしております。1枚めくっていただきまして公園費の需用費といたしまして、カントリーパーク遊具等の修繕料22万4,000円を計上をしております。

1枚めくっていただきまして、消防費でございます。非常備消防費の備品購入費といたしまして、入札減によりまして消防積載車166万3,000円を減額をしております。消防施設費の工事請負費といたしまして、防火水槽設置工事費198万5,000円を増額をしております。

2枚めくっていただきまして、76ページ教育費でございます。教育諸費の工事請負費といたしまして精算に伴いまして、青原小学校ソーラーパネル設置工事335万1,000円を減額し、日原小学校屋内運動場天井撤去側溝改修工事4,000万円を新たに計上し、総額で工事請負費3,664万9,000円を計上しております。

それではとびまして、84ページをごらんください。文化財保護費の委託料といたしまして永明寺周辺測量業務委託料87万6,000円を新たに計上しております。工事請負費といたしまして山陰道徳城峠越仮設歩道設置工事64万5,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、森鴎外記念館費の工事請負費といたしまして、「鴎外の庭」植栽工事費269万円を新たに計上しております。安野光雄美術館費の需用費といたしまして、書籍グッズ等の消耗品費432万円を増額をしております。工事請負費といたしまして、館への防犯カメラ設置工事182万8,000円を新たに計上しております。

それではとびまして92ページをごらんください。災害復旧費でございます。現年林道災害復旧費の工事請負費といたしまして、8月の台風15号の被害によります、火の谷分谷線災害復旧工事727万2,000円を新たに計上しております。過年農地農業施設災害復旧費の委託料といたしまして、橋梁の上部工の施工にかかります特別資材調査業務委託料500万円を新たに計上しております。工事請負費といたしまして被災箇所の精査等によりまして、農地農業施設災害復旧工事費8,741万9,000円を増額をしております。

2枚めくっていただきまして、96ページ公債費でございます。元金の償還金利子及び割引料といたしまして、平成16年度許可分の臨時財政対策債の利率見直しがございまして、その確定によりまして、長期債元金40万2,000円を増額をしております。

利子の償還金利子及び割引料といたしまして、平成26年度許可分の借入額の減に伴いまして、長期債利子645万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、諸支出金でございます。国県支出金還付金の償還金利子及び割引料といたしまして、過年度分生活保護費国庫負担金にかかります返還金等総額で3,673万8,000円を増額としております。

それでは歳入のほうを御説明いたしますので12ページにお戻りください。まず、地方交付税でございます。普通交付税を1億3,300万円増額をしております。次に、分担金及び負担金でございます。民生費負担金としまして、入所者の実績見込み増によりまして、老人ホーム措置費252万5,000円を増額をしております。次に、国庫支出金でございます。民生費国庫負担金としまして、実績見込みの増によりまして、障害者自立支援給付費国庫負担金528万円、医療補助費の増によりまして、生活保護費負担金1,125万円額の確定によりまして、国保の保険基盤安定負担金523万円をそれぞれ増額をしております。

1枚めくっていただきまして、土木費国庫補助金といたしまして、日原賑わい創出拠点事業費の増によりまして、社会資本整備総合交付金113万6,000円を増額をしております。教育費国庫補助金としまして、日原小学校屋内運動場天井撤去側溝改修工事にかかります、学校施設環境改善交付金250万円を新たに計上をしております。次に、県支出金でございます。民生費県負担金といたしまして、額の確定によりまして、国保の保険基盤安定負担金1,084万1,000円、それから実績見込みの増によりまして、障害者自立支援給付費負担金264万円を、それぞれ増額をしております。総務費県補助金といたしまして、青原小学校ソーラーパネル設置工事費額の確定によりまして再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金407万5,000円の減額をしております。農林水産業費県補助金といたしまして、農道舗装事業等の精算見込みによりまして、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金70万円を減額。中山及び堤田地区地形図作成業務委託料の入札減に伴いまして、農村漁村活性化対策整備交付金376万6,000円の減額、農地組合法人喜時雨の乗用田植え機導入にかかります経営体育成支援事業費補助金89万3,000円をそれぞれ減額増額をしております。

1枚めくっていただきまして、現年林道災害復旧事業に伴います、災害復旧費補助金408万1,000円を新たに計上しております。次に、財産収入でございます。物品売払収入としまして安野光雅美術館におきますミュージアムグッズ売払収入1,000万円を計上しております。次に、繰入金でございます。道の駅の各種修繕工事負担金及び駅前第2駐車場法面擁建設置工事等に伴いまして、津和野町観光振興基金繰入金、これは入湯税を原資とした基金でございますが、こちらのほうから490万円を計上をしております。次に、諸収入でございます。雑入の農林課分といたしまして、一昨年の豪雨災害に伴います町行造林地被災に対します、森林国営保険保険金等で135万9,00円を計上しております。最後に町債でございます。まず総務債の過疎対策事業債と

しまして、石見空港利用拡大促進協議会負担金の確定によりまして、過疎地域自立促進特別事業100万円の減額、町営バスの入札減等によりまして、コミュニティー交通整備事業650万円を減額をしております。

それから土木債の公営住宅建設事業債といたしまして、青原団地ストック改善事業費の増額によりまして、公営住宅建設事業300万円の増額。

1枚めくっていただきまして、過疎対策事業債といたしまして、町道城山線道路改良工事費の増額によりまして1,240万円を増額をしております。消防債の過疎対策事業債といたしまして、防火水槽設置工事費を緊急防災減債事業債へ組み替えたことと、消防積載車の入札減によりまして、消防施設整備事業830万円の減、緊急防災減債事業債といたしまして、防火水槽設置工事費の増額及び過疎対策事業債からの組み替えによりまして、消防施設整備事業850万円を増額しております。教育債の全国防災事業債といたしまして、目原小学校屋内運動場天井撤去側溝改修工事によりまして全国防災事業500万円を、同じく緊急防災減債事業を3,250万円を新たに計上をしております。災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債といたしまして、被災箇所の精査等によりまして農地農業施設災害復旧工事費の増により、農林水産業施設災害復旧事業5,060万円を増額をしております。

以上でございます。

- 〇議長(沖田 守君) はい、参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 議案第151号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので10ページのほうをごらんください。総務費の一般管理費27万7,000円は時間外の増並びに保険証の追加補充等によるものでございます。めくっていただきまして、12ページの諸支出金の保険税還付加算金65万円は、さかのぼり喪失等によりますのでございます。同じく償還金1,920万7,000円につきましては、国の療養給付費等負担金の平成26年度分過大交付によるものでございます。

戻っていただきまして、歳入に移ります。8ページをごらんください。一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金1,989万5,000円につきましては、実績見込みによる増でございます。職員給与費等繰入金27万7,000円につきましては、歳出で説明いたしました一般管理費の増に伴うものでございます。財政安定化支援事業繰入金239万3,000円並びにその下にあります、その他一般会計繰入金の地方単独医療カット分3万1,000円につきましては、確定によるものでございます。その他一般会計繰入金の1,900万円の減額でございますが、保険基盤安定繰入金等の増によりまして、法定外繰入を減額するものでございます。その下の財政調整基金繰入金1,900万円につきましては、平成26年度において基金積立てした前年度過大交付分の国の療養給費負担金を取り崩して償還金に充てるものでございます。

続きまして、議案第152号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので10ページのほうをごらんください。総務費の一般管理費21万1,000円につきましては時間外の増であります。

めくっていただきまして、12ページ保険給付費の負担金補助及び交付金の特定入所 者介護予防サービス費20万円につきましては、実績見込みによる増であります。

めくっていただきまして、14ページ地域支援事業費の包括的・継続的マネジメント支援事業費85万8,000円につきましては、包括のほうの産休代替による臨時職員の賃金を計上でございます。戻っていただきまして歳入8ページのほうをごらんください。一般会計繰入金36万5,000円につきましては歳出で説明しました一般管理費と包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の増額に伴うものでございます。

続きまして、議案第153号を御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページのほうをごらんください。広域連合納付金153万円の増につきましては、平成27年度の保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

めくっていただきまして、12ページ諸支出金の還付加算金6万円につきましては遡り喪失等によるものでございます。

戻っていただきまして歳入でございます。8ページをごらんください。一般会計繰入 金153万円の増につきましては、平成27年度の保険基盤安定負担金の確定によるも のでございます。その下の諸収入の6万円につきましては、還付加算金6万円、さかの ぼり喪失等によるものでございます。

以上です。

- 〇議長(沖田 守君) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(和田 京三君) それでは、議案第154号を御説明いたします。 4ページをごらんください。第2表地方債でございます。水道施設災害復旧債の借入 限度額を8,040万とし、簡易水道施設災害復旧事業に充当するものでございます。 予算の内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

それでは歳出より御説明いたしますので、12ページをごらんください。

まず、水道管理費でございます。旅費の5万5,000円につきましては、水道技術者研修及び担当者会議での増額でございます。それから需用費につきましては、消耗品として停水処理を行う際の停水キャップの購入、それから停電時の水道の復旧に寄与するために発電機の延長ケーブルの購入であります。また、修繕費としまして、稲成丁の災害復旧工事に伴う修繕、それから左鐙浄水場のサンプリングポンプの修繕、瀬戸浄水場の減圧弁の仮修繕、直地簡易水道の導水管の配電面の修繕を行うものでございます。医薬材料費としまして、滅菌液の補充をするために計上をしております。全体の合計で333万9,000円を計上しております。工事請負費といたしまして、瀬戸上橋仮設敷設工事でございますけれども、土台のブロックの製品を使うことが県からの条件ということでございまして、当初は中古品等を使う予定でございましたけれども、新品の土

台ブロックを使うということでございますので、その分の増額でございます。負担金補助及び交付金につきましては、災害復旧費への組み替えでございまして、瀬戸上橋の本工事に対する負担金で行いまして、県に支払うものでございます。

めくっていただきまして、14ページ簡易水道施設災害復旧費でございます。

工事請負費としまして、白井牧ヶ野配水管復旧工事に伴います、県からの要望で、舗装道路に敷設する水道管の歩道への敷設に関しまして、幅の広いところにつきましては、舗装をしてほしいと県からの要望でございまして、その舗装代の増でございます。また、導水管事業の仮設戸の工事が増額しております。それから、瀬戸橋の災害復旧工事に伴います水道管の敷設工事、吹野災害復旧工事に伴います水道管の敷設工事で1,070万円計上いたしております。また、鷲原地区配水管復旧工事瀬戸上橋の本工事でございますけども、これにつきましては県の災害復旧工事名賀川工区の負担金への組換えと、先ほど30万でございましたけれども、それと同じような形で組替えを工事から負担金へ組み替えることによりまして、工事費の1,078万1,000円を減額するものでございます。負担金補助及び交付金では、先ほど減額しました工事請負費の瀬戸上橋本工事の負担金としまして、組み替えを行いまして1,108万1,000円を計上するものでございます。

戻りまして歳入の御説明をしますので、10ページのほうをごらんください。

一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出で説明いたしました水道管理費及び災害 復旧費の増額で549万5,000円を計上しております。それから、水道施設災害復 旧債では白井牧ヶ野飲料供給施設、吹野及び瀬戸、瀬戸橋災害復旧工事に伴う水道工事 等の工事で、970万円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第155号を御説明いたします。

10ページ歳出からごらんください。

施設整備費の委託料につきましては、下水現場技術業務の委託料275万6,000円の減額でございます。施工管理業務委託料につきましても、131万2,000円の減額それぞれ入札減によりまして、減額するものでございます。また、効率的な事業実施のための計画策定業務委託につきましては、認可面積の増によりまして43万1,00円の増額を計上しております。工事請負費につきましては公共ますを日原地区に2カ所を増額するものでございまして、12万3,000円の増、津和野処理区環境工事の工事料の増で642万5,000円、終末処理場改築工事の入札減で246万4,000円の減によりまして、合計で408万4,000円の増額を計上しております。

戻りまして歳入のほうを御説明いたします。8ページにお戻りください。

一般会計繰入金でございます。 4 4 万 7,000円を増額するものでございます。 以上でございます。

〇議長(沖田 守君) 教育次長。

○教育次長(羽多野寿子君) それでは、議案第156号平成27年度津和野町奨学金 基金特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

まずは、資料10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

戻りまして8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

奨学基金繰入金48万円の減、貸付金元利収入50万6,000円の増でございます。 以上でございます。

○議長(沖田 守君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第20. 報告第13号

- ○議長(沖田 守君) 日程第20、報告第13号専決処分の報告について執行部より説明を求めます。町長。
- ○町長(下森 博之君) それでは、報告第13号専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。内容につきましては担当課長から御報告いたしますのでよろしくお願いいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) それでは、報告第13号を御報告いたします。 1枚めくっていただきまして、別紙をごらんください。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定によりまして、平成27年10月22日に専決処分したものでございます。まず、損害賠償の額でございますが、20万3,600円でございます。損害賠償の相手方でございますが、[総務財政課長説明]でございます。事故の内容でございますが、平成27年9月10日、お昼の午後0時5分頃津和野町後田付近の町道駅前線と県道萩津和野線の交差点でございますが、以前シャルムという喫茶店がございましたが、その前の交差点でございますが、県道萩津和野線を鉄砲丁から、交差点方向へ進行中の農林課の地域おこし協力隊員が運転いたします公用車が、交差点のほうに進入しようとしたところ、町道駅前線駅方向から交差点を経由して、県道萩津和野線に向け、直進進行中の相手方車両の発見がおくれまして、公用車が相手方車両の後輪付近に衝突し、相手方車両を破損したことによりまして、損害賠償が発生したものでございます。

以上でございます。

〇議長(沖田 守君) 以上、報告は終わりましたが質問がありましたら受けます。 ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。 なお、本日までに受理した要望書等は、既に配付のとおりであります。

·_____.

○議長(沖田 守君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日はこれで散会をいたします。御苦労でありました。

午前 10 時 14 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員

平成 27 年 第 10 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日) 平成 27 年 12 月 14 日 (月曜日)

議事日程(第2号)

平成 27 年 12 月 14 日 午前 9 時 00 分開

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員(12名)

1番 後山 幸次君2番 川田 剛君3番 米澤 宕文君4番 岡田 克也君5番 草田 吉丸君6番 丁 泰仁君7番 寺戸 昌子君8番 御手洗 剛君9番 三浦 英治君10番 京村まゆみ君11番 板垣 敬司君12番 沖田 守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

副町長 ……………… 町長 下森 博之君 島田 賢司君 教育長 世良 清美君 参事(兼健康福祉課長) 齋藤 等君 総務財政課長 …… 福田 浩文君 税務住民課長 ……… 楠 勇雄君 内藤 雅義君 商工観光課長 …… 藤山 宏君 農林課長 … 久保 睦夫君 環境生活課長 …… 和田 京三君 医療対策課長 ……… 下森 定君 建設課長 …… 田村津与志君 教育次長 … 羽多野寿子君 会計管理者 ………… 山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長(沖田 守君) おはようございます。初日に引き続き、執行部、議員各位お そろいで御出席をいただきまして、ありがとうございます。

きのうは、第35回の津和野町福祉チャリティー町民余芸大会が開催されました。議員各位には御出演をいただいてありがとうございました。お疲れでありました。

それでは、ただいまから2日目の会議を始めます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、板垣敬司君、1番、 後山幸次君を指名します。

·_____

日程第2. 一般質問

〇議長(沖田 守君) 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、11番、板垣敬司君。

○議員(11番 板垣 敬司君) おはようございます。12月定例議会のトップバッターで務めさせていただきます。

災害復旧につきましては、一般質問に入る前にお礼を一言申し上げたいと思いますが、一部の新聞等には、なかなか住民の思うような災害復旧がままならず、非常に弱っているというような表現で記述してあるようなところもありますが、私はむしろ関係機関の多大な御尽力によりまして、さらに建設業者の、本当、昼夜を分かたず頑張っていただいとるということで、むしろ災害復旧は順調に、着実に進んでいるのではないかと思って、ただただ感謝するのみでございます。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、1点だけ質問をいたしたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略についてということでございます。その中で、全国の自治体が総合戦略を打ち立てるということになっておりますが、本町においては、どのような進捗状況になっているか、まず伺うところでございます。

既にことしの3月補正でも先行型交付金の交付があり、それに伴う事業実施が行われておりますし、来年度以降、地域の元気創造事業費やまた新たに設置される人口減少等特別対策事業費等が、これから本町が描こうとしている総合戦略の中で、どの程度そのものが反映されるのか、見通しをお伺いをいたします。

あわせて、さきに本町で示されました人口ビジョンと中期財政人口ビジョンの中で、 中期財政計画のもとで行財政改革として、定員管理計画や人事評価制度等、取り組む課 題はあると認識しておりますが、その点についてどのようなお考えかを2点目としてお 伺いします。

さらに、現在2期目のまちづくり事業として取り組まれております、地域提案型の助成事業の交付対象でございますが、従来の1期目のやり方よりも2期目は少し変えて、12のまちづくり委員会でやる仕事と、それから地域提案型で各自治会等でやるというようなことで、2つの交付の仕方が変わってきておりますが、現在私が進めていく中で、もう少し地域に限定することなく、自治会に限定することなく、全町的な意味合いから大きな目的を持って、しかもその計画が策定された、そのような住民組織にこの交付金を充当することが、やはりまちづくりにとって大切なんではなかろうか、そして創生総合戦略と合致するのではないだろうかと、この機に及んで、ますますその思いを強くいたしておりますが、その辺について次年度以降見直す考えはないか、お伺いをいたします。

〇議長(沖田 守君) 町長。

〇町長(下森 博之君) 皆さん、おはようございます。きょうから一般質問ということでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、11番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

津和野町総合戦略につきましては、津和野町人口ビジョンにおいて、本町の2060年の目標人口を4,816人と定めたところでありますが、この目標を実現するための2019年までの具体的な戦略について、津和野町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会において、協議をしているところでございます。

戦略に盛り込む内容の起草作業といたしまして、9月下旬から11月中旬にかけ、医療や福祉、農林業に従事される方や商工会・観光協会の関係者、保育所及び小中学校の保護者の皆さん、そして津和野高等学校生徒会の皆さん等と意見交換会を実施したところでございます。

意見交換会におきましては、若者や女性の雇用の場の確保の必要性と、農林業、商工業の後継者不足の問題や医療・福祉分野における人材不足、出産・子育てに係る財政支援及び子育ての人的サポート等の必要性、そしてふるさと教育の重要性など、各分野の施策や問題点について、さまざまな御意見を頂戴したところでございます。

この意見交換会での御意見を参考にした上で、津和野町では人口減少に歯どめをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保する施策を総合的かつ計画的に実施するために、若い女性が住みたいまちづくりを基本的視点とし、「しごとづくり」、「ひとの流れ」、「結婚・出産・子育て支援」、「まちづくり」を柱とした津和野町総合戦略を1月中に策定したいと考えております。

また、平成26年度予算において、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)として、国の全体予算1,700億円に対し、津和野町では3,541万8,

000円の交付決定を受け、津和野町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業、自伐型林業推進事業、農業担い手育成事業、米価急減影響改善助成事業、6次産業化推進事業、子育て支援タクシー事業、地域医療視察ツアー事業について、平成27年度に繰り越しをし、それぞれ担当課において実施をしているところでございます。

米価急減影響改善助成事業及び地域医療視察ツアーにつきましては、それぞれ事業を 完了したところでございますが、その他の事業につきましては、平成28年3月末の完 了予定であります。

議員御指摘の地域の元気創造事業費につきましては、平成26年度の普通交付税から新たな費目として設けられたもので、地域経済活性化の取り組みに必要な財政需要に対して、人件費の削減などの行革努力と地域経済活性化の成果を反映して配分されるものでございます。

また、平成27年度からは、新たに人口減少等特別対策事業費が設けられ、まち・ひと・しごと創生に伴い、人口増減率等の指標を反映して配分されるところでございます。 今年度におきましては、両事業費を合わせまして2億1,300万円の交付を受け、 その貴重な財源を、きめ細かい定住対策をはじめとした、まち・ひと・しごと創生施策 に充てたところでございます。

今後の地方創生関連の予算につきましては、国は平成28年度当初予算に、地方創生のための新型交付金として1,080億円、事業費ベースでは2,160億円の要求に合わせ、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度地方財政計画の歳出に、まち・ひと・しごと創生事業費として1兆円を計上するほか、平成28年度当初予算には、総合戦略等を踏まえた個別施策の予算要求をすることとしております。

津和野町としましては、これらの活用により事業を実施することとなりますが、どの程度の予算配分があるかについては不透明であり、今後における事業費の捻出は大きな課題と捉えております。

続いて、二つ目の御質問でありますが、人口ビジョンにおいて、国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計によると、2060年に本町の人口は2,222人となり、45年間で約74%減少する予測となっております。町といたしましては、目標人口を4,816人と定め、それに向けた総合戦略を現在検討中であります。人口減少による影響といたしましては、産業・経済への影響、住民生活への影響、行財政への影響が懸念され、職員数の減員についても課題として捉えております。

定員管理計画につきましては、計画の終期でありました平成26年3月31日において、数値目標が135名となっておりましたが、平成25年7月の豪雨災害を受け、災害復旧を最優先としていることから、職員数の増員を図っております。平成27年4月1日現在、職員数は142名であり、今後、災害復旧の進捗状況を見据えた上で、職員の定員管理の適正化を図ってまいりたいと考えております。

人事評価制度の導入につきましては、平成23年度より管理職の能力評価及び業績評価の試行を行うなど、導入準備を進めておりましたが、一昨年の災害により休止をしているところでございます。今後は、全職員を対象とする人事評価研修、管理職等を対象とする評価研修会を実施して、今年度は管理職の能力評価、来年度は業績及び能力評価の再試行と、段階的に進めていく予定としております。

なお、制度導入時から当面は、職員への達成感や気づきを提供することや、勤務成績が良好でない職員の指導等に活用し、試行状況を見ながら、評価結果を給与等の処遇に 反映することも検討してまいりたいと考えております。

三つ目の御質問でありますが、平成24年度に公民館エリア等で設置された、12のまちづくり委員会におかれましては、地域提案型助成事業の活用等による地域課題解決など、住みやすいまちづくりを目指した取り組みが進められてきました。今年度からは、まちづくり委員会と公民館が連携をして、地域全体の課題解決を行うためのソフト事業を対象とする内容に変更したところでございます。

また新たに、まちづくり委員会を構成する自治組織を対象とした、まちづくり組織交付金制度を創設したところであり、自治会等の住民とより近い組織における、まちづくり活動への支援についても進めているところでございます。

これらの制度については、まちづくり委員会を対象として、今年度から29年度までの取り組みとして進めたいと考えているところでございます。今後の地域づくり、まちづくりにつきましては、これらの制度を最大限に活用していただきたいと考えているところでございます。

また、まちづくり委員会だけでは解決できない課題について検討する場として、津和野町未来づくり協働会議を設置し、町全体の課題解決の取り組みを進めてまいりましたが、このたび新たに、地域活動支援室を開設したところでございます。この地域活動支援室におきましては、まちづくり委員会への支援や、定住支援策に取り組む集落支援員2名とつわの暮らし相談員2名に加え、総務省が推進する地域おこし企業人交流プログラムを活用し、11月よりシャープ株式会社様から派遣を受けました、地域おこし企業人2名を配置したところでございます。

今後は、I T技術を活用した高齢者の見守りや買い物不便者対策などを実施し、安心して住み続けることのできるまちづくりを目指した取り組みを展開してまいりたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) それでは、先ほどの答弁に対しまして、少し踏み込んだ質問をしたいと思いますが、3月末の補正で3,500万ばかりの先行型の交付金をいただいたものを、一応とりあえずここで27年に繰り越して、自伐型林業推進事業と農業担い手育成事業、米価急減影響改善助成事業、6次産業化推進事業、子育て支援タクシー事業、地域医療視察ツアー事業についてということで、既に、米価急

減影響改善助成事業と地域医療視察ツアーということで、これについては事業を完了 したというふうに答弁がありましたが、私も米価急減というのはサイレージじゃ、あ れやる分を、機械の600万を補助したという分ですかね。

地域医療視察ツアーということで、既に済んだところの事業の内容と、さらにその実態をお聞かせいただくことと、まだ現在進行形である先ほどの自伐型林業推進、さらに子育て支援タクシー事業等について、現在進行している部分について、状況を把握しておられれば随時お願いいたしたいと思います。

- ○議長(沖田 守君) まちづくり推進課長。
- 君) 今回、平成26年度で、地域住民生活等緊急 〇まちづくり推進課長(支援交付金として先行型の交付金を受けて、繰り越した事業ということでございます。 先ほど議員の御質問にありました、既に済んだところの事業でいいますと、地域医療 視察ツアー事業については終了しております。実施時期については10月というところ で、首都圏からの看護師の皆さん、独身の女性ということで今回は来ていただいたとこ ろでございますが、11名来ていただきました。このサポートしておられる方というの がもう2名おられまして、この事業につきましては、ささつな自治体協議会の協力を得 て、この事業を行ったということでございます。合わせて13名、萩・石見空港使って 津和野町に来町されたということで、最初の1日目のところは、町内の主要施設等の見 学ということで、午後、ペンション北斗星のほうで交流会等も行わさせていただきまし た。次の日に、津和野に定住をされている、Iターンで来られている方2名に、津和野 で住んでみてということで報告をいただいたということでございます。その後、津和野 共存病院のほうにお伺いをして、看護師長さんのほうからいろんなお話を聞いたり、施 設見学をしたりということで、津和野町の医療の現状を見ていただいて、1泊2日の日 程でお帰りいただいたというところでございます。

今回、この地域医療視察ツアーにつきましては、二つの大きな目的がございまして、 看護師不足というところの視点から、何とか津和野町に来ていただきたいというところ と、もう一点はやはり、表には出してないんですが、婚活というような視点も含めて来 ていただいたということでございます。来年の2月ぐらいには、今回参加をしていただ いた、首都圏に勤めておられる看護師の皆さんと意見交換を行いまして、今回の視察ツ アーの総括を行う予定にしているところでございます。

今回、この地方創生先行型で交付を受けまして行う事業、まち・ひと・しごとの総合 戦略の策定事業も含めて、7事業ございます。で、先ほど町長が申し上げましたとおり、 今回の事業、米価急減影響改善助成事業につきましては、先ほどの地域医療視察ツアー と同様に終了しているということでございます。

その他の事業でございますのが、自伐型林業推進事業、それから農業担い手育成事業、 それから6次産業化推進事業、それから子育て支援タクシー事業ということでございま す。 子育て支援タクシー事業につきましては、つわの暮らし推進課のほうで担当しておりますので、今の報告ということでございますが、申請件数につきましては、妊産婦さんのほうが対象ということで、ことしの6月からこの制度自体は始めたところでございます。

タクシーに乗った場合に、10分の9助成をするということで、1万8,000円を 上限にして助成をする制度を開始したということでございます。申請回数については3 0件弱という中で、実際にこの事業を通じて支払われた額というのは、3件の約5万円 ということになっております。基本的には、県外の長距離の路線に対してこの事業を使 われて申請をされたということで、現状、今12月10日時点でそういうところになっております。

その他の事業につきましては、担当課のほうでお願いしたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- **〇農林課長(久保 睦夫君)** 自伐型林業の推進事業につきましては、壊れない作業道の講習をしておりまして、奈良県吉野より講師を招きまして、今までに2回講習会を行っております。これが年度内にもう1度開催する予定になっておりますので、まだ完結はしてないということでございます。

それから、6次産業化につきましては、町単で行っております2分の1補助事業でございまして、今後も6次産業化に取り組む団体、個人に対して、事業のほうが、申請があればそれを対応していくということになります。

それから、農業担い手育成事業でありますが、これも新規就農等町単で行う事業に対してこの補助金を充てるものでありまして、これも年度末まで続く継続事業になっております。

- 〇議長(沖田 守君) 板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 先般いただきました人口ビジョンの裏側に、創生総合戦略の、本町が今日取り組んでいる「しごとづくり」、「ひとの流れ」、「出産・結婚・子育て支援」、それから「まちづくり」という四つのキーワードで、本町が取り組んでいる施策をずっと上げておられて、私は新たにこれ以上に、今後示されるであろう総合戦略の中に、これ以上のものがどういうふうに戦略として描かれているのか、意見として住民からの声があって、それがまだ総合戦略として我々の目の前に提案されておりませんが、今日の時点で、今まで取り組んできた部分をさらにブラッシュアップというんでしょうか、磨きをかける、さらには新たに、ここは今までなかったところをこういうところは検討してみようかなというような、そういう総合戦略に係る希望のようなものが、現在のところ、住民等からの御意見から何件かあったか。そして、それを具体化しようとしているかどうか。その辺について、あればお聞かせをいただきたいと思います。
- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 今回、策定に当たりまして、意見交換会を行いました。本来――本来といいますか、津和野町の人口というところで、視点でいいますと、まず一昨年でしたか、日本創成会議というところで、津和野町の若い女性20代、30代のところが、2040年までのところで75%減少するというような報告がなされたということであります。この75%という数字については、島根県でもトップ、中国地方でいっても、この日本創成会議が出された報告でいいますと、たしか2番目に高い数字だったかと思います。で、2005年と2010年の国勢調査、今2015年行っているところでございますが、2005年と2010年の比較で人口減少率が11.4%ということで、これについても島根県1位、減少率の高いところということでございます。

今回、この人口減少対策として、今回の総合戦略あるいは人口ビジョン考えるということで、先ほど町長が申し上げましたとおり、若い女性が住みたくなるまちづくりというところに一番の重きを置いていきたいというふうに考えてるところでございます。

先ほどの議員の御質問にあります、町民の皆さんあるいは策定委員会というところで、 産業界や金融業、そういったさまざまな業種のところで出ていただいてる委員会、そう いったところの御意見も今いただいているところでございます。

既存の事業は、先ほど議員御指摘のところで、意見交換の中でいろんな事業をそれぞれの項目に振り分けて、町民の皆さん等の御意見をいただいたところでございますが、 今回それに加えて、どの程度の事業があるかというところでございます。

継続をしながらいく重要な事業、当然ございます。そういったところで、今回まだ、 先ほど町長ありましたように、この総合戦略のほうを1月ということで1カ月延期をさせていただいております。その辺については、策定委員会のところでいろいろ御意見を まだいただいてるところでございまして、事務局のほうとして、まだまとめ上げられて ないところが、今、現状としてあるということでございます。

今、途中経過としての御回答ということにはなりますが、この若い女性が住みたくなるまちづくりというのを、具体的にどうするかというところでございます。教育の分野もございますし、子育てのところもございます。出産の部分もございます。しごとづくりもございます。そういった視点の中で、各項目ごとに、今現在、若い女性が住みたくなるまちづくりを目指して、どういう事業をやったらいいかというところで、町内ではプロジェクトチーム、策定委員会、第三者の御意見を聞くところでは策定委員会ということで、1月の中旬に策定委員会のほうも開催する予定にしておりますが、現在そういったところの視点の中で、取りまとめ中というところで御報告させていただいたらというふうに思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 1月ということになれば、あと1カ月ぐらいなんですが、その中でまだ、きょうの段階で、中にはこういうものがあるよという具体的な

ものが、まだ課長の答弁の中にないわけですが、ないということは、あんまりないのかなという気もするわけですが、私がこの中で、今まで取り組んでる部分で、これはもう少しこのようにしたらもっと、今言うその若い女性が住みたくなるような、そういう町になるんじゃなかろうかというのが、そんなにたくさんはありませんけども、若い女性というのはまだ未婚の女性なのか、既婚の女性なのかわかりませんけど、若い女性、そういう世代の方が住んでみようかなという、そういう思いで、まずは津和野町に来られることを私どもも願っておるわけですが。

今回、その27年度の予算の中でも、お試し暮らし体験ということで、町内の空き家物件を購入されて、それを新たにシルクの交流館以外に、町のお試し体験施設として整備しようということでございますが、私がそのときの予算のときには質問をいたしませんでしたが、やっぱりもうこれは今現在つわの暮らし推進住宅の部分もありますけども、お試し住宅も推進住宅と同じように、空き家物件があちこちに散在しておりますので、その辺はやっぱり自治会のメンバーの方も、あの物件を何とか利用してもらえば、若いかどうかは別にしても、ああいったUターンの方が利用されるんではないか。そして、お試し的に半年か1年かわからんけども、そうやったところで住んでみて、それから定住をしていただければ、それも結構だなと思っております。

町場の中がいけんというわけじゃありませんけども、やはり町場は町場で1件は、それはそれとして進めていかなければなりませんが、これからの施策として、やっぱりあちこちにある空き家を町が買うか、どういう位置づけがいいかわかりませんが、改修という部分も当然かかるので、その辺についても精査をせにゃいけませんが、やっぱりお試し体験住宅を、少なくとも、もう自治会からでも誰からでも声が上がったところは、もうその物件を何とかそういう位置づけにすることで、私は今以上の定住・交流人口の拡大につながるのではないかというふうに考えております。

お試し暮らし体験のこれからの、今までの部分とこれからを考えたときに、どのような感覚をお持ちでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 今年度については、空き家の全町調査ということで、500軒の空き家を確認をさせていただきました。この中には、四つのランク分けをいたしまして、少し手を入れれば議員御指摘のような空き家として活用できるものと、どちらかというと危険家屋として除却の対象になり得る家屋ということで、把握をさせていただいたということでございます。

今年度については、この空き家の調査を行った結果でございますが、先般9月議会でも、空き家の改修費の助成について、1,000万を超える金額を提案させていただいて、可決をされたということでございまして、今現在、44軒の空き家バンク登録物件ということで、コンペ上にも公表させていただきながら、入居者のほう、御案内をさせていただいてるところでございます。

お試し住宅ということで、今回、今年度予算におきまして、津和野地域のほうに1軒、物件を今購入するところで準備を進めているところでございます。日原地域には、先ほど議員の御質問にあったシルク交流館ということで、広い住宅があるということでございます。

そういったところを活用して、若い女性が住みたくなるまちづくりというところで、 住環境をどういうふうに整備していくかというところはあろうかと思います。若い女性 の方が入られて、ある程度シェアをされて、気軽に使えて、津和野町を見ていただくな り、津和野町で働いていただくというような空き家の活用もあろうかと思います。まだ その辺については、具体的な案というところは十分検討してないところでございますが、 これだけ住民の皆さんにも、空き家バンクに登録をしていただくというような御協力を いただいておりますので、こういった空き家バンク登録物件等を中心に、将来的には、 そういった女性をターゲットにした住環境の整備というのを考えていきたいというふ うに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 少し財政に関係することをちょっと確認の意味でお伺いいたしますが、議会のほうでも6月に総務経済の委員長報告の中にもありましたが、28年度から、何ていいますか、地方交付税の算定替が行われる、それから、この前の全員協議会の中で、新町建設計画の変更がありまして、引き続き5年間の延長があるというふうに説明がありましたが、これに伴う合併特例債の発行という部分も少し、5年間ほど猶予があったのかなというふうに思いますが、今後、28年から当面の5年間における財政計画は、私が思っているような地方交付税の算定替も9、7、5、3、1というふうに暫時減っていくのか。合併特例債は5年間で、ある程度はまた発行が認められたのか。その辺についてお伺いをいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 先ほど議員御指摘の9、7、5、3、1の部分でございますが、これはもう決まっておることですので、当然、いわゆる平成の大合併した市町村は、いずれもそういった格好で減じられという格好になります。

ただ、平成26年度から普通交付税の見直しが図っておりまして、いろいろなところで今までも申し上げてまいりましたけれども、支所に関する経費、どうしてもこれは特に大きい、複数の町村が合併した市、島根県で申し上げますと雲南市あたりが一番大きいんですけれども、それに関する見直しがなされました。津和野町におきましても、支所という呼び名ではございませんが、分庁方式でやっておりますので、幾分かの増減でいいますと、増の部分がなったところであります。

そのほかにも、いろいろ今、総務省のほうにおきましては、普通交付税の、いわゆる その当時はなかなか散見できなかった部分を見直すということで、消防費、清掃費等の 見直しが今かかっておりまして、その部分につきましては、本町の今後の普通交付税の 見通しの部分でいえば、若干当初の合併よりは、国のほうの施策も変わってきたという ふうな認識でおるところでございます。

それから、合併特例債につきましては、5年間延びましたので、今後も5年間については発行ができるということでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) それでは、その平成28年度の当初予算に、今後、総合戦略が策定されて、その策定されたものに伴う国に対する予算要求、どの程度の予算の配分があるかわからないというような、不明ということでございますが、その総合戦略に画期的な町独自の、独自性というか、そういうものが組み込まれた策定案に対しては、国は積極的に予算づけをしてくれるものと私は期待しておりますが、そういうふうに津和野町が、独特な個性豊かな政策、施策を総合戦略にうたうことによって、28年度国から予算がいただけるというような、そういうことも思ってもいいものなのでしょうか。どうなのでしょうか。
- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** この地方創生のための総合戦略ということで、地方創生関連概算要求というようなところで、国は今、町長が申し上げましたとおり、不透明なところではございますが、今ある程度の考え方が示されとるところでございます。

この総合戦略というのは、先ほど議員さんの御質問にあったような、やはり町の状況に応じて、その町々の状況に応じて、今までの事業を継続するだけではなくて、そういった個性的なといいますか、その地域の実情に応じたやはり戦略というのを立ててくことが求められているものでございます。そういった意味でいいますと、御質問にあったそういった事業を組み立てることによって、こういった地方創生関連の交付金については交付があるものと、私どもは見ているところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) あと、最後のまちづくりの事業ということで、少し お考えをお聞かせいただきたいと思いますが。

当初の1期は、各自治体ということで、30万円ということでスタートして、これがメリットもあればデメリットもあったということで、少し改定されて、まちづくり組織交付金と地域提案型助成事業という二つに分けて、1,500万ずつですか、やろうということで、現在、それが3カ年計画として進められておられますけども、私の住んでる自治会においても、その交付金のメリットをいただいて、自治会の活動費に充てておりますが、どうもその自治会の従来の、もともと昭和50年代に自治会の必要性を立ち上げて、自分たちでまずは建物も建てよう、自治会館を建てよう、そして建てたときの建設費用の2分の1は、自分たちの借金ででも賄おうというような強い意欲のもとで、自治会費の中に償還金も含めて返した経緯があります。

そして今も、償還することはもう終わりましたけども、自治会という性格上、幾らかの住民がお互いに持ち寄った財源の中で、限られた財源の中で、そこそこのことをやっていこうということが基本的な考え方でございますが、どうも最近、具体的にいうと、1自治会に6万円いただいて、1人当たり1,000円のお金もいただいて、大変ありがたい、本当にありがたいとは思うけども、3年間いただけるだけはいただいた後、4年目はどうなるのかなと。そんなことを考えると、今いただいてるお金すらも、この使い方が非常に、私は将来に自治会の自立という、そういう芽を摘むのではないかと、そういうような危惧をいたしております。

制度として3年間しようということを我々も認めたわけですから、今さら1年目に「それはおかしかったんじゃないか」と言うのもいかがなものかと私は思いますけども、どうもこのお金について余りいいメリットは少なくて、むしろデメリットのほうが大きくなるのではないかなと危惧いたしております。

あと、もう一つの地域提案型助成事業につきましては、冒頭申し上げましたように、もう一つの1,500万円の枠で、12のまちづくり委員会で、それぞれが委員会の中でどんなことがいいのかということで、少し自治会とは違って、地域のエリアを広げた中で課題解決をしていこうという、その趣旨は大変、1期目から2期目にわたっては当然いい方向だと思っておりますが、やはり12のまちづくり委員会がそれぞれあって、やっぱりそれが総合的にプラス、最終的にはそれが町全体の地域提案型の将来の町のイメージにはつながるかと思うんですけども、やはりもう一つ、今回27年度のそのメニューというか、各まちづくり委員会から上げられた約1,400万円の事業費の配分を見たときに、やっぱりこれは町一つ、将来のまちづくりには少しまだ弱い部分があるんじゃないかな。やっぱりもっと生きたお金を使わなければ、私は新しい新町津和野の10年を今日迎えて、これからますます厳しくなっていく中で、そういう部分はもうちょっと考えるべきではないかということで思うわけです。

何が言いたいかといいますと、非常に微妙なとこなんですけど、今回、日本遺産ということで津和野町が18の認定を受けて、全国の中で18の認定の中に選ばれた。そして、これをまた観光の新たな起爆剤としていこう、そういう背景で町民こぞって歓迎ムードに浸ってるところでございますし、これをやっぱり推進していかなければならないと私も思っておりますが。

実は、いよいよ自分の手前みそを言うてすみませんが、永明寺という寺があります。これは、同僚議員が前回の一般質問で、いろんな立場の中でお考えを述べられまして、私は一人の関係者として大変ありがたく拝聴しておったところでございますが、お寺というものが、そして檀家というものがどういう仕組みでなっとるんかというのは、私もよくわかりませんが、現在、永明寺は本当、同僚議員が申し上げましたように、もう畳に草が生えるような状態なんですけども、こういう問題を地域提案型で取り組むことができないのかなということを常々考えておりますが。早い話が、永明寺の屋根がカヤぶ

き屋根で、20年に1回もカヤをふきかえなければ、どうしても屋根が腐ってしまう。 そのものの修復というものを独自でやっていこうと思えば、大変な費用もかかるし、ど うなのだろうかと。

平成5年に県の指定文化財に指定されたということで、障子の1枚の張りかえも許可というか、届け出制になっておりまして、自分たちの手ではどうすることもできない。 檀家は、もうあんな大きな寺は要らんので、こじんまりとした、もうこれからほとんど 修復も要らないような、ささやかな寺院を建ててやるのがいいんではないかという意見 もあるし、いやいや文化財としての位置づけは大きいんだから、もう国のほうへも史跡 名所指定でも受けてやったほうがいいんだ、そういう中にあって、いずれにいたしまし ても、受益者負担というものが発生するわけでございますが、私はその受益者負担を地 域提案型の助成事業の中にどうしても組み込みたい。

何をしたいかというと、今、文化財としてこの日原地区にもあるかと思いますが、カヤぶき屋根を考えてみますと、永明寺だけではなくて、鷲原八幡宮楼門、そして竹原家住宅、岡熊臣先生の住宅、それから西周先生の住宅、そしていよいよの私の地元にある愛宕神杜というのが、まだこれは町の指定もありませんけども、カヤぶき屋根でございますが、これはやっぱり残すべきだと私は思いますが、残すとするならば、非常にその受益者負担をどうするのかというのが、もう常につきまとっております。

そういうときに、お金を出すのも難しい時代ですから、体を出す。そして、以前私も一般質問で行いましたが、カヤというものを町内で管理して、収穫し、カヤを貯蔵して、そういう文化財の屋根に盛って使う。そしてまだ、新たにためておいたカヤを全国的に販売する。そういうところに、そのカヤをどこで、それじゃ管理して収穫するか。何件かあちこち私もカヤが生えているところも見ておりますが、そういう場所を町がやろうということになって、所有者の方の御理解もいただきながらみんなでやろう、町内の方で少し体の自由な方はそこへ行って、少し管理に手を入れて優秀なカヤをつくろう、そしてカヤをそれぞれの文化財施設に宛てがおうじゃないか。

そこにやっぱり地域提案型の助成事業ちゅうのが、私はお金として充当するほうが、 12のまちづくり委員会ちゅうエリアとして定められた部分においては、なかなかその 辺の発言ができないし、私からやろうじゃないかと言えば、できんこともないようにも 担当課長は言われましたけども、やはりここは行政がやってみようという声を出しても らわないと、うまくいかないのではないかなと思っておりますが。

まちづくりの施策として、2期目をこの形でやっていこうということで、今進められておられます下森町長におかれましては、私の考えがどのようなものか伺ってみたいなと思っております。

〇議長(沖田 守君) 町長。

〇町長(下森 博之君) まず、まちづくり組織交付金の関係でございますけれども、 もともとこの制度を始めましたのが、日原地域連合自治会、それは日原地域で構成さ れている自治会の、自治会長さんの連名でということになりますけれども、御要望いただいて、その中で自治会の組織の運営が大変になってきていると。会費を集めるのも非常に厳しいという、そういう自治会もあるということで、無条件にそうした自治会を応援をする、そういう制度をつくってもらいたいという要望書を、もうかれこれ四、五年前になると思いますが、いただいたというところであります。

そこからが出発点になっているということでありまして、当初、吉賀町はそうした事業もされておられたということで、津和野町も要望を踏まえて、そういうことが実現できないだろうかというのを検討してきたわけでありますが、そのときに一つ課題になりましたのが、津和野町の場合は、全町的に自治会が組織されてないと、そういうところがあったわけでありまして、なかなかそこに、その公平性というのが担保ができないということで、すぐにの実現というのが難しかったということであります。

そうした中から、このまちづくり委員会という組織をつくって、そこで全町を補うようなそういう組織をつくれば、またそうしたところの公平性というのが担保していけるんじゃないかということから、取り組みを始めたわけであります。

そして、実際にまちづくり委員会をつくって3年が経過をした時点で、全町的に自治会ができたわけではありませんけれども、自治会がないところは町内会とか、そうした商店会とか、そうしたところでその委員会に入っていただきましたので、ある程度そこを基準にしていけば、いわゆる自治会だけではないけれども、そうした資金の応援ができるんじゃないかと。そういうところに至りまして、本年度から制度の改正を図って、このまちづくり組織交付金というのをつくったというような背景でございますので、ある程度、私どもからしましたら、そうした自治会の要望に応えてきたという、その制度のものであったというのが今回のことだということで、御理解もいただければというふうに思っております。

どう使うかは、私は基本的には、こういうお金はもう自治会の良心だというふうにも思っております。今回のまちづくり組織交付金にしたことで、積み立てることも可能になってまいりましたので、単に余力のある自治会については、会費を軽減するということではなくて、当たり前のように会費は取っていただいて、そして、この組織交付金は積み立てていただいても結構ですし、単年度で使っていただいてもいいですけれども、そこの自治会の活性化に自由にお役立てをいただきたいと、そういうスタンスでおるというところでございます。

それから、地域提案型助成事業でございますけれども、そうしたところで、まだまだ十分な、1年目でありますから、制度を改正して、その十分な効果がある事業に至っていないというふうに思っていますけれども、各まちづくり委員会さんがどう使うかということで、いろいろまた御検討もされてきた中での1年目であったかというふうに思っておりますので、また2年目以降、1年目を検証しながら、より有効的な使い方へというものに発展させていきたいというふうに思っております。

特に、このたび人口ビジョンをつくりました。そして、今後、1月以降、来年度以降ということになると思いますが、それをもって、各まちづくり委員会ごとの人口の今後の推移、それから目指すべき目標というようなものも、まちづくり委員会さんと相談をさせていただきながら、まちづくり委員会ごとのそういうものを定めていきたいという思いを持っております。当然、まちづくり委員会、自治会によっては、勝手に目標決められて押しつけられてもという、そういうところもあるかもしれません。そういうところはやむを得ないにしても、やはり危機感を持って、その集落やまちづくり委員会の中の集落を頑張っていこうという、そういう委員会については、また一緒になって、どういいましょうか、人口減少対策にも取り組んでいきたいと、そういう思いを持っております。

その中から、地域提案型助成事業をどういうふうに使おうかということに発展をしていくということも、期待をしているというところでありまして、その辺については、また人口ビジョン総合戦略をつくって、さらにその後のまちづくり委員会との話し合いの中で、有効的な活用というものへ結びつけていきたいと考えているところであります。それから、これはちょっと余談のような話になるかもしれませんが、私としては6年前に、町長選のときに公約として、1%条例というのを掲げたというところであります。これは町税の税収の1%をとにかく自由に、まちづくりに使っていただくというものを創設をしていこうというものであったわけでありますが、それがまちづくり委員会の地域提案型助成事業にもつながっているといってもいいわけではありますけれども、もう一つの考えとして、現在は自治会というものが、あるいは町内会、商店会が一つの主体になっておりますが、これをやはり、もう少しほかの横の連携といいますか、福祉の分野とか、あるいは教育の分野とか、そういうふうに町内ではいろんな活動をされている団体もおられますので、そういうものも応援をしていけるようなものもつくっていきたいという思いは、今でも持っているというところであります。

ただ、なかなか財源的に、あれもこれもできるような町の財政ではございませんでしたので、なかなか難しいところもあるわけでありますが、今後も財政状況を見ながら、こういうことができないかというのは、気持ちとしては持っているということもお伝えをしておきたいということと、そして最後に一つ、きょうは、町全体での事業として取り組むべきじゃないかというような御提案もいただいたところでもあります。それはまたそれとして、今回の地域提案型助成事業使うか云々か別にいたしましても、そうした文化財の保護というのは非常に重要になってまいります。

特に、御指摘のようなカヤぶきの原材料をどういうふうに確保するかというのも、財源の問題とは別のところで大きな課題にもなっておりますので、それが関連する町民の皆さんの参画のもとで解決をしていただけるということは、非常にありがたいことだというふうに思っております。文化財のほうは教育委員会の所管にもなりますので、そうした文化財行政との関係もございます。

また、しっかり話し合いもしていきながら、きょう御提案をいただいたようなことが 実現できないかどうかということ、これについては検討してまいりたいというふうに思 っております。ただ、やはりそれぞれの個人負担の、全くそれがゼロまでいけるのかど うかというのは、なかなかお約束はできないことだというふうには思っておりまして、 応分のやはり負担というのはお願いしながら、できるだけその軽減策が図れないかとい うことの観点からの検討というものを、進めていきたいと考えているところであります。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 大変心強い御答弁いただきまして、ありがとうございました。

以上で、質問を終わります。

〇議長		以上で、11番、板垣敬司君の質問を終わり	
〇議長		ここで、10時10分まで休憩といたします	
		午前9時58分休憩	

.....

午前 10 時 10 分再開

○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

ここで、訂正をさせていただきます。11番、板垣敬司君の質問の折、答弁者、まちづくり推進課長と指名をいたしましたが、間違えまして失礼をいたしました。つわの暮らし推進課長でございました。大変御無礼をいたしました。

発言順序2、1番、後山幸次君。

○議員(1番 後山 幸次君) おはようございます。それでは通告に従いまして、質問をしたいと思っております。

まず、1点目であります。日原小学校について、屋内運動場についてお尋ねをしたい と思います。

この体育館は、町村合併当時からいろいろな物議を醸した建物であったと私は記憶しておりますが、今、築10年が過ぎようとしておるような構造でありますが、この天井の構造が不備と判断されて、天井の撤去工事が、この設計委託料が500万ですか、6月議会に提出されたわけでありますが、この予算は、天井が崩落する危険性があるから予算が計上された、このように私は理解しておるわけでありますが、崩落といえば、山梨県の中央自動車道の笹子トンネルで天井崩落事故が起こっております。これは、車3台、9名の犠牲者が出た痛ましい事故から、今日で3年が過ぎようとしておるわけでありますが、この日原の体育館も、そういう危険があるから改修するわけであると思っております。

子供たちをこのような危険から守るためにも、一日も早い改造が望まれるわけでありますが、夏休みの期間中にでも急な工事ができなかったのか。今回、工事費が12月議

会で出されておりますが、これが年度内に完成することができるのか、これについてお 伺いをいたします。

2番目でありますが、学校施設の施工不良箇所についてというふうに思っておるわけですが、この日原小学校の校舎が、昭和42年に建設されておりますが、平成5年度に大規模な改造工事が施工されておるようであります。

鉄筋コンクリートの3階建てにされておるようでありますが、これが、22年がもう経過しております。これが3階建てのために、屋根が耐火建築物としなくてはならないが、大規模改修時に木造による屋根を設置したために、耐火建築物不適合となった、このような説明が2年前にあったと思うんですが。

また、この学校の各階、各教室の防火上の主要間仕切りの準耐火構造、これが、この壁が、天井から上階の床下までに達するように準耐火構造の壁が必要であるわけでありますが、この大規模改造のときにこれが設置されていなかった、このようなことが判明しておるわけでございますが、これが建築基準法、また消防法にどのように抵触するのか、第何条の何項にこれが適用するのか、このまんま、現状のまんま学校運営をできないのか、これについて、できないとすればどのような対策を講じられるのか、お伺いをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、日原小学校の屋内運動場のこの天井撤去工事、また校舎の耐火構造等について、御心配をいただいての御質問でございます。

回答につきましては、教育委員会所管ということになりますので、教育長から回答を させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- **〇教育長(世良 清美君)** それでは、日原小学校についての御質問に対して、お答えをしたいと思っております。

まず最初に、屋内運動場の天井の撤去工事のことでございますが、この設計業務につきましては、10月26日に行いました指名競争入札におきまして、町内の桂設計研究室が落札され、10月28日付で契約を締結し、12月29日を完成期日としております。工事の発注につきましては、今議会で予算を議決いただければ、年明けに指名審査会を行い、入札の手続期間を考えますと、早くても2月上旬の着工となります。しかし、工期が最低でも3カ月程度必要と考えておりまして、冬期の体育館の使用の頻度と卒業式や入学式等の体育館を使用する主な学校行事等が重なりまして、日原小学校との協議では、工事につきましては、その時期を外して、行事等が少ない1学期の間に実施してほしいと、そういう旨を要望をいただいております。

学校の運営を最優先に考えますと、この点を考慮した工期を設定する必要があることから、繰越事業としての議会の御承認をいただければ、実際の現場作業は入学式後からになると考えております。

2点目の日原小学校校舎のことでございますが、この木造小屋組みの屋根につきましては、平成5年度の大規模改造事業におきまして設置をしております。建築基準法第27条では、「学校施設の場合、3階以上の階に設けるものは、耐火建築物としなければならない」と規定しております。耐火建築物とは、柱、はり、壁、床、屋根等の主要構造部が、耐火被覆を行った鉄骨づくりや鉄筋コンクリートづくり構造の建築物とされております。

これにより、日原小学校では3階建てのため耐火建築物となり、屋上スラブが鉄筋コンクリートづくりで耐火構造となっております。その上にある屋根は、耐火建築物の屋上に修景等の目的で設ける置き屋根となります。この置き屋根は、現在では建築物の防火避難規定の解説によりまして、鉄骨等の不燃材でつくることになっております。また同時に、小屋組み内部に可燃物がないこと、屋内部に使用されないことともなっております。

ただし、設計された平成5年当時は、建築基準法の取り扱いを全国的に統一することを目的としてつくられました「建築物の防火避難規定の解説」はまだ発行されていなかったため、置き屋根の構造についても、統一された基準が存在しなかったと考えられます。

屋根が耐火構造であることの目的は、内部火災による倒壊防止と外部からの延焼防止です。この置き屋根に及ぶ内部火災による影響は、屋上スラブの耐火構造で防ぎ、外部からの延焼は屋根ぶき材であります金属板で防ぐという建築士の判断により施工したと考えられます。

また、各階の防火上主要な間仕切り壁につきましては、建築基準法施行令第114条で定められており、上階の床に対する準耐火構造物の壁が必要となります。昭和42年に建築確認がされ、完成後検査も完了しており、建築当時の建築基準法には適用しております。

消防法におきましては、第7条で「建築確認申請の許可等については、消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定により確認をすることができない。」と定められています。建築確認がされていれば、消防長または消防署長の同意を得ていることになりますので、法に適合しております。

また、先にも述べておりますとおり、置き屋根につきましては、屋上スラブは鉄筋コンクリートづくりとなっており、建築内部火災による倒壊のおそれが少ないこと、また、屋根ぶき材が金属板となっており、外部から延焼もしにくいものとなっていることから、防火上の緊急性は低いと考えております。

今後は、現行法に適合するよう施設整備を図りたいと考えてはおりますが、膨大な事業費が想定されますので、県関係機関の御指導をいただきながら改善に向けて検討したいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番後山 幸次君) 答弁をいただきましたが、この2番目でありますが、 消防法においてもいろいろ指摘をされておるわけでありますが、この建築当時は、建 築基準法には適合しておったということでありますよね。

しかし、現行法では適合するように整備をしなくてはならないと、ちゅうことになるんであれば、どこまでが、せにゃならんもんか、早急にしなくてはならないもんか。学校問題でありますんでね、子供がここで授業しておるんですから、そういうことを、もしくは、これは事業費が膨大に想定されるというふうに答弁されましたけど、金がかかろうがかかるまあが、子供の安全のためにはしなくてはならないことは、しなくてはならないと思うんですよ。そいじゃが、今の状況でそのまんま置いていかれるのか、どうでも早期に改善をせにゃならんもんか、そこんとかはどうなんでごじゃろ、法的に何かペナルティーがあるとかないとか、現行法でいったら引っかかるっちゅうのはわかったわけですね。ほいじゃが、このまんま継続していったらどうなるんか、その点はどうでございますか。

- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- ○教育長(世良 清美君) 先ほどの答弁の中にもありますように、当時の建築基準法なり消防法には適合しておるということで、いわゆる絶対に改修、改良せないといけないという状態ではないというふうに認識をしております。

で、できるだけ適合、現在の法に適合するようにするということは、基本的な考え方ではありますけれども、緊急性がある、強制性がある、そういったものではないというふうに思っております。

ちなみに、青原小学校では、同じように屋根の上に置き屋根で木造構造ということで、 旧校舎のほうはなっておりましたが、あの校舎につきましては、屋上まで、いわゆる通 気ができる穴があいておったということで、あれはもう違反建築という形でありました ので、緊急性が高かったという状態でございましたが、今回の日原小学校につきまして は、先ほど言いましたように、屋上のスラブがあって封鎖をされとるということで、そ こまでの強い規制はないというふうに理解をしております。

- ○議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番 後山 幸次君) 私の質問の1番目でありますが、今、体育館の天井を やりかえられるわけでございますが、この答弁の中に、日原小学校と協議して、この 工事期間を行事等の少ない1学期の間にしたいというお話でございましたが、危険が あるからこれは改造するわけでしょう。そういったときに、もしかこういうことで事 故があった場合、やはり、1学期の休みの間とか何とか、そげな問題じゃないと思う

んですよね。そんときの責任はどうなるかというような問題も起きてくるんで、こんだけ危ないというふうな指摘されたんであれば、私は当然、早急に改修工事をされるべきと思っておりますんで、またいろいろこれから先のこともありますんで、御答弁は要りませんが、早急に対応していただきたい、このように思っております。

それでは、2番目の質問に入ります。冬虫夏草についてでありますが、これも津和野町の公の施設であります「日原蚕の人工飼料育研究センター」、これが平成20年に株式会社にちはら総合研究所が指定管理者となられまして、8年がたしか過ぎようとしておると思います。

今、冬虫夏草というのは日本中注目の的であります。岩手大学の鈴木幸一教授が蚕の研究者でありまして、認知症を蚕の不思議なパワーで治せるという冬虫夏草のアセチルコリンというのを脳内に、これはマウスを使って実験をされておるようでございますが、また食品として冬虫夏草を食べる研究を、人体実験をされているようであります。

今、あるA氏は3カ月目に入っておられるが、これが記憶を回復をするために冬虫夏草を飲んでいただいて、この人に買い物をさせているという、当初は札でないと買い物ができなかったんですが、だんだん、何というんか小銭で、金貨で支払いができるほど脳が回復してきたというふうなことが発表されております。この教授は、人体実験は100例以上ないと証明できないので、時間をかけてこの冬虫夏草による人体実験をしていきたいというふうに、テレビでこの間放映されました。このように冬虫夏草というのは、いろいろな方面で使用できるように伺っておるんですが。

また今、NHKの大河ドラマであります「花燃ゆ」でもありますが、群馬県の富岡市の富岡製糸場が現在クローズアップされておりますね。現在は世界遺産に登録もされて脚光を浴びておるわけですが、ここと、にちはら総研も繭の取引をされておったように聞いております。これが、にちはら総研さんも群馬県の富岡市で繭のあれをされておったように、購入されておったように聞いておりますが、町内の旅館でも冬虫夏草を使用した薬膳鍋が食卓に出されているようであります。いろいろ町のパンフレットやなんかにも、そのようなことが書いてあります。これらのを実態を大いに利用され、宣伝されて販売を拡大し活路を見出す努力をしていただきたい。

現在の経営状況は、大変厳しいと聞いておりますが、町も財政支援、人材支援をされておりますので、期ごとの業績の推移と現在の状況と今後の対応について、どのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

〇議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) それでは、冬虫夏草についてお答えをさせていただきます。 津和野町日原蚕の人口飼料育研究センターを指定管理しております、株式会社にちは ら総合研究所の業績の年次推移については、平成20年度、第4期については、販売金 額が339万円、純損失114万1,000円でありましたが、その後は売り上げを伸 ばし、平成22年度、第6期には、販売金額が1,227万9,000円となり、翌年度、 東北大震災の影響で景気が低迷し売り上げを落としたものの、平成25年度、第9期には、売り上げが3,673万4,000円、純利益は302万6,000円となりました。しかし、第10期においては、2期連続で上昇してまいりました売上高が、前期対比73.3%に低迷し、純損失2,412万1,000円を計上しております。

この原因は、同社では年間約2,000万円の取引のあった津和野式冬虫夏草提供企業において、商品を製造する際に、津和野式冬虫夏草に中国産の冬虫夏草を加えた上で、津和野式の名称を使用したい旨申し入れがあったため、津和野産冬虫夏草の高品質性が保てなくなるおそれから、同社との取引を断念せざるを得なかったこと。

また、冬虫夏草を単純な原材料として供給するだけでなく、県内及び国産の漢方関連の素材と混ぜ合わせ、OEM方式(他社ブランドの製品を受託して、完成品まで製造を行う方式)でありますが、これを取り入れ、より利益率の高い市場を開拓するため、冬虫夏草をストックする必要があったということなど、業態的な過渡期であったことが主要な原因として分析をしております。

こうした分析を踏まえて第11期は、1番目として、さらなる営業活動により早急な 復調、2番目として、生産の安定化、3番目として、企業の存続を掲げて取り組む方針 であるとお聞きをしております。

本町といたしましては、桑園造成・養蚕振興による農業振興と内発型製造業振興の観点から、同研究センターの運営について同社へ指定管理委託し、全額国費負担によるふるさと雇用再生事業、緊急雇用事業、地域おこし協力隊事業等を活用し支援をしてまいりました。同社からの町に対する特許実施料の支払い実績、正社員、パート社員として新規の雇用創出等御尽力いただいており、今後も可能な範囲での支援を行い、経営の安定化に向けて今期の業績を見守りたいと考えております。

〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。

○議員(1番後山 幸次君) この冬虫夏草については町民が注目の的であります。この企業がどのぐらい進展していくのか、そういうふうに期待感もあるわけでございますが、今の現状では大変厳しいように思っておりますので、抜本的な改革等について、経営の安定化について、さらなる指導を行政もしていっていただきたい、このように思っております。御答弁はよろしゅうございます。

では次に、トランジットモールについてお尋ねをいたします。

質の高い生活空間を目指しまして、山陰の小京都、津和野町津和野地区が「くらしのみちゾーン・トランジットモール」に登録をされたのが、平成15年6月30日であります。トランジットモールというのは、道路を歩行者、自転車、公共交通機関に開放して、町を、にぎわいを創出するというふうな計画でありますが、この空間が、JR津和野駅から津和野温泉なごみの里まで、この空間は主要幹線道路の柿木津和野停車場線、駅道200メートルから、萩津和野線、これ祇園丁、本町、殿町通りから100メート

ル間、この間は電柱も地中化され、車道はさび色の御影石舗装やインターロッキング舗装にされ、平成18年の10月にもう完成をされております。

このインターロッキング舗装というのは、建設課長さんも既に御承知でありますが、1970年代にドイツから輸入された道路舗装法であります。これを津和野町も導入されてやったわけでありますが、この計画開始から、平成9年度より平成16年度までのこの間、検討協議会が8回、まちづくり検討委員会が13回も開催されて、このような道路ができ上がって大変評価もされたわけでありますが、大変残念なことに、この区間内に町道森野坂線というのがあります、ここがまだ未改良であります。この場所は、地元自治会より請願も出されております。また、議員さんからもいろいろ質問があった場所でもありますが、このトランジットモールの登録から12年も経過しておりますので、県土木とも協議され、早期に改良されたい。そうしないと、このトランジットモールに登録された意が薄れてしまいますが、対応について御所見を伺いたいと思います。

2番目に、殿町、祇園丁区間のことでありますが、祇園丁、本町、殿町通りの車道部は、舗装形態が、先ほども言いましたが違うわけでございます。殿町通りはさび色の御影石舗装、本町道路は自然石のインターロッキング舗装で施工をされておるわけでありますが、現在、大変破損が激しく、土木事業所も逐次対応をされて修復されておりますが、現状では追いつかないような状況にあります。現在、祇園丁より殿町に向かっては、大型車両は一方通行に規制をされておりますが、それでもこういう現状であります。

現在、津和野町は、日本遺産を新たなまちづくりとして観光振興につなげるのであれば、この道路状況では観光客より不評は免れないというふうに私は思っております。まだまだ当分先ではあろうと思いますが、高岡通りが公共下水道工事の許認可をされますと、本町、殿町が交通の主体になるわけでありますが、こういったことも考えられて県と協議をしていただきたい、このように思っております。

3番目でありますが、殿町水路の汚濁防止対策についてでありますが、災害復旧工事のため、汚濁水が殿町の堀り割りに入って来ております。津和野町のシンボルである鯉の姿が全く見られない状況にあります。

水門から殿町までの掘り割りの長さが約1,500メートルあるわけでありますが、これまでの間、この何カ所か、高校下の河川公園までの間で沈殿槽を設けられて、また汚濁防止ネットでも設置されますと、少しは水の浄化、考えられます。

今現在、何もされておらないようでありますが、水の浄化対策は考えられておるのか、また、河川公園の下流に緊急用の揚水場の設置を県土木と協議されて設置していただきたいというふうなことも質問しておりますが、その前に、そのときの答弁では、歴史的風致維持向上計画推進検討委員会において検討する、このように申されておりますが、これも相当、1年以上も過ぎておりますが、何ら変哲もないわけであります。

今まで観光の主役でありました鯉をどのように町は評価されているのか、今後どのように対応されていかれるお考えであるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、このたび地域提案型助成事業として、まちづくり委員会で300匹の鯉を10月の29日に放流をされたと新聞で報道されたわけでありますが、鯉の購入予算については、つわの暮らしが担当課になっておるわけであります。また、放流場所については、商工観光課が担当であろうというふうに思います。そして、汚濁が出ておりますが、災害復旧工事の進捗状況は、建設課で把握されておる、このように思っておりますが、この3課で話し合いをされておれば、放流について今年度は無理であるので来年度か再来年度にするとか、そういったことも協議されたのではないか。鯉を汚濁水の中に放流することは延期できたというふうに私は思っております。

このような現状、町民は縦割り行政と、典型的な姿であるというふうに町民の目には 映っておるわけであります。鯉も生き物であります。また、今までの観光の立て役者で もあるわけでございます。こういったことは、ただ観光課1課の問題としてではなく、 課全体で取り組んでいかれる、そして検討される、このようにできないかお伺いをいた します。

〇議長(沖田 守君) 町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、トランジットモールについてお答えをさせていた だきます。

まず、町道森野坂線の早期改良についてでございますが、平成15年6月30日に津和野地区が国土交通省の「くらしのみちゾーン・トランジットモール」地区に登録をされました。

旧津和野町では、「人と環境にやさしい交流の里」を基本理念とし、歩行者の安全性の向上のため、交通を規制しながら、巡回バス等公共交通機関を導入した空間(トランジットモール)をつくり出そうとするものでございました。

議員御指摘のとおり、町道森野坂線は道幅が狭く、対面通行となっており、大型車の離合の際には、歩行者が道路端まで寄らなければならないなど、歩行者にとっての安全性が十分に担保されておりません。

このようなことから、平成元年以降、本町は島根県に対して、町道森野坂線の県道編入による道路改良について要望を行ってまいりました。こうした中、平成25年度において、県からは主県道昇格のための三つの課題として、1番目に、沿線用地の土地境界の明確化、2番目に、津和野町としての道路改良ビジョンの提示、三つ目に、沿線住民の改良に対する理解と協力を挙げられました。

これを受けて、昨年度より沿線を対象にミニ国土調査を実施し、来年度には完了する 予定でございます。また、一昨年度において、ビジョン作成のための庁舎内担当者検討 会、昨年度より関係自治会長や地権者等による検討会を開催し、おおむねの案を作成す るまでになっております。 ミニ国土調査の完了が平成29年度末を予定し、同時に県道柿木津和野停車場線中座 バイパスの供用開始が、平成30年度当初予定であることから、それまでには県道昇格 を実現させたいと考えております。

2番目の殿町、祇園丁区間の県道インターロッキングの破損対策についてでございますが、本年6月議会に他議員から同様の質問をいただいた際に、県津和野土木事業所では、殿町通りにおいて、出雲大社への参詣道でも採用された石畳の安定性を向上させる効果のあるインジェクト工法を採用し、年次的に予算を獲得し対応する計画である旨のお答えをいたしました。

その後、幼花園様と沙羅の木様交差点付近をこの工法で施工されましたが、予算上の制約で20メートル程度の施工にとどまっていると聞いております。県におかれても厳しい財政状況でありますので、当面は、現況の石畳の補修を優先し、車両や歩行者の安全に配慮していただくように要望するとともに、あわせて、少なくとも100メートル単位でのインジェクト工法による補修ができる予算配分について要望してまいりたいと考えております。

3番目の殿町水路の汚濁防止についてでございますが、依然として災害復旧工事が行われている関係で濁りが発生し、引き続き観光客の方々や関係機関、事業者の方々に多大な御迷惑をおかけをしております。

殿町水路の濁りについて、県とも対応策について協議をしてまいりましたが、水路を流れる水量から判断すると、ネットでろ過をするなどの簡易的な対策では効果が出ないことが予想され、抜本的な防止策となると多額の費用がかかることから、すぐに対応することが難しく、現在は、観光客の増加が予想される週末には、濁りが発生しない作業工程で工事を行うなどの御協力をいただいているのが現状であります。

また、抜本的な対策方法の検討策として、町においては、津和野町歴史的風致維持向上計画の事業の一部で、今年度、水文調査を行っております。この調査は、水路の良好な水質の確保や今後予定されております防災対策事業等の基礎資料づくりのためであり、現在の利活用状況や将来的な必要水量、代替水源の可能性等について検討しております。

本業務は、業務内容が多岐にわたり、調査・検討に時間を要することから、結果を提示できるのは、早くても来年の3月以降と考えており、御理解をいただきますようお願いをいたします。

なお、掘り割りの鯉等の御質問もあったわけでございますけれども、この津和野町に とっての鯉というのは、重要な観光資源であることは議員御指摘のとおりでございます。 私の記憶が確かならば、掘り割り鯉が入り始めて、ちょうど、ことしか来年あたりが8 0年ぐらいの年ということになるんではないかと思っております。

そうした中で、このたび地域住民の方々が地域提案型助成事業を使っていただいて、 ああした取り組みをしていただけたことは、我々にとってもほんとにありがたいことだ というふうには受けとめているところでありますが、御指摘のいうところの、そのいわゆる縦割り行政というところで、地域提案型助成事業はつわの暮らし推進課、観光行政は商工観光課、そしてまた、建設課は建設課の持ち分があるということで、これはもう、行政運営をしていく上ではどうしてもやむを得ないことだというふうに思っております。

そうした中で、関連する事業はいかにプロジェクトチーム等つくることをしながら情報交換をし、供用していくということを心がけていく、これはこのたびのこと以外のことでも、当然のことであろうかというふうにも思っているところでありまして、そうしたことは、縦割り行政のもとの弊害の部分が出ないように、これからもしっかりその辺は気をつけながら、行政運営を進めていきたいと考えてもいるところでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番 後山 幸次君) 御答弁いただきましたが、町長、私は、今、町長の答弁の中にありました歴史的風致維持向上計画で、今、水文調査やなんかやっておられます、これがまあいろいろの調査しても、何ですね、この結果が出るには来年の3月以降というふうに申されておりますが、私は今を言っとるんですね。水文調査やなんか、私にとってはどうでもええんです。今ある現在の水路の中に、何でその汚濁防止対策ができないのか、かわりに建設業あたりが一般公共事業をやりますと、沈殿槽ちゅうのを3カ所から4カ所とります。そん中へ薬剤を入れたり、土のう積んだり、防止ネットをやったり、いろいろなことをして汚濁防止をして本川に水を出す。今は災害復旧でそういうことができないから、一遍に汚濁水が出ておるわけでございますが、私は、今の水路が1,500メートルもあるんですから、こん中で何らか対策をやられば、少しは水が浄化はできる、このように私は思っておるんですが、1回、まあ金がかかるかもわかりません、やるだけのことは一遍やってみていただきたい、このように強く要望して、質問を置きます。

それでは次に、津和野駅周辺の整備事業について質問をいたします。

歴史まちづくり実施計画の策定事業として、歴史的風致維持向上施設の整備に当たり、都市再生整備計画を策定する必要があると、そのために津和野駅周辺整備が新規事業で計画をされ、事業費も計上されているわけでございますが、旧のSL館の解体撤去後、今後の整備計画を周辺住民とJR西日本と協議した上で、津和野町の歴史的風致維持向上協議会へ図るとこのように申されておりますが、ことし11月20日に西町商店会、駅通り商店会、これが集められておるようでありますが、このときの協議はどのような結果になったのか、どのような整備案が出たのか、また、会議に出席された人数は何名ぐらいおられたのか、これをお尋ねしたいと思います。

駅前周辺については、いろいろな問題もあるわけでございますが、この前、研修で人 吉のほうへちょっと行ったわけでございますが、この人吉の駅前広場には石垣が築かれ て、その上に小さなお城が築城されておりました。

この津和野の駅前にありました石垣と全く似ておりました。寸法もほぼ同じような企画で、構造も同じでありましたが、津和野町は駅前のこの石垣を不要と思われて撤去されたわけでございますが、人吉はこの石垣を有効利用し、観光の一助にされております。物の見方、考え方でこのように変わってくるというふうに私は痛感したわけでありますが、せめて現在、整備の計画が出るまで、駅前の駐車場にありますあのインターロッキング、あれをどうにかならないものか、ほんと、道路が陥没しておるんですよ。これをいつまで放置されておるのか、私は緊急をもって補修をしておくべきじゃないかというふうに思っております。

それとSLの件でありますが、SL、D51機関車の保存問題については、平成22年、23年、25年、27年度と6年間も、私はあきれもせず質問をしてまいりました。 じゃが、何らこれまでの進展がありません。

機関車の腐食対策と円筒型の屋根の設置について提言もしております。そのときの御答弁は、愛好家の意見を聞いて、写真撮影についてはないほうがよいが、横から撮影できる構造であれば、保存を優先にすべきとのこのような回答があったように聞いております。

また、かつて機関庫の車庫の一部を再現して、その中にレトロ客車と機関車を一緒に保存、展示の方法も考えられると説明もいただいておるところでございますが、そのために執行部は、この転車台の件を含めて、門司まで見学に行っておられるわけでございますが、その後、どのように進展を図られるお考えであるのか伺いたいと思います。

この機関車も国鉄時代に町に寄附をされました大切な観光資源であります。津和野町の財産でもあるわけであります。これが腐食して解体の憂き目に遭わないための提言であります。もとの機関区の跡地に、車庫の再現には膨大な設備投資が必要になってくるように私は思っておりますが、ただ机上の空論でなし、現実を俎上にのせて議論をしていただきたい。これからまた雪も降りましょう、降雨があればさらに、降雪があればさらに腐食が進むわけでございます。そういったことも考えられまして、一日も早い保存方法を検討していただきたい、このように思っておりますが、御答弁をいただきたいと思います。

〇議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) それでは、津和野駅周辺整備事業についてお答えをさせていただきます。

津和野町歴史的風致維持向上計画の整備事業の一環として、津和野駅周辺整備事業を計画しており、案内施設やトイレの整備、駅前一体の環境・景観の魅力向上、駅前広場南側の駐車場、転車場へ向けての歩道の整備などが事業の概要となっております。

これらの事業の実施に当たっては、旧SL館跡地の小公園整備も含め、観光協会や商工会、さらには特に関係のある地元の西町商店会、駅通り商店会の御要望や御意見を伺いながら、さらに全体のデザインプランを募集、検討を加えた上で、具体的な設計を進めていきたいと考えております。両商店会との協議については、現在も継続をしており、今後、意見集約をしてプランへ生かせるものは取り入れをさせていただきたいと考えております。

お問い合わせの広場北側の町営駐車場内に展示されているD51の移転については、 地元の皆さんからは特に強い要望が上がっているわけではありませんが、旧機関区の車 庫を復元し、そしてD51を移転、展示することの是非については、町としても検討し ているところでございます。

JRは、平成29年度9月からデスティネーションキャンペーンを実施する計画と伺っておりますので、町としては、駅のトイレや観光案内所等の整備を優先的にJRに要望し、支援等のお願いを検討したいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番後山 幸次君) この前に、駅通りと高岡通りですか、協議をされたようでありますが、これの協議内容はどのようなお話が出たんか、何人ぐらいでこの駅前を整備の話をされたのか、いろいろここに答弁の中にもありますが、協議をするっちゅうというふうな答弁がずっと書いてあります。協議をする、ならするほうにも協議はするんですが、しないほうにも協議をした結果は出るんです。まあどっちをその理解していいかわかりませんが、とりあえず、今、駅前とどのような話が出て、商店会の人が何かSLのことはあんまり気にされておらんようなこの答弁書にありますが、我々は、町の財産であるから絶対これは保存すべきと、強く思っておるわけであります。

どのような協議の内容があったのか、何名出席されたのか、それをお聞かせいただき たい。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 議員御指摘の協議の内容についてでございますが、これまでで2回、私も出席をさせていただきました。で、11月の会議の際は、他の会議がございましたので、私も途中からの参加ではございましたが、その際の出席の方は、今回大変ちょっと少なかったという記憶がございます。全部で4名程度だったというふうに記憶をしております。その前の段階では、桑原史成写真館のほうでやりましたですが、その際には15名近い皆さんが御出席をされて、大変熱心な協議はいただけたというふうに思っております。

各商店街としましても、駅前の周辺整備と自分の商店街をどのように連携をして振興を図っていくかということで、一々全部は申し上げられませんが、さまざまな商店街と

してこんな工夫、どのように整備をしてほしいというような意見とか、ジオラマが欲しいというような意見、いろんな意見が出てまいりました。

前回の意見交換の際は、出席者の方も少なかったということもございますので、内容については、今、こちらがコンペを出して、こんな計画を考えておるということについて御説明をさせていただいて、その内容について御意見をいただいたというような程度であったというふうに認識をしております。

当初、我々の考えておりますコンペについては、先ほど町長からもございましたように、当面、デスティネーションキャンペーンに向けて、より現実的な整備をまず考えたいと、その上でまた周辺全体的な整備についても考える状況になってくるのではないかというふうに理解をしております。

- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山幸次君。
- ○議員(1番後山 幸次君) この駅前のその整備を、ほんと町民の方も何回集まっても、自分たちの意見もそういったことが進展しないちゅう、そのいら立ちもあるんじゃないかというふうに思うんですよ。この大事業を、たった3人や4人の人が集まって事業計画できるとは私は絶対思いません。もっと町も力を入れて、ほんとにやられるんであれば、もっと人を集める方法もあろうと思います。

また、この事業も、駅前周辺整備はJRの協力がなくてはできないわけでございますね。そうしますと、もしかJRのこの支援がされない場合、町単独でも、どこまでやってくんだというふうな強い気持ちがあるのかないのか、その点はどうでありますか、お聞かせいただきたい。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 議員からの御質問でございますが、当然、敷地におきましてもほとんどの部分がJRさんと関係をしてまいります。当然、JRさんとの調整をした上で整備をしていくというのは、もう当たり前のことというか、当然のことでございます。その上での費用負担等についてもそれぞれでどこまでできるか、町としても財政大変厳しい状況でございますので、そのあたりを踏まえてJRさんと調整をして、今後、また12月にも、これから調整を行いにJRを伺う予定にもなっております。その中で内容を詰めてまいりたいというふうに考えております。
- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番後山 幸次君) 課長さんの前向きな答弁を聞きまして、今後ますます 頑張っていただいて、この実現の可能性に向かって進んでいっていただきたい。そう しないと津和野の観光は衰退してしまうというふうに私も思っておりますんで、特に、 機関車の保存については考慮いただきたい、このように思っております。御答弁は要 りません。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長(沖田 守君) 以上で、1番、後山幸次君の質問を終わります。

.....

○議長(沖田 守君) ここで、11時15分まで休憩といたします。 午前11時05分休憩

.....

午前 11 時 15 分再開

〇議長(沖田 守君)休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序3、4番、岡田克也君。

○議員(4番 岡田 克也君) それでは、通告に従い、5点質問いたします。

まず、1点目でございますが、町財政についてであります。平成28年度から、合併特例の交付税も段階的に削減となり、あわせて先般の国勢調査が行われたことにより、人口減少が確実な当町は、地方交付税も減額となることが予想されます。これから年々、財政状況が厳しくなることが予想されますが、事業の取捨選択を厳密に行い、歳出の削減を図り、投資すべき事業に予算を集中していかなければならないと考えます。今後の具体的な歳出削減等の計画についてお尋ねいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさしていただきます。

町財政についてございます。本町の歳入の約半数を占める地方交付税につきましては、 平成28年度より普通交付税の合併特例加算分の段階的な減少が始まります。平成27 年度普通交付税における合併算定替特例加算分と一本算定との差額は4億円強であり ました。単純な比較はできませんが、平成26年度の差額が5億円弱でございましたの で、国が昨年度より5年程度をかけて実施している、平成の大合併以降の市町村の変化 に対応した交付税算定の見直しの結果が反映されたものと考えております。

今後も、支所に要する経費の加算による地域振興費や、人口密度等による需要の割り増し、標準団体の面積の見直し等により、消防費や清掃費等の関連費目の増額が見込まれ、合併により行政面積が拡大した本町財政にとっては明るい材料となっております。

しかしながら、議員御指摘のように、先般の国勢調査結果により、普通交付税の多くの費目の測定単位である「人口」の減少が予測され、来年度以降の普通交付税全体の算定に大きな影響を与えるものと認識をしております。税収等その他の自主財源を含めた今後の歳入総額の減少を予測すると、今後も財政的な楽観が許されるような状況にはございません。行財政改革の精度をさらに高めながら、今後は財政の安定化と積極的なまちづくり事業の展開を両立させ、より一層のバランスのとれた町政運営を心がけてまいります。

その上で、優先すべき施策である定住施策を初め、少子高齢化に対応した福祉施策、 病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、 津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、さらには道路や上下水道などの社 会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今後の具体的な歳出削減計画につきましては、今後、新たに策定する第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、さらなる行財政基盤の強化と効率的な行政経営に努めてまいります。人件費につきましては、平成25年7月の豪雨災害を受け、定員管理計画終期の数値目標135名に対し、本年4月1日現在で7名増となっておりますが、今後は災害復旧事業の進捗状況を見据えながら採用抑制等を行い、定員管理の適正化を図ってまいります。物件費につきましては、2次にわたる行革大綱実施計画期間中に削減に努めてまいりましたが、今後も継続して経費の縮減に取り組んでまいります。また、平成28年度中に策定予定の公共施設等総合管理計画にのっとり、町所有の公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化に努めてまいります。公債費につきましては、減債基金を財源とした計画的繰り上げ償還を実施し、後年度負担の軽減と実質公債費比率の低減化を図ってまいります。普通建設事業につきましては、津和野町総合振興計画を初めとした各種計画を基本に、中長期的な視点に立った事業展開を図ってまいりたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田克也君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) ただいま答弁の中で、現在の職員数が数値目標135 名に対して7名増となっているということでありますけれども、合併時の人口と町の 正職・嘱託・臨時の人数、また現在実勤のところでわかる人口と町の正職・嘱託・臨 時の人数についてお尋ねいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 合併時と現在の人口と職員の人数という御質問でございますが、合併時につきましては平成17年の9月の25日でございます。9月の24日合併前日の段階で、正規職員につきましては157名おりましたが、合併と同時に7名の方が退職をいたしましたので、合併時、新津和野町の時点では150名の正規職員でございました。それから、平成27年4月1日現在の正規職員につきましては142名でございます。うち2名につきましては、災害復旧事業に伴います任期つきの職員、平成29年3月末までの任期つきの職員が含まれておるところでございます。

それから、人口でございますが、住民基本台帳に基づきます人口でございます。平成 17年の9月末のところで9,804名の人口でございましたが、平成27年、最新の ところで言いますと、11月末でございますが7,913名の住民基本台帳人口となっ ております。

それから、嘱託職員、臨時職員、あるいはパート職員等でございますが、ちょっと今、 手元のほうに資料等がございませんで、正確な数字につきましてはお答えできませんが、 嘱託職員につきましても、嘱託職員規程等を整理したところもございまして、職員の人 数につきましては、合併時よりふえているところでございます。臨時職員につきまして も、推移的な部分で言いますとふえているという状況でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) ただいまの答弁の中でありましたが、全体的には、そんなに職員が減っていないという状況であります。人口は先ほど言われましたように、約2,000名ぐらい減少しております。特に災害が起こりましたので、その分7名増となるということは、誰もが理解するわけでありますけれども、災害復旧の仕事が一段落した時点ぐらいからは、やはり定員管理計画を厳密にしながら進めていかなければ、やはり、なかなかこれからの町の財政を考えたときには難しいのではないかと思っております。

そのことを述べることと、そして地域提案型助成事業でもありますけれども、こうして財政的にも非常に地方交付税等が減少することが見込まれる中で、やはり非常に厳しい町の財政ということもあり、例えば今、1人1,000円の食事代が出ておりますが、やはりこういうものも税金で食事代を賄うということは、もうこれほど厳しい財政状況になっていく上では、やはりやめていくべきではないかと思いますし、また、さきの議会でも申し上げましたけれども、まちづくり委員会において、一般の住民はボランティアで、皆様自分でガソリン代を出してきてくださいと、町職は時間外でいきますと。これは非常に町民の方からも不評であり、こういうことも、もう定着した状況の中ではやめていくべきではないかなと思いますが、所見をお尋ねします。

- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 地域提案型助成事業ということで、今回、 先ほどからありますように、昨年度までは3,000万を超えるような形の中での助成ということで、ことしから地域提案型につきましては、総額1,500万円の枠の 中で、まちづくり委員会全体が主体となって取り組む事業に対しては助成をしていこうということで、形を変えてきたところでございます。

議員御指摘の食事代についても、3年間については、基本的にはまちづくり地域提案型助成事業のところでは、今認めているというところでございます。財政状況を考慮しますと、そういった部分での使用というのは、いかがなものかというところはございますので、住民の皆さんあるいはまちづくり委員会の役員の皆さん等といろいろ意見交換をさしていただきながら、この辺については、今後検討さしていただきたいというふうに思っております。

また、先ほど御指摘のありました住民の方はボランティアで、職員は時間外が出るというような御指摘でございます。職員の場合は、地域担当職員ということで任命をさしていただいて、平成24年度から約今130名を超える職員が、この地域担当職員を経験してきたということであります。当初のところで、地域担当職員を任命した際、基本的には事業というものが職務に当たるということで、職員組合とも協議をいたしまして、

時間外勤務ということでさしていただいているところでございます。今、2期目といいますか、2年ごとの任期で、ことしが最終年ということになります。それで、大体大方の職員が、地域担当職員を経験するということでございます。職員に対しては、時間外勤務命令ということで、現状的には出してるということでございますが、そういった部分の指摘等踏まえまして、今後の地域担当職員のあり方についても検討さしていただきたいというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) それと先ほどありました上下水道などの社会基盤整備ということでありますけれども、やはりこういうことも巨額な財政負担を生ずるものでありますので、まずは、設計に取りかかる前に、その地域の住民の方々がどれほど加入していくかという、その加入率というものを事前に調査して、その上で、せめてやはり6割ぐらいの方々が加入するという段階のところのめどが立つ中から、進めていくべきだと思いますが、その点について所見をお尋ねします。
- 〇議長(沖田 守君) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(和田 京三君) 議員御指摘の上下水道、特に下水道のことだろうと思いますけども、下水道につきましては、当初計画してました32年までの計画に基づきまして、今、実行してきてる最中でございます。昨年の決算審査の中でも話が出たんですけども、アンケート等をとったらどうかという話も出ておりますけども、当面、30年までの計画のなごみの里までは計画どおり実行していきたいと。それ以降の喜時雨、高田も計画にのっとるわけですけども、これにつきましてはアンケート等実施した中で、計画を変更なりしていきたいとは思っております。ただ、今、加入率促進につきましても、環境生活課の中で管理増進に向けて努力をしておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。
- O議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) それでは、1点目の質問につきましては、大変今から町の財政が厳しくなってまいりますので、それぞれが本当に担当課の中で考えながら進めていただくことを願い、二つ目の質問に移らさしていただきます。

2点目の質問でありますが、観光・産業振興についてであります。津和野町は「津和野今昔~百景図を歩く」が日本遺産に認定となり、ほかにも重要伝統的建造物群保存地区の指定や大河ドラマで萩が舞台となった好影響もあり、観光客の増加につながっているように思いますが、現状についてお尋ねいたします。

また、日原地域は、ことしのアユの不漁も影響し、漁期にも川にほとんど人が見られず、宿泊数も減少しているように思われますが、現状についてお尋ねいたします。

また、来年に向けて、高津川の流下仔魚が昨年に比較して倍増しているという朗報も聞きますが、詳細を尋ねます。また、日原地域は、津和野地域と比較して、日本遺産等の好影響も少なく、しかし、津和野百景図にも「左鐙の香魚」が描かれているように、

やはり高津川を中心とした振興を図っていくべきだと考えます。また、日原天文台という貴重な施設もあり、町有施設であるペンション北斗星なども現代に適応する施設として改修を行い、日原地域振興の一つの核とすべきと考えますが、所見と構想をお尋ねします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、観光・産業振興についてお答えをさしていただきます。

観光客の入り込み状況について、4月から10月末までの町全体の集計では63万6,000人で前年比11.4%の増、水害のあった平成25年度比では16.5%増となっております。また、町内の宿泊者数についても、同期間において2万6,081人、前年比19.2%増となっております。平成25年の水害で観光客が前年比15%程度減少したところでございますが、いずれの数値も平成24年度レベルに持ち直していると言えます。

なお、外国人の宿泊者数については、同期間において平成24年が407人、25年が456人、26年が452人、27年が509人となっており、近年増加傾向にあります。

これらは水害による風評被害が一段落してきたこと、議員御指摘の日本遺産効果のほかに、山口線の復旧や萩の大河ドラマ、世界遺産認定などの出来事が好影響をもたらしているとも考えております。日本遺産センターにおいても、11月末現在で5,817人の入館者があり、これからも広報やイベントなどを通じて津和野の魅力を発信し、来年春以降の観光客の増につなげていきたい考えでございます。

日原地域の宿泊者数については、アユ漁の不振はありますが、同期間において1,869人であり、前年比12.8%の増となっており、津和野地域と同様な傾向にあると思われます。

高津川のアユの流下仔魚数は、一昨年が6.2億尾、昨年が5億尾と発表があり、ことしの天然遡上が極端に減少してしまいました。今年度は、まだ暫定的な数値となりますが、約10億尾の流下仔魚数になる模様です。

昨年に比べると倍増したことになりますが、高津川漁協は、安定的な遡上数を確保するには38億尾の流下仔魚数が必要と言われており、その数値には到達できていません。しかし、天然遡上が少なかったにもかかわらず、昨年の流下仔魚数を上回ったのは、今年度より全面禁漁を10日早めたことによる効果であろうと考えられており、この措置を数年続けることで、目標である流下仔魚数38億尾を達成できるよう、関係機関と協力していきたいと考えます。

高津川は、山や川の自然はもちろんのこと、それらを生かした人々のなりわい、赤瓦の集落景観、伝統文化の保存・継承などさまざまな魅力があります。これらの魅力をPRをしていくためには、まずは総合的な調査・研究が必要であると考えており、それを

もとにした計画策定により戦略的なPRも必要であると考えております。そのためには 津和野町だけでなく、吉賀町、益田市とともに広域で取り組んでいくべきとも考えてお ります。また、日本遺産の構成文化財である「津和野百景図」にも高津川が数多く描か れておりますので、日本遺産のPRにあわせても紹介をするとともに、適切な場所があ れば、日原地域にも展示スペースなどの整備を検討していきたいと考えております。

枕瀬山森林公園につきましては、日原天文台周辺を核とし、津和野町合併10周年を記念して制定する「美しい森林(もり)づくり条例」のモデル林として整備を行うこととなりました。このたび、モデル林内に文京区との友好のあかしとして植樹を行った際にも、高津川と日原中心地を望む間伐された樹間から見る風景は実に美しく、参加者一同、感嘆の念に満たされたところでもありました。

ついては、休憩施設ペンション北斗星についても、昭和60年度の竣工から30年が経過し、施設も老朽化をしており、特に屋根の修繕が必要であると認識をしております。宿泊及び食事の利用人数を見ると、平成24年度が1,206名、平成25年度が1,20名、平成26年度が1,101名と推移をしておりますが、宿としての評判がよく、またここからの眺望は大変すばらしいものであり、観光振興のため今後も継続して活用してまいりたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) ただいま答弁がありまして、まずペンション北斗星についてであります。ペンション北斗星については、宿泊者の方から、1人実質1,000円を徴収して日原リゾート開発に支払っており、例えば1,000人宿泊されれば、100万円ほど支払っている計算になるわけであります。町有施設でもあり、屋根の改修は雨漏り等のこともありますけれども、例えば若い女性に泊まっていただこうと思えば、やはり共同風呂・共同トイレということでは、なかなか難しいのではないかと思っております。これだけのお金も支払っておられるので、やはりそれに相応した施設とする責任が町にもあるのではないかと思いますが、その点についてお尋ねします。
- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。
- ○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) ペンション北斗星の件でございます。議員が御質問のところの1,000円というところの部分につきましては、まずペンション北斗星に入られている方が、日原リゾート開発というところが指定管理者ということになっておりますが、そちらのほうに宿泊者1人当たり2,000円を支払うと、その後で、日原リゾートのほうから、今ペンション北斗星に入られてるところの世話をしていただいている方に1,000円ほど、半分をお支払いするというような形の中で、実質1,000円というところが出てきたというところであろうかと思います。町長申し上げておりますとおり、宿としての評判もいいということで、特に女性の方にとっては、星を見て泊まっていただける施設でございます。今後この築が30年経過

しているということで、そういったお客様に満足していただけるような施設にするため、 どういったグランドデザインといいますか、計画を描くかというところで、今ペンショ ン北斗星に入られて、世話をされている方ともいろいろ協議をさしていただいて、修繕 点等も指摘をいただいているところでございます。屋根も含めてそういった部分の修繕 については、今後前向きに検討さしていただくということで、ちょっと財政状況等もご ざいますので、どのぐらいの金額がかかるかというところもございますが、私どもとし ては、このペンション北斗星を活かした、やはり観光振興というのはとても大事なもの というふうに考えておりますので、そういったところの視点から今後検討さしていただ きたいというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 前向きに検討ということで、これはやはり日原地域は、 アユの全国的な名店もあり、いろんな意味でやはり宿泊の一つの場所としても魅力あ るものにしていただきたいと思います。それだけの分も支払っておられますので、ぜ ひに前向きに検討、そして推進されることを願っております。

もう一点でありますけれども、前も質問しましたけれども、日原の両方の入り口のほうに、日原地域の商店街等に入るアーケードがかなり古く、星と鮎と絹の町でしたか、書いてあるわけでありますけれども、観光客の方から「絹はどこに行ったらつくってるのですか、売ってるのですか」ということも聞くわけであります。もう既に時代も経過して、これの改修について、前の議会でも以前の議会でも述べましたが、一向に改修される様子がございませんので、今回は町長にお聞きしたいと思います。する気があられるのか、ないのか、その入り口のところには、津和野あと何キロという、きれいな看板も立っております。その中で古い色のあせた、さびたようなアーケードというのは、余りにも日原地域の振興にとってはマイナスではないかと思いますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- ○町長(下森 博之君) やる気があるかないかと問われれば、それは当然あるということでございます。ただ、いろいろ財政的な問題もあるので、その辺も踏まえてタイミングを見計らってると、そういうところでありますが、特に、この日原地域については、この中心地のにぎわい創出事業というところに取り組んでるとこでありまして、まだ結論的なことをお話をすることはできませんが、しかし近いうちに、来年度には一つ事業を始めていきたいと、そういう計画でもございますので、それとあわせてにぎわいの創出の一環としても、こうした老朽化した看板っていうものをどう対処していくかということは検討していきたいというふうに思っております。以上。
- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。

○議員(4番 岡田 克也君) 観光・産業振興については、先ほどの答弁でもありましたように、非常に町内全体が日本遺産の効果等で上向いております。この調子で何とか頑張って宿泊者数もふえておるようでございますし、津和野の町なかを歩いても、目に見えて観光客がふえておることを感じております。大変いいことだと思っておりますので、これからも十分に進めていっていただきたいと思うことであります。

それでは、3点目の質問に移らさしていただきたいと思います。

中学生対象の公営塾の現状と課題、来年度の津和野高校の生徒募集についてであります。公営英語塾「HAN一KOH」の中学生コースが開講されて、多くの生徒が通っているようでありますが、講師陣による津和野町内の中学生の学力の現状と課題についてお尋ねします。

また、津和野高校の平成28年度入学者選抜募集要項が出されておりますが、これまでのオープンスクールなども含め、県内外の反応・情勢についてお尋ねします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、中学生対象の公営塾の現状と課題、来年度の津和 野高校の生徒募集についてお答えをさしていただきます。

町営英語塾HAN一KOH中学生コースにつきましては、平成27年10月5日より 開講しております。入塾者数は平成27年12月1日現在61名、内訳として、津和野 中学校1年7名、2年9名、3年6名の計22名・日原中学校で1年6名、2年21名、 3年12名で計39名となっております。

授業は月・水・金とし、各学年別に構成しており、授業のない時間については自習支援を行っております。

また、日原地区内の中学生に対しては無料の送迎バスを運行しております。

次に、塾を利用している中学生の状況についてでありますが、学力層の幅は広く、本来であれば進度別にクラスを分けて対応することが望ましい状況となっておりますが、講師数及び教室数の影響からクラス分けをしての授業はできておりません。そのため、一つの教室でグループ分けを行い、グループごとに支援スタッフを配置するチーム・ティーチングで授業を行いながら、生徒の状況に合わせた対応ができるよう取り組んでおります。

こうした中、まずは学習習慣の定着、学習の仕方を知ってもらうことなどが必要であると考えております。

津和野高校の平成28年度入学者募集の状況につきましては、全国募集の説明会への参加、津和野高校での2回のオープンスクールを行った状況から御説明をいたします。全国募集につきましては、東京・大阪で開催された「しまね留学合同説明会」、「しまねUIターンフェア」、東京で開催された「東京私塾組合による東京都立高校・私立高校の親と子の合同説明会」に参加し、津和野高校の状況及び取り組みを紹介し募集活動を行っております。

全国募集説明会等の情報発信から、津和野高校に興味を持ち進路の選択肢の一つとするべく、来校された方が20名となっております。

オープンスクールにつきましては、今年度第1回参加者127名、第2回参加者64名となっております。前年度は、第1回127名、第2回74名であり、第2回は昨年度比10名の減となっております。参加者の減になった要因といたしましては、町内・圏域の中学生の減少等を考えております。

この状況から、全国募集による県外からの入学生はふえる見込みではありますが、町内・圏域の中学生減少の影響を補うには至らず、平成28年度入学志願者数については、 今年度入学志願者数より少ない60人台になると予測をしております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) HAN─KOHについては、大変全国からも注目されておるようでございますし、またHAN─KOHの通信の中でも、かなり全国からの注目度がうかがえる、そういう文章を読むことであります。そういうものも非常に活かしながら、やはり最終的には町内の子供たちの学力向上と、そして、また津和野高校そのものの入学者増ということが図られなければいけないと思っております。

それと、そしてホームページも非常に評判がよく、私も何人かの本職のプログラマーに津和野高校のホームページはどうですかと聞くと、かなりのレベルだと、なかなか公立高校でこれだけのホームページをつくってるところはないだろうということをお聞きしまして、やはり広報ということが大事だなと思っております。

先ほどの答弁にもありましたように、28年度の入学志願者数は60人台と、昨年来70人台を確保した中から下がってくるわけでありますが、やはり今から子供たちの減少というのは毎年のように起こってくるわけであります。やはりこのことをもっと広く伝えながら、例えば、安野光雅先生の館外展も非常に好評であり、またPRビデオなどもつくっていくわけでありますが、その中でも津和野高校のことなども折り込みながらふやしていくべきではないかと思いますが、そういうことも考えられるのかお尋ねします。

- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- ○教育長(世良 清美君) 今の議員より御質問がありました、安野光雅美術館のPR ビデオでございますけれども、まだ具体的に制作の内容が決まっておるようではあり ませんので、今からいろいろな収録を重ねた中で、最終的に委託先のほうで編集をし ていくということでございます。議員さんから、そういった御質問があったというこ とはお伝えをいたしますけれども、どういった関連が持てるかということはちょっと 想定が今のところはできませんので、御期待のとおりになるかどうかというのは、現 段階ではお約束ができる状態にはないというふうに思っております。
- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。

○議員(4番 岡田 克也君) 実際に載るか載らないかというのは、非常に微妙なと ころもあるかと思いますが、いろんなところでまた宣伝をしたいただくことも大事だ と思います。

中学コースについてでありますが、大変たくさんの子供さん方、生徒さん方が応募しておられるということで、先ほど御答弁があったわけであります。その中で、いろいろ聞く中でやはり自習時間に中学生の私語などもあるということで、ここら辺はもう少し受講する中学生そのものの本人の意識や、また、保護者に対する喚起なども必要ではないかと思いますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- ○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 先ほど議員の御質問ありましたように、大変多くの子供さん方来ていただいております。そういった中で自習のところでございますが、私どもも塾講師のほうから、等々からも、そういったところでは授業の態度というようなところで若干のそういった騒ぎ等もあるようでございます。そういったところについては、やはり御指摘になったような形の中で、そういう騒ぐところの自習態度というところでは改めていただけるように塾講師等も努力をして、なるだけ興味を持ってもらえるような形の中で授業も進めていくということでございますので、もう少し時間もいただきながら改善をさしていただきたいというふうに思っております。
- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) HAN─KOHについては、高校生からも中学生も非常に先生の指導で興味が持てるということもあります。ただ、たくさん受講生がおりますので、なかなか全ての子供に目が行き届かないというのも現状だと思います。その点についても、いろんな形で改善をされながら、非常に期待もされておりますし、町内の中学生たちの学力向上というのは、将来の津和野町を担うものでもありますので、ぜひ今後ともよりよい運営をされますことを期待しまして、次の質問に移らさしていただきます。

4点目の質問でありますが、生活保護の適正受給についてであります。先般、生活保護受給世帯が過去最高を更新したことが報道されました。大企業の収益の増加も報道されますが、やはり厳しい現状を物語っていると思います。その中で、本当に必要な人が受給できずにいる現状もあるのか、生活保護の適正受給についてお尋ねします。

また、働ける世代の場合は、就業支援について、また生活保護費の医療費は一般国民 と比較して約2.6倍で、千葉県の総予算にも匹敵すると言われております。生活保護 の医療費の適正受給について、町の対応についてお尋ねします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは生活保護の適正受給についてお答えをさしていただきます。

本町における生活保護の状況でありますが、11月末現在における保護受給世帯は42世帯、保護人員53人で、保護率は6.6パーミル、これは1,000人に対して何人かという割合でございますが、であります。

今年度につきましては、これまで保護開始が3世帯4人、保護廃止が6世帯8人となっており、保護開始の理由としては、世帯主または世帯員の傷病等による収入・預貯金の減少、母親の死亡による年金収入の喪失で世帯収入がなくなったことによるものでございます。

また、本年4月より生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業が開始され、本町においては、津和野町社会福祉協議会への委託により、自立相談支援事業及び住居確保給付金事業を実施しており、9月までの新規相談受け付け件数は17件となっております。

生活保護申請をされた案件につきましては、生活保護法令に基づき公平・公正な取り扱いに努め決定をしてまいりますが、議員御指摘のような本当に必要な人が受給できずにいる状態が発生しないよう社会福祉協議会との連携・情報共有を図り、相談内容に応じて生活保護、生活困窮者自立支援双方で切れ目のない支援対応が図られるよう努めていくとともに、民生委員等の協力も得ながら、支援が協力な方の把握にも努めていきたいと考えております。

働ける世代の就労支援につきましては、今年度より就労支援員を雇用し、生活保護受給者及び生活困窮者双方において就労により自立が可能なケースについては、ハーローワーク等の協力を得ながら就労支援を進めていくこととしております。

本町の生活保護の医療費の状況につきましては、医療扶助費が昨年度実績で3,913万8,760円に上り、扶助費全体の約半額を占めております。生活保護受給者の通院や入院状況により年度によってかなりの変動が見られますが、平均的には年間5,00万円ほどで推移をしており、今後も生活保護受給者の高齢化が進む中、この状況は続くことが予想されます。

このようなことを踏まえ、本町では生活保護費適正化の観点から、医療扶助費の抑制のためのジェネリック医薬品の普及・利用促進に努め、保護受給者への呼びかけのみならず、各医療機関や調剤薬局の協力も得ながら利用促進を図っているところでございます。また、保護受給者の適正受診を図るため、日ごろのケースワークの中で、原則として町内医療機関への受診や頻回受診防止のための指導も行いつつ、医療社会指導員によるレセプト点検や診療報酬の過誤審査請求、嘱託医による各受給者の医療の要否に係る審査・助言も受けながら、医療費の適正受給を図っております。

- ○議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) ただいま答弁でありまして、町内においては保護開始が3世帯4人、保護廃止が6世帯8人ということで、差し引き3世帯4人の方々といいますか、人数的にはそれだけ生活保護者の方が減っているということは、その中で、

生活保護からまた自立をされていっておることをうかがい知るわけでありますし、御本人の努力、また福祉事務所等の努力も鑑みることができるわけであります。

先ほどの答弁でありました生活困窮者自立支援法によるものの中で、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、そして任意事業として就労準備支援事業、就労訓練事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などが設置をされておるわけであります。現在、津和野町につきましては、どれほどの支援のことを今申し上げました中で、どれだけの対応をされておるか、その点についてお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 自立支援につきましては、現在、議員御指摘がありましたように自立相談支援事業、これは今、町でなくて社協さんのほうに委託としてお願いしておりまして、主任相談員を設置していただいて相談事業にのっております。その相談事業の中で必須の職務でありますが、就労支援につきましては、町の福祉事務所のほうで雇用して、生活保護と同じく支援のほうに当たっております。それから、自立支援事業の中の必須事業でありますけども、住宅確保給付金につきましては、これは町のほうで実施しておりまして、これについては離職等により経済的困難な者が住居を失ったり、おそれがある者に貸し付け的なものをやるものでございますけども、これについては今のところ利用者はありません。

その他、この2点につきましては必須とういうことで、福祉事務所が設置してある市町村は全てやることになっておりますが、その他、任意事業的な内容でありますが、先ほど言われました就労支援の準備であるとか教育の関係等は、まだ4月から実施しておりまして、ここまで今準備ができてない状況でございますし、津和野町の場合、個々の件数的な内容が少ないというのもありますので、今後こういったものにつきましては、受け入れ態勢ができる委託場所であったり、需要があるようであれば随時進めていくような検討は考えていきたいと思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 住宅確保給付金でありますけれども、離職によって住宅を失った者、または失うおそれが高い者に対して有期で住宅確保給付金を支給するという、そういう制度でありますけれども、この中でやはり町が持っている住宅等がありますので、そういう困窮した方々に、ほとんど負担を強いない形で貸してさしあげるということも、一つの支援になるのではないかと思いますが、そういうことは可能なのかお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 一昨年の災害の多い日には、町の空き住宅等をお貸しするようなこともありましたが、生活困窮については、まだそういった細かい内容については決めておりませんので、今後はそういったこともできるのか等を検討さしていただきたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) それと、これはその前の変更でありましたけども、扶養義務者に関する規定で、扶養義務者への扶養照会ということが位置づけられたことでありますが、これは町としても行っているのかお尋ねします。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 本来であれば、生活保護の認定を受けるときに、ある程度の親であったり、子供であったり、家族等が扶養する義務があります。そういったことを踏まえて、生活保護に認定されるわけですが、認定後も扶養義務者の変化等がある場合があります。これにつきましては、毎年、扶養義務者調査というのを実施しておりまして、全ての方というわけにいきませんけども、ある程度その辺の変化があるとか、そういった方がおられるようであれば、実際に現地に行って調査をさしていただいております。
- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 町も改正点なども踏まえて対応しておられますので、 やはり本当に病気やさまざまな理由で生活困窮になった方々が、やはりそこから人生 を生きていけるようなそういう支援というのは必要でありますし、またその支援を通 して自立していくということが一番大事なことであります。

今回の改正等で、より生活困窮者が生きるということに対して絶望を感じないような、 そういう支援を町としてもしていくべきだと思い、福祉事務所等について十分な、また 業務推進を願い、最後の質問に移らさせていただきたいと思います。

太皷谷稲成神社に通じる町道城山線の改良等についてであります。太皷谷稲成神社は、年間80万人の参詣者がある町内随一の観光名所であります。しかし、多くの参詣者が通る町道城山線は、交通量も多いため、傷みも激しく、ガードレールも劣化をしておる部分も多々あります。当初予算で計上され、そして12月補正でも町道城山線の改良工事費について、このたびでも1,210万円が増額計上されております。やはり多くの利用者のために、80万人という方々が利用されますので、その中で使いやすいといいますか、不便を感じない、そして特にその道路の不備で事故等がないという、そういうふうに備えていかなければならないと思いますが、所見をお尋ねいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** 太皷谷稲成神社に通じる町道城山線の改良等についてお答えをさしていただきます。

町道城山線は、議員御指摘のとおり、年間約80万人もの参拝客が訪れる太皷谷稲成神社へのアクセス道路であり、特定の時期に交通量の多い町道であります。

町としてガードロープなどが劣化している状況は把握しておりますが、最も優先すべき課題としては、初詣等における車両の渋滞解消にあると考えております。

このため、町としては平成22年度、内閣府が所管する地域再生法に基づく地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、平成23年度から27年度の5カ年間の計画で道整備交付金事業において、町道城山線の離合困難箇所の拡幅改良を行い、渋滞の解消を図ることを目標に掲げております。

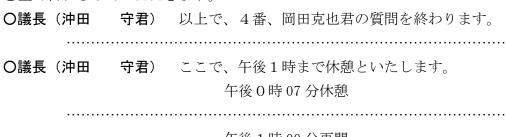
こうした中、平成25年7月の豪雨災害の影響があり、道路改良の実施が認定計画期間の最終年度となりましたが、工事内容としては、県道萩津和野線分岐を起点に125メートルの区間において、最も離合が困難と思われる箇所の拡幅と側溝整備、舗装の改良等を行う予定で、本事業完成後は車両の離合もスムーズとなり、通行の安全が確保されるものと考えます。

町といたしましても、重要な路線であることは承知しておりますが、現状では、文化 財保護のための制約がありますので、現状を変更する大幅な道路改良は困難な状況でご ざいます。具体的に申し上げるならば、本町道が国指定史跡「津和野城跡」に指定され た区域内にありますので、現状変更を伴うものは全て文化庁との協議が必要となるため でございます。

このような状況ですので、今後もこれまでどおりのパトロールやガードロープ等の点検を行い、安全確保に努めるとともに、危険と判断した場合には、ガードロープを初め構造物等の改良、修繕を行ってまいりたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) ただいま答弁の中で、最も離合が困難と思われる箇所の拡幅と側溝整備、舗装の改良を予定され、そしてガードロープを初め、構造物等の改良・修繕も行ってまいりたいということでございますので期待をしております。やはり、先ほども申し上げましたが、年間80万人の方々が利用される町内最大の観光名所でもありますし、多くの方が利用される上で、県外からも来られた上で、こんな道路なのかということはなく、やはりきちっと80万人の方々に対応できるような道路であるべきだと思います。

ただいま、きちっとした答弁をいただきましたので、これをもちまして私の一般質問を全て終わらしていただきます。



午後1時00分再開

- ○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序4、7番、寺戸昌子君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 通告に従い質問をさせていただきます。

まず、最初にマイナンバー制度についてです。情報漏えいの危険など、国民の不安が 払拭されていない中で、来年1月からマイナンバー制度の運用が開始されます。政府は、 この制度での初期投資を3,000億円、稼働費用は年間300億円と膨大な費用を見 込んでいます。財政の厳しい今、国民にとって相当の利益がなければならない投資額で すが、国民の大半が、何がどうなるのか理解していません。

国民生活センターでは、10月以降、マイナンバー制度に関する相談が増加している とし、便乗した不審な電話、メールに注意するように呼びかけています。国民が、この 制度を深くは理解していないので不安を持っているとも話しています。

地方の自治体にとっては、既存の住民記録台帳にマイナンバーを取り込む作業だけでも膨大になります。職員の定数管理の名のもと、正規職員が削減されてきました。地方の自治体では、マイナンバー制度に関する追加の作業量も職員の大きな負担になっています。 津和野町でも例外ではありません。

また、10月から番号通知カードの発送が始まる予定でしたが、津和野町民のもとには、11月に入ってから、日曜日返上でやっと届いていると聞いています。

そこで、質問です。津和野町の体制は大丈夫でしょうか、1月からの運用開始に間に 合うのでしょうか。

町内では、何か便利になるらしい、かなり重要な番号らしい、他人に知られてはいけないらしい、との声を耳にしています。中には、そんなに重要な番号をどのように管理すればよいかわからない、不安だ。制度の内容がよくわからないと言われる方も数多くいます。町民は、この制度の運用で自分の暮らしの何が変わるのかわからず、不安を持っています。通知カードと同封されていた総務省からの案内では表現が曖昧で、どのように保管し管理してよいかもわかりにくいと感じました。

そこで、2番目の質問です。町民の暮らしは、マイナンバー制度の運用で何が変わるのでしょうか。例えば、役場窓口でマイナンバーが必要になるのは、どのような時なのでしょうか。

6月初め、日本年金機構から125万件に及ぶ個人情報が流出するという重大な事件が起きました。年金機構は、マイナンバーを付番する個人情報を大量に保有する機関です。公的機関だから個人情報の流出はないだろという安全神話は崩れました。

韓国では、2011年にハッキングを受け、氏名、電子メール、パスワード、電話番号などが流出する事件がありました。2013年には、保安会社社員が、お金目的で闇業界に情報を売却する事件もありました。アメリカでは、他人の番号を使ったなりすましが多発しています。

また、日本でも利用の開始さえまだ始まっていない通知カードの配達の時点で既に誤配が起き、個人番号を変更しなければならない事態が各地で起きていることが報道されています。

そこで、3番目の質問です。津和野町の情報漏えいの防止対策はできているのでしょうか。どのような防止対策がとられているのでしょうか。

1、マイナンバーが付番された特定個人情報を保護する措置のかなめの一つとして、マイナンバー法によって特定個人情報保護評価の制度が設けられましたが、津和野町ではシステム改修以前に評価が行われていたのでしょうか。

- 2、特定個人情報保護評価を、第三者が点検、意見する仕組みはあるのでしょうか。
- 3、基幹系ネットワークと情報系ネットワークが物理的に切断されているのでしょうか。
- 4、年金機構の事件のように、基幹系ネットワークの個人情報をコピーして移動し、 情報系ネットワークの端末で作業することはないのでしょうか。

企業にとっては、法律により従業員の個人番号に特段の管理が無償で求められることになります。従業員などの個人番号を政府のガイドラインに沿って管理するためには、大変な負担を強いられることになります。これまで以上のセキュリティーが必要になり、町内の企業には財政的にも論理的にも重い負担がのしかかります。事業所内の書類の管理を徹底し、セキュリティーなどに対応したパソコンソフトへの切りかえなどが必要になります。ほかにもシュレッダーや頑丈な金庫などの備品も必要になります。退社した従業員のマイナンバーは、確実に破棄しなくてはなりません。もし、情報が漏れたら、最長4年以下の懲役、200万円以下の罰金が科せられます。そこで、4番目の質問です。町内企業から、マイナンバー制度に関する相談を受けていませんか、受けている場合はどのような相談でしょうか。

次に、5番目の質問です。通知カードは町内の全世帯にきちんと配付されたのでしょうか、未配達のものはありませんか。未配達のものの今後の処理は、どのように考えられていますか。

町民は、マイナンバー制度を深く理解することができず不安を持っています。

6番目の質問です。町民がマイナンバー制度に関する詐欺被害に遭わないよう、注意 を呼びかけるべきではないでしょうか。

また、不安になったとき、すぐに相談できるよう、マイナンバー制度に関する相談窓口を設けるべきではないでしょうか。

7番目の質問です。9月議会で同僚議員の質問に、マイナンバー制度の周知、広報を幅広く展開すると答弁されましたが、情報発信の方法と計画を教えてください。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

マイナンバー制度についてでございます。

まず、1番目の御質問でありますが、マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策分野で利用されます。まずは国の行政機関が、ス

ケジュールどおり平成28年1月1日提出分から、給与所得者の扶養控除等異動、申告書など税や社会保障関係書類へのマイナンバーの記載を開始しているところであります。

なお、地方公共団体等も含めた情報連携の開始につきましては、平成29年7月以降 に予定をされております。

また、平成28年1月以降に申請者への個人番号カードの交付も始まりますので、個人番号カード交付に向けて、庁内におけるシステム機器の調達及びシステム改修を行ってまいります。

2番目の御質問でありますが、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策に関する情報を効率的に管理するために利用されます。したがって、年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や児童手当などの福祉の給付、確定申告の手続などで、マイナンバーの記載が求められます。

また、勤務先や証券会社、保険会社などが個人にかわって税や社会保険の手続を行う場合に、それらの企業にマイナンバーを提出することになります。

3番目の御質問でありますが、特定個人情報保護評価につきましては、特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、対象人数が1,000人以上の事務について行うこととなっております。

ここで、特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルまたは個人情報データベース等をいいます。

また、特定個人情報保護評価につきましては、実施が義務づけられていない事務もあります。その例として、紙ファイルのみを取り扱う事務や、職員の共済等の情報ファイルを取り扱う事務などであります。

特定個人情報保護評価の実施手順でありますが、評価書には基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の3種類があり、対象人数や過去の個人情報に対する重大事故の有無等による、しきい値判断を行い、これによって、どの評価書を作成しなければならないかが決定されます。

津和野町におきましては、全ての対象事務のうち、9事務が対象人数1,000人以上1万人未満に該当となり、基礎項目評価を行っております。評価の実施時期につきましては、システムの導入前に実施することとされており、津和野町におきましては、システムの運用開始前の平成27年3月30日に特定個人情報保護委員会へ評価書を提出するとともに、津和野町ホームページに掲載し、公表を行ったところでございます。特定個人情報保護委員会が、第三者機関として確認を行うことになっております。現時点におきまして、委員会から修正等を行うような指示は受けておりません。

本町におきましては、基幹系、情報系ネットワークを物理的に切断をしております。 津和野町セキュリティーポリシーにおいて、情報系ネットワーク内で個人情報を取り扱 うことを原則禁止しております。どうしてもネットワーク間のデータの移動が必要とな る場合においては、管理者の許可を得た上で、ファイルの安全性を確認した後に行うこととされています。

また、議員御指摘のように、個人情報を取り扱う上で、個人情報を含んだ紙ファイルの管理などは、適切に行っていく必要があり、今後、さらに厳しいセキュリティーレベルを維持する必要が出てくるため、庁内ネットワークの見直しも含めて検討していきたいと考えております。

4番目の御質問でありますが、これまで町内の法人からの相談は受けておりません。 法人については、税務署が主体になって説明会を開催されております。法人にも13桁 の法人番号が指定され、2015年10月より、登記上の所在地に通知書が届けられて おります。付番の対象となる法人等は、登記法人、国の機関、地方公共団体、労働組合 などでございます。個人事業主や営業所、事業所には、法人番号は付番されません。法 人番号は、従業員の各種法定調書や被保険者資格取得届等を、行政機関に提出する際な どに記入する必要があります。

また、個人番号とは異なり、官民の誰もが自由に利用可能で、インターネット上でも 公開されます。

5番目の御質問でありますが、住民票を有する町内の3,626世帯に、平成27年11月中旬から順次、個人番号通知カードが配達されております。郵便局の保管期間1週間を過ぎた268世帯分を町でお預かりをし、そのうち61世帯については窓口に受け取りに来られました。残りました個人番号カード通知については、個別にお知らせをさせていただき、窓口での受け取りとさせていただきます。

6番目の御質問でありますが、最近、管内での詐欺事件が発生しております。マイナンバー制度に伴う作業をはじめ各種詐欺に遭わないように、警察、消費者問題研究会等関係機関と連携を密にし、住民の皆さまへの今一度周知啓発を図ります。消費者行政の周知のため、広報活動として、今年度は公民館活動等6回に協賛して事例紹介を予定しております。また、毎年、広報、CATV等での周知をしております。

マイナンバー制度についての相談窓口は、広報10月号でお知らせをしましたように 税務住民課の住民係が担当しております。

7番目の御質問でありますが、マイナンバー制度の広報活動については、広報 10月号でお知らせをさせていただきました。

また、民生児童委員協議会での説明を1回、老人クラブ連合会での説明を1回、公民館等での説明を1回させていただいております。今後の広報は広報1月号で掲載を予定しております。

- ○議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 1番の1月からの運用に町の行政が間に合うのかという質問に対してのお答え、これは、運用開始に間に合って、混乱はないと思われているということでよいのでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 基本的に1月1日運用開始に、職員の体制、それからマイナンバーを住民基本台帳システムほうへ取り込むことは全て終わっておりますので、運用開始に関しましては、きちんと間に合います。
- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸昌子君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) それでは、個人番号カードというのを申請をする方が 来られると思うので、そのことに対する対応はできるのでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 通知カードがございます。これは、通知カードは本人が申請をされて、とりあえずそれを郵送されて、それが役場のほうにマイナンバーカードが来ます。そのカードを、役場のほうで確認をして交付ということになりますので、これが枚数がどれくらい申請されるかというのは、現在の時点では、ちょっとわかりません。ちなみに住基カードの場合は、平成14年だったと思いますが、それ以降に発行した枚数が400枚程度でございました。現在は、それ、生きている枚数としては300枚前後だと思っております。
- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) では、日ごろの大変な仕事の中、追加の仕事が入りますが、混乱しないようにしっかりよろしくお願いします。

2番目の質問のお答えで、町民がマイナンバー記載をしなくてはいけないものがあったり、提出しなければならないものがあるという、その町民がしなければならないものっていうのはわかったのですが、このマイナンバーというのができたことによって、町民が利益を得る、得になるというものは、一体どのようなものがあるのでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 今回のマイナンバーのお知らせ、ここにございますが、これについては内容的にコンビニ等で住民票の交付、また、印鑑証明等の交付というようなことが書いてございますが、今のところ、このマイナンバーを利用することによって、行政機関で、例えば町内にポプラというコンビニが2店舗ございますが、そこでは、まだこのマイナンバー制度に対応しておりませんので、とりあえずのところ、住民の方々が今回のマイナンバーによって利用として効果があらわれるとしたら、今のところ身分証明書等々考えられます。
- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) コンビニ対応をする際には、コンビニで個人のマイナンバーが行き交いするというのは、大変危険だなと私は個人的には考えていますので、コンビニの対応が、もしできたとしても、なかなか住民の利益につながるかなというのは考えにくいと思います。

それでは、3番目の質問のお答えに対してですが、特定個人情報保護委員会というものは、いつごろ、どのように開かれたのか、ちょっと内容とかがわかれば教えていただけたらと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 御質問の特定個人情報保護委員会でございますが、 こちらにつきましては内閣府の外局の独立した第三者機関でございます。発足につき ましては、マイナンバー法が平成25年に成立しておりますが、それに基づきまして 平成26年時点で発足しておりまして、業務の内容等につきましては、特定個人情報 取り扱いに関します監視・監督、あるいは各自治体、行政機関等からの、質問にもご ざいましたが情報保護評価に関すること特定個人情報の保護についての広報、啓発等 を行っているという機関というふうな認識でございます。
- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 済みません、ちょっと勉強不足でよくわからないんですが、そこの特定個人情報保護委員会というのは、一括して全国の自治体の評価を行っているということですか。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 国の機関でございまして、本町は、町長答弁にもございましたが、平成27年3月30日に国の特定個人情報保護委員会のほうに評価書を提出しているところで、委員会のほうのホームページを見られたらわかるかと思いますが、各市町村のほうも提出をしておりまして、いわゆる全国の自治体の評価書の審査・確認をしている機関でございます。
- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) わかりました。そこから、修正などが届かないっていうことは、津和野町のこれは大丈夫ということと受けとめてよいちゅうことですか。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 答弁にもございましたように、27年3月30日に 提出をいたしまして、現在のところ、委員会のほうから何らかの修正なり、そういっ た返事のところは、全くいただいておりません。
- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) では、次の質問をさせていただきます、続いて。先ほどのお答えの中に、今後さらに厳しいセキュリティーレベルを維持する必要が出てくるため、庁内ネットワークの見直しも検討していきたいとお答えをいただきましたが、いまだ、まだ十分ではないと思われている、防止対策がまだ必要だと思われているっていうことだと思うのですが、なのに1月から制度が始まるのですが、大丈夫なのでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(福田 浩文君) 9月の定例議会のときにも条例案件のときに御質問いただきまして、そのときにも本町のセキュリティーにつきましては、現行では安全を確保しているというような答弁をさせていただいたところでございます。その後、年金機構等の問題がございまして、国のほうから、さらなるセキュリティーの強化ということで、先般11月末あたりから通知がまいっておるところでございます。

今、県等にも、うちの電算担当職員等が出向きまして会議等を何回かやったところでございますが、いわゆる、本町でいいますと、機関系、情報系で大きく二つに分けておりますが、その情報系の部分もLGWANというローカルガバメント、地方行政自治体のネットワークなんですけれども、そこの部分を、まだまだ今以上に厳密にしようという流れが、簡単に申しますと、今出ておりまして、そういった意味合いから、今後、それに関する改修なりという部分が国の指針等が出まして、来年度以降予算として進めてまいる必要があろうかというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 十分ではないけど、危険性は今のところないという、何かちょっと矛盾したお答えだったので、早期に検討していただいて、十分安全な制度にしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では次に、5番目のマイナンバーの通知が全戸に行って、返ってきたのが268世帯分が返ってきて、その後61世帯の方がとりに来たということは、200世帯余りのものがまだ庁舎の中に残っているということですよね。これ、ものすごく重要な番号なので、各世帯に確実に届けなければいけないと、政府は言っとられたはずなんですが、いまだ200世帯、この小さな町で届いていないというのは大きな問題だと思います。200世帯の方が、これから少しずつとりに来られたり、いろいろな対策をされて届けられるとは思うのですが、全部届けられるという見通しはついておられるのでしょうか。

- **〇議長(沖田 守君)** 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 今、慎重に、その住所、氏名等を当たり直して、再度、通知を送ったところです。その後、その人が施設から別の施設に移られとるとかそういう事態になった場合に、再度、その追跡調査ということが必要になりますので、これが3カ月をめどに対応しなさいという政府からの指令が出ておりますので、一応3月31日をもって、その最終的な目標として、今予定を組んでいるところです。
- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) これは大変な作業になると思いますが、この制度をやる以上は届かなくてはいけない問題ですので、ぜひ、しっかり頑張ってやっていただきたいと思います。

それで、住基カードの話がちょっと出ましたが、この住基カードは、たった5%の普及率だったそうです、2013年の3月31日時点ですが。いわゆる住基カードと、これは取得任意、これも任意だったんですが、必要な人が必要だと思ったから、とって5%、

個人番号カードも、これから必要だと思う人が必要だと思って申請をされるのですが、 のたった5%しか普及しなかった住基カードと、この個人番号カードとは機能的にどの ような差があるのでしょうか。

それから、今後、今まであった住基カード、持たれている方が5%はおられるんですが、それはどのような扱いになるんでしょうか、もう利用はできないということでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 住基カードとマイナンバーカードの違いについてでございますが、住基カードにつきましては、基本的に行政のほうが個人を管理するためにできたシステムでございます。一方のほうのマイナンバーカードにつきましては行政機関同士の、要は政府、国と市町村を結ぶ、そういうとこで利用されるというものを目的につくられたカードでございます。内容的にも実際のところ、マイナンバーカードにわたっては、今後、税関係の書類に記載が必要になりますし、社会保障制度の中にもマイナンバーの記載が必要になります。

また、災害対策においても、住民をまとめる上で、その記載が必要になってくるというようなことがございます。住基カードでは、そこら辺は付随したシステムではなかったと認識しております。

- ○議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 住基カードのこれからの扱いは。
- ○議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 住基カードの扱いにつきましては、一応、住基カードについては10年間が有効ということになります。これは、ただし、マイナンバーカードを交付されて窓口に受け取りに来られるときに、マイナンバーカードと引きかえに住基カードを返していただくというような格好になります。
- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) マイナンバーカードなんですが、ちょっと私の主観としては、住民にとって余り便利とは思えなくて、私はつくるつもりはないんですが、行政にとって便利になるっていうことは、今お聞きしたので、あの写真を撮るという作業がかなりお年寄りの方には大変になると思うので、もし、できるなら個人番号取得の際に必要になる写真は役場の窓口で撮れるようにとか、なんてことは考えておられませんでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 現在のところ、窓口で写真を撮るということは考えておりません。ただ、他の自治体のほうで、行政のサービスの一環として写真を撮ってということをやっとられる市町村があるということは、ネット等で調べたときに出てまいりました。

- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 若者はスマートフォンとかいろいろ持っているので、写真撮るちゅうのは簡単なことですね。車でピュンと行って、自動販売機みたいなので撮ることもできるので。お年寄りの方が、もし御希望されるなら、役場のほうで対処していただけたらなと思います。

それと、すみません、質問がたくさんあって。もう一つ質問します。住所が変わったときに、通知カードとか個人番号カードに住所が載せられていますが、それを変更しなければならないと思うんですが、それは役場に行って、住所が変わりましたというのを転居先でやってもらうものなのかっていうのが一つ疑問なのと。

あと、その番号が書いてあるカードっていうのは、大事なので持ち歩かないほうがいいって言われるけど、どこで要るかわからないから大事に持って歩くと思うので、1日でも家になくなっちゃったら困るので、そこで即日交付、住所を変更して、すぐに返してもらえるっていうことになるのか、その辺、不安があるのですがどうなるんでしょう。

- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 今のところ、予算のうちでマイナンバーに関する裏打ち、例えば警察署へ行ったときに、運転免許証がございますね、その裏打ちは全部警察署のほうで全てやってくれるというような格好になりますんで、今のところ窓口で受け付けて、それを記載をして個人に返すというような格好になろうかと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 1月から運用が開始されたら、すぐにとはないと思いますが、津和野町に引っ越してこられた方がそういう手続をされることもあると思うので、すぐ対処できるようによろしくお願いします。

来年1月からマイナンバー制度の運用が開始されるんですが、この制度に関する町民の不安は、先ほど申しましたように山のようにあります。この制度が実施されなくても 住民生活への不都合は生じないんじゃないかと思います。

マイナンバー制度は、税・社会保障の分野をはじめ住民の個人情報、行政手続に関連し、町の根幹に係わる重大な制度です。スケジュールありきで進めるのではなく、十分な対策をとって、制度を根本から見直す必要があると思います。見切り発車のような今の状態では町民に被害が及びかねません。町においても情報漏えいや町民の不安に対応できる体制をしっかり整えていただきたいと思います。

また、マイナンバーは非常に大事な個人情報で、厳格な取り扱いが要求されています。 特別な情報という認識を町民の皆さんは持ってはおられますが、今まで以上に、特別な のだけど、どういうふうに扱っていいのか、どう保管していいのか、先ほども言いまし たが、なかなか不安がたくさんあります。なりすまし詐欺というのもぽつりぽつり出て きているようなので、被害に町民が遭ってしまう前に、町のほうで情報発信をしていた だいて、このように対処を、皆さんでしましょうねっていうのをしていただけたらと思いますが、いかがしょう。

- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- **○税務住民課長(楠 勇雄君)** 個々に町長の答弁にもありましたように、消費者問題研究会、また警察のほうと連携しながら新しい情報が入り次第、住民周知をするというような格好に、今後していきたいと思っております。
- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 先ほど、10月の津和野の広報でお知らせいただいているということで、再度確認させていただいたんですが、マイナンバーに関する重要性というか、その取り扱いを私たち住民がどのようにしていっていいかというのは、ちょっと記載が少なかったというか、なかった。「通知カードは大切に保管してください」っていうところが、通知カードは大事なのでというところなので、本当にこの番号が他人に知られることで、なりすましで、いろんなことが起きてしまう、詐欺事件が起きてもいけないし、本当に大事な番号であって、ちょっと見せてねといって、ぱっと見せたりしたら大変なことになるんだよっていうのを、もっとしっかり周知していただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、次の質問に移らせていただきます。生活困窮者の医療についてです。

内閣府の平成26年度版高齢社会白書によれば、「高齢期への経済的な備えがある」と感じている人は、たったの23.3%にすぎません。66.9%の人つまり10人中6人以上の方が備えが足りないと感じているとしています。

また、表面的にわかりにくい子供の貧困は6人に1人になっています。OECDが10月13日に発表したものでは、日本の子供の貧困率は15.7%で、34加盟国中の11位です。平均では13.7%だったので、それを大きく上回ってしまってます。北欧のほうのデンマークでは、何と1桁の3.8%でした。

今の日本では、老後破産とか子供の貧困は、はやり言葉のようにささやかれるようになってしまいました。長引く不況、下がる年金、上がる消費税と物価、社会福祉費の削減、津和野町民の生活も確実に苦しくなっています。そのような中、生活困窮者にかかわる課題は表面にあらわれにくいのが現状です。生活困窮者の救済は、生活を全体的に考えて、専門的知識を持つ行政の担当者と相談しながら多面的に行われることが求められています。

そこで、質問です。経済的に困窮しているという相談が、町へはどの程度あるのでしょうか。9月議会で医療に関する経済的相談はないとの回答でしたが、本当にそうなのでしょうか。以降、医療に的を絞って質問させていただきます。

医療が必要な人が経済的理由で受診を諦めなくてもよいように、医療機関が無料、または低額で診療を行う社会福祉法に基づく無料低額診療という制度があります。この制度の実施施設は、2014年度においては全国に622施設あります。昨年、12月議

会での同僚議員の無料低額診療についての質問に対し、この制度は病院独自で行う制度なので検討したが難しい。しかし、新たなセーフティーネットは必要、検討するとの答えがあったように思いますが、そこで質問です。その後、どのような検討がなされているのでしょうか。

9月議会で生活が苦しく、医療費が不安で病院に行けないとの相談はないと回答をいただきましたが、相談したい方はおられるはずです。相談できないまま、病状が深刻になったり、命にかかわるようなことがあってはいけません。無料低額診療の対応が町内の医療機関でできないなら、相談しやすい体制をつくるべきではないでしょうか。病気は待てない場合があります。

そこで質問です。専門的知識を持つ医療ソーシャルワーカーに、誰でも、いつでも安心して相談に行ける場所を設けるべきではないでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、生活困窮者の医療についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります本町での生活困窮者への支援体制につきましては、 生活保護及び本年4月より開始した生活困窮者自立支援事業があります。生活保護については福祉事務所、生活困窮者自立支援事業については津和野町社会福祉協議会への委託により、相談支援を実施しているところでございます。

生活保護及び生活困窮者の状況につきましては、4番議員にもお答えをさせていただいたところでありますが、今年度における福祉事務所での生活保護に係る相談件数は10件、社会福祉協議会での生活困窮者に係る相談件数は、9月までで17件でありあます。これは、人口10万人当たり件数に換算すると、月当たり34.6件となり、国の目安である月当たり20件を上回る状況となっております。

これまでに受け付けた相談内容につきましては、小額の年金または無年金による医療・介護費の負担増や、親死亡による世帯収入の喪失、借金等の滞納整理や金銭管理支援が必要なものなど多岐にわたっておりますが、民生融金等の一時的な生活資金の借り入れや世帯の家計収支の見直しにより対応し、終結したものが大半であります。

町といたしましては、今後も個別の相談内容を見ながら、津和野町社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、相談者の自立した生活が営めるよう支援をしていきたいと考えております。

二つ目の御質問でございますが、昨年12月議会での4番議員の無料低額診療事業についての一般質問では、社会保障の網の目からあふれて医療を受けられずに手おくれとならないように、新たなセーフティーネットを構築する必要性を認めていると答弁したもので、経済的理由で困窮をしている方々に対しては、国等において、さらなる施策支援が必要であると思っており、そうした働きかけは検討してまいりたいと思っておりま

すが、現時点において、町独自での施策について検討を行っているわけではございません。

三つ目の御質問でありますが、医療ソーシャルワーカーとは、保健・医療機関、・で 患者やその家族の抱える経済的・心理的・社会的問題に関する相談を聞き、解決するた めに援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う専門職であります。主な勤務先としては、 病院や介護老人保険施設などがありますが、各機関において職名の統一は図られていな いため、医療福祉相談員や医療社会事業専門員などの名称で呼ばれております。

議員御質問の、生活が厳しく、医療費が心配で病院に行けない等で困っておられる方は、まずは自立相談支援事業の相談窓口である津和野町社会福祉協議会へ御相談をいただけたらと思っております。相談者の支援については、各分野の支援事業・支援機関と連携し支援対応をしてまいります。

また、病院や介護老人保健施設等にも、患者やその家族の抱える経済的・心理的・社会的問題に関する相談を聞き、解決するために援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う専門職であります医療ソーシャルワーカー、(相談員)もおられますので、そちらのほうへの御相談をいただくことでの対応も考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 経済的理由で生活が困難な場合の最終的なセーフティーネットは生活保護です。しかし、生活保護を受給することは保障された権利であるのに、残念ながら生活保護の受給に負い目を感じ、びくびくしているのが今です。不正受給に対しては、厳しく対応する必要はあります。しかし、不正受給の問題が大きく取り上げられることはありますが、生活保護を受けられず困っているという問題を取り上げることが少ないために、申請に踏み切るには大きな壁があります。本当に生活に困窮している方を生活保護につなげることは、命を守る最後の砦です。

また、生活保護を受けていても、自立して、生活できるよう支援をすることがとても 大切です。これまで以上の支援を、町のほうでよろしくお願いします。

2番目の質問に対する回答ですが、新たなセーフティーネットは国や県の検討が必要なので、今のところ町では検討されないということですが、これは実際に今、困っている人はどうしたらいいのでしょう。一番身近な存在である町が救済の手を差し伸べ、それと同時に国や県に要求していくことが大切ではないかと思います。その点、いかがでしょう。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) すみません、今の御質問は無料低額診療についてということでなしに、生活困窮して医療を受けられないという方、2番目の質問ということになると、そちらのほう、どちら、無料のほうですかね、無料低額。
- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。

- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 無料低額診療っていうのは、今すぐに医療を受けたいけど、そのお金がないからどうすればいいかっていう方が利用できる制度です。それは、今、町内ではできないっていうことになると、それに代わるものとか、もしくは町でそういう相談を、社協のほうに相談をされる方がおられた場合、その対処をしっかりしていくべきじゃないかという意味で質問させていただきました。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) すみません。無料低額診療につきましては、前回の一般質問でも4番議員さんの回答にお答えしたと思いますが、基本的には病院等がやられることでございまして。これにつきましては、国等から固定資産であるとかいろんなものの免除はありますけども、基本、病院のほうが、かなり多くのお金の持ち出しが必要となりますので、今、津和野にあるような病院の中でも経営的にも厳しい状況の病院がこれを行うことはなかなか難しいんではないかと。県内では江津市さん等にあると聞いておりますが、そのほか、ありませんし、なかなか独自でやられるというのは、厳しいんではないかと。

それから、生活が厳しくて医療が心配で病院に行けないということでありますが、先ほど町長のお答えにもありましたけども、ことしから生活困窮者自立支援法によりまして制度ができました。これまでは、事業所であったり、町のほう、ただ相談という形でありましたが、このたびからは、法によって、社会福祉事務所を設置している市町村等につきましては、これは法でやりなさいという決め事ございますので、これにつきましては社協のほうを通じて相談していただいたら、基本的には生活困窮者自立支援法の相談でございますので、この問題でなくてはいけないという問題はありませんので、医療の問題であるとか、家賃が払えないとかいろんな問題があると思いますけれども、それはあくまでも社協さんのほうに相談していただきたい。

その中で、これまでも、先ほど答弁ありました、9月までに17件ということがありましたが、前回の議会のときには、私のほうで数字的なものがはっきりわかっておりませんでしたが、11月の段階では社協さんのほうと福祉事務所のほうで担当者連絡会議を持っておりまして、こういった実情を把握しております。やはり、医療に関する問題もありました。これにつきましては、生活保護につないだ案件もあります。

それから、相談に乗りましたけども、お母さんの年金等が多くあるということで、これはちょっと支援の対象にならないというような問題もありました。さまざまありますけども、こういったものは社協さんが行っております民生融金であるとか、日常生活、それから食料支援ですね、それから役場の中にあります包括支援センター、そらから生活支援係、あらゆる部門で連携をとりながら対応していきたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 無料低額診療が町内でできないというのは、わかっています。その点に関してですが、私の認識としては、町内では受けられないけど、例

えば山口の済生会病院などでは、多分されてるんじゃないかなというのがあるので、 そちらを紹介するとかいうことも方法になるんじゃないかなと思いますが、その辺、 また考えていただけたらと思いますが。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 他県には、山口県を含め広島等も数件やっておられるところはあります。ですけども、行った先では、無料診療等受けられますけども、そこへ行くまでの交通費であったり、それからその後の薬代等は、その対象になっておりませんので、なかなか山口の病院を紹介しても、そこまで行く交通費であるとかいろんなものがかかってきますので、簡単な問題ではないような気がするんですけれども。町として、それを全て支援するということは、今のところ考えておりませんけども、なかなか厳しい、難しい問題だとは思っております。
- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 医療費は、手術などをすると何千万とか、かかる場合もあります。そういうこともあるので、一概にできないって決めつけてしまうのではなく、いろいろ検討しながら、対象者の方とも相談するのはもちろんですが、行政しか持っていない情報が山ほどあると思うので、それをもっていろいろ相談しながら、もし、無料低額診療ができるなら、やろうねという方向も考えていただけたらなと思います。これから先、いろいろ検討していただけたらと思います、その辺は。

先ほど、いろんな課が連携して困窮者の方に対応をしていってるんだということをお 伺いしました。本当、これは一つの課では解決できない大きな問題だと思います。

でも、今、全国的には非正規雇用者が4割を超えたというニュースもありました。高齢者が頼るべき年金も削られております。その所得の格差がどんどん今、日本で広がっているので、生活困窮者への対応というのは本当に大事になってくると思います。さらに支援をしていただけたらと思います。各課が連携して支援できるように、その課が同じレベルでその人のことを認識できる、そういう話し合いの場っていうのは、今、設けられているのでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 議員御質問の庁内の連携でございますが、生活困窮者の対策、 庁内連絡会議というのを設置しておりまして、4月から制度が始まっておりますので、 まだ1回目の開催はされていないんですけども、これにつきましては庁舎間の連携、 特に窓口業務的なもの、住宅で困窮している、住宅課のほうに相談に来られる方、それから滞納者等、いろんな各課の連携を取りながら、事前に申請はこなくてもある程度、庁舎の担当ごとに、この人はちょっと問題があるんではないかというものは、そういった相談につなげるというよう形を取り込んでいこうというようなことも考えておりますし、今、社協のほうで相談は受けつけておりますけども、この中で今後の支援策を考える中で、各課の連携等で支援策等を考えていくということは必要でござ

いますので、ハローワークであったり、そういったところも含めて協議体として検討していきたいというようなことは思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 経済的な相談はとってもしにくいものだと思いますので、ぜひ、1回目の会議をなるべく早く開いていただいて、苦しんでおられる方が津和野町内にいないようにしていただけたらなと思います。

それと、3番目の医療ソーシャルワーカーさんに気軽に相談に行ける場所を、ちょっとつくってほしいなと思います。共存病院のほうには医療ソーシャルワーカーさんがおられるのですが、なかなか、共存病院にかからない場合は相談に行きにくいので、相談に行きやすい道筋を今後検討していただけたらなと思います。ちょっと時間が迫ってまいりましたので、今後検討していただくということで、よろしくお願いします。

私がちょっとお話を聞いた中に、子供が小学生、中学生の子がおるんですが、今、医療費の心配をしなくていいので、子供の病院は必要なときにかかることができているが、高校生になったらどうしようかという不安がありますって、生活が苦しい方からお話を伺ったことがあります。その保護者の方は、自分はなるべく病院にかからないようにしているんだということも言われてました。病気やけがや予期せぬ出来事は誰にも起こります。経済的な困難に陥る可能性は、誰もが持っているものです。そんなときに寄り添って話を聞いてくれる人、解決策を一緒に考えてくれる人が絶対必要です。この津和野町で安心して暮らしていけるように、ぜひ、今言っていただいたような会議とかを早く開催して、安心して暮らせる津和野町をつくっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

 〇議長(沖田
 守君)
 以上で7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

 〇議長(沖田
 守君)
 ここで、2時15分まで休憩といたします。

午後2時00分休憩

午後2時11分再開

- ○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続いて一般質問を続けます。
 発言順序5、9番、三浦英治君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) それでは、通告に従いまして質問させていただきます。 まず、初めに、固定資産台帳整備業務についてですけども、平成26年4月30日に、 総務省が固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する 統一的な基準が示されました。

平成27年1月23日に、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が取りまとめられています。

固定資産台帳整備業務の進捗状況についてお聞きします。

まず、一つ目が固定資産台帳の作成には、全庁的な推進体制が確立されなければなりません。その推進体制と整備期間はどのように考えられているのか。

2番目に、本年度、新規事業の説明資料では、固定資産台帳整備コンサルティング業 務委託料が計上されています。この進捗状況はどうなっているのでしょうか。

3番目に、老朽危険家屋対策として、町内全域を対象とした空き家の外観調査が実施されましたが、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳を、早期に作成することが必要と思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(沖田 守君) 町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、9番、三浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

固定資産台帳整備業務の進捗状況についてでございます。

まず、一つ目の御質問でありますが、議員御指摘のように、平成27年1月23日付で総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表されました。

その中の固定資産台帳整備に関しては、統一的な基準による各自治体の所有資産の評価方法や、固定資産台帳の整備手順等の実務的な取り扱いが示され、住民等に対する説明責任、民間事業者の参入促進といった観点から、作成後はその公表が前提をなっており、台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加えて、施設の長寿命化履歴等も任意で記載できることとなっております。

固定資産台帳は、財務書類作成のための基礎資料であるとともに、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった、公共施設等のマネジメントにも利用、活用可能となるものでございます。

本町におきましても、固定資産台帳の整備とその継続管理体制を、平成28年3月末まで構築することとしており、全庁的な推進体制を確立するために、9月に各課からの委員による作業部会を立ち上げたところでございます。

二つ目の御質問でありますが、固定資産台帳整備業務につきましては、公共施設等総合管理計画策定業務とあわせて、8月に株式会社ぎょうせいと委託契約を締結したところでございます。

進捗状況につきましては、10月に全庁キックオフ説明会を開催し、現在は、作業部会員を中心に、各部署で台帳作成のための固定資産の洗い出し作業を行っている状況でございます。

今後は、今年度末整備に向け、委託業者による相談会の実施、データ収集後の内容の 確認等の作業を行っていく予定でございます。

三つ目の御質問でありますが、今年度末の固定資産台帳整備後におきましては、町所有の公共施設等の現況把握と将来の更新費用を調査し、長期的な視点のもとに、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現し、その他公共施設等の抱える諸問題への速やかな

対応を行うことを目的に、平成29年3月末までに、公共施設等総合管理計画を策定することとしております。

- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦英治君。
- 〇議員(9番 三浦 英治君) まず、統一的な基準による財務書類等を原則として、 平成27年度から29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において作成し、予 算編成等に活用されるとしております。

固定資産台帳整備と公共施設等総合管理計画は、平成28年3月末までに構築すると言われておりますけれども、これは補助簿としては、当町においては、平成29年、30年どちらから使われることになるのかということと、もう一つ、ちょっと言葉でわからないんですけども、全庁キックオフ説明会という横文字で出て、初めて、目にする言葉なんですが、これはメジャーな言葉なんですか。ちょっとこれ初めて聞く言葉なんで、これ説明していただけますか。

以上。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) まず、統一的な基準による地方公会計の整備でございますけれども、先ほど、議員がおっしゃいましたように、移行期間がおおむね3年間というふうに言われております。

ただ、やむを得ない場合理由がある場合には、おおむね5年間の猶予があるというふうなことでございますが、本町におきましては、公共施設管理台帳まで含めまして、29年度末までのところで整備をして、平成30年度からの整備費補助の関係等を含めて、必要という格好になろうかというふうに考えております。

それから、全庁キックオフでございますが、いわゆる、議員もおっしゃいましたように、全庁的な統一の考えのもとでの整備を、かなりボリュームもございますし、職員の認識も十分していかなければならないということで、全庁を挙げての今から取り組みをしようと、という意味合いで、よく電算業務なんかの開発のときなんかにはよく使う言葉ですけれども、そういった意味合いで使わさせていただきました。

- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) 統一的な基準による地方公会計マニュアルによります と、固定資産台帳整備の流れの例として、庁内体制整備、これに3カ月から6カ月、そして計画整備、様式の作成に、これもやはり3カ月から6カ月、そして資産の棚卸し、データの作成・統合、開始時の簿価の算定に6カ月から1年というように、マニュアルには書かれておるんですが、おおむね整備期間は1年から2年間ということになっております。

特に、資産の棚卸しから固定資産台帳の作成にかけては、1年間以内の年度内に行う ことが適当であると言われております。ということは、来年度1年でこれを済ますとい うことになろうかと思います。 そこで、気になりますのが、簡易水道事業についてであります。これが、地方公営企業会計に、29年4月より移行されます。経営変更に伴う、条例の整備、会計方式の変更、予算編成のための支援業務等、平成27年度から28年度の、この2年間で行うとしまして、当初予算、新規事業に委託料として、637万7,000円が計上されております。

人的配置を含め、体制づくりはどうなっているのか、状況をお聞かせください。

- 〇議長(沖田 守君) 環境生活課長。
- **○環境生活課長(和田 京三君)** 議員御指摘のとおり、簡易水道につきましては、平成29年4月に上水道として、公営企業化をするということでございます。

当初、平成21年に統合計画の策定を行いまして、全てで16施設、一応全施設の住民説明会等を行いまして、町の管理の簡易水道以外が6施設、地元管理の施設が6施設でざいましたけれども、その説明会を平成21年に行いまして、全て簡易水道に移行されて、上水道にするということで、人口5,000人以上超しますので、上水道として、平成29年の4月からスタートするという計画で、21年に策定をいたしました。

しかしながら、資産の調査、固定資産の資産の調査でございますけれども、26年度 から開始をいたしまして、26年に7施設を資産調査終わっております。

今年度、残りの9施設を資産調査を行いまして、28年に、全ての施設16施設を統合する形にしております。

例規等の組織体制につきましては、今年度中に、ある程度の組織体制をつくる形で、 今ぎょうせいのほうに例規の委託を、ことしと来年とで例規のお願いをしておりますの で、全ての公営企業にする例規を全て洗い出していただきまして、28年度中に例規を 作成し、29年の4月1日から公営企業をスタートするという形になっております。

- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) スムーズに履行することを期待しております。

3番目の老朽危険家屋対策についてでありますけれども、最大の公共施設である本庁舎、津和野庁舎は、現在の施設を継続して対応していくと、前回の9月議会で、町長述べられておりますけれども、これの耐震化を含め、長寿命化、また、老朽化対策の検討も始めなければならないのではないかと思います。

庁舎に関して、特に、職場の環境として、現在の庁舎は大変古うございますし、本庁舎においては、2階を歩けば、ぎしぎし音がするし、津和野庁舎にしても、柱の数とか、本庁舎もそうですけども、ちょっと天井開いて構図を見てみたいような気がするぐらい、ちょっと怖い気がしております。

職場の環境としても、これは、早目に構築していかなければならないと思っておりますが、庁舎に関して、どのように対応していくのか、町長、お願いいたします。

〇議長(沖田 守君) 町長。

〇町長(下森 博之君) 本庁舎、また津和野庁舎の対応につきましては、前回の議会 でございましたでしょうか、一般質問を受けたところでありました。

そのときにも、お答えをしたところと、今の時点で、方針に変更はございませんけれども、基本は、財政的なところも鑑みながら、現在の庁舎を改修していくという方向で、 私たちは考えております。

ただ、改修といいましても、逆に新築よりも高くつくという、そういう場合もありますけれども、まずは、検討段階として、改修を前提に進めていこうというところを考えているところでございます。

そうしたところに、今のところ変更はございません。

- 〇議長(沖田 守君)9番、三浦君。町長、失礼しました。
- ○町長(下森 博之君) あと、いわゆる財源の問題がかかってくるわけでございますけれども、いろんなことから財源とかやっていかなければならないと思いますし、合併特例債というのも一つの考え方にもなるかもしれません。こちらの運用のほうが、5年延長されたということもありますので、その期限内のところでの判断もしていかなきゃならないんだろうと、いうふうにも考えておるところでもあります。
- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) 合併特例債の観点もありますけれども、早急に計画、 それを進めていかなければ、どんどん延びていくような気がしてならんのですが、それをお願いして、次の質問にまいりたいと思います。
 - 2番目ですけれども、地方創生関連の上乗せ交付金についてです。

地方版総合戦略を10月末までに策定すれば、1,000万円を上限とした上乗せ交付金の支給に対して、島根県では13団体の市町に交付が決定されております。

津和野町では、交付金の上乗せ対象の事業を検討する余力がなかったと理解しておりますけれども、戦略策定には、慎重に議論が進められていると思いますが、進捗状況と 今後の見通しを聞きます。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、地方創生関連の上乗せ交付金について、お答えを させていただきます。

地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型の上乗せ交付金につきましては、平成27年5月29日に「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱」が改正され追加されました。

上乗せ交付金につきましては、平成27年10月30日までに策定された総合戦略で、 適切な重要業績評価指数が設定されており、それについて、外部有識者等を含めた検証 機関により検証が行われ、なおかつ、総合戦略の策定見直しについて、住民や産業界・ 行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア等との連携を備えていることが条件となります。

島根県内においては、議員御指摘のとおり、13の市町村が申請をしております。 津和野町総合戦略につきましては、平成27年2月に地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型制度要綱が策定された当初、平成27年度末までに策定することとしておりました。

しかしながら、11番議員にお答えをしましたとおり、津和野町では、9月下旬から 11月中旬にかけ、医療や福祉、農林業に従事される方や商工会・観光協会の関係者、 保育所及び小中学校の保護者の皆さん、そして津和野高等学校生徒会の皆さん等との意 見交換会を行いました。

こうした過程のもと、いただいた御意見を参考にした上で、人口減少に歯どめをかけ、 それぞれの地域で住みよい環境を確保する施策を、総合的かつ計画的に実施することを 目的として、「若い女性が住みたいまちづくり」を基本的視点とし、「しごとづくり」 「ひとの流れ」「結婚・出産・子育て支援」「まちづくり」を柱とした津和野町総合戦 略を1月中に策定する予定としております。

- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) 9月下旬から11月中旬にかけて、意見交換会を実施されたとのことですが、その中で危機感といいますか、感触、その策定に向けて、これが反映されてくると思いますけども、意見交換会をした後の感想はどうだったか、ちょっとお聞かせ願います。
- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 先ほど、町長が申し上げましたとおり、9 月の28日からということで、実施をさせていただきました。

意見交換会としては、先般の人口ビジョンのところで、議員の皆さんに勉強会を開催させていただいて、その場で、意見交換会の出た意見等については、配付もさせていただいたところであります。

基本的には、対象者のところは、関係する各課のほうでいろいろ御意見を聞いて、この意見交換会の、こちら側のほうの世話をするところの部分でいいますと、担当課がそれぞれその役を担っております。

私ども、つわの暮らし推進課といたしましては、まちづくり委員会のそれぞれの代表者の方、あるいは津和野高校の、先般津和野高校の生徒の方ということで、生徒会の方、女性の高校生ですが、お二人のほうから提言いただいたということであります。

全てを感想というところでいいますと、なかなか、まとめ切れてないところがございますので、今回、例えば、その津和野高校の生徒会の役員の方から、いろいろ御提言をいただいた内容というのは、やはり、津和野町の定住に絡んだいろんな施策について、御意見をいただいたということであります。

今、総合戦略については、人口ビジョンが固まった中で、先般、策定委員会を開催を させていただきまして、先ほど、町長が御報告いたしましたような内容について、今、 検討を、まだ策定途中ということでございますが、しているところでございます。

そういった中で、仕事づくり、そういった視点でいいますと、例えば、シェアオフィスであるとか、シェアカーとかいうようなところが、津和野高校生からも御提言をいただいたところであります。

そういったところについては、それぞれの基本的な方向に区分をいたしまして、内容的なところは盛り込んでいきたいというふうな考え方で、今現在、進めているところでございます。

そういったところで、今回の意見交換会の内容をもとに、総合戦略のほうも組み立て ていくというような施政の中で、進めさせていただいているところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- ○町長(下森 博之君) 感想ということでございますんで、意見交換会、私が全部出ておりますので、その辺を総じての、私自身の感想も述べさせていただけたらというふうに思っておりますけれども、基本的に意見交換会でそれぞれの立場から、今やっている町の事業についてのよしあし、あるいは、こういうところが足りないというような率直な意見をいただいてきて、参考になっているわけでありますが。

その中で、一番私自身が印象に残っておりますのが、町は、ここまでいろんなことを やってくれているのかという、そういう御意見も、子育てからいろんなことの全般にわ たって、御意見いただいたのは事実であります。

ただ、それだけのことをやっていることを知らなかったという御意見です。これが、 やはり非常に多かったというのを、私自身は感想を受けているところでありまして、一 つ一つ、いろんな町がやっていることを、どういうふうに、町民の皆さんにも周知をして、そして御理解をいただくのか。

それが、また一つの評価につながって、情報発信につながっていくという、ロコミでの評価ということもあろうかと思っておりまして、そういう面では、今後、これまでやってきた、また、これから取り組む町の事業というものを、どういうふうに皆様に知っていただくかということも、大きな課題になるのかなというふうに受けとめたというところであります。

- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) 周知してもらうには大変なことだと思いますし、知らないことから苦情が出てくるとか、本来、行政が解決しているはずなのに、住民のほうではそう思ってないとかっていう、バッシングというのはよくあることなんですけども。そういった部分での広報並びに周知体制というものも、考えていかねばならないのかなという気がいたします。

それと、あと、こういう意見交換会を含めて来年のまちづくり委員会、ことし1年目、 来年2年目になります。今回、地域提案型1,500万の枠の中に、それ以上の金額の 募集があって、8割に落とさなきゃならなくなったという部分で、大変、逆に考えたら 喜ばしいことなのかなという気がするんですけども。

ことし1年を踏まえて来年に向けて、過去まちづくり委員会のためているところがあろうかと思います。当然、この町が行っている総合戦略の中で、これがまた一つの資料となり、まちづくり委員会にも反映されると期待するんですけども、そこのもっていき方というか、流れ的なことをどう考えているのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。

〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 前段の議員の皆さんにも、御説明したとこ ろでございますが、総合戦略というのは、まだ策定の途中ということであります。

今回、人口ビジョンということで、先般お示しをさせていただいて、4,816人という目標の中でということで、総合戦略を今から組み立てていくということになります。この4,816人を組み立てる際には、各12地域のまちづくり委員会の人口、これが社人研という、そういった団体が出す推計人口、これは2060年に2,222人という推計人口が出ております。

津和野町として、目標人口定めた数字が4,816人。この2,222人という推計人口、これについても若干、町としても推計のところは、手を加えたとこはございますが、各12地域のまちづくり委員会ごとに、この2,222人がどういう形で、町のまちづくり委員会で、減っていくのかというところを示すもの、そして、4,816人という目標数値、これについても各12地域のまちづくり委員会で、どういうふうな形で、これが4,816になるかということで、個別に、まちづくり委員会ごと、推計あるいは目標人口ということで、今、グラフ化したというところでございます。

今から、1月末までのところで、総合戦略というのを今から組み立てていくということになります。

町長が申し上げましたとおり、この目標人口がどうであるかというところの部分については、今年度の策定の中で明らかにすると。

今後の取り組みとしては、各まちづくり委員会、一まちづくり委員会ごとに、この推計人口、あるいは目標人口というところを、御説明をさせていただいて、各まちづくり委員会でどういうまちづくりをするかというところを、お話し合いをさせていただいたらというふうに思っております。

総合戦略については5年間の期間がございます。平成27年度から始まりまして、5年間ということで、32年までの期間の中で、これを行うということになっております。まちづくり委員会とのいろんな協議につきましては、平成28年度になる見込みでございますが、今年度については、人口目標のところ、あるいは推計の人口については、先ほど申し上げましたように、内容的なところは明らかにした上で、来年度以降、まち

づくり委員会ごとに、総合戦略に沿った、あるいは地域づくりに、各まちづくり委員会のところで、そういった戦略に沿ったものを位置づけていくというような作業になろうかと思います。

小さな拠点づくりというようなところで、このまちづくり委員会がどういう役割を果たしいくかというところは、それぞれの地域で、また変わってくるところはあろうかと思いますんで、そういった部分も含めて、来年度については、意見交換をさせていただきながら、津和野町の人口の状況を知っていただく取り組みとあわせて今後、それぞれの地域で、どういう地域づくりしていったらいいかというようなところを、意見交換させていただきたいというふうに考えております。

総合戦略について、1月末ということで、基本的には、当初予算、平成28年度当初 予算に、この総合戦略に掲げた内容については、当初予算のほうに盛り込んでいくとい う、今の現状の中での計画という予定となっておりますので、当初予算の3月議会の際 には、そういった総合戦略中身と、それに伴う事業内容を予算化ができるものというふ うに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) 総合戦略が来年度の当初予算事業計画に組み込まれる と、当然、町長の施政方針にも、それがかかってくると思います。

そこで、昨年からことしにかけて、一番感じているですが、町長の施政方針は3月にありまして、会計閉鎖が5月の末ですか、あって、事業がいろいろスタートするわけですけども、昨年はそのスタートが12月ごろの事業が幾つかあって、今年度も始まったのが9月という、全体的に、こればっかりじゃないんですけども、なぜ6月、7月ごろから始められないのか、いつもばたばたなるような気がするんです。

それは、私だけが感じていることなのかもしれませんけれども、来年の後半になれば、 災害復旧の終息が見えてくると思います。これも、災害対応のために生じている人的不 足なのかなという気がしてならないんですが、その点について、町長答弁お願いできま すか。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- ○町長(下森 博之君) 言いわけのような話にもなってしまいますけれども、現実として、まして、一昨年の豪雨災害が起きまして、その災害復旧を再優先に押していくということから、災害復旧推進室を立ち上げました。

当然、土木技術職もそこに集める、それだけじゃない、事務の仕事も当然必要でありますから、各課から1名から2名ずつ、そこから人員をさいて、災害復旧推進室のほうへ人を集めているというような状況でございます。それでも災害復旧推進室のほうは、人が足りてないという状況でありますけれども、もうやむを得ないというところでもあります。

そうした中、全般の各業務にそうした職員不足が影響してきているというのが、現状でもあるわけでございます。

一部道路改良事業とか、事業自体を取りやめさせていただいているという。それは該当する町民の皆さんには、本当に御迷惑をおかけをして、申しわけないところでもありますが、それくらいぎりぎりのところで、現在、業務をやっているというところで、その辺の影響が出てきているということは否めない。

そこに、いわゆる地方創生ブームで、この総合戦略という、また重要な課題にも取り 組まなきゃならないというような状況でもありますから、津和野町の場合は、ほかの自 治体に比べても、大きなハンディを背負っての現状でもあるということでございます。 そのほかにも、我々が、まだまだ改善すべき、そういう中においても、しっかりとし たスケジュール管理、そうしたものは、当然改善をしていかなきゃならないというふう に思っているわけでございますけれども、そういう中で、できることをしっかり改善し ていくよう取り組んでいきたいと思いますし、また、災害復旧が一段落した時点で、ま た今現在、人もふやしているんで、それをまた定員管理計画に合わせて、減らしていか なきゃならないという、そういうまた側面もありますけれども、いろんなところを鑑み ながら、できるだけこうした事業がスムーズに遂行できれるように、しっかりと取り組 んでいきたいと考えているところであります。

- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) 災害復旧の終息が見てきたところで、職員の定員管理 の適正化を図っていくということで理解しております。

地方創生という言葉が全国乱舞しておりますけれども、全国の都道府県、市町村のもとで具体的な策定が進められております。

地方創生、これも、認知症のことを痴呆と言いますけれども、そうした、本当、知恵を絞って、もう知恵を絞るしかないとしか、私はこの地方創生という言葉には、それしか考えられんのですけども、それがこの戦略、それがまたまちづくり委員会とかにつながっていくと思いますので、1月予定の策定を、しっかり進めていってもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

3番目の質問は、社会福祉法人つわの清流会についてです。

社会福祉法人つわの清流会の開設申請が10月にされたと聞きます。

現段階での社会福祉法人設立まで、木部保育園、直地児童館の新法人への移管準備は どうなっているのか。

一つ目に、木部保育園、直地児童館の名称と保護者、地域の理解はいかがになっておるのかということと、2番目に、見込み児童数と職員体制は、どうなっていますか。3番目に、公営と民営でのサービスの違い、民営化へのメリットは、どう考えているのか。4番目に、町の一般財源からの負担は、幾らになる予定なのか、お聞きします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- 〇町長(下森 博之君) それでは、社会福祉法人つわの清流会についてお答えをさせていただきます。

木部保育園及び直地児童館の民営化に伴う、社会福祉法人つわの清流会の設立経過につきましては、6月定例議会一般質問において、お答えをしているところでありますが、その後の状況等について説明をさせていただきます。

準備委員会につきましては、先般12月2日に第9回目の会議を行ったところでございますが、委員の皆様には、鋭意法人設立に向けての協議を行っていただいているところでございます。

協議内容については、これまでにも、説明をさせていただいておりますが、各保育園の土地や建物、保育所運営費の試算、基本財産や運用財産、職員体制等、多くの事項について協議を行い、決定をしてきているところでございます。

また、法人設立後の理事6名、監事2名、理事を除いた評議員7名の選任も終了し、 全ての方に承諾をいただいているところでございます。

評議員には、各保育園の保護者の代表、民生委員、社会福祉関係者、保育士経験者、 学識経験者等の方々に御協力をいただけることとなっております。

これにより、島根県へ申請するための協議事項が整ってきたということで、11月6日には、社会福祉法人設立のための事前協議書案を提出したところであります。

現在、県における一時確認も終わり、不備・不足等の指摘事項についての修正処理を 行っているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、この協議書案が整えば、1月ごろに、県において、社会福祉法人認可審査会が開催され、ここで了承されれば、準備委員会として、県知事へ正式な認可申請を提出し、認可がおりるということになります。

保育園の名称につきましては、保護者会において案を出していただき、準備委員会において決定したところでありますが、木部保育園については木部さとやま保育園、直地 児童館については直地保育園となっております。

それぞれの園の保護者の方とは、これまで、何度も協議を行っているところでありますが、園を存続するためには地域を含めた協力が不可欠なものであり、現在、御理解をいただきながら、良好な関係のもと進めております。

特に、直地児童館の保護者の方には、来年度より日原保育園からの搬入による給食の 提供と、これまで改修を行ってこなかった、トイレの等の水洗化工事を行うことにより、 非常に喜ばれているところでございます。

保育園の児童数につきましては、小中学校のように校区があるわけではありませんし、 今後の出生数も確定しがたいことから、見込数を把握することは、非常に難しいわけで はありますが、民営化による、今後の特色ある保育の提供、木部保育園については、来 年度中には、完成する予定のつわの暮らし推進住宅への転入者の入居、直地児童館につ いては、先ほども述べましたが、給食の提供、トイレ等の水洗化による衛生面等の改善による、入園の促進が図られるのではと考えております。

また、職員体制につきましては、現在の公立で運営をしている状況と変わらない体制で行いたいと考えており、木部保育園については、常勤保育士3名、調理師1名、パート職員2から3名程度、直地児童館については、常勤保育士3名、パート職員2から3名程度を予定しております。

なお、先般12月5日に、本法人の職員採用試験が実施されたところでありますが、 保育士に6名、調理師に3名、事務職に26名の応募があり、今月中には採用職員も決 定できることとなっております。

公営と民営でのサービスの違い、民営化のメリットについてでありますが、基本的に 保育園が公立か民間かということで、決まったサービスの違いというものがあるわけで はありませんが、全国的に見ると、民間の保育園において、特色のあるサービスを行っ ているところが多く、その内容によっては、保護者からの支持を受け、申込者が殺到す る保育園もあると聞いております。

今回、民営化する2園の運営におけるサービス内容については、町から移管された当初から法人の特色あるものとすることは、現実的には無理であり、また、急激な変化による児童への影響も考慮し、当面は、これまでの公立保育園のサービス内容を引き継ぎ、法人としての新たなサービス等を、少しずつ取り入れていくこととなると考えます。

具体的には、現在の延長保育時間のさらなる延長や休日保育、地域交流等の園の行事、 食育関連等が考えられますが、これらについては、今後、法人において考えていくこと になります。

町の負担につきましては、前回の6月定例議会の一般質問でもお答えをしましたが、基本財産として1,000万円、運用財産、いわゆる運転資金でございますが、これを700万円として支出することとし、今回の補正予算に計上させていただいております。また、5月時点における、準備委員会での運営費の試算においては、年間1,000万円から1,500万円程度の収支不足が発生すると、報告をしたところでありますが、その後の協議において、職員数や平均給与等の詳細が決定したことによる、具体的な予算の調整と、児童の定員を19名から12名に下げることによる再試算により、これらの収支不足が児童数さえ予定どおり確保できるのであれば、解消され、この部分に対する町からの補填は、必要なくなる可能性も出てきております。

特に、地域型保育給付費については、定員が減ると1人当たりの単価が高くなる設定となっているため、定員を下げたことによる、地域型保育給付費の収入の増加の影響が大きく、県への協議書案に添付した資金収支予算明細書においては、平成28年度は児童数を各園10名、平成29年度は、各園12名での試算ではありますが、当初の町からの運用財産の700万円の収入計上で、黒字経営が可能であるということとなります。

ただし、これらについては、あくまでも机上による計算であり、今後、新設の保育園として、予定外の事態も考えられますので、町としては、しっかり法人の運営をチェックしながら、安定経営ができるよう支援をしていきたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) 以前にも直地児童館については、昔、質問したことがありますが、給食がなくて、おやつ代に、大変職員が苦慮をしていたことを思い出すと、給食の提供が始まり、トイレの改修が始まって、大変喜ばしいことだなと思っております。

保育園の児童数についてですけれども、見込み数を把握することは、非常に難しいとありますけれども、なにも生まれてくる前のことを聞いているわけではなくて、早速、来年3月卒園する児童は何人なのか、また、入園するであろう児童数、これはわかると思うんですけども、それによって、この保育士の数が決まってくると思うんです。その点、どうなんでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 3月末で、卒園並びに4月1日以降入園者でございますが、済いません、詳細ちょっと、今手元にありませんので、合計数というか、3月末に卒園されて、木部のほうでは7人になる予定です。それから直地については、8人と、今のところ考えております。

そのほかについては、やはりこれまでも、地元でも説明してきておりますけれども、 地元の保育園を使っていただくとか、いろんな地元のほうの対応が大きな影響が出てく るんじゃないかと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) 4月開設するまでの、当然努力はしていかなければなりませんけれども、今回、職員体制について、採用試験が実施されたとありますけれども、この事務職の26名の応募があったっていうのは、すごいなと思うんですが、これは採用は1人です、2人です。

それと、文教民生常任委員会の所管事務調査報告が10月でしたか、ありましたけれども、その中で町からの派遣、町保育士を派遣することを視野に入れているという報告があったんですが、その点について、どうなっているんでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 事務職員につきましては、採用は1名ということでございます。

それから、派遣職員の関係でございますが、基本的には、これまで地元のほうの説明会でも、いろいろと職員が新たに変わったら、やっぱり子供にも影響があるということで、できれば職員さんを、今までおった人をおらしてほしいという意見もありました。

そういったことと、それから本来であれば、1年前から準備にかけて、町のほうの保育園に法人の職員を研修に来らして、引き継ぎ等を行っていくのが本当ではありますけれども、期間が今ないような状況で、4月にはスタートしなくてはいけないということで、引き継ぎ等もできない状況でございます。

そういったことを考えると、やっぱり、職員、保育士ですけども、1名程度1年間ぐらいを考えて、指導、監督等を派遣しなくてはならないんではないかということで、今後、内部での検討、組合等がありますので、そういったところとも協議をしながら、決定していきたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) 急激な変化は、児童にも影響いたしますので、緩やかに効率よく移行されることをお願いしておきます。

町内保育園の民営化に移行する段階での、今回の民営化ではなく、開園を開始するための社会福祉法人の設立ですけども、保育園、児童館統合計画では、平成28年度から33年度にかけて、津和野、日原エリアを、それぞれおおむね1園にする計画でありました。

木部、直地以外の統廃合計画にも大きく、これは変更せざるを得ないんではないかな と思うんですが、この点について、協議していく計画はあるのか、どうなのか、お願い します。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 統廃合計画につきましては、議員御指摘のように、これかが計画がなくなったわけではございませんけれども、こういった事態が発生したということで、今後これについては、変更等実施していかなくてはならないんではないかと思っておりますが、今の段階、今の法人のほう、民営化のほうを再優先してやっておりますので、その辺の準備等、新たにやっていくことになると、また委員さん等も準備してやる形になると思いますんで、今のところは進んでない状況でございます。
- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) これは、町長にお伺いしたいんですけれども、民営化に対する考え方です。

旧津和野エリアでは、民営でやられて、両方であったんですけど、日原エリアでは、全てが公立であったという部分での考え方の違いもあるんですけども、いずれ、これは民営化にもっていかざるを得ないのではないかと、私は思っておりますし、十数年前から議会のほうでも、民営化に関しては随分出ております。

3月の一般質問でも、この民営化について質問出しましたけれども、近隣市町ではも う民営化が進んで、その職員を一般職にかわしたりいうふうな方法を緩やかにとりなが ら、変わっていったということがありますけれども、この定員管理計画とかそういった ものにも影響してくると思うんですけども、民営化に関する全庁的な、民営化に関する お考えはあるのか、ないのか、お聞きしたいんですけど。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それは、全ての、今残っている公立園、全て民営化という御 質問だったんですか。わかりました。

今回は、今、統廃合計画の中に沿って進めた中で、こうして、木部保育園、それから 直地児童館、残すということになった、そのための方策としての社会福祉法人設立とし ての民営化ということになったわけでありまして、今回、統合、この計画に沿っている かどうかっていうのは、この民営化をどう受けとめるかという観点も出てくるかという ふうに思っております。

ある意味では公立保育園は、二つなくなって、三つが今残っているという状況ですから、その計画どおりに沿っていっていると考え方も成り立つわけであります。

そうしたときに、計画どおりに今後、残された保育園をどうしていくのかという、その計画に沿ってまた、考えていくのかということにありますでしょうし、また、議員御指摘のように、今回の社会福祉法人設立を契機として、受け皿ができたわけでありますから、そこに全ての保育園を民営化の方向で、もっていくのかという考え方も当然あろうかと思っておりますけれども、ここにつきましては、まだ、私自身も現時点では、何とも申し上げられないというふうな率直なところでございます。

特に、この民営化ということになりますと、職員の身分の問題も出てまいりまして、あそこに組合交渉等のまた、そうしたことも考え合わせながら、進めて。組合交渉は前提ではありません。職員の身分をどう考えていくかということを、考え合わせながら、この問題というのは進めていかなければ。

それは、全ての民営化していくということになれば、そういう話題にもなってくるということとなりますから。そういう面でいろんなことを、また考え合わせながら、社会福祉法人の、まずは二つ運営が保育園のほうされるわけでありますので、その状況を見ながら、また、今後その辺の方針については、検討していきたいというふうに考えておるところであります。

- 〇議長(沖田 守君) 9番、三浦君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) 民営化どうこうかかわらず、子育て環境については、総合戦略にも当然盛り込まれてくると思います。長期的な目で、町の次代を担う子供たちの環境整備について、さまざまな議論を通じる中で、長期的展望に立って、進めていかなくてはならないと思います。

総合戦略、1月中に策定できることをすごく内容を期待しております。

それによって、また3月の質問にかかわってくると思いますけれども、今回は、これで質問を終わりたいと思います。

○議長(沖田 守君) 以上、9番、三浦英治君の質問を終わります。

.____

O議長(沖田 守君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日は、これにて散会といたします。御苦労でございました。 午後3時03分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員

平成 27 年 第 10 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日) 平成 27 年 12 月 15 日 (火曜日)

議事日程(第3号)

平成 27 年 12 月 15 日 午前 9 時 00 分開

議

日程第1 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

H	席議	昌	(12)	名)
111	// I I П#77	=	1 4	~II/

1番	後山	幸次君	2番	川田	剛君
3番	米澤	宕文君	4番	岡田	克也君
5番	草田	吉丸君	6番	丁	泰仁君
7番	寺戸	昌子君	8番	御手灣	记 剛君
9番	三浦	英治君	10番	京村。	き ゆみ君
11番	板垣	敬司君	12番	沖田	守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森	博之君	副町長	島田	賢司君
教育長	世良	清美君			
参事 (兼健康福祉課長)	•••••			齋藤	等君
総務財政課長	福田	浩文君	税務住民課長	楠	勇雄君
つわの暮らし推進課長 …				内藤	雅義君
商工観光課長	藤山	宏君	農林課長	久保	睦夫君
環境生活課長	和田	京三君	医療対策課長	下森	定君
建設課長	田村灣	車 与志君	教育次長	羽多野	予寿子君
会計管理者	山本	典伸君			

午前9時00分開議

〇議長(沖田 守君) おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますで、これより本 日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

______• ____• ____

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、川田剛君、3番、米澤 宕文君を指名いたします。

_____.

日程第2. 一般質問

〇議長(沖田 守君) 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序6、10番、京村まゆみ君。

- ○議員(10番 京村まゆみ君) おはようございます。それでは、通告に従いまして、 私の一般質問を始めさせていただきます。
 - 一つ目の事項として、合併10年と地方創生ということで質問いたします。
- 1999年度から2009年度にかけて基礎自治体の行財政基盤の確立を目指し、明治、昭和に続く3度目の市町村合併を国は強力に推進しました。

賛否拮抗する中で、日原町と津和野町も2町合併し、新津和野町が誕生してこの9月で10年が経過いたしました。

市町村合併そもそもの狙いは、急激な将来の人口減少と少子高齢化時代を見据えて合併によるスケールメリットを生かし、さまざまな経費削減、行財政を効率化させることが第一義であったと捉えております。

そして、それから10年後の今年度、国は、地方創生推進のため、として、地方人口 ビジョンと地方版総合戦略の策定を各自治体に求め、津和野町ではこの12月に策定さ れる予定でしたが、1月末に延期されたということを昨日より伺っております。

また、11月には人口ビジョンの素案を提示していただいております。

国の政策に左右されつつも独自性を求められ、自治を求められる地方総合戦略に絡ん だ質問を2点いたします。

まず、1点です。これからのビジョン策定に当たり、まずは、合併10年の検証がなされたと思いますが、思い描いていた計画と、合併を実行して10年たった現在の評価、成果と課題、特に反省すべき点や改善が必要なこと、などをどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

2点目として、その上で津和野町の戦略のかなめは何、と考えておられるのでしょうか。

以上、2点に対してお願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** 皆さん、おはようございます。

一般質問2日目、ということであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。 それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

合併10周年と地方創生について、でございます。

津和野町人口ビジョンにおきましては、人口減少対策を最重要課題として捉え、国の「まち、ひと、しごと創生長期ビジョン」の趣旨に沿って、本町における人口の現状分析を行い、今後目指すべき人口の将来展望を示すものとなっております。このたび、本町の目標人口を4,816人と定めたところであり、その考え方といたしましては、合計特殊出生率を2035年までに2.07とし、社会動態の移動率を2025年までに段階的に0になると設定し、その後5年後ごとに1.0%ずつ上昇すると仮定した数値となっております。

この目標を実現するための方策を定めるのが、現在策定中の総合戦略でございます。 議員御指摘の合併10年の検証につきしては、これまで実施してきたしごとづくりや 移住定住施策、結婚・出産・子育て支援、まちづくり関連事業について、9月下旬から 10月中旬にかけ、医療や福祉、農林業に従事される方や、商工会・観光協会の関係者、 保育所及び小中学校の保護者の皆さん等との意見交換会を実地したところでございます。

意見交換会におきましては、若者や女性の雇用の場の確保の必要性や、農林業、商工業の後継者不足の問題や、医療・福祉分野における人材不足など、各分野の制度や問題点についてさまざまな御意見を頂戴をしたところでございます。

合併をしたことによる成果と課題については、合併による国からの財政措置により、この10年において町財政の健全化が図られ、実質公債費比率等の財政指標の改善と定住を重点とする新規事業の財源確保の両立を、十分ではないながらも一定程度、実現できてきたと認めております。特にまちづくり委員会の結成等により、今後総合戦略を実行していく上で、住民の皆様との協働による取り組みの組織基盤の構築が進んできたと考えております。

一方で、合併10年を経て新町の一体感の醸成は相当に進んできていると考えておりますが、さらなる一体化を図りながら、今後一層の効率的な町政運営を進めていく必要性を認めております。

津和野町総合戦略につきましては、11番議員、9番議員にお答えをしたとおり、意見交換会での御意見を参考にした上で、人口減少に歯どめをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保する施策を総合的かつ計画的に実施するために、「若い女性が住みたいまちづくり」を基本的視点とし、「しごとづくり」「人の流れ」「結婚・出産・子育て支援」「まちづくり」を柱とした津和野町総合戦略を1月中に策定をしたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 10番、京村君。
- ○議員(10番 京村まゆみ君) ただいまの答弁をいただいて、数字の上から確かに 財政面で、実質公債費比率をはじめ、改善があらわれてきていることは大変評価する べきことであり、執行部はじめ、町の皆さんの努力を評価するものであります。

また、一体感の醸成ということについても、10年前に比べ、また5年前に比べ、高まっているということは確かであると思うし、これは時間がかかって当然のことだ、というふうにも捉えております。

ただですね、答弁を聞く限り、課題やマイナス面が余り実感されていないように感じます。新たな戦略を立てるためには、まず、謙虚に厳しく、自己評価をすることが必要ではないかと思います。どちらかというと、よりよくするために何を改善するべきか、何に重きを置くべきか、ということを再度見直していくべきじゃないんじゃないかな、と思うんですけども、その点について再度質問をしたいと思います。

- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 合併の検証あるいは課題をどう捉えているかという議員の御質問でございます。

先ほど町長が答弁をしたように、今回の地方創生に係る人口減少対策としての総合戦略、という意味で今回意見交換会等を通じながら、今までやってきた事業に対する、皆さんの御意見を聞きながら総合戦略に結びつけると、いうことと、もう一点は、人口減少をどういうふうに対策を打っていくかと、いうところの視点から取り組まれているものというふうに考えているところでございます。

津和野町には総合振興計画ということで、この計画については、第1次津和野町総合振興計画ということで10年間、平成18年度だったかと思いますが、そっから10年間ということで平成28年、来年まで第1次津和野町総合振興計画という計画を、津和野町では策定をさせていただいているところでございす。

この津和野町総合振興計画というのは、先ほど町長が申し上げたように、一体感の醸成と、合併した後の総合的な計画ということで、こういったところについては医療、福祉、環境、そういったさまざまな、町が抱える課題に対して計画を策定していくというものでございます。

今回、人口ビジョンとして私どもが取り組んだ内容というのは、先ほど町長が申し上げたように、意見交換会等を通じて、これまでの事業を検証しながら、人口減少対策をどうしていくかというところで課題等を見てきたというところでございます。

議員御指摘の自己評価と、やっぱり、よりよくするために一体何をすべきかというところの部分の総合的な部分については、今回、人口ビジョン総合戦略を策定する上で、基本的には行っていないところがございます。そういった面でいいますと、総合振興計画策定の折には、やはり、議員御指摘の検証等も含めて、総合振興計画を改正していく必要があると、いうふうに認識をしているところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 10番、京村君。
- ○議員(10番 京村まゆみ君) 少し残念だなと、思いながらお伺いしましたが、確かに、持ち寄ってとか、協議会を立ち上げてとか、そういう形での反省、評価などはしておられないかもしれないですが、職員個人個人の意識の中でいろいろなものがあるの、そういうものは意見として出てくるのではないかなと思っております。

私自身は、合併によって確実に薄れたものがあると思っています。それは危機感です。 合併したことで解決するような、錯覚があったんじゃないかと思います。

葉っぱビジネスで有名な徳島県の上勝町、また、その隣でIT企業のサテライトオフィス誘致で有名な神山町、人口増と実質公債費比率マイナス4.5%の長野県下條村、また皆さんも御存じの島根県海士町、そして疎開保険や森のようちえんで有名な、鳥取県智頭町などなど、マスコミから注目されているこれらの町や村は、合併しないことを選択しました。

もちろん、合併して頑張っている市町も多くあります。県内でも邑南町や雲南市など、 全国から注目を浴び視察が絶えない、というところも県内にも存在しています。

ただ、言えるのは、これら合併しない、しなかった町には、自分ごととして町のこと を捉えている人が多いのではないか、ということです。

私は、合併によって、おらが村意識、当事者意識が薄れたことが何より危機感を持つべきではないかと考えています。

どれだけ自分ごととして町のことに参画できるか、その情緒的な部分は、実は一番大切ではないかとも思っています。

一人でも多くの町民が、出番と役割を感じられるようにするにはどうしたらいいか、 まちづくり委員会制度というものは、もともと、きっとそういう、町長をはじめ執行部 の思いをあらわした事業だったのではないかと、私は捉えています。

試行錯誤しながら、協働のための基盤づくりに努力されていると思いますし、より自治、より自立のための助け、となるような工夫が必要だと思っています。

そのような現状の中で示された現時点での柱、総合戦略の柱として昨日、若い女性が住みたいまちづくり、ということを伺いました。私は、きのうこの言葉を聞いたときに、余りに抽象的で自分ごとと感じられない、若くないからということもありますけど、余りに抽象的過ぎるんじゃないかなという思いがありました。当然、今から、これにさまざまな肉をつけたり、もっと深く掘り下げていかれることではありましょうが、何か自分からのメッセージではないんですよね。相手が住みたいと思ってもらうということ、相手が主体にあるメッセージではないかなと感じました。

5年後の目標人口として、6,803人という数字が先日いただいた素案の中では上がっておりました。戦略というものは、5年間を基本として立てられるということですが、攻める、戦略というものは、攻める、という意味合いを持っていると思います。

先ほどお話しした徳島の上勝町は人口はたった1,500人、その半分以上が高齢者だそうです。料理に添えるつまものの葉っぱビジネスで、30年近い実績を持っておられますが、その株式会社いろどりの横石社長は、高齢者の出番と役割があるかどうかが、町の生命線だ、と考えておられます。実際、葉っぱの出荷農家の平均年齢は70歳代だそうです。後期高齢者になっても、現役バリバリでしっかり税金を払っている人たちがおられるそうです。そのことが、医療費削減など、波及効果をもたらしている、ということもおっしゃっておられます。

年間売り上げが2億6,000万円、これまでの売上総額が40億以上ということです。

この上勝町が総合戦略で掲げた柱が、「彩山」構想だそうです。総面積の90%近くが山林でそのほとんどが人工林、つまものになる葉っぱを収穫できる紅葉樹を植えて、山林全体をを養殖木にするという構想、その柱を軸に景観や雇用、産業など、具体的な骨子案につなげたほうが町全体のグランドデザインができ、ストーリー化でき、施策一つ一つにつながるインパクトができる、と考えておられます。

私たちこの津和野町にとって、一本の柱となるもの、それをまず何かということを掘り下げて考えていくときではないかと私は考えますが、その点についてどのようにお考えかをお伺いいたします。

- ○議長(沖田 守君) まずは町長の御意見を聞かれたほうがいいと思う。 町長。
- ○町長(下森 博之君) いろいろとお話もいただいておりますけれども、合併をして、 単独で、そういう危機感を持って大変に頑張っておられる、そういう自治体も全国に もたくさんおありになるということ、本当に敬意とともにですね、私自身も承知をし ているところであります。

同時に、一方でといいますか、県内では、例えば東出雲町、斐川町、そうしたように、単独を選択しながら、どうしても単独ではやはり生きていけないということで、その後合併を採られたと、そういう町、また、もあるということでありまして、まあ、そこも当然危機感を持ちながらやってこられたんだろうと思いますが、それぞれの過去の自治体の歴史があって、そこにやはり、それぞれの自治体にやはり、いわゆる財政的ないろいろこの事情もあって、そこにまたあってまた合併せざるを得なかったと、そういうような状況にもなったんだろうというふうにも思っております。

じゃあ、津和野町がどうだったかということになりますけれども、やはり財政としてはほかの自治体に比べて非常に実質公債費比率等も高くて、本当に厳しい状況であったと、まあ、そういうまた危機感の中での合併でもあったわけでありまして、そうした危機感を合併後も常に持ち続けながら行財政改革を厳しくやってきたと、いうことでありまして、その結果として財政指標も改善をして、そしてその果実をもってこの5年程度、特に5年前の国勢調査では相当な厳しい、県内でも人口減少率ナンバーワンという、そ

ういう結果が出たわけでありますから、まさにその危機感の中でこの5年間、行財政改革とその果実をもっての定住対策に真摯に取り組んできたと、まあそうゆうような思いでございます。

ですから、決して、津和野町が危機感がなかったと、いうことではございません。先ほどの国勢調査もそうでありますし、またキーレックスさんの工場閉鎖ということも、我々にとっては非常に大きな危機感を持つ、そういうショッキングな出来事でもありまして、じゃあ、その中で津和野町がどういう企業誘致をこれからしていくのか、これは、これまで何度も申し上げてきたところでありますが、非常に高速道路のインターチェンジからも遠隔地にあって、この物流の非常に条件が悪い地域性が、じゃあ、その中でどういうことを企業誘致として目指していくべきなのかということで、神山町さんに倣いながらIT系の企業の誘致にも努力をしてきたと、その結果として、昨年大阪から1社、そしてことしも東京から1社と、いうような成果も徐々に出始めていると、いうようなところでございまして、我々としてはそうした危機感を持ちながらのいろんな取り組みをしてきたと、いうところであります。

基本的にその、まあ、要は、前回国勢調査からことしが5年目になって、国勢調査が 行わてきたわけでありますから、その結果をもって、この危機感を持ってやってきたこ の5年の検証というのは、私自身も、もう一回しなければならない、というふうに思っ ております。

その数値は来年早々に速報値で出るかというふうにも思っておりますので、そうした ことを踏まえて、また今後の2次の総合振興計画のほうにも生かしていきたいと、いう ふうに考えているというところでございます。

まあ、そうしたところであります。

で、特にその危機感という面では我々行政だけではなくて、やはり町民の皆様にもど う共有をしていくかということ、ここがやはり十分にできているかということも、また、 あわせて検討していかなきゃならないと思ってます。

当然、これまでの行財政改革というのは、住民サービスをやはりその低下をしないように努めながらの行財政改革でありますけれども、どうしてもやはり、やってきた事業もやめなければならないということもあったわけであります。それは、まさに住民の皆さんに我慢をしていただかなければならない、まあ、そういう中でのことでありましたから、当然これまでも住民の皆さんにも、その危機感というものは共有をしてもらってきたと、いう思いでありますけれども、今後またさらに、この行財政改革をしていかなければ、いよいよ合併特例の算定替等が段階的に減っていく年となってまいりますので、今後のまた5年、10年は乗り切れないだろうと、そのようにも考えているところでございます。

そして、御質問が何でございましたか。

○議員(10番 京村まゆみ君) 柱。柱です。

〇町長(下森 博之君) 柱ですね。

それで、そういう中でございますけれども、若い女性が住みたいまちづくり、これが少々抽象的にお受けとめになっておられるということ、かもしれませんけれども、今後やはり総合戦略はこれを目標に、どういう具体策を盛り込んでいくかというようなことになりますので、ぜひそれも見た上で、またいろんな評価のほうもお聞きしたいと、いうふうにも考えているところであります。

現在検討段階なので、余り先んじて、ここで申し上げることはしにくいわけでありますが、例えばの話として、やはりその総合戦略で人口減少対策の基づく、総合戦略というのは、ここにどういうふうに人をつくるかということが大きな基本になってくるだろうと、いうふうには考えております。そこには、人材育成という、教育という柱が出てくるわけでありますが、それじゃあ、どういう人をつくるのかということでありますけれども、現在、これまで我々は定住対策という面においては、まあ、例えば行政が企業誘致をやったり、あるいは農林業の後継者対策をやったり、商工業の新規企業の開業の支援をしたりとか、そういうこともやりましたし、それから子育で支援のいろんな施策もやってまいりました。それは、まあ、ちょっと言葉は少し誤解を生むかもしれませんがその、行政が施策としてやって、その、与えるということ、そればかりじゃないというふうに思っておりまして、やはり町民の若い方々がみずからこの地にしっかり足で立って、そして自分がみずから起業もしたり、その切り開いていくという、そういうやはり強い人をつくっていく、人間力を持った人をつくっていく、そういうことの教育をしていくということも重要な、この人口減少にかかわる、定住対策ではないかと、いうふうにも思っているところあります。

意見交換会の一つの中で津和野高校生との意見交換会をやりました。高校生からいろんな提案をしてくださって、とてもいい機会になったと思っております。

実は、これを来年度からプログラム化をするような形にして続けていきたいと、いう、 私自身は思いを持っております。

じゃあ、そのプログラム化というものはどういうものかというと、若い人たちが、高校生を中心とした若い人たちが、町のまちづくりに、町政にしっかり関心を持ってもらって、そして自分たちだったらこういうまちづくりをしていくという提案をどんどんしてもらおうと、そういう話し合いの場にしていこうじゃないかということを、来年度から取り組んでいきたい。

これは実際、11月に東京で面接をしてまいりましたけれども、ファンウディングベースの一人にまた新しい人材が来てくれます。それは、アメリカでこういうプログラムを研究をしてきた人間でありまして、その、ここに来年そうそうまた来てくれると、津和野のほうに来てもらって、そして彼を中心にこのプログラム化を津和野町内のほうでやっていきたいと、そういうことをしながら、いわゆる人材育成を取り組んでいこうと、いうこと。

また春に、IT系の企業が来てくださったわけでありまして、交流センターを始めていただいております。現在その関係者と話をしておるのが、高校を卒業してそのまま津和野に残る、あるいは一旦大学等で津和野を離れるけれども、また大学が終わったら帰ってきてもらう、そのときにIT系を中心とした、いわゆる人材を育成するためのそういう、まあ、ビジネス学校といいますか、職業訓練校のようなものをつくれないだろうかと、そういう話をしているわけであります。

そうした中にまた、人をつくっていくという、そういう総合戦略が生まれてくるんじゃないかと、というふうなところでありまして、まだ、そのほかにもいろいろ考えていることがあるわけでありますが、そういうものが、きょうお話ししたことが必ずこの総合戦略に盛り込むかどうかというのは、まだ検討段階でありますが、そうしたことを具体性持たせながら、最終的には、この若い女性が住みたいまちづくりという、そこに目標を置いた、津和野ならでは、いわゆる総合戦略、ほかの町にはない、独自性を持った総合戦略というところに結びつけていきたいと、いうところで現在さまざまな検討を行っているいると、いうようなところでございます。

- ○議長(沖田 守君) はい、10番、京村君。
- ○議員(10番 京村まゆみ君) 町をつくるのは人、ということで、どういう人をつくるかっていう人材育成に重きを置かれる思いというのは、私も大変共感するところであります。

また、行政側は確かに危機感を持ってずっとこの合併後も、10年間もずっとやって きておられる、ただそれが、少し町民の中では弱くなっているんじゃないかというのを 私は思っております。

で、その、弱くなっていると思っていることを、じゃあ、どうしていったらいいのかっていうときに、やっぱり出番と役割が必要、自分ごととして考えるためにどうしたらいいのかっていうことで、小さな単位、集落とか、小さい家族、仲間、そういう小さい単位で、それぞれが幸せとか満足感を生めるような形にしていく、そういうことが大切だろうと思い、それがまた、まちづくり委員会というものがそこに、うまくその意識を高めていく組織になっていったらいいなあというのが今、私が感じておることであります。

それから、今、検討段階だと言われている、その地方総合戦略についてですけれども、これは本当に例として私が1つ考えて、私の思いをちょっと言わせてもらうと、例えば「水」というものは、高津川、清流高津川、そして鯉の町津和野にもかかわります。そしてその「水がきれい」、ということで「わさび」というものが我が町の特産品となっています。そういうふうに1つ、例えば「水」というものに視点を当てたときに、山も整備しなければきれいな水は維持できない、人口が少ないからこそ「きれいな水」なのかもしれない、そういう、そこからその骨子案出てくるというか、具体的な案がどんど

ん、雇用についても、産業についても、景観についても、でてくるというようなことを 私は期待をしております。

住民が自分ごとと感じられるような戦略、攻めの戦略になるように期待して、次の質問に移りたいと思います。

二つ目の項目として、感謝とお祝いをあらわす各種行事について質問いたします。

3年ほど前、私は、成人式及び町の表彰式について一般質問をしました。

それを受け、冷たい缶コーヒーが温められたり、子供時代のビデオ上映など、成人式 については改善していただき、うれしく感じております。

このように、町民の税金で、町民のために開催される行事については、少しの手間と 少しの工夫で町民の満足度を上げられると思います。そのような観点から4点質問いた します。

1点目として、毎年恒例として行われる各種行事についてPDCAサイクルなど、評価、改善はどのように行われているのでしょうか。

2点目、10周年記念式典についてです。去る9月25日に合併10周年記念式典が 開催されました。この式典の中では主に、災害関係で町に多大な功績を残された皆様が 表彰されました。10周年という大きな式典の中で感謝をあらわせ、意義あることと感 じました。この式典への一般町民の参加者はどれくらいおられたのでしょうか。

3点目として、12月広報にて安野先生、桑原先生、大矢先生、山崎先生の4名の方々にも、10周年記念として感謝状をお送りしたとありましたが、なぜ式典では披露されなかったのでしょうか。

4点目として、以前も質問をいたしました、11月3日に行われる町の表彰式について改善するお考えはないでしょうか。

以上、4点について答弁をお願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、感謝とお祝いをあらわす各種行事について、お答 えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問でありますが、事業のPDCAに基づく評価を行う手法として 導入に向けて準備をしてまいりました行政評価制度につきましては、災害復旧対応を最 優先に行い、職員負担を軽減する理由から、平成25年度より休止としておりましたが、 来年度より再開する予定としております。

行政評価制度導入手順としては、まずは事務事業評価から取り組むこととしており、 津和野町総合振興計画に位置づけている全ての事務事業及び町内の団体等に支出して いる補助金を評価対象としているため、各種行事自体の評価は直接的な対象とはしてお りません。 しかしながら、町主催の行事式典等において参加者及び関係者の皆様からいただいた 御意見等について、改善すべき点につきましては、その都度、見直しを行ってきたとこ ろでございます。

今後も貴重な御意見をいただき、見直すべき点があれば検討してまいりたいと考えて おります。

二つ目の御質問でありますが、式典参加者の内訳につきましては、来賓10名、被感謝者12名、招待者156名(うち自治会長及び町嘱委託員50名)、その他12名、うち一般町民3名となっております。

なお、町民の方への周知は、テロップ放送により御案内をしたところでございます。 三つ目の御質問でありますが、町文化関係の発展に御貢献いただきました方々に対し ましても、式典において感謝の意を表することとしておりましたが、式典の御案内をい たしましたところ、残念ながら当日は出席の御都合がつかなかったところでございます。 このようなことから、式典当日は、災害からの復旧・復興に御貢献をいただいた方々 への感謝状贈呈を行い、4名の皆様には式典後に感謝状を贈呈させていただき、町広報 誌にて住民の皆様へ周知をしたところでございます。

四つ目の御質問でありますが、町表彰式につきましては、津和野町表彰条例に基づき、 津和野町の政治・経済、文化、その他各般にわたって町勢振興に寄与し、その功績また は善行が顕著な方を表彰することを目的にとり行っております。

式典のあり方につきましては、最近の社会情勢を鑑み、式典のみを行うこととしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、平成25年度より、推薦者の方へも式典の御案内をしております。

町民の方への周知については、町広報誌により、受章された方の功績内容とともにお知らせをしているところでございます。

- ○議長(沖田 守君) はい、10番、京村君。
- ○議員(10番 京村まゆみ君) 10年という節目に当たって、町民全体のお祝いの 10周年記念でありましたが、残念ながら特に企画もなく、町民不在の形になったよ うに私は感じています。

テロップ放送したとのことですが、もう少しPR方法はなかったのか、と思います。 お隣の吉賀町は10周年記念に、秋山宇宙飛行士の講演会をチラシで広報されており ました。そのチラシの一番下のところに、記念式典への参加も呼びかけていらっしゃい ました。

また、功労者表彰についても、10周年記念式典当日欠席であったにしても、200 名の参加者の前でなぜ、文化功労の4名の方のお名前を披露できなかったのか、広報に も11月と別に一月おくれて、今月の12月の広報に紹介があって初めて知った形であ ります。せっかく感謝をあらわすにしては、何だかとても残念な形であります。また、 記念に残る式次第にも名前が残りません。先ほどの答弁の中に被感謝者12名とありま したが、当日の式次第には15名の、また15団体が、名前が掲載されておりましたので、欠席の方の名前も載っておりますので、その辺をもう少しこう、心配りが必要だったのではないかと思います。

それから、先ほど答弁で、行事や式典については関係者の意見を聞きながらその都度 改善している、見直ししているということでしたけれども、11月3日の町の表彰式に ついて、3年前の質問とほぼ同じ回答でありました。

推薦者への案内のみは増えているようでありますが、庁議メンバー、課長方、それから表彰審議会の委員さん方、そして私たち議会の議員のみがその式に毎年参列しています。それだけしか参加しないからこそ、ほかの意見が来ないから私は言っているんですけれども、広報に載せていると言っても、2カ月経過した1月号でお名前が載ります。誰も知らないうちに表彰されてしまうより、事前に載せて参加を呼びかけることだってできると思います。その点について再度お伺いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) まず、10周年記念式典におきまして、いわゆる一般町民の方の御参加が、結果的に3名であったという部分でございます。

確かに、御指摘いただきましたように、実際の周知につきましては結果的にテロップ 放送のみという格好になりましたので、この点につきましては、ほかにもメディア等ご ざいますので、配慮が足りなかったというふうに反省しているところでございます。

今後こういった式典があるときには町民の方にも御参加いただけるように、周知に徹 底してまいりたいというふうに考えております。

実際、席のほうにつきましては50席ばかり御用意をしてたところでございますが、 最終的にこういった結果になったということで、その点につきましては今後改善をして まいりたいというふうに考えております。

それから、4名の先生方の件でございます。

町長答弁でもございましたように、御案内したとこでございますが、なかなかお忙し い先生方ですので、御参加いただけなかったということでございます。

確かに当日、全く、4名の先生方への感謝状につきましては、式典の場で御報告なりをすべきではあったというふうに考えております。また、広報への報告も、本来ですと、10周年の広報を出したときにすべきだったというふうに思いますが、1カ月おくれたという部分でございまして、これにつきましても配慮が足りなかったというふうに反省をしているところでございます。

それから、最後の表彰式の件でございます。

これにつきましても、3年前に御質問をいただきまして、回答したところでございます。再度の町長答弁になりますけれども、表彰条例に基づきまして、政治、経済、文化、その他全般にわたる、町勢振興に寄与した人に対して表彰するという目的でとり行っております。先般も御意見いただいた中で、その後、推薦者あるいは自治会の会長さん等

に対しましても、式典のほうに御案内をいたしまして、実際御出席のほうもしていただいているところでございます。

今、式典、表彰式のスケジュール的な流れを申し上げますと、7月末ぐらいのところで各関係機関、あるいは自治体のほうに御推薦等の御案内をいたしまして、それが出そろうのが9月末あたりまで待っているところでございます。それから事務的な手続をしまして、10月の、どうしても中旬ぐらいのところで、表彰審議会にかけまして、最終的な、表彰審議会のもとで決定をいただきまして、町長のほうに答申が上がるという格好になっておりますので、その辺のスケジュール部分の見直しを、早目早目のところで今後はやりながら、できれば前段の広報に間に合うよう格好も今後は考えてまいりたいというふうに思います。

スケジュールがどうしても今そういう状況ですので、早目のところでまた各関係機関のほうに御案内いたしまして、また推薦者等の提出のほうお願いを今後考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(沖田 守君) はい、10番、京村君。
- ○議員(10番 京村まゆみ君) 表彰される方の決定についてのスケジュール的な部分がおありだということですが、広報だけでなくサンネットのケーブル、テロップ放送もあります。さまざまなちょっとした工夫で改善ができるもことだと私は思っています。

最初に述べました、町民の税金で町民のために開催される行事、それも感謝やお祝いをあらわす行事です。予算は少なくても、品物がなくても、お祝いの気持ちやありがとうの気持ちを伝えるというところに立ち返って小さな改善や工夫をぜひお願いしたいと思います。町民の生活に密着した、毎年行う式だからこそ、小さな満足を積み重ねることができると思います。それが自分ごと、と考え、この町が大好きだと行動できる人づくりにもつながると私は思っています。

小さな町だからこそ、アットホームな温かみのある式や行事の企画を再度望んで、私 の一般質問を終わりたいと思います。

 〇議長(沖田 守君)
 はい、以上で、10番、京村まゆみ君の質問を終わります。

O議長(沖田 守君) ここで、10時まで休憩といたします。

午前9時45分休憩

午前9時58分再開

○議長(沖田 守君) おそろいでありますので、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

......

発言順序7、2番、川田剛君。

○議員(2番 川田 剛君) 議席番号2番、川田剛でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてお伺いをいたします。

まず、1点目であります。人口ビジョンに関して、2060年―平成72年になりますが――目標人口を4,816人に設定されました。これは、社会動態と自然動態、合計特殊出生率の計算によってはじき出された人口であります。津和野町の適正な人口は、行政からすれば行政サービスの維持に必要な人口があり、また住民からすれば集落維持の人口があると思います。年齢構成が重要な要素になると思いますが、2015年、ことしの11月末現在、人口は7,913人でありまして、その60.8%となる4,816人で現在の津和野町の行政サービスは維持できるのか、また、集落においても維持できる人口と考えてよいのか、お伺いをいたします。

次に、総合戦略を策定する原則として、自立性(地方、地域企業、個人の自立に資するものであること)、この中で外部人材の活用や人づくりにつながる施策を優先課題とするものであります。次に将来性(夢を持つ前向きな施策)、地域性(地域の実情等を踏まえた施策)、直接性(直接の支援効果のある施策)、結果重視(結果を追求する施策)の五つが原則として求められておりますが、基本的にはどの事業にも当然と思われる原則であります。

総合戦略に盛り込む内容は新規に実施する事業なのか、それとも、これまでの事業の継続や拡充等を盛り込み策定するものなのか、考え方をお伺いいたします。

三つ目であります。事業に係る財源について、まち・ひと・しごと創生関連の交付金 等だけでは事業予算は組めないと思いますが、予算組みについて考え方をお尋ねいたし ます。

四つ目であります。第1次総合振興計画が28年度まででございますが、総合戦略や 人口ビジョンは第2次振興計画にどのように絡めていくのか。また、第1次総合戦略の 評価や検証、第2次振興計画策定のスケジュールについて、お伺いをいたします。

最後に、先般、津和野高校の生徒さんが町長に定住についての政策を提言されたようでございます。彼らの提言の内容は賛同することが多くあり、そのことに関連し、起業のみならず、商工業の専門性の高い職種の就業においても、農林業等の研修制度と同じように資格取得支援や就業支援を行うことで雇用の増加につながると考えますが、所見をお伺いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてでございます。

一つ目の御質問でありますが、国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計によると、2060年には津和野町の人口は2,222人となり、これを受けて津和野町人

ロビジョンにおいて同年の目標人口を4,816人と定めたところでございます。総面積や人口密度の違い等から単純な比較はできませんが、目標人口である4,816人は合併前の旧日原町の人口と、2,222人は合併前の旧柿木村の人口とほぼ同規模であると言えます。

これらから想像するには、交付税や過疎法の動向等の予測不可能な要因を除いて考慮するとき、さらなる行財政改革の徹底を大前提とし、旧日原町時代や旧柿木村時代に精力的に取り組まれたまちづくり等と同様に、2060年における津和野町においても行政サービスは維持できると考えております。また、旧日原町、旧柿木村の各集落がそうであったように、みずからの住む地域の維持と活性化に取り組む人がいる限り、集落の維持は可能と考えております。

議員御指摘のとおり、目標人口は現在の人口のおよそ4割が減少する想定であります。まちづくり委員会ごとの推計人口につきましては、7割以上減少する地域もあり、その道は容易ではありませんが、地域の皆さんとの協働により、それぞれの地域の課題と人口減少に対応したまちづくりについて検討し、安心して住み続けられるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

二つ目の御質問でありますが、地方版総合戦略につきましては、議員御指摘のとおり、 国の総合戦略に盛り込まれた政策 5 原則の趣旨を踏まえて、効果的に施策を推進することとされております。津和野町総合戦略におきましても、津和野町人口ビジョンを踏まえた上で、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視を原則とし、それぞれの地域で住みよい環境を確保する施策を総合的かつ計画的に実施をするために、「若い女性が住みたいまちづくり」を基本的視点とし、「しごとづくり」「ひとの流れ」「結婚・出産・子育て支援」「まちづくり」を柱に現在実施している事業の継続及び見直し、そして新規事業も加えた津和野町総合戦略を策定をしてまいります。

三つ目の御質問でありますが、地方創生関連の予算につきまして、国は平成28年度当初予算に「地方創生のための新型交付金」として、1,080億円(事業費ベースで2,160億円)の要求に合わせ、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」として1兆円を計上するほか、平成28年度当初予算には総合戦略等を踏まえた個別施策の予算を要求することとしており、現在検討中の津和野町総合戦略につきましては、これら国の交付金や補助金等の活用により事業を実施することとなりますが、具体的な予算配分については不透明な部分が多く、今後における事業費の捻出は大きな課題として捉えているところでございます。

4番目の御質問でありますが、第1次津和野町総合振興計画については、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画となっており、これは総合的かつ長期的な視点に立って、本町のあるべき姿と進むべき方向を定めているもので、行政運営の基本となるものであります。

現在、津和野町総合戦略や津和野町人口ビジョンの策定に取り組んでいるところでございますが、これは、人口減少対策を主要課題として捉え、その対応策を津和野町総合戦略としてまとめるもので、第1次津和野町総合振興計画における定住施策等、関連する事項を検証した上で、より効果的な事業となるよう計画を立案をしていくものと考えております。

また、第2次津和野町総合振興計画の策定についても、定住施策等、関連する事項につきましては、津和野町総合戦略との整合性を図りながら策定をしてまいりたいと考えております。なお、第2次津和野町総合振興計画の策定スケジュールにつきましては、平成27年度中に庁内検討委員会を立ち上げ、平成28年12月中旬の完成を目途に現行計画の達成状況調査や今後の計画に係る成果指標・目標値の設定、基本計画原案の作成作業等を行ってまいりたいと考えております。

5番目の御質問でありますが、11月に行われた津和野高校の生徒による町長への政策提言の中で、起業支援策として研修の実施やシェアカーの導入などの提案を受けたところでございます。

議員御質問の専門性の高い職種の就業支援につきましては、これまで個別商業包括的支援事業、後継者対策の関連事業、起業支援の関連事業等を実施してきておりますが、今後はこれらに加え、雇用の増加を図るため、特にIT系企業の誘致を進めていきたいと考えており、その際、必要となる支援制度として、拠点整備のみならず、人材育成面で職業訓練事業の実施やIT企業に対するデータサーバーの設置など、誘致する企業の視点に立った支援策を講じることも必要であると考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田剛君。
- ○議員(2番 川田 剛君) それでは、この総合戦略につきまして、るる質問をさせていただきます。

まず、この基本視点というところで、「若い女性が住みたいまちづくり」ということでありますが、この柱になった、これに至るまでの、どういった形でこれが出てきたのかというのをお伺いしたいと思います。

- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。
- ○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 総合戦略で基本的視点ということで、「若い女性が住みたいまちづくり」というところを掲げたところでございます。これにつきましては議会の中で一般質問で出ておりますが、今の人口ビジョンを策定するに当たり、現状分析、それから将来推計、そういった形で人口のところを見てきたということでございまして、まず、今現在の社人研が推計している人口2060年2,222人ということで大幅な人口減少になってくるということと、それから、そういったことに対して、まず日本創成会議が出しました20代30代の女性が2040年に75%減少するというところ、そういった部分を踏まえて、私たち津和野町でこの人口減少

対策をするのにどういう柱を持とうかというところで、策定委員会でも検討してまいったところでございます。

委員会のほうで出た意見というのは、やはり、具体的な目標を定める必要があるんではないかというところで、本町がこの人口減少の一番の原因ともなる、そういった、なぜ人口減少に至るかというところで言いますと、やはり創成会議が出したような若い女性が75%減少するという中で、人口減少が2060年には2,222人になってくるというようなところを捉えて、今回、総合戦略につきましては「若い女性が住みたいまちづくり」をまずは基本的に視点としていこうということで考えたところでございます。こういった視点の中でいろんな肉づけをさしていただくということになりますが、そういった視点の中で総合的には「しごとづくり」「ひとの流れ」それから「結婚・出産・子育て支援」、それから「地域づくり」「住みよいまちをつくる」、それから「教育」というような視点の中で、この総合戦略については組み立てをさせていただきたいというふうに考えております。

「若い女性が住みたいまちづくり」というところの部分は、この人口減少対策として一番柱となる、その原因と見られるところの部分を本町としては捉えた中で、こういった基本的視点を定めたものということでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 理解できるんですが、まず、反論するわけではないんですけども、これまで津和野町としては定住施策を大きな目玉に捉えてきました。このたび、この「若い女性が住みたいまちづくり」ということで視点をあえて一つに集中して、そこから新たにいろんな施策を展開していくと。また、この総合戦略が今後第2次総合戦略に絡まって、今後の計画の策定に活かされていくと思うんですけども、そうなるとやはり、まずこの「若い女性が住みたいまちづくり」を実施するに当たって、総論的には定住対策だとは思うんです。人口をふやしていこうということになると思うんですが、各論になっていく場合、施策が大幅に変わってくるのではないかというふうに思っております。

例えば、じゃあ、若い女性がどういった意見を持っているかっていう部分でございますが、このたび意見交換会を津和野町はされております。課長や町長はもちろん御存じだと思いますが、一般質問ですので、ちょっと読み上げさせていただきます。抜粋ではありますけれども、例えばですが、家を建てる方への助成をしてはどうか、という意見がございました。ほかにも、男性トイレにおむつをかえるところを設置してはどうかだとか、木部保育園を法人化する動きが出ているが、中学校は利用できないかという御意見ですとか、医療現場に限界があることはわかっている、だからこそ家庭でできる緊急時の対応の講習があってもいいのではないか。この発言されている方にしては10個ぐらい津和野町のかかわりを持っている。事業に対して10個ぐらいかかわりを持っているが、その一つ一つが課単独でやっているものであるからこそ、課がコラボした事業を

全課でプロジェクトをしていくべきではないかなど、多くの御意見が出ていると思います。

また、先ほど津和野高校生の提言も触れさせていただきましたけれども、これ、私読みまして本当にすばらしい意見が載っております。これも抜粋で読み上げさせていただきますが、津和野高校生が津和野町長に対する提言を11月に行っております。「3つのKとシェアで魅力的なまちづくりを」と題して提言されているのですが、転入者をふやす方法について触れております。人が住む場所を変えるタイミング、大きく分けて三つあると。まず一つ目は、高校や大学に進学するタイミング、二つ目が就職のタイミング、三つ目は子供の進学の際に一家で移住するタイミング。高校生、起業家、子育て世代の3つのK、この三つのKで提言されているわけなんですけども。

津和野高校でございます。津和野高校生は、中学校に行くことができなくなった生徒、都会の騒がしい環境が苦手で、そのような生徒たちは津和野で心機一転したいと決意して進学してくると。再スタートを切りたい人にとって、津和野高校は魅力的である。

そして、起業であります。起業をふやすためには、津和野に欲しいものを幾つか挙げたい。まず一つ目に、津和野の中で1週間、津和野で研修をすること。二つ目に、空き家があるので、これを素敵なオフィスに変えること。三つ目に、ネット環境をさらに整備すること。そして四つ目に、車が必要な移動手段となってくるので、自動車をシェアできるようにすること。

そして、最後のKの子育て。これに関しては、まず津和野町は教育費が安い。二つ目に少人数教育を実施している。三つ目に、自然が豊かであると。そうした上で、この津和野町には若者でも楽しむことができるイベントがあると、観光客もふえ、若者もふえていくんではないかと提言されております。

そして、最後にシェアでありますが、シェアハウスとシェアオフィス、シェアフォレスト。家を共同で使うことによって安い家賃で住むことができると。シェアオフィス、これは、共同でオフィスを利用し、そのよさは共有することによって1人当たりが支払う仕事の場の家賃が安く済む、払う金額が安くなることで仕事がしやすくなる、より長く働くことができる。そして、三つ目にシェアファーム。シェアファームは農地を共有して農業をしたい人が共同でお米や野菜をつくることができる。そしてシェアフォレストは、みんなで森林を共有をすること。そのことにより、仕事環境を満たすことができると。

ものすごくすばらしい提言をされておりまして、中にはまだちょっと詰めが甘いかなという提言もありますが、しかし、17歳、18歳の高校生がここまで考えて津和野に住みたいと思っているということを耳にして、これは本当に、まだ津和野町は希望が持てるかなと思っております。中には、もうまさに津和野町が今やっていること、そしてこれからやろうとしていることも載っているわけであります。こういったものを踏まえて、今後45年後ではなくて、この近い5年後、10年後のところでどこまで実施でき

ていくのかと、こういった事業がどこまで盛り込まれていくのかというのが気になると ころであります。

私が質問しましたように、まだその財源っていうのを明確にあらわされておりませんが、これから、若い人、若い女性が住みたいというまちづくりをするに当たって、こういった若い方々の提言というのが出てきております。これを事業に盛り込む場合、財源が足りなくなっても一般財源でもやっていこうという気があるのか、そして、この今まで継続してきたもの、そして新たに新規事業を加えていくもの、そして見直していくということでありますが、これはもう1月の策定時点では見直しはかけられるのか、それとも、来年度の予算として出てくるものなのか、そこをお尋ねをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 川田君、担当課長でいいか。
- 〇議員(2番 川田 剛君) はい。
- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 予算のほうは不透明なところがあるという ことでございます。

先行型交付金でことし3月のところで3,000万を超える金額が交付され、27年度の事業ということで繰り越して使ってるというようなところでございますが、その先行型交付金については、全体事業費1,700億円のところが1,000億円になり、1,000億円になったところで今回、10分の10というような形での交付でございましたが、2分の1というようなことで、事業的には半分の交付金で今の事業を行うというような形となっております。

そのほか、いろんな施策の中で国もその交付金のほうは考えているということではございますが、まずそれをもって一般財源のところは当然、事業的にはふえてくるというようなことでございます。

策定委員会というところで、いろんな、この総合戦略等の中身について今、議論をさせていただいておるところでございますが、やはり、事業的にはそれぞれ効果のある、あるいは今から、議員が質問の中でありましたように、津和野高校の高校生の提言等、新規事業、そういった部分を、今後出てくるということでございまして、これを全部全て盛り込んでいけば、当然財政的にも実現可能かどうかというところについては、やはりそこでも若干不透明なところも出てくるということで、この辺の優先順位というようなところも、委員会ではやはりあってもいいんではなかろうかというようなところでお話があったところでございます。

私どもとしては、やはり総合戦略の中で皆さんから出た意見でございますので、なるべく、そういった新しい事業、それから継続して、まあ、効果のある事業については実施をしていきたいという考え方で、総合戦略については、やはり記載させていただきたいという思いでございますが、議員が御質問の一般財源をつけてもそれら全てができるのかというところでいきますと、やはり財政状況も考えながらということで、まだ具体

的に、今回、議員が御質問のあったところの事業等については触れることがなかなかできないところではございますが、1月末までにはそういった視点もまとめて、総合戦略については報告をさせていただきたいという点と、昨日も申し上げましたが、やはり28年度の当初予算には盛り込んでいきたいという考え方でございますので、なるべくそういったところの、優先順位はあるかもしれませんが、この総合戦略については28年度当初予算に盛り込むところで進めていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 今のは、一つの提言ということで盛り込んでありますけれども、医療対策課長、この意見交換会の中で、一番皆さんが不安に感じている部分が医療の部分であります。出産でありですとか、緊急時の搬送が津和野ではできないんじゃないか、そういった部分で、津和野に住みやすさを求めたときに、そこがネックになっているというふうな、意見交換会での声が出ておりますが、この意見交換会で出てきた、こういった医療の現場に対する思い、これはどのように酌む上げられて総合戦略に反映されていくのか、ここは医療関係者の方々とも、意見交換会といいますか、意見の交換などは行われることはあるんでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 医療対策課長。
- ○医療対策課長(下森 定君) やはり定住となると、今、議員さんが言われましたように、やはり子育ての状況の中ではやっぱり不安を感じるという点、この状況におきまして医療法人橘井堂の須山院長等とも協議をしました。当然、町としてもそういう医師確保、これはもう当然、将来的にもつなげていかなくてはいけないという状況の思いであります。

現状としまして、この子育ての部分は小児科、あるいは周産期の医療につきましては 島根県西部、特にこの益田圏域においても非常に厳しい状況と。現在、里帰り分娩もや っておりますけど、いつこの事態が厳しくなるかという点もおきまして、やはり、まず は圏域での機能分担、ここの点をやはり充実をさす。その中で、我々津和野町、津和野 共存病院にそういう夜間救急等もやはり視野に入れた形の中での医師確保を努めてい きたいという状況というのは変わっておりません。

昨年より地域包括ケア病床を導入しまして、いわゆる高齢者に対してはそういう状況の部分でベッドも確保し、登録制度の中でそういう患者さんにおいてはそういう形の部分もとっておりますけど、やはり若い女性が出産をして育児をやっていくということになれば、どうしても小児科等々の医師確保が必要になりますけど、今後、それが常勤医師でなくても非常勤の形でもとれるような形を今後努力していきたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) いろんな提言があるわけなんですけれども、この総合 戦略を策定する中で、例えばこの津和野町役場に勤められておられる方々も別な形で、

例えばPTAの保護者としてですとか、例えば何らかの関係者として参加する機会があると思うんですけれども、庁内にいても課が違えば、思っていてもなかなか自分の考え、こうしたほうがいいんじゃないか、大きな考えというのは変えることはできないと思いますが、この施策はもうちょっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、こういう総合戦略にしたほうがいいんじゃないかといった、内部での協議の中で、課長クラスではなくて、全庁舎内、全庁職員の皆さんの中でそういった考えを提言を聞くような機会っていうのは設けられたのかなと、ちょっと疑問に感じたところがありましたので、そういう場っていうのは設定されたのでしょうか。

- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** この策定に当たりましては、外部有識者の 策定委員会、それから庁議メンバーで構成する策定の本部会議、それからプロジェク トチームということで課長補佐や担当係長というようなところで各課から出ていた だいて、この策定作業を行っているところであります。

議員御指摘のように、全庁的に御意見をいただいてというところで言いますと、このPTを通じながら、今現状、意見交換会こうなっとるよとか、人口ビジョンについてこういうふうに今作成しているよというような情報については、各課長等を通じて、あるいはPTのメンバーを通じて各課に周知をさせていただいているところでございます。今回、回数的にもPTのほうは5回程度、あるいは策定委員会については4回ぐらいのところで今やっているところでございますが、やはりこの5年間の中で、この総合戦略、実効性の高いものにしていくということで言いますと、議員御指摘のように、やはり各担当の職員、全庁的にやはりこういった総合戦略については進める必要があるというようなところで、まだまだやはり、必要性といいますか、そういった庁内議論というのは必要であるというふうに感じているところでございます。今まで以上に、そういっ

現状的には、プロジェクトチームということで、課長補佐、係長級で一番、まあ、担当レベルのところは話し合いをしながら、総合戦略に結びつけているような状況でございます。

た情報については庁舎内でも情報を出させていただいて、そういった議論をできるよう

○議長(沖田 守君) 2番、川田君。

なところへ持っていきたいと。

○議員(2番 川田 剛君) やはり、職員の皆さんというのは、やはり一般町民の皆さんよりは施策については詳しいと思います。あの課がどういった事業をやっている、こういった事業をやっているというのは詳しいと思いますし、またその方々が、じゃあ、例えば自治会長の、職員の方で、その方が自治会長として、じゃあ、町長に提言するというのは、またちょっと、町が集めて、一般町民として職員がその場で発言をするというのは、なかなかやりづらいことではないのかなと思っておりますので、

職員の皆さんも一町民でありますので、そういった意味を含めて庁内でもそういった 聞く機会を設けていただければなと思います。

今回の意見交換会で、やはりこういった意見を言える場があって大変よかったという 声を耳にしておりますので、この総合戦略のみならず、いろんな形でさまざまな年齢構 成の方々から声を聞くことが今後の施策に重要になってくると思いますので、これは続 けていっていただきたいなと思います。

最後に、そのIT企業の誘致を行っていたりしますけれども、やはり耳にするのが、外部から来る方に対しては優遇があると、地元で起業する者にとっては優遇がないんじゃないかと。全くそうではないとは思うんですけれども、誘致することも大事なんですが、地元で起業する、例えば高校生が一回外に出て戻ってきて起業する、形からすれば、都会から来た若者っていう言い方になるかもしれないんですけども、ずうっと地元にいて、第二創業ではなくて新たに創業する際、地元の方に、じゃあ、その税制面ですとか、起業の場合に何か優遇があるのかといったときに、正直、僕も思い当たらないわけであります。地元で住むということも一つの定住になってくると思うんですけれども、外部からではなくて町内で起業がされた場合、これも検討する必要があるんじゃないかと思います。

起業がそうですし、一方で、人材育成面で職業訓練事業を検討されているということでございますけれども、いろいろな分野でいろいろな資格が必要となります。資格がない方というのをこれから、じゃあ、育てていこうというと、それだけの資金がかかる。もちろん当然、その資金というのはその起業事業主体が捻出しなければいけないものではありますが、しかしそこで育てていくとなると多くの経済的負担がかかる、もしくは人的な、人がいなくなったり、研修をすることによってその期間の雇用が生まれたりですとか、そこをどう賄うか、そういった部分で支援が必要ではないかと思っております。

一番わかりやすいのは、農林業に関してはそういった研修制度があって、何年間これは財団から、では給与面を補助しましょうですとか、いろんな制度があるわけなんですが、商工業に限っては、そういった制度っていうんですか、業界ごとにはあるかもしれませんが、一つ一つそれを網羅したものっていうのがないように思っております。そういったのを検討していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(藤山 宏君)** 議員御指摘の点でございますが、まず個別商業包括 的支援事業の中では総合支援事業という項目を設けておりまして、その中では地元に いらっしゃる方についても創業する上では、金額的には20万、30万という世界で わずかではございますが、御支援はするということはできます。

それと、今回も廃業されましたスーパーマーケットの後を今回、地元の地産地消と空き店舗活用、さらには買い物不便対策を兼ね合わせまして、地元の方が3名さんが中心メンバーになられて一緒になって、新たにそういったスーパーマーケットを起こそうと

いうようなことも具体的な動きとしてございます。これに対しては、県の商業活性化支援事業の中の空き店舗活用で500万円、それから町が500万円、合計1,000万円の補助を行うような形で進んでおります。また、移動販売を新たに起こされる方もおられます。そういった部分でも支援をしております。

それから、人材育成の点におきましては、農林課においても議員の御指摘のとおり、産業後継者育成事業という中で、メニューではございますが、これは農林業だけではございませんで、商工業についても同様にその産業後継者育成事業は利用できます。過去には、建設業の後継者の方がキャドを勉強するためにその事業をとられて研修に行かれたというような事例もございますので、個別な事例、さまざまございます。そういった場合にも、商工会なり商工観光課なり、いろいろ御相談いただきますと、県とも連携しながらいろいろな事業で御支援できる部分はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- 〇議員(2番 川田 剛君) ありがとうございます。

では、次の質問に入らせていただきます。

マイナンバー制度についてであります。

マイナンバー制度が施行されまして、さまざまな、テレビ、メディアなどで、マイナンバーについての不安を払拭するように、いろいろな広報がされております。私も皆さんと同じようにテレビで見た情報、通知された情報でしか、マイナンバーって何なんだろうという部分がありまして、このたびマイナンバーが配付され、我々の地元のほうでも、通知カードが来たよと、この通知カードを、じゃあ、個人番号を申請しないといけないというような話になりました。じゃあ、この個人番号と通知カードは何なのかというのが、私も正直よくわからなかったので個人的にも調べさせていただいたんですけれども、まだまだ不明な点が多くありますので、その点を質問させていただきたいと思います。

まず、通告に従って三つの質問をさせていただきます。

通知カードは全世帯に配付されたのかどうか、お伺いをいたします。

二つ目に、津和野町内においては、個人番号カードでどのようなサービスが受けられる予定なのか、また、その財源や予算は幾らを見込んでいるのか、お尋ねいたします。 三つ目でありますが、これまで発行されてきた住民基本台帳カードは電子申請において使用されていましたが、いつまで住民基本台帳カードは使用できるのか、あわせて、これまで住民基本台帳カードは何枚発行されたのか、お尋ねをいたします。

- ○議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、マイナンバーについてお答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問でございますが、7番議員に回答をさせていただいたとおりでありますが、住民票を有する町内の3,626世帯に、平成27年11月中旬から順次、個人番号通知カードが配達されております。郵便局の保管期間1週間を過ぎた268世帯分を町でお預かりをし、そのうち61世帯については窓口に受け取りに来られました。残りました個人番号通知カードについては、個別にお知らせをさせていただき、窓口での受け取りとさせていただきます。

二つ目の御質問でありますが、情報を効率的に管理するために利用されております。 したがって、マイナンバー制度によって従来の制度の内容が大きく変わるわけではご ざいません。従来の手続に加えて、書類等にマイナンバーの記載が求められます。

27年度財源としては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金435万円、通知カード・個人番号関連事業費交付金282万8,000円、通知カード・個人番号関連事務費交付金25万6,000円、歳出は、住民基本台帳システム改修285万5,520円、税システム改修228万5,280円、地方公共団体情報システム機構負担金282万9,000円、個人番号カード発行に伴うタッチパネル導入106万9,200円を予算化をしております。新たなサービスに対する予算計上はしておりません。

三つ目の御質問でありますが、住基カードは、平成15年8月25日から、希望される方に対し町内で417枚発行されております。そのうち117枚がカードの有効期限10年を経過し、残り300枚が有効な住基カードとして存在をしております。現在発行された有効な住基カードは、有効な期間10年を満たすまで使用できます。ただし、マイナンバーカードを交付時に返却をしていただくことになります。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田剛君。
- ○議員(2番 川田 剛君) それでは、再質問をさせていただきます。

きょう、これは私のところに届いたもので、多分、多分じゃないです、絶対に全世帯届いているマイナンバーのお知らせのこの冊子でありますけれども、これを見ますと、私の質問の、どのようなサービスが受けられるかと、メリットがいっぱいあると、とても便利、とあるんですけれども、取得できる証明書が住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しがコンビニで4万7,000店舗でこれが受けられるとあるんですね。

印鑑証明ですとかそういったものが必要なときに、コンビニエンスストアで受けられるというのは本当に非常にいいことではあるんですが、まずこのコンビニですか、載っているのが、津和野町内にあるコンビニは載っていないわけなんです。これ、全国一律同じものが配付されているものだと思っておりますので、津和野町発行のものではないというのはわかるんですが、しかし、一般的には、ぱっと見たら、こんなに便利なカードだったらそれはつくったほうがいいじゃないかと思うんですけれども、どういった、まず、この申請している個人番号とあるんですけれども、このサービスは津和野町では利用できないということでよろしいんでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 議員さんおっしゃられるように、私のほうも同じような、私のとこへ届いた説明、お知らせを持っております。

津和野町内で、確かに、議員さんおっしゃられるように、ありますコンビニは、今のところ、いろんなシステム、コンビニの自動交付に対しての対応をしておりません。したがって、ここに書いてある住民票の写しとか、印鑑証明とかいうのは、コンビニで現在受けられることになっておりません。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 僕もこのシステムそのものがよくわかってないんですが、例えば、大手コンビニの3社の名前がありますが、町内にはないですけれども、益田市や山口市に行けばあるわけなんですね。そこにその端末があって、そのカードを使って住民票をとるっていうこともできないということですか。
- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) このシステム自体には、コンビニを統括している部分のキオスクという、そういうシステム自体があるんですが、それがシステム開発しておるんですが、その中に、ここに載っているセブンイレブン初めローソン等々の会社のほうが契約されておりまして、その中でコンビニ交付を受けると。ただし、これは導入するのに、コスト的に証明書発行サーバーの構築とか、証明書の交付センターの接続、それから既存システムの改修等々で平均で約2,100万円ばかり、これは当初経費としてかかります。

それから年間経費としましては、保守料として約100万円がコンビニ業者のほうへなります。それから、1回当たりの発行に対して123円の負担が必要になるということでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 済いません、ちょっとわかりづらかったんですが、その2,100万円というのはコンビニエンスストアがかかるものなのか、わかりやすく言っていただければ。
- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- **○税務住民課長(楠 勇雄君)** 大変済いません。町のほうが負担金として 2,10 0万円の負担をするということになります。
- ○議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 1機に対してなのかっていう、その2,100万円をシステムを導入すれば4万7,000店舗で使えるのか、それとも1店舗2,100万円かかるのか。で、恐らく123円っていうのは発行手数料だと思うんですが、あとこの100万円ですとか、あと最終的に聞きたいのは津和野町はそれは導入する予定があるかないかというのをお伺いしたい。

- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) これはシステム全体で2,100万円ということなので、どのコンビニで利用しても2,100万円の当初の負担金で済むということになります。

それから、保守料につきましても、年間100万円というのも、これもどの業者に対しても払うんではなく一括して払っておけば、それで年間100万円でどこの店舗も利用できるというようなことになります。

実際、全国の中で1,900の地区町村があると思いますが、その中で約100市町村のほうが既にコンビニ交付というのを手続をされております。

私どもも、その中でちょっと調べてみたんですが、このマイナンバーカードを利用しながらどれぐらいの人が実際利用できるのかなと思って換算したときに、どうしても年間の発行部数というのが町内で約9,000件、これは住民票の写し、それから印鑑証明でございますが、それが大体9,000件ありまして、そのうちの公用申請を除くものが約5,600件ございます。そうすると大体、これがコンビニ等の、例えば交付を受けられる方がマイナンバーカードを取得される方が仮に半数ぐらいおられたときに、どのぐらいの利用率が可能になるかということも考えてみました。

それと、公民館等で、例えば印鑑証明等を発行する自動交付機という制度もございますので、その自動交付機と対比較してみたときどちらが得になるのかなと思いまして考えてみたとき、例えば公民館等に自動交付機を置いた場合には、年間大体リース料として80万円ばかり必要になります。それとともに、開設するときの接続経費等が150万円ぐらい必要になるということになりますので、やっぱりこれで公民館等に置いた場合には、例えばそこの公民館が500人ぐらいの規模だとしますと、そのうちの半数の方が利用されるとして割合を掛けてみると、町民1人当たりの印鑑証明と住民票を利用されるのが、大体1人当たり0.7ぐらいの回数になるんじゃないかと計算されます。そうすると、その公民館で出す場合に1件当たり4,500円の経費がかかるということになりますので、この4,500円の経費をかけてまで自動発行機というのはちょっと必要ないんじゃないかという考えでおりまして、例えば、町内のコンビニで今後この自動交付ができるようになったときに、それとマイナンバーカードの発行部数がある程度の数に達したときに、再度これを検討したらいいんじゃないかと思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) さまざまな考え方があると思います。

まず、マイナンバーの視点で立てば、まずはこのサービスは受けられませんよと、津和野町民の方はこれ受けられませんよということでもあると思いますし、もしもこのコンビニでやるんであれば、僕もやはり公民館等で交付できるほうがいいんだなと思います。ただ、それに関しては今後それは役場のほうで検討していただいて、わざわざ役場

までとりに行くのが便利なのか、それとも公民館で発行したほうがいいのか。これはマイナンバーと関係はないですけれども、そこはやはり検討していただきたいと思います。それと、このマイナンバーが発行されて多くなれば検討するということではありますが、本来であれば、マイナンバーカードはつくってもらって、こういうサービスが受けられますよというのが筋だとは思うんですけれども、ただ私もそこは同感でありまして、はっきりこのカードが今後どういうふうになっていくかというのはわからない中で、情報だけがひとり歩きして、便利になると。どこまで便利になるかというと、まだ津和野町内では便利ではないということですので、そこは理解できたつもりでありますので、ありがとうございます。

では、歯切れがちょっと悪いですが、ここで私の一般質問を終了したいと思います。

○議長(沖田 守君) 以上で、2番、川田剛君の質問を終わります。

○議長(沖田 守君) ここで、10時55分まで休憩といたします。

午前 10 時 46 分休憩

.....

午前 10 時 55 分再開

- **○議長(沖田 守君)**休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序8、3番、米澤宕文君。
- ○議員(3番 米澤 宕文君) 3番、米澤宕文でございます。

通告に従い、質問をいたします。

まず最初に、民俗芸能継承継続の支援でございます。

観光ツアーに大きく貢献されております津和野町民俗芸能保存会17保存会のうち、 鷺舞、奴行列、流鏑馬の3保存会、それと、鹿児島県大隅半島の肝付町高山流鏑馬保存 会、益田市の高津流鏑馬保存会の内情を聞き取りをいたしました。もっと多くの保存会 の内情をお聞きしたかったのですが、ちょっとできませんでした。

鹿児島県の肝付町高山流鏑馬保存会に聞き取りに行った理由は、平成23年に、やはりここで流鏑馬やっておられますので、お互いの意見交換に議員8名が来町されております。この関係で、この肝付町に行ってまいりました。肝付町というところは、御存じとは思いますが、内之浦ロケット発射場がある地方でございます。

では本題に入ります。津和野町の民俗芸能助成金は、平成22年までは、鷺舞、柳神楽など9団体に8万6,000円でしたが、平成23年に、津和野町民俗芸能保存会が設立されまして、17保存会に50万円の助成となりました。

配分方法は、活動割と国・県・町・なしの指定割で、最多は国指定の重要無形民俗文化財鷺舞保存会が10万2,000円、最少は無指定保存会の1万7,000円となっております。

鷺舞保存会は、会員37人、開催経費が約70万円で、助成金は10万2,000円、14.5%の補助率であります。不足分60万円は御寄附と会費を充当されております。 踊り手などの出演者には手当が支給されますが、受け取られることなく会に返納され、開催経費に充てられておられます。

奴行列保存会は、会員50人、開催経費は15万円で、助成金は2万8,000円、 18.6%の補助率です。不足分約12万円は御祝儀と備蓄を充当されていると聞いて おります。

流鏑馬保存会は、会員63人、女性協力者は18人、合計81人、このほかにも当たり的の文字書きの方もおられます。開催経費は約平均150万円で、助成金は3万2,000円、助成率は2.1%で、約146万円は町内外の寄附と自伐した当たり的板の寄附収益、また、最前列の椅子席の寄附収益、会費などを充てております。

自伐した当たり的のことをちょっと述べさせてもらいますと、直径80センチから1メートルの立ち木を、伐採はプロにお願いし、切断・搬出・製材・かんながけは会員の手で行っております。

流鏑馬保存会は、27年度津和野地区まちづくり委員会の地域提案型助成事業で窮状 を御理解をいただき、4頭の馬代68万円をいただいております。

流鏑馬神事に馬と的板は欠かせません。このほかには、町商工観光課また教育委員会の職員の方に放送や報道関係に御協力をいただいております。また、観光協会によります椅子席のお世話や外国人の増加によります通訳士の派遣などがあります。

このように、経費のほとんどを寄附に依存する民俗芸能継承継続事業であります。町の財政事情もありましょうが、観光津和野に大きく貢献している民俗芸能であります。いま一度、助成額の底上げを検討されてはいかがでありましょうか。

石見神楽も衣装等、多大な経費が必要であると思っております。

ちなみに、鹿児島県の肝付町高山流鏑馬保存会は、文化財保護で285万円の補助金を支給されております。そのうち150万円は、2頭の馬、1年間の飼葉料であります。あと135万円が流鏑馬開催に充てられております。この流鏑馬は、中学2年生が1人、3回行う行事であります。

そして益田市の高津流鏑馬保存会にあっては、補助金11万円で、開催経費は約12 0万円、不足分は、やはり御寄附に依存しておられます。地区の大戸数であります高津 地区ではありますが、高齢化が進み、やはり寄附集めが大変だと言っておられました。 以上、質問をいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- ○町長(下森 博之君) それでは、3番、米澤議員の質問にお答えをさせていただき たいと思います。

民俗芸能継承継続の支援についての御質問であるわけでございますが、教育委員会所管ということになりますので、お答えにつきましては、教育長からさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- **〇教育長(世良 清美君)** それでは、民俗芸能継承についての支援についてのお答え をしたいと思います。

現在、町内で活動をしておられる17の民俗芸能団体によって、津和野町民俗芸能保存協会が組織されています。この民俗芸能保存協会を初め、これまで町内各団体において伝統的な民俗芸能が伝承されておられることに、まずもって敬意を表します。

さて、御質問にありますように、町としては、この津和野町民俗芸能保存協会に50万円の補助金を一括して交付をしており、民俗芸能保存協会においてこの補助金を各団体の文化財指定状況及び活動状況に応じて配分されています。

その配分基準として、文化財指定状況により、国指定が8万円、県指定が3万円、町指定が1万円、無指定はゼロ円の指定割と、活動状況による配分は発祥・設立年、会費負担率、補助率、決算額、繰り越し額によって各係数を設けた活動割として、各団体への配分金を決定している状況です。

現在の町の財政状況からは、民俗芸能保存協会への補助金総額を増額できる状況にあるとは言えませんが、日本遺産の構成要素等の新たな価値も加わっており、今後、各団体の活動状況を踏まえながら、補助金のあり方等について検討してまいりたいと考えています。

- 〇議長(沖田 守君) 3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 **宕文君**) 津和野町内の民俗芸能でも、行事内容で運営経費は大きく違います。多くの経費がかかる事業に関して、流鏑馬神事を例に述べさせていただきます。

毎年4月、第2日曜日の流鏑馬開催日は、午前・午後、2回の開催に約1万人が観覧されます。その観客には九州、山口、広島、島根県内も多く来られ、床几席、つまり最前列の椅子席のことですが、予約が多く入ります。ことしも既に100席ぐらい入っております、午前午後で。まだまだ、もっと入ると思います。

なごみの里の混雑は大変なものであり、観光津和野の旅館業、そしてお土産などの観光業、飲食業などに大きな経済効果をもたらしております。

しかしながら、当町は今後、ますます高齢化が進み、寄附のお願いが難しい状況になってくることは、もう明らかであります。

寄附金に事業の運営費の大半を頼っている現状では、継承継続は厳しくなり、観光津 和野に大きく貢献しております伝統芸能開催を、将来打ち切る事態になると思われます。 御回答では、日本遺産の構成要素等の価値も加わり、今後各団体の活動状況により補助金のあり方について検討されるとのことですが、めどとしてはいつごろでありましょうか。これが1点です。

昭和32年、鷲原八幡宮流鏑馬神事が復活し、来年で59年が経過をいたします。この間、津和野町の観光発展に資することを目的に、経費を節約し、末永く伝承すべく努力をされております。流鏑馬神事、鷺舞神事などの実行委員会の立ち上げはできないものでしょうか。これが2点目です。

鹿児島県の肝付町高山流鏑馬祭りは、実行委員会を立ち上げております。組織の会長は町長、副会長は商工会長、流鏑馬保存会長、委員は町の関係機関で構成されております。

この2点をお願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- ○教育長(世良 清美君) 検討につきましては、何年までという明確なお答えは、今の時点でできるということではありませんが、まあ、日本遺産制度の新たな視点というのは、当然いろんな面で加えていかないといけないと考えておりますので、この民俗芸能の関係だけでなくて、いろんな形の利用も含めて検討していきたいと思っています。

一応、国のいわゆる、今、補助金いただいてますので、日本遺産制度の、これが3カ年という期間がございますので、その中で、いろんな検討は加えていきたいというふうに思っております。

それから実行委員会の立ち上げでございますが、それぞれ、石見神楽などは、ある程度個人的な集まりでグループをつくられておりますけれども、基本的には、神事であるとかですね、そういったベースになる、神社とかがあって、神事という形での民俗芸能が多くあると思います。

そういった部分で、そことの切り離しができるのかどうか、そういった部分も、それぞれの団体の中で実情が違ってくるんじゃないかというふうに思いますし、そもそも、まあ、実行委員会自体は、町が主導してやるべきものではなくて、その団体の中でいろんな形を考えて、それに町がいろんな形で協力をしていくという形が一番ベストではないかなというふうにも思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 宕文君) 神事に補助金はいかがなものかという御回答であった と思いますけれども、違いますか。

まあ、この件につきましては、鹿児島県の肝付町、これは神事としてではなく、例えば鷺舞にいたしましても、伝統芸能の継承のためということで出されております、そこ違いましたら済いません。

〇議長(沖田 守君) 教育長。

○教育長(世良 清美君) 私の答弁の仕方がまずかったのかと思いますけれども、基本的に、ベースが神事でスタートをした民俗芸能、今、継承されて、こういう形で民俗芸能という形で、それぞれ継承されてきておりますけれども、もともとの神事というスタンスを切り離すことができるのかどうかというのが一つあると思います。

これはなかなか難しいことだろうなというふうに思いますので、各団体の中で実行委員会を形成をして、その神事をやるんだというような形ができるのであれば、そういった整理もできるのではないかと思いますが、先ほど申し上げましたように、それは町が主導で実行委員会を組みなさいという形は、なかなか困難だろうと思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 3番、米澤君。
- 〇議員(3番 米澤 宕文君) 他の町ではされておられるというところを、ちょっと述べさせていただきました。

参考までに、これで終わりますけれども、天皇陛下に、平成23年4月に、全国5カ 所のDVDが収録されております、鷲原八幡宮流鏑馬神事が巻頭から出ておりますけれ ども、これが献上されたと、ことし報告がありました。また、平成26年、昨年ですが、 4月には、高円宮妃久子殿下が御台覧をされております。

では、次の質問に入ります。

鷲原公園鏑馬馬場整備及び指定昇格申請ということで、この件につきましては、平成23年6月と平成24年12月議会で質問をしております。今回で3回目となります。この史跡につきましては、まあ、私の家の真ん前であります。荒れていくのが目に見えます。残念でなりません。したがって3回目の質問をさせていただきます。

鷲原公園流鏑馬馬場は、室町幕府時代の1568年、今から約450年前に、当時の城主、吉見正頼氏により造営された馬場で、日本最古で、唯一現存する流鏑馬の馬場であります。昭和41年5月に島根県指定から、まもなく50年が経過いたします。

前回の回答で、整備には多額の費用が見込まれるとありましたが、そのためにも、国 指定史跡の申請を積極的に行うべきではないでしょうか。

また、教育ビジョンにも位置づけてあるとの回答でありました。教育ビジョン、別表には、具体的取り組みで、文化振興欄のハード事業で、平成27年から平成29年に県指定文化財修理事業、永明寺と鷲原公園流鏑馬馬場、この2カ所が掲載してありますが、これは実現できるのでありましょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- **〇教育長(世良 清美君)** それでは、鷲原公園流鏑馬馬場整備及び指定昇格申請についてお答えをいたしたいと思います。

現在、鷲原八幡宮流鏑馬馬場につきましては、昭和41年5月に、島根県の史跡に指定されております。平成26年度に、文化庁の調査官が来町された際、現地確認を受けており、その際の見解では、国指定文化財となるには、現在の資料では不十分であり、今後の調査によって中世以来の馬場であることを検証する必要があるとのころでした。

よって、現在の資料をもって直ちに国指定史跡への意見具申ができる状況ではなく、 今後調査を継続していく必要があると考えています。

また、教育ビジョン別表には、平成27年から29年に県指定文化財修理事業、永明 寺と鷲原八幡宮流鏑馬馬場を記載していましたが、現在の県及び町の財政状況から、両 者を行うことは難しい状況です。

特に、県においては、県の文化財関係補助金額の中で、ここ数年、津和野町に対する 予算の比率が著しく高いことを指摘されており、新たな補助金額を確保できない状況で あります。よって、単年度の事業を縮小して期間を延長したり、新規の補助の指定を制 限されている現状であります。

このような状況の中で、町としましては、建物の修理が喫緊の課題となっている永明寺の修理事業を優先することとし、今年度は永明寺基礎調査を実施し、来年度の国指定 史跡指定実現に向け、事業を進め、早期に修理事業に着手できるよう努めてまいりたい と考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 宕文君) 永明寺の建物修理は喫緊の課題であり、現状を見れば、 危険な家屋ということがわかります。修理事業を優先されることは理解をできます。 しかし、文化庁調査官が、国指定文化財になるには現在の資料では不十分であり、今 後の調査によって中世以来の馬場であることを検証する必要があると言われたことは 理解できません。1568年、当時の城主、吉見正頼氏により造営された馬場で、日本 最古で唯一現存する流鏑馬馬場であることは否定されたのでしょうか。3点ありますが、 まず1点。

これまでの津和野町の調査が信用されなかったと解釈してよろしいでしょうか。そして、今後、これ以上の調査方法はあるのでしょうか、これまで随分調べておられます。 もうこれ以上できないんじゃないかと思っておりますが、この3点、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- ○教育長(世良 清美君) 今、御質問あった3点の、まず1点目でございますけれど も、否定されたということではないです。

例えば、ことし松江城が国宝に指定をされました。これも史実では、もう確実なものではありますけれども、たった1枚の棟札が見つかって、これで年代が確定できたということで、重要文化財から国宝のほうへ格上げをされた。こういった例のように、史実ではそういうふうに言われてきておりますけれども、それに基づく根拠になるもの、そういったものがやはり必要だということでございます。

ですので、今までの言ったことを否定されたわけでもなし、町の今まで積み上げてきた調査が無駄になったわけでも当然ないわけでございます。

今後、どういったものが、その事実関係を確認するものに出てくるかというのは、今の段階では申し上げるものがございません。それがあれば、逆に、指定に向けて進むことができるわけでございますので、そういったやり方が、新しい史実が出てこない場合、例えば、指定のやり方が、違う角度で指定ができないか、そういったことも今後は考えていけるというふうにも思っております。

そこら辺は、いろいろな文化財の指定制度がございますので、そこの辺の見方で、また指定の種類が違う形での指定も考えていかなければならないかなというふうに思っております。

- ○議員(3番 米澤 宕文君) これ以上の調査方法、これは。
- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- ○教育長(世良 清美君) 今申し上げましたように、新しい、いろいろな調査は、もちろんこれからも資料を求めていきますけれども、仮に、そういう調査報告が、いろいろ調査がしても見つからない場合、それでも、やっぱり国指定は我々としては欲しいと思ってますので、いろんな見方を変えた指定の仕方を検討していきたい、こういうふうにも思っております。
- 〇議長(沖田 守君) 3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 宕文君) 鷲原公園流鏑馬馬場は、国指定重要文化財の鷲原八幡宮と隣接地であります。したがって、一体でなすものと思っております。国指定史跡となっても不思議はないと思っております。国指定史跡の津和野城跡に次ぐ、町内では大きな施設であります。

しかし、馬場内の現状を見ると悲惨であります。大正時代には、ほぼ原形をとどめていた的場3カ所の天端の土は流れ落ち、石積みがむき出しで、崩落のおそれがあります。中土手の石積みは曲がり、土手は松の木の大木の伐採で変形したままであります。ほぼ100年間はこのまま推移をしております。したがって、早急な修理が必要ではないでしょうか。

この流鏑馬神事の所有者は国の財務省であり、建設課と教育委員会の所管であり、窓口と聞いております。指定とはまた別に、財務省の所有であるならば、財務省に原状回復の協力をお願い、または、持ちかけられてはいかがでしょうか。

町で、単独ですることばかり考えなくてもいいんではないかと思っておりますが、この早急な修理と財務省の件、2点、よろしくお願いします。

- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- **〇教育長(世良 清美君)** 修理につきましては、本格的な修理をするとなれば、先ほど来申し上げましたとおり、相当な金額が必要になります。

で、県の補助、史跡自体が県の指定になっておりますので、当然県の補助はいただけることができるわけですけれども、今の現状で直そうということになると、なかなか、

先ほど来の話のように、県の補助がつくという見込みはないというふうに思っております。

県としても、できれば国の指定を受けてほしいという気持ちが多分あるというふうに 思っておりますので、そういった部分の手続も踏まえて、今後、検討していかなくては いけないかなと思います。

ただ、議員さん言われますように、石垣の天端等、もうかなり薄くなってきておる部分がございます。こういったところを応急的に土の補充をするとか、そういったことで対応することができるのであれば、そういったことも検討していく必要はあるのかな。いわゆる応急手だてという形で、そういう必要があるかどうか、その辺はもうちょっと、専門的に見ていただきたいなというふうにも思っております。

それから、財務省に直してくださいというのは、なかなか、それじゃ、どういう理由で直していただけるかというと、想定しますと、なかなか困難ではないかなというふうに思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 建設課長。
- **〇建設課長(田村津与志君)** 議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、津和野城と、それから、今、お話の鷲原公園でございますが、建設課の 所管でまいりますと都市公園ということで、津和野城山公園の一部の中に鷲原公園は入 っておるという形になっておるところでございます。

で、今、お話のあります馬場については財務省の所有でございまして、津和野町は、 今、無償の契約を結ばせていただきまして、無償で使わせていただいておるというのが 実際でございます。

財務省のほうに修繕の要請というふうなお話もございましたが、契約書の中で、町は 善良な管理者としての注意をもって、貸し付け物件の維持保全に努めなければならない という文言がございます。

このあたりのことがございまして、これまでも公園内の松くい虫とか草刈りとかツツジ等の管理については、教育委員会のほうで実際には対応していただいておるところでございまして、このあたりの経費が出るのであれば、当然、財務省のほうも補修について出していただけるとは思うのですが、これまでの現状を見る限りには、財務省に話したにしても、厳しいものがあるのではないかというふうに推測をしておるところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 宕文君) 財務省のほうは、なかなか難しいとは思ってはおりましたけれども、そういう契約書があるとは知りませんでしたので、この件はこれで終わります。
 - 3点目に入ります。

旧サン電子工場跡の買い取りであります。

サン電子工業株式会社は、昭和44年に誘致企業として鷲原公園流鏑馬馬場、隣の土地に工場を建設し、地元社員200人を雇用され、操業を開始しています。しかし、18年後の昭和61年、バブルの崩壊で工場閉鎖を余儀なくされ、撤退をされました。

敷地面積は5,600平方メートル、その中に建物面積は1,100平方メートルあり、現在は、地元の鷲原1自治会が管理をしております。

昭和61年の工場閉鎖から平成21年の24年間、多額の固定資産税を遅滞なく納付されています。平成22年からは、敷地の一角に公衆トイレを設置することで土地の賃借料は無料とし、ただし、土地に課税されるべき固定資産税は免除されております。

平成21年には、当時の中島巌町長に、サン電子工業株式会社取締役社長から旧津和野工場跡地買い取りの要望書が提出されております。

工場跡地は、鷲原八幡宮流鏑馬神事の馬の調教や諸準備の場所、流鏑馬関係者や出店者の駐車場として、大変重宝されております。

また、なごみの里での花火大会の駐車場や津和野地区の親と子の集いの場として、また観光客の駐車場として、そして近くのお寺の法事や墓参り、来客の駐車場、お墓の新設や修理の工事車両などの作業場として、多く活用されております。

現在は、大阪の不動産屋に売却を依頼されている現状であります。もしも、この物件 が売却されたときは、トイレの撤去が大きな問題となります。

津和野町が購入するのであれば、有効な活用ができる工場跡地であります。24年間、 遅滞なく納税されました律儀なサン電子工業株式会社の買い取り要望に応えるべきで はないでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、旧サン電子工場跡の買い取りについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、旧サン電子工場跡については、敷地の一部に公衆トイレを設置、町として管理を行い、土地の賃借料のかわりとして、固定資産税を免除しているところでございます。

旧工場敷地、建物についても、地元鷲原1自治会の御協力により管理をいただき、津和野町の春の風物詩である流鏑馬神事等のバックヤードとして貴重な働きを果たしているため、町としましても、わずかではありますが、建物の補修や年間3回程度の敷地内の草刈り等、負担させていただいております。

なお、同跡地の購入については具体的な活用計画がなく、他に優先すべき事項も多い 中で、現時点では購入の予定はございません。

今後、鷲原公園津和野城跡一帯の保全整備の中で、具体的な活用策が見出せる場合に は検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいた します。 公衆トイレについては、サン電子工業株式会社様との賃貸借契約書の中で、原則、契 約満了時には町が地上物件を撤去し、現状を復してお返しすることとなっております。

また、契約途中でやむを得ず返還が必要な場合は、3カ月前に協議をいただくこととなっておりますので、契約の満了時点を含め、返還が必要な場合には、公衆トイレ敷地については、別途、町が購入するなど協議をさせていただくことも必要と考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 **宕文君**) サン電子工業株式会社との土地賃貸契約は、1年契約であり、賃貸契約が満了したときは地上物件を町の責任において撤去し、敷地を現状に復して返還しなければならないとの条項があることを非常に懸念しております。

もしも、サン電子工業株式会社が返還を必要とする場合、もっと、ちょっと恐れるのは、ほかの方と売買契約が成立したとき、トイレの撤去を要求されることが予測されます。御回答のように、すんなりとトイレ部分の購入が進むことが理想ですが、さもないときは大きな負担が生じることが十分予測されます。

そのような懸念は必要がないと思われておいででしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(藤山 宏君)** 議員御指摘の点でございますが、町長からの回答にも、先ほどございましたように、1年契約につきまして、契約満了時までに文書での契約の終了の申し出がない場合は、自動更新という形になっております。

それとまた、途中でという場合は、3カ月前の協議ということがございますので、現状では、やはりそれを、そういう具体的な場合になった場合は、やはり協議をいただく中で、真摯に御協議をさせていただくということ以外には方法がないのかなというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 宕文君) この工場跡地は、国指定重要文化財鷲原八幡宮と県指定史跡鷲原公園流鏑馬馬場、双方の隣接地であります。

敷地面積は、先ほど申しましたように、5,600平方メートル、5反6畝であります。広大な土地であります。

現在もでありますが、将来も津和野町にとって重要な土地になると思います。ぜひと も、買い取りの方向で動いていただきたいと願っております。

サン電子工業株式会社並びに不動産屋とも連絡をとりましたけれども、以前の工場長さんのお話では、それほど高い値段では、え、こんな値段と思うような値段を提示してこられたことを覚えております。ぜひとも、その方向で動いていただきたいと思っております。

では、4番目の質問に入ります。

資源リサイクルごみの各戸回収であります。

平成22年津和野町発行のごみの分け方、出し方の手引き書にあります資源ごみの回収は、町内九つの会や支部が定期、不定期で実施されておられます。

御存じのように、津和野町も高齢化が進んでおります。このため、お年寄りや車を持っていない交通弱者の方は、資源ごみを指定日に指定場所へ持っていくことができません。

例えば、ある地区の公民館までとしますと、もう、5キロも6キロも離れたところが 随分あります。とても持っていくことはできないと思っております。

新聞紙、雑誌、段ボールなどの紙類の回収を、月1回程度でも、各戸回収はできないでしょうか。

町のホームページに「できるだけ古紙等自然リサイクル品はごみとして捨てないようにしましょう」の記述もあります。町指定の燃えるごみ収集袋に入れて出す方法もありますが、リサイクルによる地球にやさしい環境づくりと住みやすい津和野町創出のためにも必要ではないかと思っております。いかがでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、資源リサイクルごみの各戸回収についてお答えを させていただきます。

古紙等リサイクルごみ回収施設は、現時点で公民館を中心に20カ所設置しており、各地区の自治会または婦人会等の再資源化等推進団体により維持管理されております。 現在、ごみの回収は原則、ステーション方式を推進しており、現状、各戸回収を新たに行うことは考えておりませんが、議員御指摘のとおり、お年寄りの方が重たいものを回収施設まで持っていくことは困難を伴うことも理解ができます。

町といたしましても、なるべく古紙等の資源リサイクルとして出していただきたいと 思っており、資源ごみがたまって重たくなる前に出せるよう、再資源化等推進団体と協 議をし、回収回数をふやすなど、運びやすい環境を整えるよう努めたいと考えます。

それでも回収施設まで出すことが難しい場合には、現状、燃えるごみとして出していただくしかありませんことを御理解をいただきたく思います。

また、町では、行政・住民の協働社会の形成のため、各地域にまちづくり委員会を設置し取り組みを進めております。これを活用し、自治会等の御協力で資源ごみの回収につなげる方法について御検討いただくことをお取り組みいただければありがたく存じます。

- ○議長(沖田 守君) 3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 宕文君) 津和野町の理念とも方針とも言えます、「できるだけ 古紙等資源リサイクル品はごみとして捨てないようにしましょう」を曲げない方法と しまして、各戸回収は確かに困難であると思います。

それであれば、せめて小字単位の回収はできないでしょうか。

できるだけこのリサイクルをすることによって、ちょっと大きなことになりますが、 地球温暖化防止の小さな協力としても必要ではないかと思っておりますが、いかがであ りましょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 環境生活課長。
- **○環境生活課長(和田 京三君)** 先ほど町長が回答しましたように、この資源ごみに つきましては、今、公民館中心に13カ所設けている状況でございます。

それを小字単位に、という議員の御指摘でございますけども、今現在、11団体の御協力を得まして、資源ごみの調整なり回収の調整をしていただいております。それをふやしてですね、小字単位に、それじゃ、そういう団体を設けられるかというところにも疑問ございます。

それよりも先ほど町長が申しましたように、まちづくり委員会を中心にしていただいて、御協力をいただいて、今ある20カ所にまちづくり委員会で、お年寄りの御協力を得て、持っていただくほうがいいかと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いしたいと思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 宕文君) まちづくり委員会を活用し、自治会等の御協力で資源 ごみの回収につなげるということがありましたけれども、この呼びかけといいますか、 働きは、つわの暮らし推進課で呼びかけると解釈してよろしいでしょうか。まちづく り委員会という言葉が出ましたので、済いません、つわの暮らし推進課の名前を出し ましたけれども。
- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** まちづくり委員会でも、環境美化の取り組みはされているということで承知をしております。

地域提案型助成事業助成金、あるいは組織交付金ということで、今年度、交付を3年間するということで行ったところでございます。

今回の、この資源リサイクルごみの各戸回収ということで、高齢化に伴う課題であるということで、議員の御質問については把握をさせていただいたところでございます。 未来づくり協働会議で、まちづくり委員会の会長さん等が集まられた席、そういったところで、そういった地域課題が上げられているところでは、現状はないということでありまして、そういった部分が上げられれば、組織交付金あるいは地域提案型助成事業の交付金を活用した、地域課題解決に向けた取り組みということで、その辺については推進をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

つわの暮らし推進課のほうから、こういった課題がございますということで、今まで 未来づくり協働会議等でのお話はさせていただいてないところでございまして、その辺 が、地域的に課題として捉えているならば、そういった事業も活用していただくという ことは可能であろうというふうに思っております。

- ○議員(3番 米澤 宕文君) ありがとうございました。 以上で質問を終わります。
- **〇議長(沖田 守君)** 以上で、3番、米澤宕文君の質問を終わります。

.....

○議長(沖田 守君)ここで午後1時まで休憩といたします。午前11時41分休憩

.....

午後1時00分再開

- 〇議長(沖田 守君)休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序9、6番、丁泰仁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) 6番、丁泰仁でございます。本日は、通告に従いまして、3問の質問を用意しております。よろしくお願いいたします。

第1番目に、当町地方創生総合戦略案「人口ビジョン」についてでございます。

国におきましては、平成26年11月に、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、 人口の減少に歯どめをかけるとともに、主に東京圏などへの人口の過度の一極集中を是 正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維 持していくための「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

続きまして、同年12月に、その目的を達成するために人口の現状と将来の姿を示し、 今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今 後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創 生総合戦略」を制定いたしました。

このような国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨に添いまして、津和野町人口ビジョンは、当町における人口の現状分析を行い、今後目指すべき、人口の将来展望を示すものであり、同時にその目標実現のための方策を定める「津和野町まち・ひと・しごと総合戦略」平成27年度から31年度の、5カ年間の計画の前提となる基礎的なビジョンとして位置づけられています。

さて、新聞紙上によりますと、全国の2060年の人口ビジョンでは40都道府県が人口減少、沖縄県のみが139万人から168万人になると21%の増加を試算、9県が30%以上の減少、島根県についてはベスト3の減少率、秋田県44%、青森県37%に続き、35%の減少です。地方ビジョンの大半は、子育て支援の強化や若者向けの雇用創出などの対策に取り組むことで、合計特殊出生率が向上し、東京圏など大都市への人口流出に歯どめがかかるケースを想定しています。しかしながら、さまざまな対策を講じましても、結果的に、実際には人口減少の速度を弱めるぐらいの効果しか期待でないように思われます。

ここで、思い出されますのは、人口減少に関しての国の大きな施策に、自治体間の平成の大合併がありました。財政、お金をとるか、心をとるかの二者択一を迫られ、今日

に至ったわけですが、今また、自治体間人口獲得合戦に押し込まれているように思われます。自治体の財政規模が、人口によって決められるから、いたし方ないかもしれません。いずれにしても、人口減少対策を考えねばなりません。そこで、考えますに、人口減少適応戦略というような、案の実施が必要になってくると思います。各地域の生活インフラを保持していくスキームの確立、つまり、行政サービスとして、最低限の生活インフラは、今後もしっかり維持していく施策なのです。

さて、当町の人口ビジョンについてですが、この津和野町人口ビジョンによれば、2015年を起点として、人口目標を短期2020年6,803人、中期2040年5,089人、長期2060年4,816人としていますが、これらの人口目標達成には、①自然動態(出生率)②社会動態(移動率)に当町独自の仮定値を設定した場合のシミュレーション①自然動態の場合、合計特殊出生率の増加、現在2015年は1.67、2035年には2.07にしております。②社会動態の場合、転入増加2015年現在マイナス303人、2025年0人となり、その後5年ごとに1.0%ずつ上昇というシミュレーションを行い、将来人口を展望していますが、①自然動態、②社会動態いずれのケースもこの仮定値を成就させるためには、さまざまな施策が必要ですし、むしろ、この施策が鍵を握ると言っても過言ではないようです。

そこで、現在これらのために実施している施策を、①自然動態、②社会動態のケースに分けて例示してみてください。また、人口減少によるA産業経済への影響、B住民生活への影響、C行財政への影響を挙げられていますが、当町が永続することを可能にするための方向性を示すとともに、将来、当町の暮らしがどうなるのか、町民の心構えを募っておく必要があるのではないかと思いますので、現時点での短、中、長期の将来人口の目標時でのシミュレーションしたA、B、Cに関する町の姿を町民に広報等で表示することが必要であると思いますが、いかがですか、お答えください。

〇議長(沖田 守君) 町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、9番、丁議員の御質問にお答えをさせていただき ます。

当町地方創生総合戦略案「人口ビジョン」に関してでございます。

議員御指摘のことにつきましては、自然動態における出生率の増加を促進する施策の取り組みといたしまして、結婚支援、子育で支援が特に重要となります。現在、町が行っている施策といたしましては、主なものとして、独身男女の縁結び相談窓口「はぴこ交流サロン」の開設や「鯉・恋祝い金」「出産祝い金」などの若者定住促進奨励金、妊産婦通院補助金、妊産婦通院サポート事業、こども等医療費助成事業、保育料軽減などが挙げられます。また、広義には医療スタッフの確保関連事業や健康相談事業等、各種医療・福祉事業も関係してくるものと思っております。

二つ目の御質問につきましては、社会動態における稼働率の増加を促進する施策の取り組みといたしまして、移住・定住支援が特に重要となります。

現在、町が行っている施策といたしましては、「ふるさと就労奨励金」「若者Uターン奨励金」「若者転入奨励金」などの若者定住促進奨励金や空き家情報バンク事業における空き家改修補助金、空き家活用事業補助金、CATV加入負担金免除、無料職業紹介事業などを行っております。今年度、空き家バンク事業において、空き家への入居希望者が増加し、補助金等の予算についても増額をしているところであり、定住促進策として有効的な施策であると考えております。

その他にも、農林関係の新規就農等に関する支援事業、自伐型林業促進関係事業、商工観光関係の個別商業包括的支援事業、新規開業支援事業、企業誘致対策等の仕事づくりに関する施策についても当てはまるものと考えております。

短・中・長期の人口目標における、産業経済や住民生活、行財政への影響を考慮した 町の姿を公報すべきではないかとの御質問でありますが、例えば行財政への影響であれ ば、交付税は人口減少だけでなく、国の動向が大きくかかわってまいりますし、現在の 本町において重要な財源となっている過疎債の確保についても予測が困難であります。 また、産業経済への影響についても、観光動向が大きく関わるものであり、そこから信 頼性のある予測を導き出すためには、相当なる緻密さと時間等との労力が要求をされま す。

また、こうした中で、データ等の客観的な裏づけを伴った住民生活を予測をしていく ことも困難を極めると予想しております。町民の皆様へ公表するためには、具体性と信 頼性を伴った内容が求められますが、それに耐えうるシミュレーションを実施するため の労力や時間が現実的に足りないことを御理解をいただきたいと思います。

地域に与える人口減少の影響といたしましては、住民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤にかかわる重要な問題であります。人口減少と人口構造の変化がもたらす原因や課題に対して、的確な対策を展開することが必要だと考えております。町民の皆様に対しては、津和野町総合戦略及び津和野町人口ビジョンのダイジェスト版を各戸配布することにより、人口の現状と将来の姿等について広報提供を図り、町民の皆様と協働し対応していくことが、必要であると考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) ただいま答弁をいただきました、さまざまな、①の件につきましてですが、現在のさまざまな施策は、今後、短期5年先、中期25年、長期45年先へのまちを維持していく土台になる戦略の一つであると思いますが、慎重になおかつ継続をしていってほしいと思います。

しかし、よく考えてみれば、短期5年は先にこの施策は続くんではないかと思いますが、中期25年先、それから長期45年先、実際のところ、この施策っていうのは、5年先、中期、長期に関してはどういうことになっているか、私もちょっと想像するんで

すね。考えがちょっとつかないんですけど、これは大体どういうふうになっていくでしょうか、この施策。実際のところ、担当課長ちょっと答弁してもらえませんか。

- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- ○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 先ほど、議員が御指摘になりました5年先、25年先、45年先ということで、この4,816人に至る経過というのは、先般、もう議会のところで、人口ビジョンの報告もさせていただいたところでございます。 議員が御質問にありましたように、自然動態のところの出生率をどうするか、社会動態のところの転入転出のところで、いかに津和野町に残っていただけるような施策を展開するかということでございます。1.67から合計特殊出生率については2.07ということで、これについては、子供さんの数を拡大をしていくと、増加させていくというようなことで、今回独身男女の縁結び相談窓口であるはぴこの交流サロンと、それから子供さんが生まれた際の、妊産婦さんの通院サポートというような事業を、今回、町長のほうで、この自然動態のところでの取り組みとして挙げさせていただいているところでございます。

この目標人口を社人研の予測でいうと、2,222が2060年の予測ということで、ここのところは2.07の合計特殊出生率を2035年から実現をしていこうということと、社会動態につきましては2025年のところで、転入転出、この差し引きが0にしようというような目標の中で、それ以降は5年ごとに1%人口を増加させていこうという計画になっているところでございます。当然、現状あるこの施策につきましては、この自然動態あるいは社会動態のところで、目標とすべき取り組みの事業として、現在も行っているということでございまして、今後、25年先、45年先どうなるのかというところの御質問でございますが、基本的にこういった事業を継続していかなければ、この目標人口は達成できないというふうに私どもとしては、考えているところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) まさにそのとおりだと思います。25年先、45年先 どうなるのかと、聞いた方がやぼな質問だったかと思いますが、とりあえず、その5 年先、短期目標には、確実に、今目標としている人数には必ず到達するというように この施策を大事にして、継続して頑張ってほしいと思います。

2点目の、要するにA産業経済への影響、B住民生活への影響、C行財政への影響に関する町の姿のシミュレーションは将来の人口数値、あるいはいろいろな要素が予測確定できない状態では、なかなか難しいという答弁です。まあ、いたし方ないのかなと。しかし、今、数10年先のこういうふうに当町の人口を予測し、また、町の生き残り策を、今論じていますし、論じなければならないときですので、少しここで角度を変えまして、さまざまな数値要素は確定しないながらも、せめて、将来に向けての方向性概念というものの一つを、私はここで掲げてみたいと思います。

それは、1990年代にスタートした議論でありましたコンパクトシティーという言葉を、思い出すのでありますが、現在では、概念が拡大解釈され、農村を都市に集約する議論にまで転化してきていますが、そこには都市と農村が持続的に共生していくためにも、都市が自身の拡大を否定し、抑制する必要を示すものでありました。今日、地方創生に絡めて選択と集中というテーマのもとで、本来的な意味でのコンパクトシティーから、違った方向性を伴う議論へ、拡大しているように思われます。

最初にこの概念を唱えましたさる自治体の市長さんが、循環・持続・協働・自立、これを実現するのがコンパクトシティーだと言っています。社会は持続しなければならない。持続のためにはさまざまな循環が必要だ。そして、循環が成り立つためには、さまざまな主体の協働が必要であり、その協働の基礎には自立が、そして自立のためには、各自がコンパクトでなければならない。農村は農村で、都市は都市で、それぞれの地域が小さく自立していることで、協働が生じ、循環が可能になり、持続可能な縮小社会は実現する。今後の当町の未来の存続の指針を示してくれる概念の一つのように思われます。

答弁よろしゅうございます。次に、時間がございませんので、まいります。 以上です。1問目はこれで終わりたいと思います。

2問目でございますが、「津和野町栗再生プロジェクト」に関してでございます。

平成27年6月「津和野栗再生プロジェクト推進協議会」構成団体、町農林課、町商工観光課、商工会、観光協会、JA栗生産部会の5社で設立され、向こう5カ年計画で、 津和野栗を6次産業化し、高付加価値商品として、全国へ地域ブランド品として流通する体制づくりを目指した取り組みを、開始しました。

具体的に申し上げますと、津和野栗は、生産高が、島根県内で第1位となっています。 ちなみに平成26年度実績によりますと、西いわみ約14トン、石見中央約4トン、雲 南約1.5トンです。品質も良く、パティシエ、菓子職人、料理人には評価が高いもの の、そのほとんどが、町外に流出していて、他産地の栗として流通しているのが実態で す。そこで、このプロジェクトでは津和野栗の生産量を高めるとともに、生産から流通 までの全ての工程を、一貫して津和野で行い、新商品の開発なども含めた津和野栗のブ ランド化と、生産量の増加及びそれに伴う農業と商業などの連携による地域の活性化を 目指すというものです。

それぞれの専門分野での役割として、町農林課は栗の加工の支援、町商工観光課は各種イベントの支援、商工会、商品開発への支援、観光協会、観光客向けのPR、情報発信、旅館組合への協力、JA栗生産部会、栗園調査支援、植栽による生産拡大、技術指導など、それぞれの団体の連携により、事業推進が図られています。

このことに関しまして、町議会総務経済委員会では、さる、10月14日、15日、 熊本県人吉市球磨地域へ研修視察を行い、以下の概要を得ました。 視察日時は10月14、15日です。場所、熊本県人吉市球磨地域。視察箇所、熊本 JA、栗製品加工所、選果所他。情報収集としまして、出荷高が700トン。当津和野が先程申し上げましたとおり、約13トンから14トンです。奨励品種は丹沢、杉光、筑波、利平、銀寄、ぽろたんなど。生産者数は約1,000人、訪れました下球磨地区だけでも550人です。出荷先は主に名古屋方面、これはペースト加工にて大部分を出荷しております。栗市場概況は、需要が大、むしろ供給不足で中国からも輸入しているような状態です。利益率は5割前後と。問題点は、これを生産するに当たって、生産者の高齢化、後継者問題です。それから傾斜地での栽培がほとんどで、廃園の増加。それから、害虫と獣害対策です。特に獣害対策として電気柵などを設置をしてますが、ちなみにその費用は、イノシシで1,453万、鹿910万、猿475万、合計2,838万、これは県の補助金を使っております。

また、さる11月9日には、JA西いわみの栗生産者代表の方々と、総務経済委員会にて会議を行い、現状、西いわみ地区の栗生産に関する概要を伺いました。その概要は、栗生産出荷高、平成26年度約13トン、平成27年度、これは裏年になるのか、約8トン。非常によく成る年と、それから裏年といって少し成らない年にばらつきがあります。それから、奨励品種は、やはり丹沢、人丸、筑波、銀寄、石鎚、岸根などです。出荷先は、京都、松江、宇部、米子他の生花市場、それから四国の菓子加工メーカーが大半です。出荷時、後ほど質問に入りますが、西いわみ栗として素材を出荷しております。利益率は、これも約5割前後です。生産者数は、約30人から40人。市場相場は、今キロ500円から600円と相場に変動がありますが、などでございます。

これらの情報収集しました結果を踏まえまして、また、津和野栗ブランド化5カ年計 画概要案に基づきまして、今後の栗再生プロジェクトに対する、質問をいたします。

- 1、今後、生産高を現在の年間約13トンから増加させるのか。増加させるのであれば、何トンまで増加させるのか。年次計画はできているのか。
- 2、津和野栗の名称ブランド化が狙いのはずが、出荷時には、西いわみ栗として一括 処理されている。この実態はどう考えるのか。今後、名称の整理、統合案を考えるべき ではないのか。
- 3、津和野栗ブランド化5カ年計画概要案によりますと、来年度以降、圃場整備、生産、加工、製造、販売へと計画が暫時実施され、財政資本、設備投資などが生じてくるようですが、経営主体、責任主体はいかがなるのでしょうか。
- 4、当町補助金額も事業拡大に伴い、変化していくと思われますが、経営主体確立により、この産業に関しての国、県の補助金制度などが活用でき、当町の負担も軽減されるのではないのでしょうか。本年度、当町350万の補助金が出ていると思います。新聞紙上によりますと、当町が、この栗再生プロジェクトに関しまして、経済産業省事業の「ふるさと名物応援宣言」による支援を受けることが決定し、中国地方では初めての同事業の活用で、財政支援が受けられるという喜ばしい情報も入っております。

質問にお答えください。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、「津和野栗再生プロジェクト案」と今後の課題に ついてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように生産量を増加させることは、津和野栗の再生にとっての根幹と考えております。生産量を増加させる前段としては、今年度、実施しております圃場調査において、栗園の状況を把握し、遊休状態の栗園においては、再生可能かどうかを調査する必要があり、この調査の後、再生が可能な栗園に対しては、栗部会に選定をお願いするなど、圃場の更新を図る予定でございます。また、今年度は、新植圃場を50アール造成予定でありましたが、さらなる拡大を考え、苗木に対する助成事業に切り替え、800本分の募集を図っております。このことにより、新植や更新で2へクタールの圃場を増やすことができるものと考えます。

現在の圃場調査が終わらなければ、はっきりとした生産量が推測できませんが、5カ 年計画においては将来的には30トンを目指したいと考えております。

次に、津和野栗のブランド化についての御質問ですが、現在、この地域の栗の集出荷は、JAしまね地区本部のJAしろやまに接する集出荷場で行われており、益田市及び 鹿足郡内全ての栗が、全て集荷され、JAしまねの栗として市場に出されております。

この内津和野産の栗は70%を占めますが、分別されることなく出荷されています。他の生産地を見ますと、耕種基準を定めて生産されたものをブランドと位置づけ、厳しい管理のもとにブランドを守っていることから、今後は、津和野式の耕種基準を設けた上で、ブランド化を図るべきと考えており、選果の際には、分別して行っていただくことが必要となります。

こうした取り組みの実践には、JAや生産部会等の関係機関との調整が不可欠のため、 ふるさと応援宣言の5カ年計画の中に、記載しているところでございます。ブランド化 の実現は、この地域の産業振興、津和野栗のさらなる価値の向上にもつながるところで あり、国、県等の支援も受けながら、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

津和野栗の再生については、本年6月に、結成をいたしました津和野栗再生プロジェクト推進協議会を中心として、5カ年の年次計画に沿って構成する関係機関等が、有機的に連携し、それぞれの機関等の強みを発揮しながら取り組んでいく考えであります。 先般、本町が「ふるさと応援宣言」を行ったことで、経済産業省等からの有利な助成等を受けることが可能となり、島根県が別途検討しておられる6次化に関する補助事業等も含め、津和野栗の再生に向けて、国、県関係機関と町とが連携して進む体制が、構築できたと考えております。

事業の進展とともに議員御指摘のように経営主体と実績責任の問題が、表面化してくることは当然であり、町といたしましては、将来的にはしかるべき法人格等を備えた団

体、企業等が事業の実施主体となることを望んでおり、協議会全体として検討していく 所存でございます。

しかしながら、津和野栗再生の取り組みは、今まさに緒についたばかりであり、生産量の増加や品質の向上、一次加工の技術習得など、多くの課題、検討材料も抱えております。そのため、まずは、国、県等の支援を受けながら、それぞれの関係機関が連携をして、各事業に取り組み、津和野栗再生に向けた基礎的な基盤の強化を図った上で、さらに研究協議を進め、次の段階に進みたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- 泰仁君) まず、1番目の生産高増加に対してのことですが、こ 〇議員(6番 丁 れ生産高、今増加させるのはいいんですが、要するに熊本でも問題になってました、 どこでもそうだと思うんですが、生産者、後継問題はどういうふうにするのかと、こ こをちゃんとしないと、いくら植栽して増やしていっても、後々また廃止するとか、 そういうことになるんじゃないかと思うんですけど、まずここをどういうふうに考え られとるかと。それから、今増産するということが、前提にありますが、よくちょっ と考えてみますと、津和野栗という名称ブランド化が第1の目標あれば、現在の13 トンというものが、裏年には半分くらいになるんです。だから、13トンをいかにし て維持するかと、だから、現状13トンでどういうふうに、津和野栗のブランド化を 図るかということにちょっと注意すれば、むしろ現状の13トンを出荷せずに、町内 で加工所を使って、ペーストなどに加工し、それから菓子類に製品にし、6次産業化 を津和野町内で行ってしまうと。そうすると他へ出荷することなく13トンは、確実 に津和野栗としての価値もブランド化としての価値もつくし、そして、扱いやすくな るんじゃないかなと、そういうふうに思いますが、ここは、ブランド化するのに、耕 種基準を定めて云々とありますので、ここはよく、いろんな専門のことなので、私も あんまりよくわかりませんが、今言うように、町内で全部一括処理するとなれば、当 初の目的ですが、非常にしやすくなるんじゃないかと思いますけれど、そしてまた、 このことは早急に津和野栗という名称に、早く統一させないといけないという問題生 じとると思いますので、この点、担当課長、どうですか。
- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- ○農林課長(久保 睦夫君) まず、後継者の問題ですが、ただいまの生産者の方々の 高齢化率は大変高うございます。まさに、今後継者を見つけなければ、栗を守る人は いなくなるという状態になりますが、現在、新規就農で来られてる方もたくさんおら れまして、1年、2年の研修の後に就農という形をとられております。そういった方々 に、もう成園になった栗園を使えば、プラスアルファの収入が、得ることができると いうようなこともありますので、そういった方々に栗を守っていただくということも 視野に入れておりますし、それから、ことし新規に栗を植えたいという法人が2つご ざいます。法人で栗園を守る場合には、みんなで力を合せて、栗を育てていこうとい

うことにもつながると思いますので、そういった形も、今後は栗園を守るひとつの手 段になるんじゃないかなと思っております。

それから、ブランド化につきましては、まさに、議員がおっしゃるとおり、今ある栗 を付加価値つけて出したらどうかということでありまして、ことしの場合は、商工会の 協力を得まして、むき栗にしたものを、あ、その前に栗を通常の燻蒸をするんではなく て、パーシャル保存にかけて、糖度がどのぐらい乗るかというのも一つ実験したんです が、これは3週間までは、糖度が上がり続けたという結果があります。その栗は、もう 燻蒸する必要がなくて、中の栗虫も死んでしまうということで、その後、栗虫に食害さ れることもないということになります。ただし、栗をそのまま置いておきますと、自然 発酵してしまったり、劣化してしまいますので、その後、むき栗にしたものをCAS冷 凍して実験をしてみました。CAS冷凍したものを試食をしてみたんですが、糖度が高 いまま、国の品質も保ったまま、保存できるということがわかりましたので、そういっ た保存方法をしながら、付加価値つけて売れないかなというふうな画策もしておるとこ ろです。ただし、これむき栗にする手間、人件費を考えた場合、とても、今市販で売っ ているむき栗に比べると、高いものになってしまうという、その辺をクリアしないと、 なかなか商品化できないかなと。その辺を、今年度中にいろいろ先進地を訪ねたりしま して、調査した上で、安くできる方法を探していけたらというふうに思っております。 以上です。

- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- 〇議員(6番 丁 泰仁君) なかなか、いろいろ考えられとるみたいで、努力して ほしいと思います。

それから、何度も申し上げますように、名称統一化の問題ですよね、現西いわみ栗を 津和野栗と一本化するということは、5カ年計画の中で、津和野ブランド化の5年目完成した暁には、津和野栗として全国へ発信すると、こういうふうにはっきりとうたって ますので、そこは早急に、関係団体と協議して、津和野栗へ改めるようにしてほしいな と思います。

それから3点目の経営主体の問題です。このことも早く、来年度以降、法人化なりしなきゃいけないんではないと、各所有権の問題もそうですが、いよいよ圃場整備、生産過程に入りますと、熊本でもありましたように、申し上げましたように、獣害対策、虫の対策、そういうことで莫大な経費を要しているみたいですので、さらに、今まで以上に、この栗を生産することによりまして、獣害対策費用が重なってくるんではないかと、そういうときに、町だけではとても負担ができないんではないかと、そうしますと、国、県のそういう制度がありましたが、そういうのも使えるんではないかと思いますので、そういう点で、経営主体のほうも、早く設備されるようお願いしたいと思います。どちらにしましても、町の農業、商業連携活性化に向けて、ぜひ成功させたいと思いますので、前進を期待いたします。この質問はこれで終わります。

それでは、最後の3番目の質問です。

養老館とHAN-KOHです。

さる、11月21日、鴎外記念館にて、養老館の歴史に関する講演があり、拝聴しました。少し、養老館の歴史について検証するところから、入りたいと思います。養老館 創設と学生改革に、かかわりが深い亀井家8代藩主及び11代藩主の、功績と歴史的背景につきまして、少し概略を述べたいと思います。

1786年、8代藩主亀井矩賢公により養老館が創設されました。津和野城下、下中島の北端、現津和野鉄橋下津和野小学校付近の空き地に校舎を建設。朱子学者、山口剛斎を漢学教授に迎え、学問の内容として、「学はすべからく、孔子、朱子を旨とすべし」のごとく孔子朱子の著を中心、創設時、4万3,000石の10倍近い37万石の借財を抱え、財政困窮の最中にもかかわらず、文教政策を藩政の中心に動きました。

次に、1839年、11代藩主として、久留米藩の有馬家より茲監公を亀井家の養子に迎えました。藩校の学問と教育の功績者としての名君で、現在でも町民の畏敬の念は変わりません。

嘉永6年、1853年の城下大火により養老館が焼失しました。折しもこの年2カ月後、米国ペリー艦隊が浦賀に開港を迫り、徳川300年の泰平の夢を破り、鎖国日本を取り巻く国際情勢の一大転換期を迎える時期です。

その後、2年後の1855年、現殿町養老館の再建を果たし、念願の武術学も取り入れ、文武両道の学生を築きました。その役割は、当時有名な大阪の適塾の緒方洪庵、豊後大分の咸宜園における廣瀬淡窓の役割と同様に、養老館にありましては、亀井茲監公が果たしたと言われています。

当時、漢学を中心とした教育は、他藩も同様で、何ら特色はありませんでした。しかし、津和野藩の養老館が他藩に比べ、とりわけ注目され出したのは、嘉永以降、茲監公の藩学方針として、岡熊臣、大国隆正などを迎え、国学を藩校の第一教育方針にし、また、教育の一大根本思想にしたことです。国学とは、つまりは、道を学ぶ学問であり、儒学で言う人の道ではなく、天皇の天下を治める道であり、現人神としての尊王の精神にのっとり学ぶことです。これまでの朱子学から国学推進思想へ転換した結果、以後、津和野藩教学、漢学、つまり朱子学、医学、数学、兵学、武術学の筆頭に国学を位置する学生改革を実施し、以後、藩校の国学を津和野本学と呼称するまでに至るのであります。

その後、討幕運動の中心となる、尊王攘夷思想と相まって明治維新を迎えるのであります。まさに当時、次代の先端を行く尊王思想に結びつく国学を、他藩に先駆けて取り入れた先見の明であったように思われます。その一方、医学、数学など西洋の自然科学も取り入れ、常に時代の動きを先取りし、広い視野を藩民に与え、次々と有能な人材を養老館より輩出することになるのです。

養老館教育の果たした役割は、明治維新に活躍する、さまざまな公明な先達、西周、森鴎外、岡熊臣、大国隆正、福羽美静、山辺丈夫、小藤文次郎、桑本才次郎などを輩出し、これらの先達のおかげで今日に至るまで、教育の町津和野としての歴史の遺産を築くことができたことです。また、私たち町民にとりましては、教育の町津和野のいわれ、そして、教育こそが人材育成の根源であることを痛感せしめた養老館の歴史、養老館教育であったように思われます。

今日、地方分権、地方創生の号令がかけられ、東京一極、中央集権制から生じたさまざまな政治政策のひずみを、ここにきて地方へ押し付けられ、集中と選択制の中で地方 自治体に生き残りをかけて、人口減少歯どめ策を急がせています。

振り返れば幕末に、小藩津和野が、西に毛利藩、東に浜田藩という大藩に挟まれ、混沌とする激動の時代、特に幕長戦争において津和野藩中立の立場を貫き、福羽美静らの養老館の人知人材を生かした活躍で、いかにして生き残りをかけて、戦乱に巻き込まれることなく、乗り切り、新時代、明治時代を迎えることができたか、想像するに養老館教育のたまものであったと言っても過言ではないでしょう。当町も、今まさに、養老館の先達の知恵を借り、生き残り策を図らねばならないときであるように思われます。

さて、いよいよ来年度以降、養老館修復工事にかかりますが、街並み整備事業及び日本遺産認定により、殿町通りが、次第に、にぎやかさを増してきているように見受けられますが、来年度、観光シーズンには、さらに賑わいを期待できるでしょう。

藩校養老館もますます脚光を浴びそうです。それとともに後を受け継ぐ現在の公営塾「HAN-KOH」も注目され始めています。教育の町津和野を近隣市町村、あるいは全国へ発信する絶好の機会だと思います。

そこで質問します。秋口に開講した中学生対象の公営塾の活動状況はいかがですか。 特に日原方面からの生徒の交通運搬は順調に推移していますか、お答えください。

〇議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) それでは、養老館とHAN-KOHについてお答えをさせていただきます。町営英語塾HAN-KOH中学生コースにつきましては、平成27年10月5日より開講しております。入塾者数は、平成27年12月1日現在61名、内訳として、津和野中学校1年7名、2年9名、3年6名の計22名、日原中学校1年6名、2年21名、3年12名の計39名となっております。

授業は月、水、金とし、各学年別に構成しており、授業の無い時間については、自習 支援を行っております。

日原地区内の中学生に対する無料送迎バスの運行状況につきましては、29人乗りバスで対応をしておりますが、金曜日の授業履修者数が、バスの定員より多くなっており、ジャンボタクシーの借り上げによる対応をしております。

なお、月、水、金曜日いずれも授業履修者数が多く、履修者以外の乗車が難しい状況であるため、自習のみで塾を利用される方については、保護者の皆様の御協力をいただき、保護者送迎で対応していただいております。

今後のHAN-KOHにつきましては、多くの偉人を輩出した藩校養老館を現在に受け継いだ教育の場として、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

津和野高校の魅力化に始まったコーディネーターの設置やファウンディングベース 事業は、優秀な人材にも恵まれ、活発な取り組みとともに期待以上の成果が上がってい ると認めております。御承知のとおり、現在は、中学生を対象とした事業までその範囲 が広がってきており、今後はさらに、保育園や小学生までも対象とした保・小・中・高 連携によるふるさと教育の推進にも取り組みたいと考えております。

また、総合戦略かあるいは新年度の施政方針には、盛り込みたいと考えておりますが、 若者が与えられるのではなく、この町で起業するなど、自ら人生を切り開き、町をつく る行動をする、能動的な人材を育成するための、高校生等を対象としたプログラムの導 入や施策を検討しているところでもございます。

同時に、津和野町教育総合発信事業を通じて、これまでやこれからの本町の教育にかかわる特色ある取り組みを情報として、精力的に全国へ発信し、「教育の町津和野」の構築とアピールにつなげ、「教育移住」にも発展させてまいりたいと考えております。 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。

○議員(6番 丁 泰仁君) 今の答弁を聞きまして、早速に養老館にまつわる人材育成に関連することを、町長、今答弁の中でおっしゃいましたので、これ、大学がありますと要するに産学公共同というか、大学と連携して、今企業等の人材を育てるということだと思いますけど、高校生を対象に、津和野独自にいろいろな思考を凝らしているということですので、非常に前向きで、期待できるのではないかなと思います。それから、保育園、小学校、中学校、高校連携によるふるさと教育を実施するということも素晴らしいことだと思います。これに、養老館の改修がなり、町民まで参加しますと、はれて、名実ともに津和野町教育の町というのが、町民一体となり、老若男女、幼きも老いも全ての町民が参加するという、壮大な学習塾がうまれるんではないかと、そういうふうに、ちょっと将来楽しみなことだと思っております。計画を確実に前進させてほしいなと思います。

最後に、ちょっと私が思うところを述べたいと思います。

養老館教育の跡を継ぎ、将来への当町の期待を担う、学ぶ若者たちへ養老館学則の中で、大切なことは第一、怠慢なく努力するようにと説かれています。この言葉は、私たち町民に贈られた時空を超えた先達の人生訓でもあるようにも思われます。今、若者たちに期待を込めて、「誰か周の学を承け 鴎外の筆継ぎゆかむ」と歌う津和野高校校歌の一節が思い浮かぶ次第でございます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(沖田 守君) 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

.....

○議長(沖田 守君) ここで2時10分まで休憩といたします。 午後1時53分休憩

.....

午後2時07分再開

〇議長(沖田 守君)休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序10、8番、御手洗剛君。

○議員(8番 御手洗 剛君) 8番、御手洗剛でございます。通告に従いまして、質問をさしていただきます。

1点目でございますが、保育園等の民営化に向けての協議の進捗状況ということで質問いたします。

昨日、9番議員さんのほうから同様の質問をされ、また御回答もいただいております。 大変恐縮でありますが、ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

木部保育園及び直地児童館の統廃合につきましては、保護者並びに両地域の方々の強い存続を希望する声を尊重し、新たに設立する社会福祉法人つわの清流会への運営を移管することとし、本年3月に設立準備会が立ち上がり、その後協議が重ねられております。本年4月より運営開始が計画されている中、準備期間も数カ月となった今日、万全な対応によりスムーズな移管が求められます。このことに関しまして、以下の事項につきまして質問をさしていただきます。

一点目であります。法人の事業計画における収支予算上の両施設の定員は、何名とされておられますでしょうか。また、平成28年度からの園児の確保状況につきまして、 見込みにつきましてお尋ねをいたします。

二つ目として、6月議会定例会での一般質問に対する回答で、保育所運営の試算では、 園児数が少ないために2園合計で年間1,000万円から1,500万円程度の収支不 足が発生するとされておりました。収支予算上での収支不足はいかほどになるかお尋ね をいたします。また、民営化で一般財源からの支出、財政負担が軽減されるとも申され ておりましたが、その理由と、軽減額をどの程度見込むことができるかお尋ねをいたし ます。

三つ目に、同法人では職員の処遇改善により、就労体制の強化に努めるとされております。その内容についてお聞きをいたします。

四つ目に、本年11月には保育士5名、調理師1名、事務員1名の保育所職員を募集し、12月5日に採用試験が実施されたと思いますが、その応募状況並びに採用の見込みについてお尋ねをし、また、採用者の採用時期について、いつごからについてお尋ねをいたします。

五つ目といたしまして、島根県からの法人設立認可時期はいつごろになる見込みかお 尋ねいたします。また、認可を受け次第、保護者や入園希望者への周知が必要でござい ますが、その対応をどのようにされるかお尋ねをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさしていた だきます。

保育園等の民営化に向けての協議の進捗状況についてでございます。

まず、一つ目の御質問でありますが、9番議員への御質問に回答したとおりでありますが、児童の定員につきましては、現在の入園数等を考慮した上で定員を各園ともに12名としており、収支予算書上での確保見込み数を、平成28年度については各園10名、平成29年度については各園12名として考えております。児童数の見込みにつきましては、小中学校のように校区があるわけではありませんし、今後の出生数も未確定であることから、予測が難しい状況でありますが、民営化による今後の特色ある保育の提供や、木部保育園については来年度中には完成する予定のつわの暮らし推進住宅への転入者の入居、直地児童館については給食の提供、トイレ等の水洗化による衛生面等の改善等により、入園の促進が図られるのではと期待をしております。

二つ目の御質問でありますが、収支予算書上での不足額につきましても、9番議員に回答いたしましたとおりでありますが、職員数や平均給与等の詳細が決定したことによる具体的な予算の調整、児童の定員を19名から12名に下げることによる再試算により、これらの収支不足が、児童数さえ予定どおり確保できるのであれば解消されるものと考えております。

財政負担の軽減につきましては、平成26年度の決算書の数値をまとめたものとなりますが、公立の木部保育園と直地児童館を合わせましての収入は、公立の保育園においては国等から運営費収入はありませんので、保育料の約220万円、支出は人件費等の合計額が約5,470万円となるため、町の財政負担は約5,200万円程度となり、これは全て町の一般財源となっております。

ただし、公立の保育園に対しましては、国からの運営費収入がないかわりに、施設規模に応じて地方交付税基礎数値に算入されていることとなっております。しかしこれは、国や県全体の中での配分となっているため、具体的な数字は計算できず、公立の保育園が2園なくなることによる地方交付税の減額があるのかないのかを特定することは、困難でございます。

民営化後の2園につきましては、児童が予定数のとおり入園するのであれば、9番議員にお答えをしたとおり、国等からの地域型保育給付費の収入が年間4,000万円から5,000万円あり、町からの補填は必要なくなる可能性もありますが、民間保育園に対する町の地域型保育給付費の負担金が4分の1ありますので、2園に対して1,00万円程度の支出は発生することとなります。

三つ目の御質問でありますが、現在全国的に保育士不足が叫ばれている中、国においても子育て支援に力を注ぎ、賃金の改善等による保育士不足の解消を目指しているところでありますが、本町においても、保育士資格を有する方は多くおられても就業がパート職場等に限られ、低賃金で働いておられる方も少なくありません。これらのことを踏まえ、本法人においては正規職員を、保育士5名、調理師1名、事務職1名を採用し、給与や休暇、福利厚生関係も十分なものとして、長く勤められる職場としての経営管理をお願いをしている状況でございます。

また、今後の事業拡大により障害者サービス事業を行うことで、新たな雇用の場の確保にも貢献できると考えております。

四つ目の御質問でありますが、12月5日に実施した職員採用試験の応募状況等についてでありますが、保育士については採用予定人数5名に対し、応募者6名、受験者6名、調理師については採用予定人数1名に対し、応募者3名、受験者2名、事務職については採用予定人数1名に対し、応募者26名、受験者22名であります。

採用予定時期につきましては、来年4月1日からとなりますが、事務職につきましては事前の準備等がありますので、合格者の現在の職務の状況を鑑みながら、可能であれば3月1日よりの勤務について協議をすることとしております。

五番目の質問でありますが、保護者等への周知につきましては、2月には島根県より 認可がおりると考えておりますので、当然のことながら、認可がおり次第、運営移管に ついての説明会の開催を考えております。

また、周知という意味ではそれより先に、例年のことではありますが、1月に入りましたら新年度の入園案内、在園児への継続案内を送付させていただくこととなっており、そのときにあわせて、2園の運営が町から法人へ移管する旨のお知らせ等も行うこととしております。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) 保育所の統合におきましても、前提となりますのが園児の確保、これが最重要であり、その対応が必要であろうかというふうに思っております。

そういった思いの中で、私の地域であります木部保育園におきましても、今年度、つわの暮らし推進住宅の整備ということで、大変それに伴っての入居者の期待というものが大きいわけでありましたが、いろんな問題点の中で、今年度の建設は難しいという状況にもなっておりますが、建設後におきましては、入居される方に対する対応を、地域でも万全な対応をしながら、お迎えができるような動きを、ぜひともまちづくり委員会等を中心にやっていきたいというようにも考えておるところであります。

再質問でございますが、まず、安心で安定した保育を維持するには、職員の保育対応 の確実な実践が求められております。現在木部保育園におきましては、職員の就労の関 係でありますが、保育関係で正職員3名、嘱託1名、パート2名の6名、調理関係で正 職員1名、パート1名の2名、合わせて8名の体制でございます。また、直地児童館におきましては、保育関係で正職員2名、嘱託1名、パート職員6名の合わせて9名体制でございます。このような現状の中で、民営化の中で、職員につきましては、現在とほぼ同様であって、大きな差はないのかどうか、これにつきましてお尋ねをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 9番議員にもお答えをしておりますけども、現在の木部保育園それから直地児童館の職員体制、正規職員並びに嘱託職員、パート職員で運営をしておるわけでございますが、基本的には正規職員、嘱託職員につきましては、その人数的なものを新たな法人の中でも採用して配置すると。パート職員につきましては、現在のところ各園とも2名か3名程度を考えておりますが、これにつきましては本日、準備委員会のほうでこの前の試験の結果の選考に当たっておると思うんですけども、これ等の年齢層等を踏まえて、それから勤務体系、時間帯等も考慮しながら、早番遅番等、職員の休み等のこともありますので、今後正規職員が決まり次第パート等の採用等にも当たっていきたいと考えております。
- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) 国のほうでも保育士不足というものが深刻さを増しているという認識の中で、今月の4日に新聞紙上でございますが、保育士の配置基準の緩和を決められ、保育士の資格がない方でも子供の世話のできるというふうな対応ができる形をとるとされております。保育の質を保ちながらも人材を確保するということは、それにはやはり、賃金や労働時間などの処遇の改善は欠かせないと思っておるものでございます。

今回、採用される保育士5名、調理師1名、事務職1名につきましての身分といいますか、正職員、臨時、パートいろいろあろうかというふうに思いますが、これはどのように設定をされておるかお聞きいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 先ほども答弁さしていただきましたけども、現在、理事に就任する、保育の資格を持った方がおられますので、この方は1名、今5名保育士採用でございますが、その方が1人入りますので、正規職員の保育士が6名。それから木部のほうにつきましては、調理のほう、給食を出しますので、これにつきましては正規の調理員が1名、それから直地、木部につきまして両園とも先ほども言いましたが、早番遅番休み等の対応でパート職員が二、三名程度は雇用が必要ではないかということでございまして……という配置になると思います。

先ほど議員言われましたように、国のほうで資格基準等も変わっておりまして、基本的には保育士等は資格者でありますけども、木部、直地のような小さな保育園につきましては、早番遅番等の対応も資格なしの職員等も対応できるような形の方向になってお

りますが、できるだけ資格のある方を採用して、保育園の安全・安心に努めてまいりた いと思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) 先ほど御回答の中にもございましたように、社会福祉 法人へのスムーズな移行のためには、移管当初におきましては役場職員のサポートも するというお答えもございましたので、ある面安心をしたところでもございます。ひ とつその動きの中で、ひとつ早期に体制が充実するように願うものであります。

現在木部なり直地児童館におかれましては、実施されております子育て支援サービスの1つでもございます学童保育等につきましても、これまで同様実施をされるかにつきましてお尋ねをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 学童保育につきましては、子ども・子育ての5カ年計画の中で、来年度より学童保育については廃止をしていく形で、今年度木部、直地につきましては、そういった方向の中で定員等の制限もかけさせていただいております。

基本的に、小学校があるところにつきましては、児童クラブという形をとっていきたいと町としては考えておりまして、木部につきましては、できましたら児童クラブの新しく立ち上げをさしていただいて、そちらのほうで対応していきたいという、今、考えを持っております。

直地につきましては、基本的に学童保育はなくなりまして、津和野小学校のほうで児童クラブのほうをやっておりますので、そちらのほうで対応していただくという方向で、今進めている段階でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) そういたしますと、両園とも学童保育は小学校のほう へ移管することで、平成28年度からは実施の方向に向かうということで理解してよ ろしゅうございましょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 一応、今の計画ではそういうふうな形をとっていきたいと考えております。

その点、畑迫のほうが今、学童をやっております。畑迫も小学校区的には津和野小学校になりますので、本来であれば津和野小学校のほうの児童クラブを利用していただきたいということに、地元のほうにも説明行っておりますが、保護者のほうと地元のほうで、独自で学童、児童クラブのほうをやっていきたいというお話もありますので、それを町としては、もし地元のほうでやられるのであれば、バックアップ的なものはしていきたいということを考えております。これにつきましては、町からの委託的な形で国等からの補助があるということで、なっております。

〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。

- ○議員(8番 御手洗 剛君) 現在12月でもございまして、学童保育等につきまして小学校のほうで実施をしていくという動きをお聞きしましたが、今利用されておられる方なり今後利用しようという方に対しまして、不都合といいますかスムーズな移行ができるものか、若干不安にも思うところでございますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 木部、直地、それから畑迫の保護者の方等には、事前にそういう話もさしていただいておりますし、木部、直地につきましては、新しく法人になる保育園の名前を決定していただくときに、ある程度そういった方向性を示さしていただきまして、ある程度の場所的なものも提示はさしていただいております。
- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) それでは、もう事前に対象者に対する周知はできておるというふうに理解してよろしゅうございますね。はい。

次でございますが、6月定例会での一般質問に対する回答で、町長は、設立準備会からの要望にのっとって、財政的な部分につきましては全面的に支援していくと言っておられました。どのくらいの支援期間を想定してのことであろうか、また民営化移行というふうな動きの中で、いつまでも支援をするということが果たして民営化につながるものであるか、民営化の本来的な姿とは言えないのではなかろうかなという、若干思いもするわけでございますが、そのことにつきまして、町長、思いがおありでしょうからお願いしたいと思いますが。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** 町からの具体的な支援策ということで、このたびの定例議会 の補正予算で計上させて上程さしていただいておりますけれども、まずは基本財産部分とそれから運用財産部分ということで、合計での1,700万円というところ、これが支援のまず始まりということにもなるかと思っております。

なかなかここ申し上げにくいところもあるわけでありますが、やはり基本的にはそうした民営化図ったわけでありますから、民営化の中で新しい社会福祉法人が自己改革をしていただいて、そして永続的にこの組織が運用されていくという御努力をしていただくということが第一であるということでありまして、そういう信頼関係の大前提のもとで、しかしながら不採算という形になったときに、町として応援をしていくということも、当然考えていかなければならないだろうと。

出発点が直地児童館とそれから木部保育園を残していくという前提で始まったものでもございます。そういう中で、公立の保育園を続けていくことができないということからの、新しい民営化でのこの社会福祉法人であるわけでありますから、そうした背景というのは重々承知の上で、また今後考えていくということになっていくかと思っております。

〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。

○議員(8番 御手洗 剛君) 園児の確保、これが大前提になって、いろんな運営上の収支不足も発生するというふうな、生じてくるというふうにも思っております。

大変、我々、私も木部の人間でありますが、木部の保育園の園児確保につきまして大変危惧する部分もありますが、仮にこの予定人員を下回るような形であって、一時的にはそういった動きもある場面も想定されるわけでありますが、そういったときにどうしても民営化の動きの中で、収支不足が発生するということがあった場合には、当然町の支援を必要であろうと。運営上支障を来すというふうな動きの中では、支援が必要であろうというふうに思っております。

その後、要員確保の中で民営化の本来的な姿が見出せれば、何よりふさわしい方向性 につながるというふうにも考えておりますので、その点ひとつよろしく御理解のほどお 願いもしたいというふうに思っております。

次に、新法人につきましては、運営においてでございます。役員といいますか、理事さん方は非常勤というふうにお聞きもしておるところでございますが、施設の運営管理上、管理者不在というふうな状況も、日常的には起こるんではなかろうかなというふうにも考えるわけでありますが、決裁の必要時にその不都合を生じるような場面があるのではなかろうかなというふうな思いもしておりますが、この非常勤体制をどのように、そういった運営管理上で補う体制をつくっていくかということもひとつ課題ではなかろうかなというふうな思いがいたすところでございますが、その点お聞きをしたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 決裁等含めた運営上の関係でございますが、法人の中で、このたび事務員も採用しますけども、その方を管理的なものに充てるのか、ただ事務に充てるのか、そういったことをこれから法人のほうでまた検討されると思いますんで、今の段階では私のほうからちょっと細かいことが説明できませんので、大変申しわけありません。
- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) いずれにしても、安心した保育体制をつくっていかなくてはならないという中で、やはり職員さんにおかれましても、管理者不在といいますかそういった形は心細い面もあるんではなかろうかなという思いがしておるところでございます。準備委員会で今後、早急にそういったことも含め、人件費の関係も発生するというふうな思いもしておりますが、極力そういった総合的な動きをひとつ整備することが必要ではなかろうかなという思いがいたしております。

いずれにいたしましても、地域の要望を踏まえての裁断の中での民営化が推進できると、また保育体制の維持ができるということは、喜ばしいことで思いをしとるものでございます。スムーズな移行がなされていくことを念願をいたします。

それでは、このことにつきましてはこの辺で終えて、次に移りたいというふうに思います。

2番目の質問事項であります。豪雨災害の復旧状況及び今後の展開についてでありま す。

平成25年7月豪雨災害から2年5カ月を経過しようとしております。災害復旧工事につきましては、県が受託する代行事業を除き、事業期間は3年、繰り越しを含めても4年であり、平成28年度中の完成に向け、町内業者はもちろん町外建設業者も協力を得ながら、懸命な努力が繰り広げられております。おかげをもちまして、復旧箇所も数多く確認ができるようになってまいりました。

町発注工事の契約状況並びに竣工状況についてお尋ねをいたします。

また、2番目でありますが、災害関係でこれから発注いたします工事の規模と期限内 竣工の見通しにつきましてお尋ねをいたします。

三つ目に、現在活発に行われております災害復旧工事の中で、土砂や資材を積載した 大型トラックが頻繁に運行することによりまして、管内にございます県道並びに町道に おきまして、ひび割れや陥没しているところが散見されております。住民の通行にも支 障がございます。災害復旧に合わせての修復工事の必要があるところがあると考えます が、その対応につきましてお尋ねをいたします。

〇議長(沖田 守君) 町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、豪雨災害の復旧状況及び今後の展開についてお答 えをさしていただきます。

まず、1番目の御質問でありますが、災害復旧事業においては、国の法律により執行年限として災害発生年を含めて3カ年度以内とされております。当町では災害発生以降2年4カ月余りが経過する中で本年が3カ年度目に当たり、町内はもとより鹿足郡内の建設業者に協力をいただきながら、全工事箇所の竣工に向け災害復旧工事を進めております。

平成27年11月末現在における当町の災害復旧工事進捗状況については、国からの補助を受け行う補助災害復旧事業分として、工事箇所数446カ所に対し、契約済み380カ所、85.2%、工事完了262カ所、58.7%となっております。また、小・単独災害復旧事業分として工事箇所数158カ所に対し、契約済み106カ所、67.1%、工事完了67カ所、42.4%となっております。全体として工事箇所数604カ所に対し、契約済み486カ所、80.5%、工事完了329カ所、54.5%となっております。また今年度末においては、全体で457カ所、75.7%の工事が完了する見込みとなっております。

続いて二つ目の御質問でありますが、今後発注する工事については、補助災害復旧事業分として39カ所、小・単独災害復旧事業分として52カ所の計91カ所を予定して

おります。それら全ての箇所について、今年度中の契約締結、平成28年度末までの全 箇所竣工を予定しております。

また現在契約済みの工事箇所についても、平成27年度からの繰り越し分を含めて平成27年度末までの工事竣工を予定しておりますが、平成26年度から繰り越した一部工事について、現施工状況から、今年度末までの竣工が難しく、次年度に見送るための変更手続等を行うことを考えております。

三つ目の御質問でありますが、災害復旧工事に伴う町道の路面の損傷については、認識をしております。このため、補修工事について、災害工事が一段落する来年度以降において予算化をする計画にしております。しかしながら、年度当初からの補修工事は考えておらず、町道沿線の災害復旧工事が完了した以降において、順次路面補修工事を計画することにしております。今しばらく御容赦をいただきますようにお願いをいたします。(発言する者あり)大変済いません、訂正をさしていただきます。

2番目の御質問でございまして、現在契約済みの工事箇所についても、平成27年度からの繰り越し分を含めて、平成28年度末までの工事竣工を予定をしておりますというのが正しゅうございます。私は平成27年度末までということで言い間違えておりますけれども、繰り返し申しますが、平成28年度末までの工事竣工が予定をしているということが正しいところでありますので、大変失礼をいたしました。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) 御回答いただきました。町内の土木建設業者はもとより、下請の町外業者の多くは工期内の竣工を目指し、毎週土曜日も出勤し休日返上での作業に終始しておられる姿を見まして、災害復旧工事の現場の実態を目の当たりにしておりまして、まして頭の下がる思いを感じておるところであります。

しかしながら、現場責任者にございましては、当然のことながら受注工事の工期内竣工を第一の責務と捉えて、日々努力されている姿を見ております。責任者に面談して、いろんな工事の遂行状況を聞きますと、先ほど回答のありましたように、町からの受託事業につきましては、平成28年度末の竣工見込みというのはできようというふうな話もされておりますが、県から受注した平成27年度竣工期限とする河川工事等につきましては、なかなか思うようにいっていない。特に、本年は例年になく雨の多い年でもあり、数日前にも日量90ミリといいますか、そのような雨も降ったということの中で水量が増しまして、大変作業そのものがおくれておるということで、期限内、工期内竣工というものが危ぶむというふうな現場の責任者の声を聞くところでもございます。

そういった県の受託事業に対して、今の段階で言える話ではないというふうに思っておりますが、進捗状況過半の中で、仮に工期内にできないというふうな事態が発生した場合に、県に対していろんな要望等をされる場面もあるんではなかろうかなというふうな思いもするところでございますが、その点につきましてお考えといいますか、御回答がいただければお願いしたいというふうに思います。

- 〇議長(沖田 守君) 建設課長。
- ○建設課長(田村津与志君) 済いません。議員の御心配もよくわかるところでございまして、町のほうではことしの大体8月ぐらいの時点で、県と町の災害復旧工事を見る限りに、年度内に竣工しないのではないかというふうな、私個人的には見ておりまして、このあたりのところで県のほうにもお話をしながら、今後の工事の進捗状況について協議をしてまいったところでございます。

県のほうで10月あたりのところで、各業者の現在の持っておられる仕事の量それから進捗状況を、ヒアリングをされました。当然、町の災害復旧もございますので、町もそれに参加をさせていただきながら確認をさせていただいたところでございます。

その中で、何社か年度内竣工が難しいというふうなこともありましたけども、建設業の方々のところもあり、県も町もそうなんですが、そのあたりが出かけましてその会社以外で下請で入っていただくとか、そのあたりのところで一応調整をさせていただいて、今聞いておりますのは、島根県については全ての工事が年度内に完了する。当然今年度予算の契約については、次年度に繰り越すということにはなる部分があるかもしれませんが、例えば吹野についてでございますが、一応年度内には完成をするというふうなお話を聞いております。で、工事ができないとすれば、その時点で、最後にはできませんが事前に今ぐらいの段階で、工事内容を変更して事業量を落として対応するというふうな話も、業者の方にはされておられると思うんですが、その辺のところは今、するというふうには県のほうでは聞いておりません。

年度内にできないというのは今、木尾谷の関係が少し難しいということで、このあたりをどうするかというのが、町としての課題になっておるというふうな状況でございます。

その後の状況というのが、最近聞いておりませんが、まだ私のほうで県の工事が年度 内にできないというふうな状況は入っていない状況でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) 業者の精力的な動きを見まして、なかなか大変な状況にもあるというふうなことで感じておるものでございますが、やはり元請業者を中心に当然の対応がなされれば、なるようであろうなというふうに思っておるものでございます。しばらくの間見守りたいというふうに思っておりますが、やはり町当局におかれましても、今も現場に出向かれて実態を把握をされておるというふうに思いますが、今後もひとつその点よろしくお願いをしたらと思います。

関連でございますが、ああしてこの豪雨災害を受けまして、町のほうでは既に決定をされております、平成27年度より2カ年の予定で、災害時に防災情報を確実に伝達するために、デジタル防災行政無線整備事業に取り組むとされております。現行の有線通信網との多重化による情報遮断の回避でございます。現在までの工事の進捗状況といいますか、事業の進捗状況につきましてお尋ねをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 今年度と28年度の2カ年間で、先ほど議員おっしゃいましたように、防災行政無線のデジタル化の事業に今、かかっております。業者につきましては入札を行いまして、既に決定しておりまして、NHKアイテックという業者のほうが、先般の議会のほうでも決をいただいたところでございますが、とったところでございます。今年度につきましては、主には機器等の製造過程が主でございますので、なかなか表の鉄塔の建設とか、表に出る部分がなかなか出ないところがございますけれども、工期のほうも月に2回程度工程会議を持っておりまして、順調に進んでいるところでございます。来年度の3月末の竣工予定ということで、工事のほうを進めているところでございます。
- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) デジタル防災無線に対する対応につきましては、順調に進んでおるということで安心いたしたところでございます。ひとつ、1年、実質的に今からのハード面の動きになろうかというふうに思っておりますが、ひとつ万全を期して、ひとつスムーズにこの整備がなされるように、期待をいたしております。

それから、ああして御回答もいただきましたが、大変、県道・町道、工事のために道路が傷んでおるというふうな実態は、皆さん方もお気づきであろうというふうに思っております。特に私も懸念をいたしますのが、県道町道には水道の配管があるという実態が多いわけであります。そこがちょうどその水道の配管をしたところが陥没して、かなりの段差が生じておる。このことが水道事業といいますか、そういったことで今後、不具合を生じるような状況に及んでは大変であるというふうな思いをしております。いま一度、実態を、担当課を中心に見ていただきまして、修復の必要なところにつきましては、修復を急いでほしいというふうな思いがしております。何か、その対応につきましてございましたらお尋ねいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 建設課長。
- **〇建設課長(田村津与志君)** 災害工事のあるところの道路について、確かにかなり傷んでいるなあというふうな認識もございまして、議員さんのおっしゃられる水道管までは思いが至ってなかったところではございます。

各現場とも週2回程度は職員が参りまして確認をしておりますので、その状況を見させていただきながら大きい陥没等があれば応急的な復旧等を、またそこに入っておられる業者にお願いをしながら対応さしていただきまして、当面の間はそれでやらしていただきたいと思っております。

といいますのが、今、舗装の関係についても全て応援で災害に入っとるというところもございますし、災害工事をするのに舗装工事をしても再度また直さないといけないということになりまして、災害が終わった段階では舗装工事について町内を全て含めて1億円以上ぐらいの予算を今確保しようというふうな思いはしておりますが、当初の思い

は平成28年度から舗装に着手したいというふうに考えておりましたが、今の現状では、 災害の関係が来年の10月11月ぐらいまではかかるのではなかろうかと思っており まして、大体9月以降のあたりのところから、早ければ舗装に移ればいいのかなあと。 ただし、業者の手持ちの工事等見さしていただきながら、そのあたりのところはまた発 注をさしていただきたいと思っておりまして、早く対応しないといけませんけども、お 金を何度もかけるわけにはまいらないということで、しばらくの間御容赦をいただけれ ばと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) 御回答いただきました。まずは現状の把握ということに努めていただいて、できる範囲の対応を早急にお願いを申し上げたいというふうに思っております。

災害復旧工事、順調に進んでおります。大変住民も安心をしておる、よくやってくれてるなあというふうな感想を述べられる方も、たくさんございます。この災害復旧工事が、やはり津和野町の災害復旧工事に合わせて道路整備というものがあって、今後の津和野町の農業、商工観光全般にわたる振興につながる礎でもございます。ひとつ積極的な動きが、またスムーズな動きになるように、いろいろと指導等の指導方につきましてお願いを申し上げ、質問を終わります。

- **〇議長(沖田 守君)** 御手洗君、ちょっと待ってください。環境生活課長から答弁 をしたいという申し出がありますから。はい、環境生活課長。
- ○環境生活課長(和田 京三君) 先ほどの災害の関係で、水道の関係がございましたので、若干つけ加えさしていただきたいと思うんですけども、道路の陥没に関しましては、水道のほうも水道管の部分についてある程度調査をしながら実施をしております。ただ1カ所、今回の補正でも上げさしていただいてるんですけども、吹野の上の橋といいますか暗渠なんですけども、そこの水道管が、その暗渠がずれてる関係で水道管がもうちょっとではずれそうな状況にありますので、それにつきましては今回の補正で計上さしていただきまして、災害復旧に伴う水道管の敷設工事ということでやりかえをする予定にしております。

以上です。

- 〇議員(8番 御手洗 剛君) 以上で質問を終わります。
- **○議長(沖田 守君)** ありがとうございました。以上で、8番、御手洗剛君の質問 を終わります。

これで質問者全員の一般質問が終了いたしました。

以上で一般質問を終結いたします。

○議長(沖田 守君) 以上で、本日の日程全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦労でございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員

平成 27 年 第 10 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日) 平成 27 年 12 月 16 日 (水曜日)

議事日程(第4号)

平成 27 年 12 月 16 日 午前 9 時 00 分開

議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出第141号議案 新町建設計画の変更について

日程第3 町長提出第142号議案 津和野町個人番号の利用等に関する条例の制定

について

- 日程第4 町長提出第143号議案 津和野町空家等の適正管理に関する条例の制定 について
- 日程第5 町長提出第144号議案 津和野町私債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第6 町長提出第145号議案 津和野町職員の再任用に関する条例の一部改正 について
- 日程第7 町長提出第146号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第147号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改 正について
- 日程第9 町長提出第148号議案 津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第10 町長提出第149号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第150号議案 平成27年度津和野町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 12 町長提出第 151 号議案 平成 2 7 年度津和野町国民健康保険特別会計補 正予算(第 3 号)
- 日程第 13 町長提出第 152 号議案 平成 2 7年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 14 町長提出第 153 号議案 平成 2 7年度津和野町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第 2 号)
- 日程第 15 町長提出第 154 号議案 平成 2 7 年度津和野町簡易水道事業特別会計補 正予算(第 4 号)
- 日程第 16 町長提出第 155 号議案 平成 2 7年度津和野町下水道事業特別会計補正 予算(第 2 号)
- 日程第17 町長提出第156号議案 平成27年度津和野町奨学基金特別会計補正予 算(第1号)
- 日程第 18 町長提出第 157 号議案 平成 2 7 年度津和野町電気通信事業特別会計補 正予算(第 2 号)
- 日程第19 請願第8号 国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める請願
- 日程第 20 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第21 文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について
- 日程第22 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第23 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第141号議案 新町建設計画の変更について
- 日程第3 町長提出第142号議案 津和野町個人番号の利用等に関する条例の制定 について
- 日程第4 町長提出第 143 号議案 津和野町空家等の適正管理に関する条例の制定 について
- 日程第5 町長提出第144号議案 津和野町私債権の管理に関する条例の制定について
- 日程第6 町長提出第145号議案 津和野町職員の再任用に関する条例の一部改正 について
- 日程第7 町長提出第 146 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第147号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改 正について
- 日程第9 町長提出第148号議案 津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第10 町長提出第149号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 150 号議案 平成 2 7 年度津和野町一般会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 12 町長提出第 151 号議案 平成 2 7 年度津和野町国民健康保険特別会計補 正予算(第 3 号)
- 日程第 14 町長提出第 153 号議案 平成 2 7 年度津和野町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第 2 号)
- 日程第 15 町長提出第 154 号議案 平成 2 7 年度津和野町簡易水道事業特別会計補 正予算(第 4 号)
- 日程第 16 町長提出第 155 号議案 平成 2 7 年度津和野町下水道事業特別会計補正 予算 (第 2 号)
- 日程第17 町長提出第156号議案 平成27年度津和野町奨学基金特別会計補正予 算(第1号)
- 日程第 18 町長提出第 157 号議案 平成 2 7 年度津和野町電気通信事業特別会計補 正予算(第 2 号)
- 日程第19 請願第8号 国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める請願
- 日程第20 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第21 文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について

日程第22 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について 日程第23 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について 出席議員(12名)

1番	後山	幸次君	2番	川田	剛君
3番	米澤	宕文君	4番	岡田	克也君
5番	草田	吉丸君	6番	丁	泰仁君
7番	寺戸	昌子君	8番	御手洗	记 剛君
9番	三浦	英治君	10番	京村ま	き ゆみ君
11番	板垣	敬司君	12番	沖田	守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森	博之君	副町長	• • • • • • •	島田	賢司君
教育長	世良	清美君				
参事 (兼健康福祉課長)					齋藤	等君
総務財政課長	福田	浩文君	税務住民課長		楠	勇雄君
つわの暮らし推進課長 …					内藤	雅義君
商工観光課長	藤山	宏君	農林課長		久保	睦夫君
環境生活課長	和田	京三君	医療対策課長		下森	定君
建設課長	田村灣	車 与志君	教育次長		羽多野	予寿子君
会計管理者	山本	典伸君				

午前9時00分開議

○議長(沖田 守君) おはようございます。引き続き、お出かけをいただきまして ありがとうございます。

ただいまより、平成27年第10回定例会最終日4日目の会議を始めたいと思います。 ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本 日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

O議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により4番、岡田克也君、5番、草田 吉丸君を指名します。

日程第2. 議案第141号

- 〇議長(沖田 守君) 日程第2、議案第141号新町建設計画の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 宕文君) ちょっと、ページ数がありませんけれども、総面積の内訳で今、ともに変わっているんですけど、合計が307.03となっています、新のほうが。旧のほうが307.09。この総面積の違いがどうかということと、その次のページ、気候ですが、前は9.3度、平均が、最低気温が。今度のは、マイナス5.7度と随分大きな差があります。温暖化になっとるのに、こんな下がっとるということは、ちょっと前のが違ってたのか、このたびのが違っているのか、お聞きしたいと思います。
- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 307.03ということで、総面積につきましては、この合併協でつくったのが平成17年度の新町建設計画でございます。

それ以降のところで、これ、基本的には平成27年の税務のほうでやっております概要調書から数字的なところは転記をさせていただいておりますが、これ、計測のところかというところが、ちょっと不明確な点ではございますが、17年の2月に発行したこの新町建設計画の時点から比べて、これだけの変更があったということで、私どもは数字的なところの変更のみを聞いているということであります。

それから、最低気温でございますが、これについても昭和54年から平成26年度までということで、松江地方気象台の観測地点である津和野地点ということで、その統計によって、今回、この気温については掲載をさせていただいたものでございまして、変更前のほうが、最低気温が9.3度ちゅうところが、ちょっと間違いではないかというふうに考えております。

- 〇議員(3番 米澤 宕文君) わかりました。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありませんか。2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 先ほどのページと同じ円グラフのところなんですけれども、いわゆるその他の部分がふえているんですが、山林が以前は87.7%が59. 0になって、その他がふえていると、いわゆる津和野町のこれまでの説明では8割以

上が山林でというような話がある中で、その他がふえた要因と山林が減った要因といいますか、どういう違いがあるのか、お願いします。

- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) その他の部分がふえている、実際のところ、その他の部分といいますと、河川ほかということになるんですが、その河川ほかが実際のところ、地籍調査その他のことによって面積的にふえてきたという部分がございます。
- **〇議長(沖田 守君)** 全然答弁になっとらんが、どういうことか。 つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 済いません。この面積につきましては、平成、今年度の分については、税務のほうの概要調書という固定資産税の関係の調書を参考にさせていただいたということで、県に報告する、住民課長さんのほうで答弁もございましたが、県に報告する数値がこの概要調書の数字で報告をされているということでございまして、この森林簿とかというようなところで、今、発表されているものとは、若干、数字的なところで、その他を含めて違っているということがございます。

変更前のところの比較のところが、基本的には、今回、27年度の概要調書の数字を参考にさしていただいたということで、これについては、この数字を県に、今、上げてあるというところの中で、今回、新町建設計画の数字として記載をさしていただいたというところでございます。比較対象のところの部分が違っているというところではございますが、こういった中で総面積の内訳については、新町建設計画のほうに掲載をさしていただいたということでございますが。

〇議長(沖田 守君) 暫時休憩いたします。

午前9時07分休憩

.....

午前9時14分再開

- ○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き会議を続けます。
 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) どうも済みませんでした。これは、今回新たに変更 案として出した、その他の面積については、国土地理院が出している面積からうちの 土地台帳システム上に載っている山林・農地・宅地等々の課税地目を引いたものをそ の他の地目として載せております。

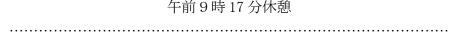
だから、総面積の内訳として変更前がどういう拾い方をしたかという当時のことはわかりませんので、うちの課税、今回の概要調書から拾ったということになれば、そういう数値を拾って載せてあるんだと思います。

○議長(沖田 守君) 執行部、それでええか。つわの暮らし推進課長。

〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 今回、この新町建設計画に掲載をさしていただいた山林等、総面積につきましては、先ほど税務住民課長さんのほうから説明がありました概要調書の数字を拾った中で、こういった内訳になったということでございます。

これ、県とも協議をした上で、新町建設計画については、議会の皆様のほうに提示をしているものでございまして、ただ、その前のページのところの変更前が「総面積の8割以上を山林が占め」というところの部分が、今回のこの総面積の内訳でいいます概要調書を用いた場合には、グラフもございますが、約6割ということで、ここの部分については、訂正を要しなければならないというようなことになっているということでございます。(発言する者あり)

○議長(沖田 守君) 町長、今の答弁で大丈夫。ちょっと待って。担当課長に回そうか。農林課長。(「打ち合わせをして」と呼ぶ者あり) 暫時休憩といたします。



午前9時24分再開

- **〇議長(沖田 守君)** 休憩前に引き続き会議を続行いたします。 つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 大変申しわけありませんでした。

先ほどの総面積の内訳でございます。山林につきましては、再計算をさしていただきましたところ、面積が「277.47キロ平方メートル」、その他のところが「111.97」と記載しておりますが「15.66+ロ平方メートル」、合計が山林とその他だけを変更さしていただきまして、307.03については変更ありません。

割合でございます。山林の割合につきましては、「59.0」と記載がされておりますが「90.4%」でございます。その他のところにつきましては、「36.5%」が「5.1%」ということで、農地、宅地については、変更がないということでございます。

したがいまして、その前のページの地勢のところ、「総面積の8割以上を山林が占め」と記載されておりますが、「9割以上を山林が占め」ということで変更をさしていただきたいと思います。この変更内容につきましては、後ほど差しかえをさしていただいたらと思います。どうも済みませんでした。

- **〇議長(沖田 守君)** 以上でありますが、ほかにありますか。 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 小さなことなんですけど、第2項の1の人件費のところです。

これ言葉尻なんですが、この最後のところの「以降については、平成30年度採用者 まで抑制を行っています」になっているので、ちょっとおかしいかなと思うんですけど、 「行っていきます」とか「見込んでいます」とか、そんな感じじゃないのかなと思った んですが、いかがでしょうか。 (発言する者あり)

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 新町建設計画の変更後の資料のほうの、ページで言いますと58ページになろうかと思います。59ページですか、失礼しました。

58ページ、59ページにつきましては、60ページからの財政計画の前提条件となるそれぞれの歳入歳出の費目の要約といいますか、その辺を記載をしているとこでございます。

財政計画上、任期につきましては、これ記載しておりますけれども、これについては、 平成30年度採用者まで抑制を行っているという前提条件であるというような意味合いで、言い切るというような格好で書かさせていただいたところでございます。

- ○議長(沖田 守君) わかりましたか。
- 〇議員(7番 寺戸 昌子君) はい。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより議案第141号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第141号新町建設 計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第142号

- **○議長(沖田 守君)** 日程第3、議案第142号津和野町個人番号の利用等に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。
- **〇議員(7番 寺戸 昌子君)** 教育委員会が、特定個人情報を得ることができるのは どういうときなのかなと、教えていただきたいなと思って。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 一例を申し上げますと、本町の場合には該当がございませんが、幼稚園を持っております自治体等におきましては、幼稚園の奨励費補助

金交付、減免、免除等々の場合には使用されるというようなことで規定をされております。

それから、学校保健安全法によります医療に要する費用についてのもろもろの事務等 にも使われるということでございます。一例でございますが。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

〇議員(7番 寺戸 昌子君) 反対の立場から討論させていただきます。

津和野町において、マイナンバーを適切に管理するためには、今後さらに厳しいセキュリティーレベルを維持する必要があるという現状での見切り発車のマイナンバーの取り扱いは、町民の特定個人情報漏えいの危険性が残っているので、この条例には賛成することができません。

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようですので、討論を終結します。

これより議案第142号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立多数であります。したがって、議案第142号津和野町 個人番号の利用等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第143号

- ○議長(沖田 守君) 日程第4、議案第143号津和野町空家等の適正管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、米澤君。
- **○議員(3番 米澤 宕文君)** 第7条の町と町民等の協議とありますけれども、これは協議会ではないんですか。
- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 第7条は、町と町民等の協働ということでございまして、協議会につきましては、現状のところ設置をする考えは、今ないということであります。

しかしながら、この条例につきましては、町民の皆さんにも御協力を呼びかけるということで、町民等の役割という規定を設けております。こういったところで、空き家があって危険な物件等については、役場のほうにまた知らせていただくとか、その対応等

について、まちづくり委員会等で検討していただくとか、そういったことで、行政と一緒になって、この空き家対策をしていこうという趣旨の中で、第7条については規定を しているところでございます。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようですので質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第143号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第143号津和野町 空家等の適正管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第144号

- 〇議長(沖田 守君) 日程第5、議案第144号津和野町私債権の管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 私債権の管理に関する条例についてですが、前回、提案理由では御説明いただいてはいるんですけれども、この私債権の管理に関する条例がこれまでなぜなかったのか、なぜなくて、これからなぜ必要になってくるのか、これが制定されることによってどのようになってくるのかをお願いいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(和田 京三君) この私債権に関する条例につきましては、今までにつきましては、私債権に伴う町営住宅の住宅料であるとか、水道料であるとか、教育委員会の奨励金であるとか、そういったものをする場合、債権放棄について議会の議決を求めて債権放棄をするという形になります。

そういった部分が曖昧になっている状態でございましたので、今回そういったものを網羅して、私債権に関する条例をつくりまして、その仕組み、適正な管理の方法を今回この条例に基づきまして、強制執行であるとか、そういったものを実施していきたいということで、今回提案したものでございます。

○議長(沖田 守君) ほかにありませんか。2番、川田君。

- ○議員(2番 川田 剛君) つまりは、これまで私債権がそれぞれ別個で対応していたものを、一つの条例によって、統一的に対応していくということでよろしいんでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(和田 京三君) そういうことでございます。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ないようですので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第144号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(沖田 守君) 起立全員であります。

したがって、議案第144号津和野町私債権の管理に関する条例の制定については、 原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第145号

○議長(沖田 守君) 日程第6、議案第145号津和野町職員の再任用に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますから、討論を終結します。

これより議案第145号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沖田 守君) 起立全員であります。

したがって、議案第145号津和野町職員の再任用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第146号

○議長(沖田 守君) 日程第7、議案第146号津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより議案第146号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第146号津和野議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第147号

○議長(沖田 守君) 日程第8、議案第147号津和野町消防団員等公務災害補償 条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第147号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第147号津和野町 消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第148号

- ○議長(沖田 守君) 日程第9、議案第148号津和野町税条例等の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 改正されるところがかなりあるんですが、マイナンバーに関する言葉は最後のほうに出てくるだけで、最初の、現行では第8条から第17条まで削除になってるところが、改正後はずらっと書いてあるんですが、済みません、この辺がよくわからないので教えていただけたらと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) この内容については、地方税法の改正に伴いまして、 主な改正内容としましては、納税者の申告による徴収の猶予、いわゆる分割納付について定めるものでございます。
- ○議長(沖田 守君) いいですか。7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) その分割納税について、現行でも定めてあるということですか。
- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 運用では、確かに申請者による分割納付は認めておりましたが、条例上で定めておりませんでしたので、今回、地方税法の改正によって新たに定められましたので、条例も同じく猶予について定めたものです。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようですので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 分割納税について、条例にしっかりと定められるという点は賛成したいところなんですが、やはり、先ほどの反対したときの意見と同じで、マイナンバーがまだこの津和野町においてしっかりセキュリティーができてない現状なので、マイナンバーが町民の個人情報に加えられることに、この条例に反対させていただきます。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより議案第148号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立多数であります。したがって、議案第148号津和野町 税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第149号

○議長(沖田 守君) 日程第10、議案第149号津和野町介護保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) 反対の立場から討論させていただきます。

津和野町においては、まだマイナンバー制度を適切に管理するためのセキュリティーが整っていないと考えます。町民の特定個人情報漏えいの危険性が残っているので、この条例の改正に賛成することはできません。

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより議案第149号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立多数であります。したがって、議案第149号津和野町 介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第150号

- **○議長(沖田 守君)** 日程第11、議案第150号平成27年度津和野町一般会計 補正予算(第5号)について、これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) ページ数25ページ、町営バスの購入で、マイナス6 53万4,000円というのがありますけど、これは台数を減らしたんですか、それ とも入札でこれだけ額が落ちたんですか、そこをもう一度しっかり説明してほしいと。

それから、55ページ、商工費、これで備品購入費で、町家ステイ関係2号ですか、器具・備品の購入費が300万ありますよね、これは内訳をちょっと教えてほしい。それとともに、今後もまた、この備品の購入の予定がわかっていれば、その都度なのか、それとも、今、既に予定があるのか、そういう将来的にはどれぐらいこういうことでかかってくるのか、ちょっとこれわかる範囲でよろしいですからちょっと説明してください。

- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 25ページの備品購入費、町営バス購入の 653万4,000円の減額でございます。

これにつきましては、ことし日原地域の町営バス、29人乗りのバスでございますが、2台購入をしております。この際、当初予算では1,900万8,000円が、入札によりまして1,324万円ということで、この653万4,000円のうち577万8,00円が入札減によるものでございます。

残りの75万6,000円につきましては、町営バスの購入、当初予算化したときに、 ラッピングの部分につきましても、この町営バス購入にあわせて予算化をしておりまし た。この75万6,000円については、12月議会のほうで委託料のほうに組み替え をさしていただいたということでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(藤山 宏君)** 議員からの御指摘の点でございますが、町家ステイ 1 号棟でございます。戎町でございますが、これを整備しました折の備品購入費がおおむね199万5,000円程度かかっております。

これの内容につきましては、家電、電化製品ほか、またソファーとか、それと、お布団、座布団、そういったものも全て購入する必要がございます。

さらには、町家ステイというものの性格上、そこに津和野の古民家で暮らすように過ごしていただきたいというコンセプトでございますので、そういった部分で、掛け軸等をいろいろしつらえをする必要もございます。そういったものを含めて199万5,00円程度かかっておりますが、これに今回の場合、面積がかなり、2号棟につきましては大きくなります。今まで定員が5名に対して、今度は10名になります。

そういった形で面積がふえてまいりますので、その面積比率を掛けまして、おおむね 3 0 0 万円程度必要になってくるのではないかという部分で、予算措置をさしていただいております。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 34ページであります。

社会福祉総務費負担金補助及び交付金1,700万円でございますが、この財源の内 訳について、まずお願いをいたします。

それと2点目ですが、76、77ページです。

教育諸費、工事請負費がございまして、ソーラーパネル、もろもろ予算が入ってると 思うんですけども、日原小学校の天井、側溝、この内訳といいますか、その二つの内訳 ではなくて、どういった工事になるのかという内訳をお願いいたします。

86、87ページ、森鴎外記念館費、鴎外の庭ということではあるんですが、恐らく これ僕は初耳といいますか、当初上がっていたら大変失礼なんですが、これどういった 事業なのかをお願いいたします。

それと、90、91ページ、体育施設費、日原地区体育施設費に修繕料が上がってるんですけども、これどういった修繕になるのかをお尋ねいたします。 以上です。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 35ページの社会福祉法人つわの清流会負担金1,700万円でございますが、これにつきましては、財源は一般財源でございます。
- 〇議長(沖田 守君) 教育次長。
- ○教育次長(羽多野寿子君) それでは、まず76ページの体育館の修繕工事でございますけれども、つり天井の撤去工事とその周辺の整備も対象になりますので、体育館の周りの側溝、この工事をあわせて行いたいと思っております。

森鴎外記念館のほうでございますが、これは森鴎外記念館と旧宅の植栽ということで、 設計管理からを予算でいただいておると思います。それに基づいて、森鴎外記念館と森 鴎外旧宅と植栽をするという予定になっています。今年度は森鴎外記念館のほうを植栽 をするという工事の内訳になります。

91ページでございますが、この日原体育館の修繕費の内訳でございますが、体育館のステージランプの交換、水銀灯ランプの交換、これが5灯でございます。ナトリウム灯安定器の交換が2基でございまして、それから、日原体育館の屋根の漏水修繕工事というのを6月の補正でいただきましたけれども、これが高所作業車のリースをするために、これが複数日借り上げなくてはいけないということで、追加で26万6,280円ほどこの中に、補正の中に組まさしていただいております。

あとは、手洗い水道部品の取りかえで、これは女子トイレのほうの修繕、火災報知器 の設置の取りかえの一式の修繕が入っております。

- ○議長(沖田 守君) 川田君、いいですか。2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 済みません。34、35ページの社会福祉総務費の1,700万円の財源内訳で、一般財源ということなんですが、左側のページの特定財源、一般財源を見ると、一般財源は700万円しかついていないんですが、それは僕の見方が違っているのか、またお願いします。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 財源内訳につきましては、国保会計のほうへ、一般会計のほうから法定外繰り入れを、今年度当初2,000万しております。

そのうち、国保会計のほうで1,900万ほど一般会計からの繰り入れを減額しておりますので、この差し入れによりまして、一般財源のほうの内訳では782万9,000円というような形になっておりますので、これについては問題はないと思います。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。10番、京村君。
- ○議員(10番 京村まゆみ君) まず、35ページの障害者福祉の扶助費のところで、 自立支援給付金のところですけども、居宅介護の420万と就労継続の636万円と いうのがありますけど、対象者が何人分なのかということを教えてください。

同じように、45ページの民生費、生活保護費の扶助費の医療扶助が1,500万、 これも対象人数を教えてください。

それから、55ページで、商工費の商工総務費、時間外手当が125万円、それから77ページの教育総務費、事務局費で、時間外が188万6,000円と上がってますが、今から3カ月ほどですけれども、かなり金額が大きいように思うんですけれども、この理由を教えてください。

それと、87ページの安野光雅美術館の消耗品ですけれども、432万円上がっていますが、ちょっとこれ聞き逃したかもしれませんが、どのようなものなのかをお教えください。

それと、最後ですけれども、99ページの諸支出金の国庫支出金の還付金ということで、たくさん項目があって3,673万円ほど出てますが、これは、この時期に毎年こういうふうに出ているものなのか、教えてください。 以上です。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 35ページの障害者自立支援給付事業の関係で、扶助費、居宅介護、就労継続ありますけども、居宅介護につきましては、増につきましては、利用実績がふえたことによるものでございまして、ホームヘルプの関係、国の補助2分の1、県の補助4分の1、町の4分の1ということでございます。

これにつきましては、実績は数字的には細かく上げてはおりませんが、一人の方が回数がふえたり、そういった方等の実績によるということで、特にはこの実績について、 人数的な把握は行っておりません。大変申しわけありません。

それから、その下の就労継続につきましては、これにつきましても実績見込みでございまして、B型事業作業所「つわぶきの里」さん等の利用者の増でございます。

これにつきましても、現在の予算上で、もうほとんど残がなくなってきているような 状況で、今後の支出を考えると、補正をしなくてはやれないということでございます。 済みません、これにつきましても、定数が20で約10名程度の方が御利用されてお りますので、これについては、正確な数字は今のところ把握をしておりません。

それから、45ページの生活保護費の医療扶助でございます。これにつきましては、 入院者の増等で扶助費が少なくなっておりまして、11月現在等で医療扶助が4,40 0万程度出ております。これにつきましても、各病院等で、特に認知症等で精神関係の病院に入院されとる方が、結構医療費が該当しております。そういった形等で、人数については、病院入院者は、現在のところ、生活保護者の53、該当者がおるわけですが、そのうち4月から11月の中で入院関係が、実質人数とすれば16人程度が入院されとるということでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 議員から御質問いただきました職員手当、時間外勤務手当についてでございますが、当初では、織り込めておりませんでしたが、日本遺産の認定を受けまして、日本遺産の認定に関する業務もかなり多忙をきわめました。また、秋には日本遺産センターのオープンということもございまして、夏以降、我々も夏のイベント、さらに秋のイベント、引き続いて行っていくという上で、10月から11月中盤ぐらいまでにかけては、毎週末、何らかのイベントがあるというようなことで、出ずっぱりというような状況が続いておりました。

そういった部分で、かなり時間外的な、準備も含めまして、かかってきたというものがございまして、それをこの12月段階で、今後の冬場、文京区とのいろいろ交流イベント等もございますが、そういったものも踏まえまして、予算化をさしていただいたという状況でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 教育次長。
- ○教育次長(羽多野寿子君) それでは、77ページの事務局の時間外でございますが、 これも日本遺産関係で、文化財関係の仕事がふえたということで、これまでとこれからの見込みも含めまして、今回補正で上げさしていただきました。

87ページの安野光雅美術館の関係の需用費の関係でございますけれども、この中に消耗品がありますが、この内訳が、開館15周年を迎えます安野光雅美術館でございますので、受付職員の制服をこのたび更新をさしていただいて貸与するということと、書籍グッズの仕入れということで、絵はがき、書籍一式、一筆箋とかクリアファイルでございますが、この仕入れに150万。

ほかに、「皇后美智子さまのうた」という額装代がございますが、これが宮内庁より、 今後使用しないでほしいという旨がありましたので、今つくっているものについて、1 40枚一括で購入をして、消耗費として購入したいということで、この金額が上がって おります。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。11番、板垣君。(「済みません、まだ」 と呼ぶ者あり)10番、京村君。
- 〇議員(10番 京村まゆみ君) 99ページの答弁をいただいてません。
- ○議長(沖田 守君) 答弁漏れ、99ページ、3,600万の諸支出金、参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 償還金利子及び割引料の関係の金額でございますが、基本的に、前年度の国からのもらい過ぎ等でそれを返還するものでございまして、過年度、

特に大きな金額2,658万4,000円ということで、生活保護費の返還負担金があるわけでございますが、これにつきましては、国に最終的な変更申請が1月末ということで、その段階で12月ごろの金額を押さえるわけですけども、大変恥ずかしいことではございますが、職員がその見込み金額をミスをしておったということで、これだけの金額が次年度に返還をするような形になっております。

- ○議長(沖田 守君) 京村君、いいですか。11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 16ページの繰入金というところで、基金繰入金というので、今回補正が490万、補正額が上がっておりますが、この基金繰入金の490万の内訳を見ると、道の駅のほうで360万ほど基金繰り入れをして、さらに、駅前の駐車場ののり面保護のために150万の繰り入れを財源に使って、合わせて510万円の基金の繰り入れによって財源を賄ってるわけですけれども、どうも20万円ほど違うなと思って見ると、斎場のほうでマイナスの20万円の基金が、繰入金のマイナスが発生しとるんですが、観光振興基金の繰入金を510万円として上げて、さらにもう一つの基金でマイナス20万を上げるような、そういう表記でないと、何か振興基金がちょっと帳尻が合わんのじゃないかなと思って、私は、変なへ理屈ですけれども、その辺について総務財政課長の御見解をいただきたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 議員御指摘の点でございますが、この繰入金につきましては、津和野町観光振興基金のほうから繰り入れまして、先ほど議員がおっしゃいました部分に充当したところでございます。

斎場のほうにつきましても、入札減に伴います減がございまして、ちょっと説明時に その辺が漏れまして大変申しわけございませんが、それも含めまして、20万の減を含 めまして490万ということでございます。

観光振興基金の条例にのっとりまして、斎場の関係にも使用できますので、それと、 観光関係の今回繰り入れて計上いたしました道の駅の各種修繕関係、それから、駐車場 ののり面保護の関係も該当いたしますので、合わせてプラス・マイナスということで4 90万円でございます。若干説明が足りませんで申しわけございませんでした。

- 〇議長(沖田 守君) いいですか。1番、後山君。
- ○議員(1番 後山 幸次君) 25ページの総務費で、生活バスの対策費についてお 尋ねをいたします。

口屋橋の待合所の整備工事として上げられておるようですが、この場所は、今ある停留所内であるのか。ここは国土交通省の管理地であるわけでありますが、ここに建設が可能であるのか。また、隣地のほうに影響はないのか。そして、建物が石見交通が路線バス停として建設をしていただけるのか、それとも全額町のこの中で、391万7,000円ですか、これで建てられるのか、その点どうなっておるんか、お尋ねをいたします。

それと、57ページでありますが、駐車場管理費で駅前第2駐車場ののり面擁壁設置工事でありますが、これはたしか、あそこの、みのやさんの裏であろうというふうに、私、思っておるんですが、この擁壁の高さ、延長はどのぐらいのものを計画されておるのか。また、ここは下に民家があるので、防護柵等は設置されるお考えかお伺いをします。

そして、77ページの教育費でありますが、小学校の屋内運動場天井撤去工事であります。この中に側溝改修工事が入っておるわけですが、現在にも体育館の周りには既設の側溝がずっとあるわけでございますが、これの機能が果たせない、早う言やあ、漏水があるとか、いろいろのことがあるので打ちかえをされるのか、延長はどのぐらいあるのか、それをお聞かせいただきたい。

- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 議員御質問の25ページ、生活バス対策費 の工事請負費の391万7,000円でございます。

概要といたしまして、この設置場所につきましては、この口屋橋のバス停の上側に1 メートル程度、バス停より1メートル程度上側に寄ったところに、今建設をさしていた だきたいというふうに考えております。

工事概要といたしましては、国道 9 号線の歩道がございますが、それから張り出す形で架台を設置をいたしまして、その架台に待合所の上屋を設置するということでございます。上屋につきましては、1 棟で幅が 3 メートル、奥行きが 2 メートルということで、軒高は 2.6 メートルということになっております。

収容されるといいますか、待合所が利用できる人数については、一応10名程度ということで設計をしております。

関係者等の協議でございますが、先ほど議員から御質問にありました国土交通省との 協議でございます。

これにつきましては、益田国道維持出張所と、この架台を設置して待合所をつくるということについて、あるいは設置場所について協議済みということでございます。それから、これについては、道路占用にかかるという部分で協議済みということでございます。

それから、野口の地元自治会でございますが、これについても協議を行ったところでございます。また、この架台を設置している下のところに水路が通っております。ここ水利組合ということで、野口の水利組合とも上空占用ということで協議済みということで、関係者の方々については、この予算提案する内容について御説明をし、全て了承をいただいているということでございます。

なお、この391万6,000円、補正予算として計上さしていただいております。 石見交通も町営バスも使うということでございますが、町が全額負担という考え方の中で、今回、予算を提案していただかせているものでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(藤山 宏君)** 議員から御質問いただきました駅前第2駐車場の擁 壁でございますが、これまでが、みのやさんのほうで、既存の建物を撤去された中で 美観を整えるということで、擁壁を整備さしていただきました。

今回、第2駐車場から、その後、みのやさんがお店の上側の部分に小さなお庭をつくられたんですけれど、そこの部分に、第2駐車場からどうしても近道ということで、お客さんがそこからのり面を通って下におりられるということで、これではせっかくつくった庭が踏まれるというところで、何とかならんかというお話があったもんですから、今回整備をすることとなりました。

つきましては、あの既存の擁壁のイメージをそのまま上側のほうへ延長するという形になりますが、延長幅がおおむね25メートル程度で、擁壁の高さが、既存のものが今90センチぐらいでございます。ただ、上側に行くにつれて、だんだん高さが低くなってるような部分もありますので、そのあたりは、その現場の中で対応しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 教育次長。
- ○教育次長(羽多野寿子君) それでは、7 7ページの関係でございますが、日原小学校の側溝の関係でございます。

かねてから日原マルシン側の側溝のところでございますが、ちょうど体育館の扉がありますが、その入り口のほうのあたりでございますが、そこの辺がちょうどくぼ地のようになりまして、そこで水がたまるということが、かねてから小学校から要望がありました。これをずっと排水が流れるようにしてほしいということでお願いがありました。これは、ハヤシパン屋さんがありますが、その裏に流末処理がございます。そこまで引っ張って流したいという予定になっています。

工事設計書を持っておりませんので、延長キロは、申しわけありませんが今はわかりません。

- ○議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番後山 幸次君) バス停の件について、課長さん、お尋ねしますが、これは、今回は町が全額でやるような計画でございますが、直地のバス停を、これも同じようなケースなんです。国交省の敷地内で建設されたわけですが、ここは地元が基礎工事部分、架台をつくったのは地元が負担したわけです。これは国交省のほう地元が交渉されまして、そういうふうな対応されましたが、今回も全く同じなんです。

そうしたときに、片一方はそういった地元の負担がある、今回は全額町がやるという ふうなところが、いかがなものかというふうに思うんですが、これは請願が出された場 所でもあります。請願者が学校PTAの方でありましたので、これに下の架台の負担を というのは、返ってくりゃ、町のほうへどうせ返ってくるようなことになるんでしょう けれど、直地のほうも同じバス停をつくられて、そういうふうな地元の負担金が要った と、ちゅうようなことがあるんですが、建物については、石見交通は今回は建設してい ただくようなことにはならないのでしょうか。その点はいかがでございますか。

- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 石見交通とも協議をさしていただきながら、このバス待合所というところの部分については、いろんな御要望に応じて対応してきたところでございます。

今回のこの口屋橋のバス待合所につきましては、石見交通につきましては、そういった経費負担というのは、お願いできなかったといいますか、うちのほうで対応したいというところで進めさしていただいたものでございます。

先ほど、議員から御指摘になった直地のバス停については、その架台が地元負担、一 昨年でしたか、キヌヤの前にバスの待合所をつくりました。あの場合は、石見交通と協 議をして10%いただいた、上り・下り両方やらしていただいたものです。

また、今回、このバス対策費のところで、待合所設置補助金ということで、今回10万円を計上さしていただいております。これについては木尾谷の集落から要望があって、これについては待合所設置補助金要綱に沿って10万円の上限の補助金を、20万を超える金額がかかるんですが、あと残りは地元負担でやっていただくというような形になっております。

そのバス待合所の利用者の方、先ほどPTAからの要望ということで、なかなか、架 台の部分についてPTAのほうから取るというところについては、私どももちょっと無 理かなというところがございます。

そういった形の中で、対応的には、これまでのバス待合所の建設については、そういった要望等を踏まえた中で、負担金等も取ったり取らなかったりというところもございます。

総務経済常任委員会の現場の視察等も、私どもも同行さしていただいて、いろんなケースがあるよというところで、この辺については、ケース・バイ・ケースでのところもありますが、やはり議員の皆さんからは、そういった負担金の適正なところの部分というのも、御指摘をいただいたところでございます。

今回につきましては、先ほどの議員さんの御質問の部分は、石見交通からはお金をいただかないという方式の中で、町が全額出す方式の中で、バス待合所を建設さしていただくということで、今後については、そういった経費負担のところの部分について、再度まだ検討する余地があるというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) ほかにありますか。8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) 72、73の消防費の消防施設費であります。今回、防火水槽の設置工事で198万5,000円の増額ということでございます。この工事場所とその理由について、お聞きをしたいと思います。

それから、86、87であります。教育費の安野美術館の施設費、今回、防犯カメラの設置料として182万8,000円計上されるわけでありますが、これについては、これだろうというふうに理解したわけでありますが、町施設において、防犯カメラの設置状況といいますか、こういったものをひとつどういった段階にあるんか、確認をしたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 73ページの消防施設費の防火水槽でございます。 今回、主な増理由でございますが、中山地区のほうの防火水槽の設置工事の工事を積 算した過程で、当初、近辺の空き地のほうを予定しておりましたが、最終的に町道に 設置をするという形になりまして、また町道ですので、迂回路がありませんとならな いということでございまして、その関係で工事中に近隣の土地に舗装板を取りつけま して、そこを迂回路とするということで、当初より事業費が上回ったものでございま す。それが大きな原因でございます。
- 〇議長(沖田 守君) 教育次長。
- ○教育次長(羽多野寿子君) 防犯カメラの設置の関係でございますが、このたび、安野光雅美術館に以前防犯カメラがありましたが、録画機能がついてないということで、こういう時代という言い方は失礼かもしれませんが、防犯上に記録が残るものをということで、今回は記録が残る防犯カメラに取りかえをさしていただくということになりました。

教育委員会施設の中では、防犯カメラをつけているのは安野光雅美術館1館だけでございますので、あとの施設については、今後、課題として検討していきたいと思っております。

- **○議長(沖田 守君)** ほかにありますか。 7 番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 54ページ、商工振興費の委託料で、古民家改修監修業務の増額に伴うということで委託料が出てますが、これって何か変更があったから増額になったんですか。
- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 54ページ、55ページの委託料の増額についてでございますが、これは9月議会の際の全員協議会でも、まず日原地区の賑わい創出拠点について、計画について、まず御説明をさしていただいたとこでございますが、その際にもいろいろな御意見をいただきました。

そういったものを踏まえて、再度、今、教育委員会と協議をして調整を進めておると ころでございます。そういう部分で、全体計画についてはもう少しもんでいきたいとい うところがございます。

ただ、古民家 2 棟、母屋と蔵の部分につきましては、それを財源として利用しております社会資本整備総合交付金の 5 カ年計画の年度的な問題もございまして、今回、調査と

測量等については、まず先行してやらさせていただきたいと、その中でまた監修をつけて、内容をより詰めていきたいというところがございますので、そちらのほうをまず先行するという部分で、今回、補正で古民家の部分だけを増額をさしていただいたというところでございます。

以上です。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) このたびの補正予算に賛成の立場で討論をいたします。 まず、社会福祉法人の負担金でありますけども、1,700万円が計上されましたが、 これは、保育士不足から保育の安全性という観点で、木部、直地の保育園を統合してい くという、そういうことでありましたけれども、非常に強い地元の要望、そして、この たび社会福祉法人に移管するということで6名の保育士が確保され、また、今まで一般 財源で使っておりました金額も、同僚議員の一般質問の答弁でありましたように、5, 000万円程度の軽減になり、そのうち負担金もありますので、私が計算するところに よると、交付税というのはほとんどないと思っております。

その中で、やはり1,700万円を差し引いても、二千数百万円ほど、私は一般財源の 軽減になるのではないかと、自分では試算をしております。

来年度以降はもっと軽減になるわけでありまして、大変、国勢調査による人口の減少、 そして合併特例の段階的な交付税の削減という、そういう非常に厳しい財政状況から鑑 みましても、このような民営化というのは、今回は、私は最適であったと思っておりま す。

そして、口屋橋のバス停でありますが、これにつきましては、総務経済常任委員会で調査をいたしまして、非常に場所的に困難ではあるということでありましたが、委員会において全会一致で可決したものであります。それを担当課のほうで、何とか苦労しながらこうしてこぎつけていただいて、一部負担もということもあるかと思いますけれども、やはり使っておるのがほとんどが中学生であります。町営バスが主でありますので、これはやはり中学生がほとんどの利用者ということで、今回は町の負担でということもいたし方がないと思っております。

以上の点、その他につきましても、今回は賛同できると思っておりますので、賛成の 討論として述べさしていただきました。

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより議案第150号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第150号平成27年度津和野町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。 ここで、10時40分まで休憩といたします。

午前 10 時 29 分休憩

.....

午前 10 時 40 分再開

〇議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第12. 議案第151号

- 〇議長(沖田 守君) 日程第12、議案第151号平成27年度津和野町国民健康 保険特別会計補正予算(第3号)について、これより質疑に入ります。ありませんか。 10番、京村君。
- ○議員(10番 京村まゆみ君) まず、財政調整基金のほうから1,900万を繰り入れて償還金に充てるという説明を受けておりますが、この12ページ、13ページの償還金という1,920万7,000円というものが、ちょっと、そもそも何になるのかを教えてください。何なのか、償還金って何ですか。教えて下さい。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 13ページのほうの償還金につきましては、平成26年度の 療養給付費負担金でございまして、これにつきましては前年度、国のほうからの交付 金が、実際に使った療養費等の割合からすると、多く国から入ってきたと。

ちょっと理屈がよくわからないんですが、結局、厚生労働省が国から予算どりした金額を年度内に使用というか、使い切らなくてはいけないというものかどうかわかりませんが、基本的には必要以上のものを国のほうから交付されますので、それが確実に次年度で戻し入れをすると。

昨年につきましては、多かったものを基金のほうへ積み上げておりまして、それを、 ことしまた返すというような形で、1,900万についてを、このたび財政調整基金の 繰り入れということで対応しております。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。2番、川田君。

- ○議員(2番 川田 剛君) 済みません、大変不勉強で申しわけないんですが、8ページ、9ページ、歳入からなんですけれども、一般会計繰入金で、職員人件費が上がってまして、歳出10ページ、11ページで、時間外勤務手当が充てられています。次の、介護保険の分でも同じなんですけれども、一般会計から繰り入れて、職員給与に特別会計で充てるっていうのが、ちょっと、どういうことなのかっていうのがわからないので、ちょっと教えていただければと思うんですが。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 国保会計にしても、その介護会計にしても、あくまでもその保険税であったり、料で、その会計を賄うわけでございますが、人件費等につきましては、一般会、あっ、(発言する者あり)済みません、人件費につきましても、その会計で見てもよろしいということでありますので、こういった処置……。

ですから、国保会計のほうで、国保であれば2名分の人件費につきましては、見てよろしいということでございますので、一般会計で見なくて、この会計のほうで見ると。

- ○議長(沖田 守君) 質問の趣旨と違いやせんか。今、もう一遍、質問しんさい。 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) ていうのはわかるんですが、国保、本来は、済みません、僕の認識が違ってればあれなんですけども、違っとったら言ってください。本来は、恐らく国保会計は国保会計で賄うと思っとるんです。今回、一般会計から繰り入れて、職員給与を出してますよね。本来が一般会計から職員給与に充てるのか、本来は国保会計から充てるのか、僕はちょっと、そこから認識が違っているかもしれませんので、そこから話していただくとわかりやすいんですが。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 各会計のほうの支出としては、人件費を見ることができることになっておりますので、それを一般会計から負担金として入れておると。
- ○議長(沖田 守君) それは、参事さん、法定内のことじゃろ。
- 〇参事(齋藤 等君) そうそう。
- ○議長(沖田 守君) そのことをきちっと言わにゃ。
- ○参事(齋藤 等君) はい。人件費部分については法定内でございますので、先ほど言った、財政的に保険税だけでは賄い切れない場合に、一般財源の法定外の投入につきましては、国保会計の中では見れませんけども、人件費分については、その中でやれるということですので、一般会計のほうから。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ありませんか。ないようであります。質疑を終結します。 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより議案第151号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第151号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第152号

○議長(沖田 守君) 日程第13、議案第152号平成27年度津和野町介護保険 特別会計補正予算(第3号)について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより議案第152号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第152号平成27 年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第153号

○議長(沖田 守君) 日程第14、議案第153号平成27年度津和野町後期高齢 者医療特別会計補正予算(第2号)について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより議案第153号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沖田 守君) 起立全員であります。

したがって、議案第153号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第154号

〇議長(沖田 守君) 日程第15、議案第154号平成27年度津和野町簡易水道 事業特別会計補正予算(第4号)について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより議案第154号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。

したがって、議案第154号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号) は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第155号

〇議長(沖田 守君) 日程第16、議案第155号平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより議案第155号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沖田 守君) 起立全員であります。

したがって、議案第155号平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

<u>日程第17. 議案第156号</u>

〇議長(沖田 守君) 日程第17、議案第156号平成27年度津和野町奨学基金 特別会計補正予算(第1号)について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより議案第156号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。

したがって、議案第156号平成27年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第157号

○議長(沖田 守君) 日程第18、議案第157号平成27年度津和野町電気通信 事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、議案第157号でございますが、平成27年度津 和野町電気通信事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ737万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,072万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** それでは、議案第157号について御説明 をいたします。

今回、御提案をさせていただく補正予算につきましては、消費税の修正申告に係るものでございます。まず、最初に補正予算書と、それから別添として修正申告についてということで、資料を準備さしていただいております。先に、この資料のほうから御説明をさせていただいたらというふうに思います。

津和野町電気通信事業の特別会計の消費税の修正申告ということでございまして、まず1番目が、修正申告へ至る経緯でございます。ケーブルテレビ事業につきましては、

23年度より鹿足郡事務組合へ事業運営を移管し、補助事業整備品を含む全てのケーブル設備については、町保有のまま共同運営を行ってまいりました。

これについて、今年度、鹿足郡事務組合へのケーブルテレビ事業の一本化を図りますため、財産処分の検討等を行ってきたところでございます。この中で、現在、津和野町電気通信事業特別会計として申告していました消費税及び地方消費税について、平成23年度、24年度、25年度の申告内容に誤りがあることが判明したということでございます。

次に、修正すべき主な内容ということでございます。津和野町で行ってまいりましたケーブルテレビ事業につきましては、平成18年度、21年度、22年度に、事業実施のため、起債の合計額は5億9,180万円でございます。これについては、津和野エリアのケーブルテレビ整備事業あるいは端末の更新ということで、この年度において起債を5億9,180万円起こしたところでございます。

この借入金につきましては、消費税法施行令第75条により、借入年度には仕入税額控除を受け、消費税の還付を受けたところでございます。この還付合計額は、この該当する18年度、21年度、22年度を合計いたしまして、2,467万2,416円ということになっております。

この還付を受けまして、この借入金の元金償還が始まる年度より、一般会計繰入金等を財源に償還する借入金については、消費税を納付するということになっております。

23年度から25年度の申告書には、計算が反映されていなかったということでございまして、原因といたしましては、消費税の申告内容については複雑な計算がございます。そういったところで、システム的なところで、申告書作成を行っていたということで、計算結果が、計算書の誤った欄に入力される現象が発生したということで、修正すべき消費税額と、平成26年度分については今年度申告となりますが、消費税額の財源については、当初借入時の控除を受けた還付金を基金、現在、基金が5,974万7,681円ございますが、これに積んでおります。

財源については、基金繰入金により対応をさしていただきたいというところでございます。システム上の誤りの中で、本来は納付するべきところが別の欄に入って、還付の対象というような、控除をされるべき金額のところの欄に入力されてしまったというところが、今回の修正すべき主な内容ということでございます。

3番目として、税理士の確認ということでございます。金額的にも大きい中で、今回、 誤りが反映した内容については、税理士事務所、公認会計士、税理士事務所のほうに、 修正申告内容について確認依頼を行いました。

したがいまして、今回、御提案をさしていただく提案の金額については、この申告額で間違いないことを確認をしていただき、今回、修正をさしていただくものということでございます。

年度については、23年度から25年度が修正申告、26年度については、今年度申告ということになります。基本的には、23年度申告分が翌年度の24年9月末申告というようなことで、申告時期については1年ずれた形の中で、申告を今までしてきたところでございます。

延滞税については、23年度が4.3%ということで、24年度以降は4.3から2.9、25年度は2.9から2.8ということで、この延滞税については税務署に確認をさしていただいております。

この修正に当たっては、公認会計士、税理士の先生のほう、あるいは税務署のほうの、 この消費税担当官のほうと、うちは協議も行わさしていただいて、津和野町電気通信事 業特別会計のほうから、みずから修正申告をするという形の中で、今回、補正予算を提 案さしていただくものでございます。

今後につきましては、先ほど経過の中で説明をさしていただきましたが、今年度電気 通信事業会計については、財産処分の実行を視野に入れながら、27年度末をもって、 廃止を、今、検討しているところということでございます。

続きまして、予算書の説明でございます。

まず最初に、歳出のほうから御説明をさしていただいたらと思います。11ページを 御覧ください。

地域情報化推進事業費の報償費につきましては、修正申告の確認に係る公認会計士、 税理士に対する謝金、13万円を謝礼として計上をさしていただいております。

次に、12ページを御覧ください。予備費といたしまして、修正申告確認に係る公認会計士、税理士に対する謝金13万円及び修正申告分延滞税17万5,000円、これを内訳といたしまして、予備費30万5,000円を減額をしております。

次に、歳入でございます。歳入につきましては、9ページを御覧ください。消費税の 修正申告分等として、737万7,000円を計上いたしております。

以上でございます。

- ○議長(沖田 守君) 以上で、提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。ありませんか。4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) このたび、この間違いが発覚したということでありますが、なぜ、このことが今回わかったのか。そして、延滞税が17万4,800円ほどかかるわけでありますけども、今回のことについて、町長の所見をお聞きしたいと思います。なぜわかったか。
- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。

〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 修正申告に至る経緯というところで、事務 組合での事業移管ということで、今、津和野町が保有している整備備品、そういった ところの国からの補助金とか、そういった部分で、規制が適化法等であるわけですが、 そういったところの金額を精査しているところで、消費税についても事務組合への移 管ということでございますので、幾らぐらいになるかというようなところで、今まで かかっていた消費税等も確認をしていたところでございます。

そういった中で、この表が飛んでいる、申告内容の表のほうの申告書に飛んでいる金額が、あれっ、これおかしいんじゃないかというところで、税務署等とも話をさしていただいて、この修正申告の金額がわかったというようなところでございます。

〇議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) このたびの、こうした修正申告によりまして、本来なら必要でない延滞税が17万4,800円かかるということ、それから、税理士さんへの報償費も、これも本来であれば必要がないものでありますから、約30万円ぐらいの、本来であれば払うものではなかったものを、今回、払わなければならないということでありまして、このことについては重く受けとめてもいるところでございます。

システムの、今回はエラーということが原因ではあるわけでありますが、その上にシステムに頼り切らずに、やはり、もう一段のしっかりとした人間としての目のチェック体制が行き届いていなかったというところが原因かというふうに思っておりまして、こうしたことが起こり得らない、また次に起こらないように、その辺のチェック体制というのは、もう一度考え直していかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長(沖田 守君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。 これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより議案第157号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(沖田 守君) 起立全員であります。

したがって、議案第157号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第2号) は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 請願第8号

○議長(沖田 守君) 日程第19、請願第8号国民皆保険制度の維持・発展の意見 書提出を求める請願を議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、 委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略 することに決定いたしました。

これより本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可いたします。 7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) それでは、国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出 を求める請願の趣旨説明をさせていただきます。

5月27日に、医療保険制度改革関連法が国会で成立しました。本法令は、入院時の食事医療費の自己負担の引き上げなど、患者負担増による受診抑制の一層の深刻化、また患者申し出診療については、治療の安全性、有効性の問題や有害事態が発生した場合でも、患者の自己責任とされるおそれによる医療格差の拡大など、種々の大きな不安、懸念が、国会の委員会審議で指摘されました。

患者申し出診療とは、全日本民医連歯科委員長を歴任した南條芳久氏の簡単な説明によると、患者さんが未承認の新薬や医療機器による治療を望めば、医師は全国に15ほどある臨床研究中核病院と協力して、混合診療の申請ができるようにする。前例のない治療は、原則6週間の迅速な審査を行い、前例のあるものは2週間で審査する。基準を満たせば、中核病院と連携する地域の身近な医療機関、診療所などでもできるようになるというもの。

これは、安全性や有効性が確認できない自由診療が横行する危険性が高くなるもので、 混合診療の全面解禁であり、国民皆保険制度を崩壊させるもの。現行の保険外併用療養 制度で認められている先進医療は、将来の保険適用を評価する目的で行われているが、 今回の枠組みの中では、新しい治療技術や医薬品が保険給付の対象外としてとめ置かれ る懸念もある。そうなると、患者の経済力によって受けられる医療に格差が生まれてく るということです。 国保の財政面では、都道府県化に伴って、3,400億円の公費投入が行われます。 しかし、それだけでは国保財政の改善には不十分との指摘があり、今後、国による一層 の財政支援が求められます。政府は2020年度をめどとした一般会計の基礎的財政収 支黒字化を掲げ、医療においては患者負担増の路線を強く打ち出しています。

また、20年後の医療制度を見越した「保健医療2035提言書」には、新たな金融サービス、寄附による基金など、公的保険を補完する財政支援の仕組みの検討も重要と提言し、必要な医療であれば、公的保険で保障することを目的とした国民皆保険制度を後退させる構想を示しています。

健康の増進による医療費の節約は合理的です。一方、過度な患者負担増による抑制は、 疾病の重症化で逆に医療費の増大を招く上、国民の安心安全を崩します。福祉の緊縮政 策は、国民の健康を害して経済的にも悪影響を及ぼします。

津和野町においては、保険税を滞納せざるを得ない世帯が110軒もある現状であり、 患者負担がふえれば必要な医療を諦めてしまう人がふえることは間違いありません。必 要な医療が受けられなければ、重症になってからの受診になり、早期発見・早期治療に 逆らうことになります。

医療費の増大も招きます。本法の成立で、患者負担の具体的な例としては、津和野町 民がもし入院した場合、入院治療をした場合、入院時の食事、療養費は、今は一月2万 3,400円だったものが4万1,400円と、月に2万円近く引き上げられることにな ります。

これは、高額療養費制度の対象外なので、全てが患者の負担増につながります。保険の適用にならない治療がふえ、経済的理由で希望する治療を諦める町民も出てきます。 保険適用外の安全性や有効性が確認できていない、未承認の新薬や医薬機器による治療を受ける町民が出てくることも考えられます。その際、有害事態が発生した場合でも、 選択した患者の責任とされるおそれがあります。

保険診療と保険外の自由診療を同時に行う混合診療が認められる今の方向に進んでいってしまえば、国民皆保険制度は崩壊して、アメリカのように必要な医療が受けられない。我慢してやっと医療を受けた際には、医療破産をするという町民が出てくることにもなりかねません。

医療費負担が青天井で、津和野町民が医療費破産をする制度にならぬよう、津和野町議会において、国に対し、国民皆保険制度の維持・発展の意見書を提出していただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、国が決めたことに町議会が口を出すべきではないというお考えの方もおられる と思いますが、町民が被害を受けることを防ぐために、意見書の提出をしていただきた いと思います。よろしくお願いします。

○議長(沖田 守君) 以上で、紹介議員からの趣旨説明は終わります。 これより質疑に入ります。ありませんか。4番、岡田君。 ○議員(4番 岡田 克也君) ただいま、未承認薬の利用ができるように、混合診療でなるということは、非常に危険だということもありましたけれども、しかし、新薬が承認されるにはかなりの期間があり、生命の危機に瀕している方は、そのわらをもつかむような思いで新薬を、やはり投与してほしいという、そういう意見も多々あるかと思うわけでありますが、これが、概していけないことなのでしょうか。

そして、この請願そのものは、国民皆保険制度の維持・発展ということでありますけれども、国民皆保険制度を国は廃止するという方向でしょうか。ただいま、御説明にありましたのは、食事代の負担がふえるということで、食事代の負担がふえるということなら、食事代の負担を現在のままにしてほしいという、そういう請願であるべきであると思いますけれども、この国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める請願というのは、私は内容的には、なかなかこの説明、そして趣旨事項等は一致しがたく感じるわけですが、その点について御説明いただけたらと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) まず、承認されてないお薬を喉から手が出るような思いで使いたいという患者さんの気持ち、それは間違いなくあると思いますが、今現在、承認された薬でも、これはまずかったといって承認が取り消されることもあります。今現在、承認は取り消されておりませんが、女性のための子宮頸がんワクチンが、いっとき若い中学生、高校生はどんどん打ちなさいということで打ちましたが、それによる健康被害を受ける方がたくさん、たくさんというか問題が起きたということで、今は進めてはおられない。廃止にはなっておりませんが進めてはおられない。しかし、原因がわからない痛みで苦しまれている女性の方が、今もおられるということがあります。そのように、薬とか治療とかには、本当に時間をかけてゆっくり検証していかなくてはならないものなのですが、先ほど述べさせていただいた中で、未承認の薬を使う判断をする期間というのが、使えるか使えないという判断をする期間というのが、たった6週間、前例のない治療がたったの6週間で使うことができます。

前例のあるものも、2週間でその人の体質に合うかどうか、そのあたりも審査するのに2週間という、ほんの短い期間で治療が可能になってしまいます。その点で、やはり現行のまま、慎重に慎重にということが必要だと思います。

それと、先ほどの患者の負担をふやすことが、国民皆保険制度の崩壊につながると考えにくいという御質問だったと思いますが、今、説明させていただいた中で、混合診療というものが、どんどん進んでいくという、これから先進んでいくということが取り上げさせてもらったんですが、混合診療というのがふえていくと、保険を使っての診療と自費での保険外の診療をすることが可能になって、保険を使うことが多くなると、保険料が上がってしまう。今でさえ、保険を払うのが大変な方々が我が町にはおられる中で、保険料が上がっていくと入り続けることが困難になっていく。そういうことがふえていき、国民みんなが入っているから、今の保険は保たれているのが、入れない人がふえて

いくということで、皆保険制度が崩れていく、今、階段を上りつつあるということなので、今のまま維持していただきたいという趣旨です。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) ただいま、その新薬の判断のために大変期間が短いということで、副作用が心配されるということでありましたが、新薬を求めていかれる方というのは、あすの命もわからない逼迫した病状の方が多いわけであります。副作用というよりも、その薬を使って、やはり生死を分けるその状況の中で新薬も使いたいという、それがほとんど望まれることだと思っております。

むしろ、副作用よりも、新薬を投与することによってあすの命がつながっていくというほうが、私は喫緊の課題でもあると思いますし、大事だと思いますが、その点についてお答いただきたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 安全性が確認されていないもの、効果も確認されていなくて保険の適用になっていないもの、そのようなものを、今現在は、これから先、認可できるのじゃないかという予測の中で、その保険外の治療をすることができていますが、それより枠を外れたものが、今後出てくるというおそれがあります。

新しい治療をして命が助かる可能性が高ければ、少々の副作用があろうがやりたいという患者の気持ちが先に立ってしまうと、医療は大変なことになってしまいます。現場の医師の方たちがそれを訴えておられるので、私はそちらのほうが大事じゃないかと思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 未承認薬というのは、決してそれが発明されてすぐ承認されてないということではなく、外国では十分な実績があったとしても、日本国内での承認に時間がかかって未承認薬となっているものがほとんどであります。 外国で効果が実証されておるものでも、日本でまだ未承認であるから使えないというのが現状だと思います。

やはり、一刻の生命を争う方にとっては、その未承認薬、外国で有効性が判断された ものを使いたいという、それは一命を左右するような病状のときには、私は使用してい くべきではないかと思いますが、その点についてお答えください。

- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 日本国民の命は、やはり日本政府が守るべきもので、よその国がオーケーだからといって、日本国民を守ってくれるわけではありません。その承認の可能性があるものは、例外として、今、試すことができますよね。先進医療という形で、それを枠を超えるということは、もっと危険が増すものがふえてくるということなので、例えば、同じ治療を10人の人が受けたが、未承認のその治療を10人の人が受けたが1人は助かったが9人は亡くなってしまったとか、そんなこと

がないように、国が一生懸命、日本の政府が一生懸命、認可するための段取りを踏んでいるのは、すごく大事なことだと思いますので、この請願を出していただいて、津和野町民の命が危険にさらされないように意見書を出していただけたらなと思います。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、岡田君。

- ○議員(4番 岡田 克也君) ただいま、質疑そして趣旨事項、そして件名について 納得ができるものでありませんでしたので、今回は反対とさしていただきます。
- 〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。6番、 丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) 先ほどの質疑から伺いますと、要するに、今、批准されようとしてるTPPのその中で、医療関係の問題が提起されとったと思います。

そこで、特に混合医療の問題ですね。それで、未承認薬をあるいは質のいい医療、薬 あるいは医療体制、そういうのが、例えばアメリカの先進国から、今のところは許可さ れてないけど、その条約が批准されるとともに、それも許されるということになれば、 ただ、その現在の保険の適用範囲外で、自己負担でそれができるならば、それは許可す るというような情勢になっていくんじゃないかと。

そうしますと、現在の国民皆保険での、その費用の適用というものが、貧富の差って

いいますか、そういうところで、人命で、貧しい者はそういう一刻も争う薬あるいは医療を受けたいけど、お金をたくさん払わなきゃいけないということで受けられないと。 そういうところで、富んでる者は、すぐ、それができるということで、命にかかわることも格差が出てくるというような、そういう問題も含んでくるんじゃないかと思うし、先ほど申しましたように、それが今度は、政府は、今、基準としてるその程度の、いろいろな病名ですか、それによって段階を設けて適用さしてるんですけど、それがどんどん、今まで適用されとった分も費用がかかるんで、今度はこれ以上はレベルを下げて、それ以上のものは混合診療にしてくれということで、自己負担にどんどんしてくれということになれば、それこそまた今の国民皆保険じゃないけど、どんどん脱落する者が出

このたびの、この請願によりまして、そういうことが起きないように、そういうことが外国からの医療あるいは薬、そういうものが許されたとしても、やはり今までの国民皆保険ですか、それを適用さして、誰もが格差なく受けられると、そういう意味合いも含めて、現在の国民皆保険制度というものは維持、そしてまたはそういうところに適用して、発展さしていくべきじゃないかと、そういうふうにここは言ってるんじゃないか

てくるんじゃないかと、そういうような話をちょっと聞いたことがあるんですが。

と、そういうふうに私は理解して、このたびは賛成したいと、そういうふうに思います。 (笑声)

- ○議長(沖田 守君) 原案に反対者の発言を許します。 9番、三浦英治君。
- ○議員(9番 三浦 英治君) 反対の意見で述べさせていただきます。正直言って、何を求めたいのか判読がすごく難しいというのが正直な気持ちです。

今、日本の国民医療費は、総額約1兆円を超えるペースで増え続けております。高齢 化や医療技術の発達によって増え続けているわけですけれども、1958年にこれが法 制化されてもう57年たちます。

大変すばらしい世界に誇れる保険制度とは思いますけれども、この超高齢化社会に向けて、国民皆保険制度を維持していくためには、負担の仕組みをそのように変えていく必要もあろうかと思います。

制度改革における各種施策は、これから段階的に取り組みが進められようとしています。その施策の効果を注意深く評価していくことが重要であって、請願趣旨事項、ちょっと判読しがたいような意見書には、私は反対いたします。

- ○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。 ないようでありますから(発言する者あり)何、えっ、今求めた。 次に、反対者の発言を許しますが、ありますか。5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) 5番、草田です。私は、今回のこの意見書の案、先ほどからいろいろと説明があったわけなんでございますが、この国民皆保険制度については、1961年に発足をして、誰もが必要なときに必要な医療を受けられるという、非常に安心感と平等性を持った、非常に大事なものであって、やはり国民皆保険制度というのを、きちんと、私は堅持すべきであるというふうに思っております。

何分大事なのは、この法制度を長期的に安定した制度が継続できるということが、非常に大切であるというふうに思っております。ただ、今回のこの出ている関連法案が、国会で成立をしたということでございますが、この法案が本当に制度の後退につながるようなものであるのかどうか、私も、本当にいろんな人の意見もありますし、専門家でもないので、内容的に十分理解できない部分がまだたくさんございます。

そういった意味で、今回の意見書については、自分自身がまだ勉強不足もございまして、十分な理解ができないという部分もありまして、反対の立場を取らざるを得ないということで反対とさせていただきます。

以上です。

- **〇議長(沖田 守君)** ほかに、原案に賛成者の発言がありますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより請願第8号を採決いたします。本請願を採決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) ありがとうございます。起立少数であります。

したがって、請願第8号国民皆保険制度の維持・発展の意見書提出を求める請願は、 不採択と決定いたしました。

日程第20. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長(沖田 守君) 次に、日程第20、総務経済常任委員会の所管事務調査報告 についてを議題といたします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。4番、岡田君。

○総務経済委員長(岡田 克也君) それでは、平成27年第8回9月定例会において 許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告 いたします。

調査事件、津和野町特産の栗などによる農業振興について。

2、調査目的、津和野町特産の栗などにおける地域振興について、先進地や島根県津和野町内の現状を調査し、議会における判断材料とするため。

調査方法、机上調査。

審査日、1、JAくまの栗生産及び栗の六次産業についての視察及び聞き取り調査。 日時、平成27年10月14日水曜日午後2時より。場所、JAくま本所、株式会社クマレイ、JAくま選果場。出席者、熊本県球磨地域振興局参事田中雅晃、JAくま営農部指導販売課守公一郎、株式会社クマレイ取締役専務高橋幸一郎、総務経済常任委員6名。

第2回目、JAしまね西いわみ地区本部に対する聞き取り調査。日時、平成27年1 1月9日月曜日午後3時より。場所、津和野町役場第2庁舎委員会室。出席者、橋本正嗣地区本部長、川上幸夫営農部指導販売課長、青木昭親栗生産部会会長、総務経済常任委員6名。そして、商工観光課長、農林課長も出席されました。

3、第3回目、平成27年12月11日金曜日午前10時30分より。場所、津和野町役場第2庁舎の、この日はすいません、委員会室が文教民生委員会が使っておりましたので、議員控室で行いました。訂正をお願いします。出席者、総務経済常任委員6名。

栗の圃場は、山間部が大幅に減少している状況で、栗農家は他品目との複合経営や兼職が多いということであります。圃場の改植は16万円の国庫補助、苗購入補助を行っ

ている。シルバー人材センターによる、剪定講習受講者による剪定作業班による剪定も 行っている。

鳥獣対策については、イノシシ、鹿、猿の被害が中心であり、対策として国庫補助事業を活用して進入防止柵を設置している。

出荷の中心は名古屋方面が多く、地元加工場のクマレイで約100トンをペーストに加工している。

2、株式会社クマレイの概要について。栗加工はペーストのみで、9月の生産加工時にラインを配置している。栗加工ラインの設備費は約3,000万円である。栗ペーストの売価はキロ当たり2,000円であり、原価はキロ当たり1,000円となっています。栗原料500円と、そして加工経費500円となっております。

栗ペーストの販売先は、主が名古屋で、4分の1が北海道の菓子メーカーの六花亭となっております。

クマレイの生産品目と加工品量は、栗ペーストが70トン、大学芋が150トン、紅芋ペーストが150トン、冷凍ホウレンソウ、茹でたものを冷凍にしたものが1,000トンなどであり、従業員は50名、平成24年3月には年間販売高6億円を達成した会社であります。

そして、JA西いわみの栗の出荷実績でありますが、下記のとおりでありますが、見ていただきましたらわかりますように、平成24年度は合計で1万6,412ほどあったものが、翌年につきましては1万2,932になり、そして平成26年には20トン、そして平成27年には11トンと、表年裏年というものがあるということと、また、生産者、出荷者につきましても、平成24年度は65人が、平成25年度になって63人、平成26年度は72人でありましたが、平成27年は55名となっております。

JA西いわみの栗の販売実績でありますが、下記のとおりであります。その中で特筆すべきは、マルヤという四国にある加工メーカーのところに、かなり多くのものが京都青果市場とともに出されております。

5、JA西いわみ管内における栗の現状と対策などについてであります。津和野栗は全国的に評価が高く、特に菓子職人のパティシエ等などから高い評価を受けております。しかしながら、西いわみ管内でかつて100トンあった生産量は、13トン程度に落ち込んでおります。

西いわみ管内の栗の生産量は、島根県の7割強を占めておりますが、今年度の生産量と販売額は11トン、1,000万円強に落ち込んでおります。昨年度が20トン強の生産量があったことから考えれば、裏年表年があるとはいえ、約11トンに落ち込んだことは、生産者の高齢化による生産量の減少が顕著であることが伺われます。

現在11トンの生産量を40トンに増産すれば、約5,000万円程度の売り上げが見込まれます。 JAしまねは、農業振興に対して5億5,000万円を投資する予定であり、栗による農業振興にも寄与できると考えておられます。

津和野町栗再生プロジェクトでは、5カ年計画で、JA西いわみ地区本部共販扱いを、現在13トンから30トンに増量する計画であります。仮に、JAくまの共販状況、1,300人生産者で700トンの出荷がある、この割合から計算すれば、JA西いわみ地区本部の場合、67人で36トンとなる計算となります。

同じく、先進地の茨城県笠間市でも空きスペースに栗を植えようという運動を行って おり、津和野町も積極的に新植に取り組むべきであります。

町議会で設計管理委託料が可決されて、建築設計が進められている障害者施設や養護 学校等との連携により、授産施設の位置づけができれば、心身障がい者の雇用促進、自 立支援が図られ、栗加工の授産施設人件費の補助金も活用可能であると考えられます。

5、審査意見、津和野栗は生産者の高齢化が顕著であることから、産地として危機的な状況であり、栗の生産量の維持と増産について、早急に対策を講じていかなければならない状況である。

栗の需要は多く、西いわみ地区で30トン生産しても余ることはない現状であり、町とJAが連携して増産に取り組むべきである。

熊本県球磨地域では、収穫の多い農家では1反当たり300トンの収穫があり、反収、 生産量向上のための講習会などの開催も有効であると考える。

栗の生産、剪定などの講習会の開催や、栗生産部会による指導体制の構築により、新規就農者や農家、土地所有者等への栗の栽培を奨励すべきである。

観光地である当町にとって、遊休農地は景観的にも好ましくなく、栗の植栽は栗の増産のみならず景観対策となるため、補助制度も創設して遊休農地への植栽を奨励すべきである。

鳥獣害対策も講じるべきであり、国庫補助金を活用して侵入防止柵の設置による対策 を行うべきである。

津和野栗のさらなるブランド化は、農業収入の向上や加工品にも付加価値をつけるため、厳格な基準を設けて推進すべきである。

現在は、四国で加工している栗のペーストなどの加工を町内で行うことができれば、 栗の六次産業による産業振興となる。

町内で加工すれば輸送料などがかからないため、津和野栗ペーストを安価で町内飲食業者などが購入できるため、町内全体に経済波及効果が期待できる。

ふるさと応援宣言による経済産業省の有利な助成事業の活用やJAしまねとの連携により、栗などの加工施設の整備を進めていくべきである。

栗の出荷は、季節が秋に限定されており、加工作業を山菜加工場などで受託できない かなども含め、検討していくべきである。

また、栗などの加工所を授産施設と位置づけることや障害者雇用ができれば、心身障がい者の雇用促進、自立支援となるため、担当課間で検討を進めていくべきである。

産業の乏しい当町にとって、津和野栗は農業産業振興の一つの核となる可能性を秘めており、ふるさと応援宣言の採択も追い風である。官民協働で栗の増産体制の確立、六次産業に向けて着実に進めていくべきである。

平成27年12月16日津和野町議会議長沖田守様。総務経済常任委員会委員長岡田克也。

以上です。

○議長(沖田 守君) ちょっと委員長に申し上げます。

審査意見で農家の1反当たり反収が300トンという表示でありますが、300キロの間違いではありませんか。

- ○総務経済委員長(岡田 克也君) 大変失礼しました。訂正をお願いします。
- ○議長(沖田 守君) じゃ、あなたのほうから。
- ○総務経済委員長(岡田 克也君) ただいま、議長から指摘がございました審査意見の2段目のところの、熊本県球磨地域では収穫量の多い農家では1反当たり300キロ。300トンというのは大きな間違いであります。「キロ」のほうに訂正をお願いします。

以上です。

- ○議長(沖田 守君) これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。ありませんか。 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) かなり大きな栗の出荷をされてるところに見に行かれたのですが、なぜそこを選ばれたのかというのがちょっと不思議に思うのと、それと、障がい者の施設や養護学校との連携を考えるべきと言われているので、ひょっとしたら、ここがそれをやってるのかなと、私、思いましたので、もし、そこを見られたことがあったんだったら教えていただけたらなと。
- 〇議長(沖田 守君) 委員長。
- ○総務経済委員長(岡田 克也君) まず、ここの場所を選定した理由でありますが、 熊本県では全国でも屈指の栗の生産量を誇っており、特にこの球磨地域というのが、 先ほども御説明しましたように、約1,000トンという、大変大きな出荷をしてお ります。

そして、このJAくまの子会社的な形でクマレイというのが、その栗のペーストなどの加工をしておりまして、これが六次産業化になっておりまして、そういう意味では、栗の生産のみならず六次産業化をしており、そして全国屈指の産地である、このJAくまを、農協の関係者の方に段取りをいただいた中で視察をしたわけであります。

1番の理由は、特にここの場所が大きな収穫量の多い産地であるということと、それがそのまま、その子会社が加工施設を持っており六次産業となっていくという、そういうことが主な理由であります。

そして、名古屋等にも大変たくさんの出荷をされておりまして、その状況を鑑みる上では、やはりこの一貫した、ただ生産のみにとどまらず六次産業化にもなっておる、そういう場所を選定して行こうということで、この場所になったわけであります。

障がい者につきましては、先日、商工観光課、そして農林課も含めて、JA西いわみとの協議の中で、そういう御提言も報告であり、その中で、特に今から障害者雇用というのは大事な課題でもあると思いますし、企業におきましても、障害者雇用というのは助成金も出、また障害者雇用の促進ということも義務づけられておると思われます。

その中で、先日の御提言のところを5番のところに書かしていただいて、そして、特に今回、町議会のほうで認められた障害者施設については、当然、B型の作業所もしくはA型の作業所等のその作業といいますか、仕事というものが大事であります。

そのB型作業所というのは、作業を行っても収入の少ないものをB型といいます。A型というのは、かなりの収入が見込まれるものをA型といいます。それは、その個人に渡る給与といいますか、収入がかなりA型というのは大きいものでありますし、この作業所の仕事というものは、かなりいろんな意味から加工していかなければならない。そういう意味でも、この提言があったと思われますし、今回、その提言を受けて申し述べさしていただいたことであります。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) ちょっとこの表の理解をしにくいんですが、4番のところ、JA西いわみの栗の販売実績のところで、出荷者と荷受量という表現がちょっと私にはわかりづらいんですけれども、ちょっとそこを先に説明していただけませんか。
- ○総務経済委員長(岡田 克也君) 出荷者というのは、要は、これだけを出荷者によって出したというものであります。(「生産じゃない、生産量」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)あっ、荷受量のほうが。

すみません、大変失礼しました。今、御指摘もいただきながらわかったわけでありますけれども、すみません、改めて確認したわけでありますが、出荷者というのは、出荷した量であります。例えば、京都青果は1 万4 7 3 ということで、いや、1 0 万ですか。ああ、1 万。

それで、荷受量というのは、これは単価であります。例えば、出雲ではキロ当たり589円で取り扱われておる。京都青果では501円。そこら辺が、例えば年度によって、25年度は京都青果は816円でありましたが、そのように、年によって、たくさん取れた年はやはり単価が下がりますし、少ない年は単価が上がり、そして、そのような状況をあらわしております。出荷者というのは、出荷量であります。

○議長(沖田 守君) 委員長に申し上げますが、出荷者というのは出荷量であって、 出荷量というのは単価と、こういうふうに訂正でございますか。 荷受け量というのは、1キログラム当たりの販売単価なんでしょ。委員長。

- **〇総務経済委員長(岡田 克也君)** ちょっと、資料を、もと資料を(発言する者あり) 議長。
- 〇議長(沖田 守君) 委員長。
- ○総務経済委員長(岡田 克也君) すいません、これは私の書き方が誤っておりました。左側は出荷量に訂正をしてください。右側は単価のほうに直していただけたらと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 非常にこれから生産振興していかなければならないし、非常に栗は労働生産性が高いということは、私は、大体、経験値からわかるわけですが、やっぱりこの現在の13トン、15トンぐらいまで落ちたとは言いながら、やっぱりそれを、ただ一元的に市場出荷した結果として、単価が結果的に市場単価に左右されて生産者価格が伸びない、結果的に所得が伸びないから生産者は生産をやめていくというのが、負の連鎖で来とると思うんですが。

やっぱりその辺で、今日まで減るまでの間に、なぜ、JAというものは、基本的にその生産者に対する対応を怠ってきたのかなと思って、それをあえて、またここで、JAしまねとの連携によってとか何とかいうようなことで、非常にその生産者段階との協議の中で、その辺をしっかり押さえて、これからの生産振興をしていくというようなことを、農協の方もおられたようですが、その辺についての農協としての姿勢というものは、どういうふうに感じられたかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 委員長。
- ○総務経済委員長(岡田 克也君) 5番のところで書いておりますことでありますけれども、JAしまねとして、農業振興に対して5億5,000万円を投資していく、これは前の調査でもありますが、一農協化によって特に投資を農業に集中していこうということで、今までこのように栗も年度によって価格が左右されておりますけれども、しかし先ほども御報告申し上げましたが、より一層のブランド化や、そして六次産業化、そういうことが今から価格の安定、そして出荷をしても確実にそのものがきちっとした価格でも取引されてくると思うわけであります。

今では、つくってもほとんど外へ出しておるという状況でありますので、これを町内で六次産業化して回していけば、より付加価値の高いものになり、また、確実に、この津和野栗、そしてJA西いわみで生産したものが、きちっとした価格で引き取られていくと思いますので、そのような六次産業化ということも、非常に、今後、農業生産の価格の維持等にも寄与していくものと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) ほかにありますか。10番、京村君。
- ○議員(10番 京村まゆみ君) ちょっと確認をさせてください。

今、訂正があったのは、4番の表のほうで、3番の表は出荷者と荷受量でいいってことですか。(「そうです」と呼ぶ者あり)その荷受量のほうの単位は、教えてください。

- 〇議長(沖田 守君) 委員長。
- ○総務経済委員長(岡田 克也君) キロでございます。書いとけばよかったんですけ ど。荷受量のほうはキロであります。ですので、平成26年度で言えば、12トン、 津和野地域で生産しております。以下、合計で20トンの生産量であったということ であります。(発言する者あり)うん、そうじゃないかね。え、そうじゃないかね。 (発言する者あり)2トンか。(発言する者あり)上の表はキロです。それでえかっ たよね、えかったよね。(発言する者あり)うん、まあ、どっちにしても……。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結いたします。御苦労でした。 以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第21. 文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について

○議長(沖田 守君) 次に、日程第21、文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告についてを議題といたします。文教民生常任委員長から所管事務調査について中間報告をしたいとの申し出であります。

お諮りをいたします。本件について、申し出のとおり中間報告を受けることにしたい と思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、文教民生常任委員会の 所管事務調査中間報告を受けることに決定をいたしました。 文教民生常任委員長の発言を許します。3番、米澤君。
- **○文教民生委員長(米澤 宕文君)** 文教民生常任委員会所管事務調査中間報告書。 平成27年第8回9月定例会において許可をいただきました所管事務調査について、 会議規則第47条第2項の規定に基づき報告をいたします。
 - 1、調査事件、保育園民営化並びに障害者施設について。
 - 2、調査目的、現状を把握調査し、議会活動に資するため。
 - 3、調査方法、机上調査及び現地調査。
- 4、調査の経過、第1回、日時、平成27年10月15日木曜日午前9時から。場所、 津和野町役場津和野庁舎大会議室。出席者、文教民生常任委員会5名、議長、齋藤等健 康福祉課長、土井泰一健康福祉課長補佐。調査事項、新法人による保育園民営化及び障 害者施設の進捗状況調査並びにB型事業所つわぶきの里意見交換、木部、畑迫保育園・ 直地児童館の見学。

第2回、日時、平成27年11月12日。場所、出席者につきましては、第1回と同じであります。調査事項、新法人による保育園民営化及び障害者施設の進捗状況調査。

①社会福祉法人について。調査概要、福祉法人設立に関する津和野町健康福祉課聞き取り調査であります。26年6月、社会福祉法人を設立し、木部保育園、直地児童館運営を移管することを決定。27年3月、名称を「社会福祉法人つわの清流会」とする、そういうことを決定しております。28年2月、設立認可申請並びに認可予定であります。28年3月、社会福祉法人設立予定であります。28年4月、木部保育園、直地児童館を「社会福祉法人つわの清流会」へ移管予定、新名称は「木部さとやま保育園」、「直地保育園」となります。29年4月、「社会福祉法人つわの清流会」による障害者福祉サービス事業の開始予定であります。当初のサービス事業は、就労継続支援B型事業所、児童発達支援、放課後等デイサービスの予定であります。

新法人は、事業計画書を県に提出中で、現段階では認可申請前であります。並行して、 平成28年4月1日に保育事業開始を準備しておられるので、予定どおり開設できるよう努力をされたい。

②保育園民営化について。調査概要、木部保育園、畑迫保育園、直地児童館を視察しております。直地児童館と木部保育園の建物修繕箇所の確認をしております。

問題点及び課題としまして、設立準備中の「社会福祉法人つわの清流会」が、保育園 2園の運営母体となる運営が軌道に乗るまで財政支援をしていくという町の方針だが、小規模保育園 2園のみを民営化することが、町全体の子育てや福祉財政にどう影響していくのか、中長期的な方向性など、もう少し調査が必要である。

- ③障害者福祉について。調査概要、特定非営利活動法人つわぶきの里、これを視察しております。
- (1) 就労継続支援B型事業所作業見学、定員20名でありますが就業者は10名。 机上研修として意見交換をしております。

次に、職員は理事長以下4名、パートが1名。主な作業としまして、石見紙工業の内職ほかに、JA甘長唐辛子パック詰め等の受託事業をしております。1日の手当は500円、月1万円、ボーナスが年間3回3万円で9万円支給されております。

(2)相談支援事業所、総合支援法施行により、平成27年3月から相談支援専門員を配置し、支援者の個別支援計画を策定している。現在、21名の計画を策定。町内において、相談支援事業は、つわぶきの里と社会福祉協議会で行っている。

問題点及び課題。新たに建設予定の障害者施設及びB型事業所についても、「社会福祉法人つわの清流会」が運営母体となるが、施設の規模などについて圏域の関係機関との連携、また利用者ニーズ調査など、数学的裏づけが必要だと考える。

5、中間報告、上記の問題点や課題について、調査不十分のため継続調査とするとい うものであります。

平成27年12月16日。津和野町議会議長沖田守様。文教民生常任委員会委員長米澤宕文。

以上であります。

○議長(沖田 守君) ありがとうございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。6番、 丁君。

- ○議員(6番 丁 泰仁君) 委員長、最後に中間報告で「上記の問題点や課題について、調査不十分のため継続調査とする」、これ、調査不十分とは、委員長の中にどういうことを、あと、将来調査してみたいと、そういうことがあるのか、ちょっとわかりましたら教えてください。
- 〇議長(沖田 守君) 委員長。
- ○文教民生委員長(米澤 宕文君) その点につきましては、障害者福祉施設の確定予算、それとか青写真、これがはっきりしておりません。その点もある程度はっきりした時点で、再度、健康福祉課と話し合う予定にしております。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結いたします。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告を終了します。御苦労でした。

日程第22. 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長(沖田 守君) 日程第22、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に 配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の とおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第23. 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長(沖田 守君) 日程第23、文教民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

文教民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に 配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の とおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

______.

日程第24. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(沖田 守君) 日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすること に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(沖田 守君)** 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の とおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
- ○議長(沖田 守君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。 会議を閉じます。平成27年第10回津和野町議会定例会を閉会いたします。大変、 御苦労さまでございました。

午後 0 時 09 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

	署名諱	轰員	